

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（2 月 2 1 日）（水曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期決定の件	9
日程第 3 諸般の報告（議長・監査結果報告）	9
日程第 4 行政報告（市長報告）	9
永山市長報告	9
日程第 5 報告第 1 号 令和 6 年度日置市土地開発公社事業計画の報告について	1 0
永山市長提案理由説明	1 0
上総務企画部長兼総務課長	1 0
日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
日程第 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
日程第 8 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
永山市長提案理由説明	1 1
日程第 9 承認第 1 号 専決処分（令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 8 号））につき承認	1 2
を求めることについて	1 2
日程第 1 0 承認第 2 号 専決処分（令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 9 号））につき承認	1 2
を求めることについて	1 2
永山市長提案理由説明	1 3
日程第 1 1 議案第 1 号 市有財産の減額譲渡について	1 4
永山市長提案理由説明	1 4
上総務企画部長兼総務課長	1 4
山口初美さん	1 5
坂口洋之君	1 5
日程第 1 2 議案第 2 号 市有財産の減額譲渡について	1 5
永山市長提案理由説明	1 5

城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 6
山口初美さん	1 7
下園和己君	1 7
日程第 1 3 議案第 3 号 会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための関係条例の整備に関する条例の制定について	1 7
日程第 1 4 議案第 4 号 日置市施設整備基金条例の一部改正について	1 7
日程第 1 5 議案第 5 号 日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の制定について	1 7
日程第 1 6 議案第 6 号 日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	1 7
日程第 1 7 議案第 7 号 日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について	1 7
永山市長提案理由説明	1 8
上総務企画部長兼総務課長	1 8
休 憩	2 1
黒田澄子さん	2 1
上村企画課長	2 1
黒田澄子さん	2 2
上村企画課長	2 2
山口初美さん	2 2
上村企画課長	2 3
上総務企画部長兼総務課長	2 3
福田晋拓君	2 3
上村企画課長	2 4
福田晋拓君	2 4
上村企画課長	2 4
日程第 1 8 議案第 8 号 日置市手数料徴収条例の一部改正について	2 5
日程第 1 9 議案第 9 号 日置市高齢者介護手当支給条例の一部改正について	2 5
日程第 2 0 議案第 1 0 号 日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	2 5
日程第 2 1 議案第 1 1 号 日置市生活支援ハウス運営事業利用者負担金徴収条例の廃止について	2 5

日程第 2 2	議案第 1 2 号	日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	2 5
	永山市長提案理由説明		2 5
	瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長		2 6
日程第 2 3	議案第 1 3 号	日置市漁港管理条例の一部改正について	2 8
日程第 2 4	議案第 1 4 号	日置市営住宅条例及び日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部 改正について	2 8
日程第 2 5	議案第 1 5 号	日置市監査委員条例及び日置市水道事業及び下水道事業の設置等に 関する条例の一部改正について	2 9
	永山市長提案理由説明		2 9
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長		2 9
休 憩			3 1
	上村企画課長		3 1
日程第 2 6	議案第 1 6 号	令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 1 0 号）	3 1
日程第 2 7	議案第 1 7 号	令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	3 1
日程第 2 8	議案第 1 8 号	令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 4 号）	3 1
日程第 2 9	議案第 1 9 号	令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）	3 1
日程第 3 0	議案第 2 0 号	令和 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 1
日程第 3 1	議案第 2 1 号	令和 5 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	3 1
日程第 3 2	議案第 2 2 号	令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	3 1
日程第 3 3	議案第 2 3 号	令和 5 年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）	3 1
日程第 3 4	議案第 2 4 号	令和 5 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	3 1
	永山市長提案理由説明		3 2
日程第 3 5	議案第 2 5 号	令和 6 年度日置市一般会計予算	3 4
日程第 3 6	議案第 2 6 号	令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計予算	3 4
日程第 3 7	議案第 2 7 号	令和 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	3 4
日程第 3 8	議案第 2 8 号	令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計予算	3 4
日程第 3 9	議案第 2 9 号	令和 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	3 4
日程第 4 0	議案第 3 0 号	令和 6 年度日置市介護保険特別会計予算	3 4
日程第 4 1	議案第 3 1 号	令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	3 4
日程第 4 2	議案第 3 2 号	令和 6 年度日置市水道事業会計予算	3 4
日程第 4 3	議案第 3 3 号	令和 6 年度日置市下水道事業会計予算	3 4

永山市長提案理由説明	3 4
日程第 4 4 請願第 1 号 吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書	3 8
日程第 4 5 陳情第 1 号 「国民宿舎吹上砂丘荘の来年 3 月閉館に反対」の陳情書	3 8
日程第 4 6 陳情第 2 号 吹上砂丘荘の存続とそれに係る議案を日置市議会 3 月議会で審議、採 択しないことを求める陳情書	3 8
日程第 4 7 陳情第 3 号 川内原発 2 0 年延長に関する陳情書	3 8
日程第 4 8 陳情第 4 号 日置市の大切な観光施設吹上砂丘荘閉館にかかわる議案を審議しない ことをお願いします	3 8
日程第 4 9 陳情第 5 号 観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用す る方途を拓くよう陳情します	3 8
日程第 5 0 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	3 8
散 会	3 9

第 2 号（3 月 5 日）（火曜日）

開 議	4 4
日程第 1 議案第 1 6 号 令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 1 0 号）	4 4
日程第 2 議案第 1 7 号 令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	4 4
日程第 3 議案第 1 8 号 令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 4 号）	4 4
日程第 4 議案第 1 9 号 令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）	4 4
日程第 5 議案第 2 0 号 令和 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）	4 4
日程第 6 議案第 2 1 号 令和 5 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	4 4
日程第 7 議案第 2 2 号 令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	4 4
日程第 8 議案第 2 3 号 令和 5 年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）	4 4
日程第 9 議案第 2 4 号 令和 5 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	4 4
中村予算審査特別委員長報告	4 4
日程第 1 0 議案第 2 5 号 令和 6 年度日置市一般会計予算	4 9
日程第 1 1 議案第 2 6 号 令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計予算	4 9
日程第 1 2 議案第 2 7 号 令和 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	4 9
日程第 1 3 議案第 2 8 号 令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計予算	4 9
日程第 1 4 議案第 2 9 号 令和 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	4 9
日程第 1 5 議案第 3 0 号 令和 6 年度日置市介護保険特別会計予算	4 9
日程第 1 6 議案第 3 1 号 令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	4 9

日程第 1 7	議案第 3 2 号	令和 6 年度日置市水道事業会計予算	4 9
日程第 1 8	議案第 3 3 号	令和 6 年度日置市下水道事業会計予算	4 9
	佐多申至君		5 0
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長		5 0
	久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長		5 0
	佐多申至君		5 1
	久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長		5 1
	池満 渉君		5 1
	上総務企画部長兼総務課長		5 3
	上村企画課長		5 4
	奥教育長		5 4
	永山市長		5 4
休	憩		5 5
	黒田澄子さん		5 6
	濱崎地域づくり課長		5 6
	田代商工観光課長		5 7
	田村上下水道課長		5 7
	上村企画課長		5 7
	田代商工観光課長		5 8
	黒田澄子さん		5 8
	濱崎地域づくり課長		5 9
	田代商工観光課長		5 9
	田村上下水道課長		5 9
	上村企画課長		5 9
	山口初美さん		5 9
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長		6 0
	田代商工観光課長		6 1
	山口初美さん		6 2
日程第 1 9	請願第 1 号	吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書	6 2
日程第 2 0	陳情第 1 号	「国民宿舎吹上砂丘荘の来年 3 月閉館に反対」の陳情書	6 2
日程第 2 1	陳情第 2 号	吹上砂丘荘の存続とそれに係る議案を日置市議会 3 月議会で審議、採 択しないことを求める陳情書	6 2

日程第２２ 陳情第４号 日置市の大切な観光施設吹上砂丘荘閉館にかかわる議案を審議しない ことをお願いします	6 3
日程第２３ 陳情第５号 観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用す る方途を拓くよう陳情します	6 3
重留総務企画常任委員長	6 3
休 憩	6 5
山口初美さん	6 6
長倉浩二君	6 6
下園和己君	6 6
山口初美さん	6 8
坂口洋之君	6 9
下園和己君	6 9
漆島政人君	7 0
山口政夫君	7 1
山口初美さん	7 1
山口初美さん	7 2
中村清栄君	7 2
下園和己君	7 2
福田晋拓君	7 3
福元 悟君	7 4
山口初美さん	7 4
日程第２４ 議案第３４号 日置市介護保険条例の一部改正について	7 4
日程第２５ 議案第３５号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の 一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制 定について	7 5
永山市長提案理由説明	7 5
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	7 5
黒田澄子さん	7 6
入佐介護保険課長	7 7
黒田澄子さん	7 8
入佐介護保険課長	7 8
佐多申至君	7 8

入佐介護保険課長	7 8
山口初美さん	7 8
入佐介護保険課長	7 9
散 会	7 9

第3号（3月6日）（水曜日）

開 議	8 4
日程第1 一般質問	8 4
福田晋拓君	8 4
永山市長	8 5
奥教育長	8 6
福田晋拓君	8 7
田代商工観光課長	8 7
福田晋拓君	8 7
田代商工観光課長	8 7
福田晋拓君	8 7
田代商工観光課長	8 7
福田晋拓君	8 7
田代商工観光課長	8 7
福田晋拓君	8 8
田代商工観光課長	8 8
福田晋拓君	8 8
田代商工観光課長	8 8
福田晋拓君	8 8
田代商工観光課長	8 8
福田晋拓君	8 8
田代商工観光課長	8 8
福田晋拓君	8 8
田代商工観光課長	8 8
福田晋拓君	8 9
田代商工観光課長	8 9
福田晋拓君	8 9

松岡社会教育課長	8 9
福田晋拓君	8 9
有島税務課長	8 9
福田晋拓君	8 9
田代商工観光課長	8 9
福田晋拓君	8 9
上村企画課長	8 9
福田晋拓君	8 9
上村企画課長	8 9
福田晋拓君	9 0
上村企画課長	9 0
福田晋拓君	9 0
上村企画課長	9 0
福田晋拓君	9 0
東財政管財課長	9 0
福田晋拓君	9 0
上村企画課長	9 0
福田晋拓君	9 0
上村企画課長	9 1
福田晋拓君	9 1
上村企画課長	9 1
福田晋拓君	9 1
上村企画課長	9 2
福田晋拓君	9 2
上村企画課長	9 3
福田晋拓君	9 3
池満 渉君	9 4
永山市長	9 5
休 憩	9 5
池満 渉君	9 6
福山消防本部消防長	9 6
池満 渉君	9 7

	福山消防本部消防長	9 7
	池満 渉君	9 7
	福山消防本部消防長	9 7
	池満 渉君	9 8
	福山消防本部消防長	9 8
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	9 8
	池満 渉君	9 8
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	9 8
	池満 渉君	9 8
	瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	9 9
	池満 渉君	9 9
	田口建設課長	9 9
	池満 渉君	9 9
	永山市長	1 0 0
	池満 渉君	1 0 1
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 1
	池満 渉君	1 0 1
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 2
	永山市長	1 0 2
	池満 渉君	1 0 2
	永山市長	1 0 3
	佐多申至君	1 0 3
	永山市長	1 0 4
休	憩	1 0 5
	佐多申至君	1 0 6
	馬場口こども未来課長	1 0 6
	佐多申至君	1 0 6
	馬場口こども未来課長	1 0 6
	佐多申至君	1 0 6
	馬場口こども未来課長	1 0 6
	佐多申至君	1 0 6
	馬場口こども未来課長	1 0 6

佐多申至君	1 0 6
永山市長	1 0 7
佐多申至君	1 0 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 7
佐多申至君	1 0 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 7
佐多申至君	1 0 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 7
佐多申至君	1 0 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 8
佐多申至君	1 0 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 8
佐多申至君	1 0 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 8
佐多申至君	1 0 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 8
佐多申至君	1 0 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 8
佐多申至君	1 0 9
永山市長	1 0 9
佐多申至君	1 0 9
田代商工観光課長	1 0 9
佐多申至君	1 0 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 1 0
佐多申至君	1 1 0
永山市長	1 1 0
佐多申至君	1 1 0
宮前健康保険課長	1 1 1
佐多申至君	1 1 1
濱崎地域づくり課長	1 1 1
佐多申至君	1 1 1
濱崎地域づくり課長	1 1 1
佐多申至君	1 1 1
濱崎地域づくり課長	1 1 2

	佐多申至君	1 1 2
	田代商工観光課長	1 1 2
	佐多申至君	1 1 2
	濱崎地域づくり課長	1 1 2
	佐多申至君	1 1 2
	永山市長	1 1 2
	佐多申至君	1 1 3
	上村企画課長	1 1 3
	佐多申至君	1 1 3
	上村企画課長	1 1 3
	佐多申至君	1 1 3
	永山市長	1 1 4
	下園和己君	1 1 4
	永山市長	1 1 5
休	憩	1 1 7
	下園和己君	1 1 7
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 1 7
	下園和己君	1 1 7
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 1 8
	下園和己君	1 1 8
	田代商工観光課長	1 1 8
	下園和己君	1 1 8
	田代商工観光課長	1 1 8
	下園和己君	1 1 9
	田代商工観光課長	1 1 9
	下園和己君	1 1 9
	田代商工観光課長	1 1 9
	下園和己君	1 1 9
	田代商工観光課長	1 1 9
	下園和己君	1 1 9
	田代商工観光課長	1 1 9
	下園和己君	1 1 9

田代商工観光課長	1 2 0
下園和己君	1 2 0
田代商工観光課長	1 2 0
下園和己君	1 2 0
田代商工観光課長	1 2 0
下園和己君	1 2 0
田代商工観光課長	1 2 0
下園和己君	1 2 0
田代商工観光課長	1 2 1
下園和己君	1 2 1
田代商工観光課長	1 2 1
下園和己君	1 2 1
田代商工観光課長	1 2 2
下園和己君	1 2 2
田代商工観光課長	1 2 2
下園和己君	1 2 2
永山市長	1 2 3
散 会	1 2 4

第4号（3月7日）（木曜日）

開 議	1 2 8
日程第1 一般質問	1 2 8
是枝みゆきさん	1 2 8
永山市長	1 2 9
奥教育長	1 3 0
是枝みゆきさん	1 3 1
松岡社会教育課長	1 3 1
是枝みゆきさん	1 3 1
中鉢学校教育課長	1 3 1
是枝みゆきさん	1 3 1
松岡社会教育課長	1 3 2
是枝みゆきさん	1 3 2

坂上福祉課長	1 3 2
是枝みゆきさん	1 3 2
中鉢学校教育課長	1 3 2
是枝みゆきさん	1 3 2
中鉢学校教育課長	1 3 2
是枝みゆきさん	1 3 2
中鉢学校教育課長	1 3 3
是枝みゆきさん	1 3 3
中鉢学校教育課長	1 3 3
是枝みゆきさん	1 3 3
松岡社会教育課長	1 3 3
是枝みゆきさん	1 3 3
松岡社会教育課長	1 3 3
是枝みゆきさん	1 3 3
松岡社会教育課長	1 3 4
坂上福祉課長	1 3 4
是枝みゆきさん	1 3 4
松岡社会教育課長	1 3 4
坂上福祉課長	1 3 4
是枝みゆきさん	1 3 4
坂上福祉課長	1 3 5
松岡社会教育課長	1 3 5
是枝みゆきさん	1 3 5
永山市長	1 3 5
是枝みゆきさん	1 3 5
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 6
是枝みゆきさん	1 3 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 6
是枝みゆきさん	1 3 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 6
是枝みゆきさん	1 3 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 6

是枝みゆきさん	1 3 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 7
是枝みゆきさん	1 3 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 7
是枝みゆきさん	1 3 7
宮前健康保険課長	1 3 7
是枝みゆきさん	1 3 8
宮前健康保険課長	1 3 8
是枝みゆきさん	1 3 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 8
是枝みゆきさん	1 3 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 8
是枝みゆきさん	1 3 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 9
是枝みゆきさん	1 3 9
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 9
是枝みゆきさん	1 4 0
永山市長	1 4 0
是枝みゆきさん	1 4 0
宮前健康保険課長	1 4 0
是枝みゆきさん	1 4 0
宮前健康保険課長	1 4 0
是枝みゆきさん	1 4 0
宮前健康保険課長	1 4 0
是枝みゆきさん	1 4 0
宮前健康保険課長	1 4 1
是枝みゆきさん	1 4 1
宮前健康保険課長	1 4 1
休 憩	1 4 1
中村清栄君	1 4 1
永山市長	1 4 2
奥教育長	1 4 2

中村清栄君	1 4 3
中鉢学校教育課長	1 4 3
中村清栄君	1 4 3
中鉢学校教育課長	1 4 3
中村清栄君	1 4 3
中鉢学校教育課長	1 4 3
中村清栄君	1 4 3
奥教育長	1 4 3
中村清栄君	1 4 3
中鉢学校教育課長	1 4 4
中村清栄君	1 4 4
中鉢学校教育課長	1 4 4
中村清栄君	1 4 4
中鉢学校教育課長	1 4 4
中村清栄君	1 4 4
中鉢学校教育課長	1 4 4
中村清栄君	1 4 4
中鉢学校教育課長	1 4 4
中村清栄君	1 4 5
中鉢学校教育課長	1 4 5
中村清栄君	1 4 5
中鉢学校教育課長	1 4 5
中村清栄君	1 4 5
中鉢学校教育課長	1 4 5
中村清栄君	1 4 5
中鉢学校教育課長	1 4 5
中村清栄君	1 4 5
中鉢学校教育課長	1 4 6
中村清栄君	1 4 6
中鉢学校教育課長	1 4 6
中村清栄君	1 4 6
奥教育長	1 4 6

中村清栄君	1 4 6
奥教育長	1 4 6
中村清栄君	1 4 6
松岡社会教育課長	1 4 7
中村清栄君	1 4 7
松岡社会教育課長	1 4 7
中村清栄君	1 4 7
松岡社会教育課長	1 4 7
中村清栄君	1 4 7
松岡社会教育課長	1 4 7
中村清栄君	1 4 7
松岡社会教育課長	1 4 8
中村清栄君	1 4 8
奥教育長	1 4 8
休 憩	1 4 8
山口初美さん	1 4 8
永山市長	1 4 9
山口初美さん	1 5 1
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 2
山口初美さん	1 5 2
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 2
山口初美さん	1 5 2
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 2
山口初美さん	1 5 2
永山市長	1 5 3
山口初美さん	1 5 3
田代商工観光課長	1 5 4
山口初美さん	1 5 4
田代商工観光課長	1 5 4
永山市長	1 5 4
山口初美さん	1 5 4
田代商工観光課長	1 5 5

	山口初美さん	1 5 5
	永山市長	1 5 5
	山口初美さん	1 5 6
	坂上福祉課長	1 5 6
	山口初美さん	1 5 6
	坂上福祉課長	1 5 6
	山口初美さん	1 5 6
	上総務企画部長兼総務課長	1 5 6
	山口初美さん	1 5 6
	上総務企画部長兼総務課長	1 5 7
	山口初美さん	1 5 7
	永山市長	1 5 7
	山口初美さん	1 5 7
	上村企画課長	1 5 7
	山口初美さん	1 5 7
	上村企画課長	1 5 7
	山口初美さん	1 5 7
	上村企画課長	1 5 8
	山口初美さん	1 5 8
	永山市長	1 5 8
	黒田澄子さん	1 5 8
	永山市長	1 5 9
休	憩	1 6 2
	黒田澄子さん	1 6 2
	宮前健康保険課長	1 6 2
	黒田澄子さん	1 6 3
	宮前健康保険課長	1 6 3
	黒田澄子さん	1 6 3
	宮前健康保険課長	1 6 3
	黒田澄子さん	1 6 3
	宮前健康保険課長	1 6 3
	黒田澄子さん	1 6 4

宮前健康保険課長	1 6 4
黒田澄子さん	1 6 4
宮前健康保険課長	1 6 4
黒田澄子さん	1 6 4
永山市長	1 6 4
黒田澄子さん	1 6 5
宮前健康保険課長	1 6 5
黒田澄子さん	1 6 5
宮前健康保険課長	1 6 5
黒田澄子さん	1 6 5
宮前健康保険課長	1 6 5
黒田澄子さん	1 6 5
宮前健康保険課長	1 6 5
黒田澄子さん	1 6 5
宮前健康保険課長	1 6 6
黒田澄子さん	1 6 6
馬場口こども未来課長	1 6 6
黒田澄子さん	1 6 6
馬場口こども未来課長	1 6 6
黒田澄子さん	1 6 6
馬場口こども未来課長	1 6 7
黒田澄子さん	1 6 7
永山市長	1 6 7
黒田澄子さん	1 6 7
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 6 7
黒田澄子さん	1 6 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 6 8
黒田澄子さん	1 6 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 6 8
黒田澄子さん	1 6 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 6 8
黒田澄子さん	1 6 8

東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 6 8
黒田澄子さん	1 6 9
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 6 9
黒田澄子さん	1 6 9
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 6 9
黒田澄子さん	1 6 9
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 6 9
黒田澄子さん	1 6 9
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 6 9
黒田澄子さん	1 6 9
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 7 0
黒田澄子さん	1 7 0
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 7 0
黒田澄子さん	1 7 1
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 7 1
黒田澄子さん	1 7 1
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 7 1
黒田澄子さん	1 7 1
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 7 1
黒田澄子さん	1 7 2
濱崎地域づくり課長	1 7 2
黒田澄子さん	1 7 2
濱崎地域づくり課長	1 7 2
黒田澄子さん	1 7 2
永山市長	1 7 3
散 会	1 7 3

第5号（3月8日）（金曜日）

開 議	1 7 8
日程第1 一般質問	1 7 8
漆島政人君	1 7 8
永山市長	1 7 8

漆島政人君	1 7 9
田代商工観光課長	1 8 0
漆島政人君	1 8 0
永山市長	1 8 0
漆島政人君	1 8 0
永山市長	1 8 0
漆島政人君	1 8 1
永山市長	1 8 1
漆島政人君	1 8 1
永山市長	1 8 1
漆島政人君	1 8 1
田代商工観光課長	1 8 2
漆島政人君	1 8 2
田代商工観光課長	1 8 3
永山市長	1 8 3
漆島政人君	1 8 3
田代商工観光課長	1 8 3
永山市長	1 8 4
漆島政人君	1 8 4
田代商工観光課長	1 8 5
漆島政人君	1 8 5
永山市長	1 8 5
漆島政人君	1 8 5
永山市長	1 8 6
漆島政人君	1 8 6
永山市長	1 8 6
漆島政人君	1 8 7
永山市長	1 8 7
漆島政人君	1 8 7
永山市長	1 8 7
漆島政人君	1 8 7
永山市長	1 8 8

	漆島政人君	1 8 8
	永山市長	1 8 8
	漆島政人君	1 8 8
	永山市長	1 8 9
	山口政夫君	1 8 9
休	憩	1 9 0
	永山市長	1 9 0
	山口政夫君	1 9 1
	福山消防本部消防長	1 9 1
	山口政夫君	1 9 1
	福山消防本部消防長	1 9 2
	山口政夫君	1 9 2
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 9 2
	山口政夫君	1 9 2
	福山消防本部消防長	1 9 3
	山口政夫君	1 9 3
	永山市長	1 9 5
	坂口洋之君	1 9 6
	永山市長	1 9 7
	奥教育長	1 9 9
休	憩	1 9 9
	坂口洋之君	1 9 9
	永山市長	1 9 9
	坂口洋之君	1 9 9
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長	2 0 0
	坂口洋之君	2 0 0
	永山市長	2 0 0
	坂口洋之君	2 0 0
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長	2 0 0
	坂口洋之君	2 0 0
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長	2 0 1
	坂口洋之君	2 0 1

東総括監兼選挙管理委員会事務局長	2 0 1
坂口洋之君	2 0 1
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	2 0 1
坂口洋之君	2 0 2
永山市長	2 0 2
坂口洋之君	2 0 2
宮前健康保険課長	2 0 2
坂口洋之君	2 0 2
宮前健康保険課長	2 0 2
坂口洋之君	2 0 3
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	2 0 3
坂口洋之君	2 0 3
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	2 0 3
坂口洋之君	2 0 3
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	2 0 3
坂口洋之君	2 0 3
永山市長	2 0 4
坂口洋之君	2 0 4
上総務企画部長兼総務課長	2 0 4
奥教育長	2 0 4
坂口洋之君	2 0 4
上総務企画部長兼総務課長	2 0 4
中鉢学校教育課長	2 0 4
坂口洋之君	2 0 4
上総務企画部長兼総務課長	2 0 5
坂口洋之君	2 0 5
永山市長	2 0 5
坂口洋之君	2 0 5
上総務企画部長兼総務課長	2 0 5
坂口洋之君	2 0 5
上総務企画部長兼総務課長	2 0 5
坂口洋之君	2 0 6

永山市長	206
坂口洋之君	206
上総務企画部長兼総務課長	206
坂口洋之君	206
上総務企画部長兼総務課長	206
坂口洋之君	206
上総務企画部長兼総務課長	206
坂口洋之君	207
永山市長	207
坂口洋之君	207
坂上福祉課長	207
濱崎地域づくり課長	207
坂口洋之君	207
中鉢学校教育課長	207
坂口洋之君	208
奥教育長	208
坂口洋之君	208
中鉢学校教育課長	208
坂口洋之君	208
奥教育長	208
坂口洋之君	209
永山市長	209
坂口洋之君	209
田代商工観光課長	209
坂口洋之君	209
田代商工観光課長	209
坂口洋之君	210
田代商工観光課長	210
坂口洋之君	210
田代商工観光課長	210
坂口洋之君	210
永山市長	210

	坂口洋之君	2 1 0
	永山市長	2 1 0
	福元 悟君	2 1 1
	永山市長	2 1 1
休	憩	2 1 2
	福元 悟君	2 1 2
	田村上下水道課長	2 1 2
	福元 悟君	2 1 2
	田村上下水道課長	2 1 3
	福元 悟君	2 1 3
	田村上下水道課長	2 1 3
	福元 悟君	2 1 3
	田村上下水道課長	2 1 3
	福元 悟君	2 1 3
	田村上下水道課長	2 1 3
	福元 悟君	2 1 3
	田村上下水道課長	2 1 3
	福元 悟君	2 1 4
	田村上下水道課長	2 1 4
	福元 悟君	2 1 4
	田村上下水道課長	2 1 4
	福元 悟君	2 1 4
	永山市長	2 1 5
	福元 悟君	2 1 5
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長	2 1 5
	福元 悟君	2 1 5
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	2 1 6
	福元 悟君	2 1 6
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	2 1 6
	福元 悟君	2 1 6
	吉富農業委員会事務局長	2 1 7
	福元 悟君	2 1 7
	吉富農業委員会事務局長	2 1 7
	福元 悟君	2 1 7

城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	2 1 7
福元 悟君	2 1 7
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	2 1 8
福元 悟君	2 1 8
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	2 1 8
福元 悟君	2 1 8
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	2 1 8
福元 悟君	2 1 8
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	2 1 9
福元 悟君	2 1 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	2 1 9
福元 悟君	2 1 9
散 会	2 2 0

第6号（3月27日）（水曜日）

開 議	2 2 4
下園和己君	2 2 4
日程第1 議案第5号 日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の制 定について	2 2 4
日程第2 議案第7号 日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の 制定について	2 2 4
重留総務企画常任委員長報告	2 2 4
山口初美さん	2 2 6
長倉浩二君	2 2 7
日程第3 議案第9号 日置市高齢者介護手当支給条例の一部改正について	2 2 7
日程第4 議案第34号 日置市介護保険条例の一部改正について	2 2 7
富迫文教厚生常任委員長報告	2 2 7
日程第5 議案第25号 令和6年度日置市一般会計予算	2 2 9
日程第6 議案第26号 令和6年度日置市国民健康保険特別会計予算	2 2 9
日程第7 議案第27号 令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	2 2 9
日程第8 議案第28号 令和6年度日置市健康交流館事業特別会計予算	2 2 9
日程第9 議案第29号 令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	2 2 9

日程第 1 0	議案第 3 0 号	令和 6 年度日置市介護保険特別会計予算	2 2 9
日程第 1 1	議案第 3 1 号	令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	2 2 9
日程第 1 2	議案第 3 2 号	令和 6 年度日置市水道事業会計予算	2 2 9
日程第 1 3	議案第 3 3 号	令和 6 年度日置市下水道事業会計予算	2 2 9
	中村予算審査特別委員長報告		2 2 9
休 憩			2 3 6
	山口初美さん		2 3 6
	山口初美さん		2 3 7
	福田晋拓君		2 3 9
	黒田澄子さん		2 3 9
	下御領昭博君		2 4 0
	池満 渉君		2 4 1
日程第 1 4	議案第 3 6 号	日置市税条例の一部改正について	2 4 2
	永山市長提案理由説明		2 4 2
	上総務企画部長兼総務課長		2 4 2
日程第 1 5	議案第 3 7 号	日置市給水条例及び日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について	2 4 3
	永山市長提案理由説明		2 4 4
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長		2 4 4
日程第 1 6	発議第 1 号	日置市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	2 4 5
日程第 1 7	発議第 2 号	日置市議会委員会条例の一部改正について	2 4 5
日程第 1 8	発議第 3 号	日置市議会会議規則の一部改正について	2 4 5
	山口議会運営委員長趣旨説明		2 4 5
日程第 1 9	閉会中の継続審査の申し出について		2 4 6
日程第 2 0	閉会中の継続調査の申し出について		2 4 7
閉 会			2 4 7
	永山市長		2 4 7

令和6年第1回（3月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
2月21日	水	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、委員会付託
2月22日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例、補正予算）
2月23日	金	休 会	天皇誕生日
2月24日	土	休 会	
2月25日	日	休 会	
2月26日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例、補正予算）
2月27日	火	委 員 会	予算審査特別委員会予備日
2月28日	水	休 会	
2月29日	木	委 員 会	予算審査特別委員会（全体会）、議会運営委員会
3月 1日	金	休 会	
3月 2日	土	休 会	
3月 3日	日	休 会	
3月 4日	月	休 会	
3月 5日	火	本 会 議	補正予算等採決、当初予算総括質疑
3月 6日	水	本 会 議	一般質問
3月 7日	木	本 会 議	一般質問
3月 8日	金	本 会 議	一般質問
3月 9日	土	休 会	
3月10日	日	休 会	
3月11日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月12日	火	休 会	中学校卒業式・日吉学園卒業式
3月13日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月14日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月15日	金	委 員 会	予算審査特別委員会（予備日）
3月16日	土	休 会	
3月17日	日	休 会	
3月18日	月	休 会	定例全員協議会

3月19日	火	委員会	予算審査特別委員会（全体会）、議会運営委員会
3月20日	水	休会	春分の日
3月21日	木	休会	
3月22日	金	休会	小学校卒業式・日吉学園前期課程修了式
3月23日	土	休会	
3月24日	日	休会	
3月25日	月	休会	
3月26日	火	休会	
3月27日	水	本会議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決、追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 1 号	令和6年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
承認第 1 号	専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求めることについて
承認第 2 号	専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについて
議案第 1 号	市有財産の減額譲渡について
議案第 2 号	市有財産の減額譲渡について
議案第 3 号	会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 4 号	日置市施設整備基金条例の一部改正について
議案第 5 号	日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の制定について
議案第 6 号	日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
議案第 7 号	日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 8 号	日置市手数料徴収条例の一部改正について
議案第 9 号	日置市高齢者介護手当支給条例の一部改正について
議案第10号	日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

- 議案第 1 1 号 日置市生活支援ハウス運営事業利用者負担金徴収条例の廃止について
- 議案第 1 2 号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 1 3 号 日置市漁港管理条例の一部改正について
- 議案第 1 4 号 日置市営住宅条例及び日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 議案第 1 5 号 日置市監査委員条例及び日置市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 6 号 令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 議案第 1 7 号 令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 8 号 令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 9 号 令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 2 0 号 令和 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 1 号 令和 5 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 2 2 号 令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 2 3 号 令和 5 年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 2 4 号 令和 5 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 2 5 号 令和 6 年度日置市一般会計予算
- 議案第 2 6 号 令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 7 号 令和 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 議案第 2 8 号 令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 議案第 2 9 号 令和 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 議案第 3 0 号 令和 6 年度日置市介護保険特別会計予算
- 議案第 3 1 号 令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 3 2 号 令和 6 年度日置市水道事業会計予算
- 議案第 3 3 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計予算
- 議案第 3 4 号 日置市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 3 5 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 3 6 号 日置市税条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 日置市給水条例及び日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
- 請願第 1 号 吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書

陳情第 1 号 「国民宿舎吹上砂丘荘の来年 3 月閉館に反対」の陳情書

陳情第 2 号 吹上砂丘荘の存続とそれに係る議案を日置市議会 3 月議会で審議、採択しないことを求める陳情書

陳情第 3 号 川内原発 20 年延長に関する陳情書

陳情第 4 号 日置市の大切な観光施設吹上砂丘荘閉館にかかわる議案を審議しないことをお願いします

陳情第 5 号 観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう陳情します

発議第 1 号 日置市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

発議第 2 号 日置市議会委員会条例の一部改正について

発議第 3 号 日置市議会会議規則の一部改正について

第 1 号 (2 月 2 1 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 1号 令和6年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
日程第 6	諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 7	諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 8	諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 9	承認第 1号 専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求め ることについて
日程第10	承認第 2号 専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求め ることについて
日程第11	議案第 1号 市有財産の減額譲渡について
日程第12	議案第 2号 市有財産の減額譲渡について
日程第13	議案第 3号 会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための関係条例の整備に関する条例の 制定について
日程第14	議案第 4号 日置市施設整備基金条例の一部改正について
日程第15	議案第 5号 日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の制定につい て
日程第16	議案第 6号 日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第 7号 日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定につ いて
日程第18	議案第 8号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
日程第19	議案第 9号 日置市高齢者介護手当支給条例の一部改正について
日程第20	議案第10号 日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
日程第21	議案第11号 日置市生活支援ハウス運営事業利用者負担金徴収条例の廃止について
日程第22	議案第12号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め る条例の一部改正について
日程第23	議案第13号 日置市漁港管理条例の一部改正について

- 日程第 2 4 議案第 1 4 号 日置市営住宅条例及び日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 1 5 号 日置市監査委員条例及び日置市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 1 6 号 令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 2 7 議案第 1 7 号 令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 8 議案第 1 8 号 令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 9 議案第 1 9 号 令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 0 号 令和 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 1 号 令和 5 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 2 号 令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 3 号 令和 5 年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 4 議案第 2 4 号 令和 5 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 5 議案第 2 5 号 令和 6 年度日置市一般会計予算
- 日程第 3 6 議案第 2 6 号 令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 2 7 号 令和 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 2 8 号 令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 2 9 号 令和 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 0 号 令和 6 年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 1 号 令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 2 号 令和 6 年度日置市水道事業会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 3 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計予算
- 日程第 4 4 請願第 1 号 吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書
- 日程第 4 5 陳情第 1 号 「国民宿舎吹上砂丘荘の来年 3 月閉館に反対」の陳情書
- 日程第 4 6 陳情第 2 号 吹上砂丘荘の存続とそれに係る議案を日置市議会 3 月議会で審議、採択しないことを求める陳情書
- 日程第 4 7 陳情第 3 号 川内原発 2 0 年延長に関する陳情書
- 日程第 4 8 陳情第 4 号 日置市の大切な観光施設吹上砂丘荘閉館にかかわる議案を審議しないことをお願いします
- 日程第 4 9 陳情第 5 号 観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう陳情します
- 日程第 5 0 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本会議（２月２１日）（水曜）

出席議員 １９名

１番 中村清栄君
３番 福田晋拓君
５番 下園和己君
７番 是枝みゆきさん
９番 重留健朗君
１１番 山口政夫君
１３番 留盛浩一郎君
１５番 下御領昭博君
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

２番 欠員
４番 長倉浩二君
６番 佐多申至君
８番 富迫克彦君
１０番 福元悟君
１２番 中村尉司君
１４番 黒田澄子さん
１６番 山口初美さん
１８番 漆島政人君
２０番 並松安文君

欠席議員 ０名

事務局職員出席者

事務局長 内山良弘君
議事調査係 上田橋裕生君

次長兼議事調査係長 神余徹君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口亮君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 久木崎勇君
東市来支所長 横枕広幸君
吹上支所長 有村弘貴君
財政管財課長 東正和君
地域づくり課長 濱崎慎一郎君
商工観光課長 田代誠治君
健康保険課長 宮前美紀さん
介護保険課長 入佐好彦君
農地整備課長 上勇人君
学校教育課長 中鉢吉彦君

副市長 井多原章一君
総務企画部長兼総務課長 上秀人君
産業建設部長兼農林水産課長 城ヶ崎正吾君
消防本部消防長 福山昌己君
日吉支所長 船倉利幸君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 上村裕文君
税務課長 有島春己君
福祉課長 坂上誠君
こども未来課長 馬場口美宗香さん
建設課長 田口悦次君
上下水道課長 田村長保君
社会教育課長 松岡政仁君

会計管理者兼会計課長

奥 田 美 穂さん

監査委員事務局長

内 山 良 弘 君

農業委員会事務局長

吉 富 良 一 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから令和6年第1回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（並松安文君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、是枝みゆきさん、富迫克彦君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（並松安文君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの36日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月27日までの36日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。
議会の報告、例月現金出納検査結果報告、定例監査結果報告、随時監査結果報告、財政援助団体に対する監査結果報告及び公の施設の管理監査結果報告に対する監査結果報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。
市長から、行政報告の申出がありました。
これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。
初めに、令和6年能登半島地震では、広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。この地震によりお亡くなりになられた方々に対し、慎んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。
このような状況に対し、国、県をはじめ、各自治体も支援活動が進められておりますが、完全復興にはかなりの時間がかかる見込みであります。本市としましては、今後も可能な限り要請等に対応してまいりたいと考えています。被災地の一日も早い復興を願っておりますが、被害が甚大なだけに、復興には大変厳しい道のりであると思われれます。前向きに力強くこの難局を乗り切っていただきたいと思います。思っております。

続いて、11月18日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

11月19日に、鹿児島サンロイヤルホテルにおいて、「食のブランディング」ライブコマースを開催し、オリーブなど本市の特産品の情報発信を行いました。生配信には200名以上の方が参加くださり、特産品の認知度向上や販路拡大につながることを期待されます。

次に、11月29日に、かごしま県民交流センターにおいて第34回薩摩焼フェスタオープニングセレモニーが開催され、出席しました。

次に、12月12日に、江口蓬萊館において、北朝鮮人権侵害問題啓発週間における広

報活動を行いました。

次に、12月26日に、第3回日置市子ども議会が開催され、子ども議員8人から多様な観点から質問や提言をいただきました。

次に、1月3日に、伊集院文化会館において令和6年二十歳を祝う式を挙行し、本年度に二十歳を迎える354人をお祝いしました。

次に、1月7日に、伊作小学校グラウンドにおいて令和6年日置市消防出初式を挙行し、永年にわたり地域に貢献された消防団員に表彰が行われました。

次に、1月9日に、日置市子ども民政委員委嘱状交付式を行い、下方限自治会の子どもお助け隊の15人に委嘱状の交付を行いました。

次に、1月10日から11日まで、奄美市において令和5年度第3回県市長会定例会が開催され、出席しました。

次に、1月12日に、能登半島地震被災地等支援本部会議を行いました。本会議では、被災地への物的支援や本市に避難された場合の対応支援などについて協議しました。

1月18日には、石川県七尾市及び能登町に対して、水や食料など必要な物資を発送しました。避難生活の一助となるよう、対応可能な要請等に速やかに応じてまいりたいと考えています。

次に、1月24日に、まちづくりや地域活性化など地方創生に向けた取組を進めるため、株式会社博報堂との包括連携協定調印式を行いました。この連携協定により、地域における創造性が育ちやすい環境を目指すとともに、市民サービスの向上及び市政発展を図ってまいります。

次に、2月2日に、新たに4施設のネーミングライツ・パートナー契約を締結した事業者代表の皆様と記者発表会を開催しました。今後は、愛称を積極的に活用し、愛称の定着を図ってまいります。

このほか主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第1号令和6年度日置市土地開発公社事業計画の報告について

○議長（並松安文君）

日程第5、報告第1号令和6年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第1号は、令和6年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてであります。

令和6年度日置市土地開発公社事業計画の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、報告第1号令和6年度日置市土地開発公社事業計画の報告について補足説明を申し上げます。

別紙の日置市土地開発公社事業計画資金計画及び予算の1ページのほうを御覧いただきたいと思います。

表の左側、収益的収入は、1億3,738万8,000円を計上しております。内訳は、事業収益では、清藤工業団地と徳重工業団地の貸付料、また、徳重工業団地の土地販売及び各住宅団地の販売等を見込みまして1億3,725万5,000円を、事業外収益では、受取利息や雑収益の合計13万3,000円を計上しております。

次に、表の右側、収益的支出でございますが、1億785万9,000円を計上しております。内訳は、土地造成事業原価9,895万9,000円は、徳重工業団地と吹上地域住宅団地の販売見込額を計上し、販売費及び一般管理費用840万円、予備費用50万円計上しております。

次に、2ページの資本的収入についてで、令和6年度においては新たな借入れを予定しておりませんので、予算は計上しておりません。

資本的支出は、741万円を計上しております。内訳は、土地造成事業費で伐採委託料や工事費など土地管理に必要な費用と、その他の住宅団地造成事業の関連費など641万円を計上しております。また、予備費といたしまして100万円を計上しております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する741万円は、損益勘定留保資金及び利益剰余金で補填しております。

次に、3ページから14ページまでは、6団地の事業計画でございます。そして、15ページ、16ページが事業計画一覧表になっております。

次に、17ページが現金収支の当初資金計画でございます。受入資金の合計で4億4,408万7,000円、支払資金の合計で1,631万円となっており、差引き4億2,777万7,000円の繰越しを予定しております。

18ページ以降は予算説明書でございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

○議長（並松安文君）

これから、報告第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。これで、報告第1号の報告を終わります。

△日程第6 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

△日程第7 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

△日程第8 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第6、諮問第1号から日程第8、諮問第3号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについての3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

令和6年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。中原直美氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

令和6年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。元吉まき子氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

現委員が令和6年6月30日をもって任期満了となるため、新たに後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。中間よし子氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、3件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第1号から諮問第3号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件について、中原直美氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、中原直美氏を適任者として認めることに決定しました。

これから、諮問第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件について、元吉まき子氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、元吉まき子氏を適任者として認めることに決定しました。

これから、諮問第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第3号を採決します。

お諮りします。本件について、中間よし子氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、中間よし子氏を適任者として認めることに決定しました。

△日程第9 承認第1号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第8号）につき承認を求めることについて

△日程第10 承認第2号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第9、承認第1号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求めることについて及び日程第10、承認第2号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第1号は、専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求めることについてであります。

エネルギー・食料品等の価格高騰によって受ける影響が特に大きい低所得世帯への支援事業に伴う民生費の執行について、緊急を要したことから予算措置したものであります。

内容としましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億734万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を336億27万2,000円とするものであります。

まず、歳入では、国庫支出金につきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億734万6,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、民生費につきまして、住民税均等割のみ課税世帯臨時支援給付金事業費及び低所得者の子育て世帯への臨時特別給付金事業費として2億734万6,000円を増額計上いたしました。

次に、承認第2号は、専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについてであります。

令和6年能登半島地震の被災地支援に伴う総務費の執行について、緊急を要したことから予算措置したものであります。

内容としましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ158万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を336億185万8,000円

とするものであります。

まず、歳入では、繰入金につきまして、歳入歳出予算の調整による財政調整基金繰入金の増額により、158万6,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、総務費につきまして、災害支援事業費で158万6,000円を増額計上いたしました。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、承認第1号及び承認第2号の2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第1号及び承認第2号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号及び承認第2号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求めること

については、承認することに決定しました。

これから、承認第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第11 議案第1号市有財産の減額譲渡について

○議長（並松安文君）

日程第11、議案第1号市有財産の減額譲渡についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第1号は、市有財産の減額譲渡についてであります。

旧日置市立上市来中学校に係る市有財産を減額譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第1号市有財産の減額譲渡についてでございます。

今回、旧上市来中学校の市有財産を減額譲渡する財産の概要でございます。

1、財産の種類、土地及び建物、2、土地

及び建物の内容ということで、次のページの別紙にお示ししております。1、土地が7筆、面積が合計で4万5,872㎡、2、建物が11棟、合計で2,813.06㎡でございます。3、評価額1,680万円、4、減額後の譲渡金額100万円、5、譲渡の相手方、日置市伊集院町妙円寺3丁目2240番地8、一般社団法人福City、代表理事、勝田一生でございます。

次のページに、資料といたしまして、一般社団法人福Cityの概要でございます。設立年月日につきましては平成28年10月20日、職員数84人ということで、目的につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、地域生活支援事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業等の事業を行っております。

次に、旧上市来中学校の位置図をお示ししてございます。

その次のページが、土地平面図及び建物の配置図でございます。

譲渡後の当面の活用計画につきましては、障がいのある方の就労継続支援B型事業の実施と療育事業を計画をされております。また、運動場や体育館については、地域にも施設を開放するとしていただいております。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第1号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第1号に対して反対討論を行います。

この施設は、閉校した上市来中学校跡、多くの子どもたちがこれまで学び、巣立っていた教育施設でございます。この施設は市民共有の貴重な財産ということで、今、詳しく説明はありましたけれども、減額して民間に売り渡すということを私は認めるわけにはいきません。また、市民の理解も得られないと考えます。市が直接責任を持って、これからも管理すべきと考えます。私といたしましては、市民共有の大切な貴重な財産を、評価額から減額して100万円で民間に売り渡すということを認めることはできません。また、市民の理解も得られないと考えますので、反対させていただきます。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

○17番（坂口洋之君）

議案第1号市有財産の減額譲渡について、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

この議案につきましては、福Cityに譲渡ということでございます。今、障がい者関係の経営状況もいろんな形で厳しくなっておりますけれども、障がいの方々が働く場、また、さまざまな事業を実施することによって、障がいを持つ方々にとっては非常によいことでございます。そういうことを含めまして、市民の多くの方がこの事業については賛

同をしていると思っております。そのことを踏まえて発言し、この議案については賛成といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、議案第1号市有財産の減額譲渡については、原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第2号市有財産の減額譲渡について

○議長（並松安文君）

日程第12、議案第2号市有財産の減額譲渡についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第2号は、市有財産の減額譲渡についてであります。

日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る市有財産を減額譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第2号市有財産の減額譲渡につきまして補足説明をいたします。

日置市農産物直売所ひまわり館及び日置市山神の郷施設の民間移管につきましては、昨年12月に日置市農産物直売所ひまわり館及び日置市山神の郷施設民間移管選定委員会から答申を受けまして、同月に市としまして決定をいたしております。

また、12月議会定例会におきまして、日置市農産物直売所ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例の廃止についての議案を上程いたしました。原案のとおり可決していただきました。

このことを受けまして、令和6年4月1日の民間移管に向けまして、移管先法人に建物の減額譲渡をするため、今回提案するものでございます。

今回譲渡しようとする財産は、1、財産の種類は建物で、これに附帯する構造物と設備等を含みます。

2、建物の内容としまして、名称ごとに建築年、構造、床面積の順に説明いたします。まず、日置市農産物直売所ひまわり館は、平成16年建築、木造平屋建、278.95m²です。次に、農産物加工センター（あじのふるさと館）でございますが、こちらは平成8年建築、鉄骨造平屋建、252m²でございます。次に、体験型学習施設（おもいで館）でございますが、こちらは平成9年建築、鉄骨造平屋建、400m²でございます。次に、特産物直売所（かめまる館）でございますが、こちらは平成10年建築で、鉄骨造平屋建、239.79m²でございます。4施設合計で1,170.74m²になります。

3の評価額は、合計で3,043万8,000円

でございます。

4番の減額後の譲渡金額は、674万円です。減額の根拠といたしまして、国庫補助金返納予定額約2,320万9,000円からあじのふるさと館とおもいで館の屋根と壁の塗装修繕等見積額1,647万8,000円を差し引いた額を、公募時の最低譲渡金額として設定いたしました。

5番、譲渡の相手方は、鹿児島市谷山中央1丁目4389番地に所在する株式会社九州産直市場、代表取締役上村昌志であります。

次のページをお開きください。資料といたしまして、株式会社九州産直市場の概要を記載しております。

1番と2番は割愛しまして、3番、設立年月日は、平成29年8月9日です。4、職員数は、64人です。5、目的は、（1）のレストラン、飲食店の運営及び経営から（14）の（1）から（13）までに掲げる業務等に附随する一切の業務を行っている法人でございます。詳細については、ご確認いただきたいと思います。

次のページからは、日置市農産物直売所ひまわり館及び日置市山神の郷施設の位置図と各施設の平面図を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第2号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第2号に対しまして反対討論を行います。

条例の廃止の際も反対させていただきました。これらの施設、地域活性化や住民の交流などを目的に造られた市民共有の貴重な財産でございました。それを評価額から減額して民間に売り渡すということを、私は認めることはできません。減額して674万円で売り渡すという議案でございますが、市民の理解も得られないと私は考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

○5番（下園和己君）

私は、この議案第2号市有財産（ひまわり館・山神の郷施設等）の減額譲渡について、賛成の立場で討論いたします。

このことにつきましては、昨年末の12月議会におきまして、議案第75号日置市農産物ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例への廃止につきまして、議員の賛成多数で採決されております。譲渡を受ける予定のカミチク傘下の株式会社九州産直市場が指定管理者として施設の管理を現在行っておりところですが、この施設は適正に管理されておりまして、4月以降の活用計画等も期待できるものであります。

よって、この議案第2号につきましては賛成いたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、議案第2号市有財産の減額譲渡については、原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第3号会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための関係条例の整備に関する条例の制定について

△日程第14 議案第4号日置市施設整備基金条例の一部改正について

△日程第15 議案第5号日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の制定について

△日程第16 議案第6号日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

△日程第17 議案第7号日置市国民宿舎事業を廃止するための

関係条例の整備に関する
条例の制定について

○議長（並松安文君）

日程第１３、議案第３号会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第１７、議案第７号日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定についてまでの５件を一括議題とします。

５件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第３号は、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に支給する手当として勤勉手当を設けるため、関係条例の整備を図りたいので、同法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

次に、議案第４号は、日置市施設整備基金条例の一部改正についてであります。

基金の使途の範囲を拡大するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

次に、議案第５号は、日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の制定についてであります。

地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関し、基本理念を定め、市、市民、発電事業者等がそれぞれの責務を果たすことにより、持続可能な脱炭素社会を実現するため、条例を制定したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

次に、議案第６号は、日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関

する条例の一部改正についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

次に、議案第７号は、日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

日置市国民宿舎事業を廃止するため、関係条例の整備を図りたいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

以上５件、内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第３号会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

別紙のほうをお願いいたします。

令和５年５月、地方自治法の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員に支給する手当として勤勉手当を設けるために、３つの条例の一部改正でございます。

第１条は、日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるようになったことに伴い、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に、会計年度任用職員を加えるための改正を行うものです。

次に、第２条は、日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、企業職員につきましては、地方公営企業法に基づき条例で給与の種類及び基準を定めておりますが、会計年度任用職員として任用される企業職員に対して勤勉手当を支給することができるように、当該条例の給与の種類に勤勉手当を加えるための改正を行うものです。第

２２条の改正規定は、勤勉手当を新たに条例に規定しております。

次に、第３条は、日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正です。当該会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるように、条例の給与の種類に勤勉手当及びその支給方法を加えるための改正を行うものです。第２条の改正規定は、勤勉手当を新たに条例に規定、次に、第１５条の２の改正規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について条例に規定、次に、第２４条の改正規定は、用語の規定の定義の条文整理、次のページの第２４条の２の改正規定、パートタイムの会計年度任用職員の勤勉手当について条例に規定をしております。任用期間が６か月以上を基本に支給するとしております。週２０時間、それと、報酬８万８,０００円以上ということで、社会保険の加入者が支給対象となると。

附則といたしまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものと。

本改正に伴いまして、勤勉手当の支給対象となる会計年度任用職員約２５０人、年間の支給総額約４,５００万円です。それと、第２条の企業会計の職員につきましては３名でございます。

次に、議案第４号は、日置市施設整備基金条例の一部改正についてでございます。

それでは、別紙のほうをお願いしたいと思います。

これまで施設整備基金の使途の範囲を施設の整備に限定しておりましたが、これを施設の除去にも活用できるよう改正するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行すると。

今後、令和７年から８年にかけて現在のクリーンセンターの解体を予定しており、多額の財源を要することから、基金を活用し

てまいりたいと考えております。

次に、議案第５号は、日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の制定についてでございます。

別紙のほうをお願いしたいと思います。

本市におきましては、令和３年６月に２０５０年ゼロカーボンシティ宣言を行い、令和５年３月に日置市２０５０脱炭素ビジョンを策定し、同年４月には脱炭素先行地域として選定され、脱炭素社会の実現に向けた施策に取り組んでいるところでございます。

その実現に向けましては、再生可能エネルギーの利用等が必要不可欠であると考えておりますが、そのためには、発電設備の設置等に当たって、地域の自然環境や景観、生活環境への影響が懸念をされております。

こうしたことから、地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関し、基本理念を定め、市、市民、発電事業者等がそれぞれの責務を果たすことにより、持続可能な脱炭素社会を実現できるよう、本条例を制定して取り組むものでございます。

第１条は、条例の制定の目的について規定をしております。

第２条は、この条例で使用する用語の定義について、次のページの第３条、基本理念について規定をしております。

次に、第４条から第８条まで、市、市民、発電事業者等が果たすべき責務に関する規定をしているところでございます。第４条は、市の責務について、第５条は、市民の責務、第６条は、市内事業者の責務、第７条は、土地所有者等の責務、次のページの第８条は、発電事業者の責務について規定をしております。

次に、第９条から第１３条までは、発電事業者が行うべき届出等に関する規定でございます。第９条は、再生可能エネルギー発電事業の計画の届出について、次のページの第

10条は、発電設備の設置の届出について、第11条は、再生可能エネルギー発電事業の開始の届出について、第12条は、再生可能エネルギー発電事業の承継の届出について、第13条は、再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出等について規定をしています。

次に、第14条は、本条例の施行に必要な限度において市が行うことができる報告徴収及び立入調査について規定をしています。

次のページの第15条、発電事業者がその責務を果たさなかった場合に市が行う勧告について規定をしています。

第16条は、第15条の規定による勧告に従わなかった場合の公表について規定をしています。

第17条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めると委任について規定をしています。

附則第1項で、施行期日を令和6年4月1日から施行する、第2項で、届出に関する経過措置を設けております。

次に、議案第6号は、日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてでございます。

別紙のほうをお願いいたします。

今回の改正は、令和5年6月に国の番号利用法が改正されたことに伴いまして、市の条例が当該規定の一部を引用していることから、法改正に合わせて改正するものでございます。

第2条の改正は、定義を規定をしています。第5号で、特定個人番号利用事務の定義について、そして、第6号で、利用個人情報について定義をしているものでございます。

次に、第4条の改正でございます。条例で定める個人番号の利用の範囲でございますが、番号法別表第2を引用していた条文について、条文整理を行うものでございます。番号利用法別表第2が廃止されることに伴いまして、

同条第1項中の文言、法別表第2の第2欄に掲げる「事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中の法、別表第2の第2欄に掲げる「事務」を「特定個人番号利用事務」に、同表の第4欄に掲げる「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書き中、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日は、行政手続における特定の個人を識別するための法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するとしております。国の法律が改正された日を施行とするところでございます。

次に、議案第7号は、日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

別紙をお願いしたいと思います。

日置市国民宿舎事業を令和7年3月31日に限り廃止するための関係条例の整備でございます。

制定内容は、第1条で、日置市国民宿舎事業基金条例及び日置市国民宿舎条例の廃止について、第2条で、日置市特別会計条例において国民宿舎特別会計の規定を削る一部改正、そして、第3条で、日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてでございます。会計年度任用職員の減給補償に関しまして、令和6年3月31日限りで廃止をされますが、国民宿舎において同一の職務に従事する会計年度任用職員に限り、令和7年3月31日までの間は減給を補償する旨の規定を附則に、追加する一部の改正について規定をしています。附則の第1項で、施行期日令和7年4月1日、減給補償の延長に関する規定、これは第2項で、経過措置規定については令和6年4月1日ということ、それと、第2項で経過措置を規定しております。減給補償の対象者につきましては、6名とい

うことでございます。

以上5件、ご審議をよろしくお願ひしたい
と思います。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を
11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、5件について一括して質疑を行
います。質疑ありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

すいません、発言通告を出していませんけ
れども、議案第5号の日置市地域と再生可能
エネルギー発電事業との共生に関する条例の
制定について、3点ほどお尋ねをしたいと思
います。

まず、第5条に、市民はその日常生活にお
いて積極的な再生可能エネルギーの利用等に
努めるものとするとうございます。積極的な
という部分はどれくらいを使ってほしいとい
うような部分が、この言葉ではちょっと分か
りづらい。再生可能エネルギーの利用等に努
めるということであれば分かるんですけど、さ
らに積極的という部分ではどういったふう
にお考えなのか、その辺をちょっとお尋ねし
ます。

次に、最後に17条に、この条例の施行に
関し、必要な事項は規則で定めるとござい
ます。この規則にさまざま出てくるんだと考
えますけれども、いつ、この規則が作り上げ
られて、皆さんに公表されていくのかお尋
ねします。

それとその前のところで、すでに発電施設
を造ったり、今、建設途中であるという人
たちは届出をしなくていいとうございます。
11条、13条の部分になりますけれども、

その真ん中の継承の届出というのが12条に
ございます。発電事業者は、再生可能エネ
ルギー発電事業の全部または一部をほかに継
承しようとするときは、規則で定めるところ
により、あらかじめその旨を市長に届け出な
ければならないとうございます。ということは、
すでに設置してあるところは届出をせず
いいとうございますので、そういった事業
者さんがメンバーが変わる、中身が変わる、
会社が変わるといふときには、私が継承し
ますよという届出を出ししょううってなっ
てるんですけども、市自体はすでに設置さ
れている、また現在設置をしようとも工事が
始まっているところを全部把握をされてい
るとうございますので、このように継承の
ときだけは出してくださいとうっているの
か、その点が若干不明瞭かなと思ひました
ので、この3点をお尋ねいたします。

すいません議長、もう一点欠けておりま
した。申し訳ございません。

発電の発電量とういか、それに基準があ
るのかどうなのかも書いてございませぬ
ので、どういった基準までのものが届出
をしていかなくてはならないのか、その
点もすいません、4点目お願いいたします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。最初のまず、積極的な
部分で回答させていただきたいと思ひ
ます。

本市においては、2050ゼロカーボンシ
ティの達成に向けた地域づくり、まちづく
りを進めているところでございます。そう
いった中で、二酸化炭素実質ゼロの実
施計画を環境省が選定して、選ばれた
先行自治体にも選ばれております。そう
いった中でこのゼロカーボンシティを
達成するために、積極的なとういうふう
なことで記載をさせていただいて
おります。

具体的に議員がおっしゃるとうように、
何を幾ら使ってとういうふうなものは
示してはござい

ません、この条例の中では。今後様々な周知をする中で、我々も、行政のほうも、積極的な再生可能エネルギーの利用について求めていきますので、皆様方にもその部分にご協力を頂くというふうなことで、積極的なということで表現を入れさせていただいております。

続きまして、規則の部分で規則を定める時期については、令和6年の4月1日でございます。今、それに規則の作成のほうも、準備を同時で進めているところでございます。

続きまして、その届出の関係ということでございます。

こちらのほうのまず、市内事業者の把握ということについて、おおむね把握はしているところでございます。それに伴いまして、この事業承継の部分についても届出を入れるということで考えておりますので、こういった条文で定めているところでございます。

それと今回の届出についてですけど、まず50kWということで規定のほうをしてございます。それと先ほどの部分で、規則で定めるということですが、そういった中で太陽光、それと水力、そういったような部分で、それぞれの地域との協力、共生の部分に関するものについても、規則の中でワット数を決めてやっていくというふうなことで考えております。

50kWについては、第9条の部分で定めているところでございますので、同様とするということで第9条のほうにもなっております。

以上でございます。

○14番（黒田澄子さん）

今後は、総務委員会のほうに付託をたしかされるので、しっかりまた委員会でされていくと思うんですけど、もう一点、ちょっとすいません、13条のところで、発電事業者は再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、関係法令に基づき発電設備を適切に処分

しなければならない。これが、例えばできなくなることがないとも限らないかなと思うんですけど、それはこの条例以外の法令で処分をされていくということなんですが、実際、そこに既存のものが残り続ける可能性もないことはないのかなと思ったりするわけですが、処分ができなかった場合はそこも規則に入ってきているのかなと思うんですけども、今は動いていますけれども、将来的に大変危険なものになっていくこともありえるかなと思ったときに、処分をできなかった事業者に対して、この規則等の中では何らか盛り込まれているのか、この一点、最後にお尋ねをします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

第13条の3項により、発電事業者は再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、関係法令に基づき発電設備を適切に処分しなければならないということで定めております。こちらのほうにうたってございますように、関係法令に基づいてそういった処分を適切にさせていただくというふうなことで定めているところでございますので、こちらについても求めていくということになります。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかにありませんか。

○16番（山口初美さん）

私も通告をしておりますんですけども、2点伺いたいことがございます。

まず第6号のほう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用、こういうことで、条例の一部改正ということで今回提案されているんですが、個人番号カードの作る、作らない、使用する、しないというのはあくまで任意ということでございますが、この条例の開始によって、何かそういうカードを作っていない人、持っていない人、そういうときに何か支障があるのか、影響がある

のか、その点について一点、伺いたいと思います。

それから議案第7号ですが、私も今回一般質問の通告もしておりますが、一点伺いたいの、2月1日の吹上の住民への説明会の際に、砂丘荘の廃止が決まったこととして、住民に対して説明があったわけなんですよね。そのときにやはり市民の皆さんからは、多くの納得していないんだというような意見も出されまして、最後のほうでは集中して市長に対しまして、今度の議会には提案しないでくれという意見が、本当に1人、2人ではなくて、五、六人か七、八人かはっきりとはしませんけれども、そういう意見が次から次に出されたんですが、今回、この議案として提案されているわけで、そこに至った、住民の声を無視して今回提案された、そこについての市長のご見解、説明をお願いしたいと思います。

○企画課長（上村裕文君）

議案第6号についてです。

今回の国の法の改正に併せて、所定の文言等の見直し等を図っていくものでございますので、今回のこの改正によりまして、マイナンバーを持っている方、持っていない方への支障は発生いたしません。

以上です。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

砂丘荘の関係でございます。

提案時期をなぜ今にしたのかというご趣旨であると思います。

2月1日の住民説明会におきましては、3月議会への提案は性急過ぎるというご意見とか、考える時間がないといったもの、あと砂丘荘の将来像が見えないとか、ゆーぶるの機能充実もスケジュールや内容が見えないといった、多数のご意見を頂いているところでございます。

市といたしましても、これまでの経緯等に

ついて申し上げますと、令和3年12月議会のこれはもう一般質問の中で、両施設の累積赤字3億円に対して最終的な決断はとの問いに、今後3年間のうちに市長のほうから道筋を出すという内容、そして令和5年の12月議会では、両施設の方向性を早急にという議会からのご意見を頂いております。そしてまた、令和5年8月から市有財産の活用の提案募集ということで、21の事業者と協議をしてまいりましたけれども、具体的な提案がなかったということ、施設の老朽化等を踏まえますと、市が経営していくことは非常に厳しいということで総合的に判断いたしまして、国民宿舎事業の廃止について今回方針を決定し、3月議会に提案するものでございます。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかにありませんか。

○3番（福田晋拓君）

私も7条、日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の第7条について、ご質問をさせていただきます。通告してなくてすいませんけれども。

この第7条に、土地所有者等は再生可能エネルギーの発電事業の実施により、地域の自然環境及び景観並びに市民の生活環境を損ない、または事故、災害及び公害が発生することがないように所有し、占有し、または管理する再生可能エネルギー事業の用に供する土地の適正な管理、その他必要な措置を講じなければならないとあるんですけれども、土地だけのような感じで書いていますけれども、洋上についてはどのような見解になるのかというのをお聞かせいただきたいのと、あと景観というのは、日置市の境目から先も見えるわけですが、まさにこの洋上でいいですと久多島がございまして。久多島との間は、海上は日置市の土地ではなくなってくるかと思うんですけれども、その久多島が全く見えな

いとかなくなった場合、これも景観に値するののかというのを、その２点をお聞かせください。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

まず、洋上風力も含まれるかというふうなことでございます。

こちらの再生可能エネルギーの条例におきまして、洋上風力ということであってございます。ここの再生可能エネルギー発電事業ということ、２条の１項、それと３号再生可能エネルギー、法第２条第３項再生可能エネルギー源を利用したエネルギーをいうということで、こちらのほう定めてございますので、洋上風力のほうも入ってくるということでございます。

景観の部分についてでございますが、基本理念において、市の豊かな自然環境や特色がある景観並びに市民の良好な生活環境の保全及び活動が図られなければならないということで規定しております。また、日置市環境保全条例などにおいても、事業者その事業活動によって良好な環境を侵害することのないようなということで、定めているところでございます。

いずれにいたしましても、市の有する景観というようなものについてもこの理念にのっとってやっていただくというふうなことで、理念にのっとって取組を進めていただくということになっております。

以上です。

○３番（福田晋拓君）

今のやつ、一応補足で確認なんですけれども、洋上風力の場合、土地所有者等のところは、これは洋上もなるということによろしいわけでしょうか。

○企画課長（上村裕文君）

海域の所有ということで、海域の所有については一般の方等はいらっしゃらないものというふうなことで考えております。また、国

有地というふうなことでなっておりますので、そのようなことになってきます。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３号、議案第４号及び議案第６号の３件は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略し、議案第５号及び議案第７号の２件は総務企画常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第３号、第４号及び議案第６号の３件は委員会付託を省略することとし、議案第５号及び議案第７号の２件は総務企画常任委員会に付託することに決定しました。

これから、議案第３号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第３号会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第４号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号日置市施設整備基金条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第8号日置市手数料徴収条例の一部改正について

△日程第19 議案第9号日置市高齢者介護手当支給条例の一部改正について

△日程第20 議案第10号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

△日程第21 議案第11号日置市生活支援ハウス運営事業利用者負担金徴収条例の廃止について

△日程第22 議案第12号日置市特定

教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第18、議案第8号日置市手数料徴収条例の一部改正についてから日程第22、議案第12号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの5件を一括議題にします。

5件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第8号は、日置市手数料徴収条例の一部改正についてであります。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第9号は日置市高齢者介護手当支給条例の一部改正についてであります。

高齢者介護手当に係る支給対象者の範囲を拡大するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第10号は日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてであります。

重度心身障害者医療費助成事業に係る対象者の範囲を拡大し、助成を制限する基準を設け、及び助成方式に自動償還方式を加えるため所要の改正をし、併せて、条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第11号は日置市生活支援ハウス運営事業利用者負担金徴収条例の廃止についてであります。

生活支援ハウス運営事業を廃止することに伴い、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第12号は日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上5件、内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第8号日置市手数料徴収条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

別紙をご覧ください。

別表第1は、戸籍法の一部改正の規定を踏まえたものでございます。

戸籍法第120条の2第1項の追加は、本籍地以外での戸籍または除籍謄本等の交付、いわゆる広域交付第120条の6第1項の規定に基づく届出書等情報の内容に係る証明書の交付及び同情報の内容を出力した者の閲覧、第120条の3第2項に規定に基づく戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行のそれぞれの事務を追加するものであります。

新たな事務となります除籍電子証明書提供用識別符号の発行の手数料の額を700円、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行の手数料の額を400円と定め、情報提供等記録開示システム、いわゆるマイナポータルを使用する方法により電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合、または電子証明書提供用識

別符号の発行に係る電子証明書の請求を行う者が、同時に電子証明書に記録された事項と同一の事項が記録された証明書の請求を行う場合に、手数料を徴収しないことを定め、併せて、条文整理を行うものでございます。

別表第2は、消防法に係る申請手数料であります。

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る手数料で、貯蔵料の区分により金額をそれぞれ変更するものであります。なお、管内に該当する特定屋外タンク貯蔵所の設置はありません。

附則としまして、この条例中、別表第1の改正は令和6年3月1日から、別表第2の改正は令和6年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第9号日置市高齢者介護手当支給条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、高齢者介護手当に係る支給対象者を市内において別居している親族まで範囲を拡大するため、条例の一部を改正するものでございます。

別紙をお開きください。

第2条第2項中の改正は介護者の定義について、寝たきり高齢者と生計を一にしていることの要件を寝たきり高齢者と同居、またはこれに準ずる状態にある親族に拡大するものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第10号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

別紙をご覧ください。

第2条第1項第2号及び第3号中の改正は条文整理で、第4号は支給対象者に精神保険手帳1級所持者を加えるものでございます。

第2条第2項中の改正は居住地特例に関する規定、第5項中の改正は保険給付等に関する規定、第6項中の改正は一部負担金に関する規定ですが、それぞれ条文整理を行うものであり、これまでの取扱いと変更はございません。

第3条第1項中の追加は、今回新たに助成の対象となった精神保険手帳1級所持者について、入院にかかる医療費は助成対象外とする規定を設けるもので、第2項中の改正は条文整理となります。第3条の2は、助成の制限として新たに助成の所得制限に関する規定を加えるもので、所得制限の額は特別児童扶養手当の所得制限の額と同等となります。

第4条及び第5条の改正は条文整理となります。第5条の2の追加、第6条及び第7条中の改正は、助成方式に申請手続を不要とする自動償還方式を加えるため、所要の改正を行うものであります。

附則としまして、第1項でこの条例は令和6年7月1日から施行し、第3項の新条例、第5条の規定による受給資格者証の交付等この条例を施行するために必要な準備行為は、交付の日から施行するものであります。

また第2項で、この条例の施行日前に行われた診療に係る医療費の助成については、従前の例による経過措置を規定するものであります。

続きまして、議案第11号日置市生活支援ハウス運営事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、合併前の伊集院町生活支援ハウス運営事業実施要綱を引き継いで、日置市で実施してまいりました生活支援ハウス運営事業を廃止することに伴い、利用者負担金の徴収に関する条例を廃止するものでございます。

経緯としまして、平成27年度に生活支援ハウスを廃止して特別養護老人ホームに転用

をしたい旨、社会福祉法人健康村から意向が示され、将来的な廃止を見据え、平成29年1月から新規の入所の利用申請を停止してきたところです。現在、入所している1人についても転出先が確定したことから、生活支援ハウス運営事業を廃止するものです。

別紙をお開きください。

日置市生活支援ハウス事業利用者負担金徴収条例を廃止するものであります。

附則としまして、第1項でこの条例は令和6年4月1日から施行し、第2項でこの条例の廃止前の条例の規定により徴収した負担金等については、従前の例による経過措置を規定するものであります。

続きまして、議案第12号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

別紙をご覧ください。

23条は、施設の重要事項について書面掲示に加え、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、公衆の閲覧に供することを義務づけるものでございます。

第53条第2項第2号中の改正は、「磁気ディスク、CD-ROM、その他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるもの」を媒体の種類を示さない「電磁的記録媒体」に改正するものであります。

附則としまして、この条例は交付の日から施行するものであります。ただし、第23条の見出し及び同条の改正規定は、令和6年4月1日を施行日とするものでございます。

以上で、5件の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、5件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第8号、議案第10号、議案第11号及び議案第12号の4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、議案第9号は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号、議案第10号、議案第11号及び議案第12号の4件は委員会付託を省略することにし、議案第9号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

これから、議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号日置市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

10号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号日置市生活支援ハウス運営事業利用者負担金徴収条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第23 議案第13号日置市漁港管理条例の一部改正について

△日程第24 議案第14号日置市営住宅条例及び日置市ひとり親家庭等医療費助成条例

の一部改正について

△日程第25 議案第15号日置市監査
委員条例及び日置市水道
事業及び下水道事業の設
置等に関する条例の一部
改正について

○議長（並松安文君）

日程第23、議案第13号日置市漁港管理
条例の一部改正についてから日程第25、議
案第15号日置市監査委員条例及び日置市水
道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
の一部改正についてまでの3件を一括議題と
します。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第13号は、日置市漁港管理条例の一
部改正についてであります。

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の
改正をし、併せて、条文の整理を図るため条
例の一部を改正したいので、地方自治法第
96条第1項第1号の規定により提案するも
のであります。

次に、議案第14号は日置市営住宅条例及
び日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一
部改正についてであります。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一
部を改正したいので、地方自治法第96条第
1項第1号の規定により提案するものであり
ます。

次に、議案第15号は日置市監査委員条例
及び日置市水道事業及び下水道事業の設置等
に関する条例の一部改正についてであります。

地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部
を改正したいので、同法第96条第1項第
1号の規定により提案するものであります。

以上3件、内容につきましては、産業建設
部長に説明させますので、ご審議をよろしく

お願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第13号について補足説明
をいたします。

日置市漁港管理条例の一部改正についてで
ございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市漁港管理条例の一部を次のように改
正するものです。

第1条中の「漁港漁場整備法」を「漁港及
び漁場の整備等にする法律」に改正するのは、
法律の名称変更に伴うものでございます。

第6条第1項本文中「採取または」を「採
取もしくは」に改めるのは、法律に準じ条文
を変更するものです。

第6条は、土砂採取料について規定されて
おりますが、採取または占用の許可を受けた
者からの土砂採取料または占用料において、
法第43条第4項に規定する認定計画実施者
を加えるものです。

今回、国において漁港施設や漁港の区域内
の水域等を水産業の発展や水産物の安定供給
に寄与する事業のために活用する仕組みとし
て、漁港施設等活用事業制度が新たに創設さ
れました。

この制度において、漁港施設等での活用推
進計画を策定し、当該漁港管理者からその計
画の認定を受けた事業者等が、先ほどの法第
43条第4項に規定する認定計画実施者に当
たります。

また、同項ただし書中「同条第4項」を
「法第39条第4項」に改めるのと第14条
第1項中「第13条の2」を「前条」に改め
るのは、条文の見直しによるものでございま
す。

附則といたしまして、この条例は令和6年
4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第14号日置市営住宅条
例及び日置市ひとり親家庭等医療費助成条例

の一部改正について補足説明申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章の規定が大きく改正され、第10条1項（保護命令）が、第10条1項（接近禁止命令等）と新設された第10条の2（退去等命令）に分かれることになりました。

そのため、（退去等命令）の根拠である第10条の2の引用を加えることとしております。

法第10条第1項を分割し、第10条の2を新設したものであり、実質的内容に変更はございません。

改正は、日置市営住宅条例第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「または第10条の2」を加え、「準用」を「これらの規定を準用」に改め、日置市ひとり親家庭等医療費助成条例第2条第2項第6号中「第10条第1項」の次に「または第10条の2」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第15条日置市監査委員条例及び日置市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

それでは、別紙をお開きください。

まず、日置市監査委員条例の一部改正ですが、地方自治法の改正に伴い、第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めるものです。

地方自治法の243条は、私人の公金取扱いの制限を規定してあり、同条の2の2につきましては、職員の賠償責任について規定してあります。

今回、地方自治法の一部改正により、第243条の2に6項目の条文が追加されたため、同条の2の8に繰り下がったことによるものです。

次の日置市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましても、第5条中を同様の理由により改正するものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で、3件の補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、3件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第13号から議案第15号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号から議案第15号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号日置市漁港管理条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号日置市営住宅条例及び日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号日置市監査委員条例及び日置市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど黒田澄子さんの質疑に対しまして、企画課長から訂正の申し入れがありましたので許可します。

○企画課長（上村裕文君）

先ほど、議案第5号について、14番黒田議員からの質疑の中で50kWの根拠条文につ

いて第9条と答弁いたしましたが、正しくは第2条第2号でございましたので訂正させていただきます。

△日程第26 議案第16号令和5年度日置市一般会計補正予算（第10号）

△日程第27 議案第17号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第28 議案第18号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第29 議案第19号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第30 議案第20号令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第31 議案第21号令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第32 議案第22号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

△日程第33 議案第23号令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）

△日程第34 議案第24号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（並松安文君）

日程第26、議案第16号令和5年度日置市一般会計補正予算（第10号）から日程第34、議案第24号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）までの9件を一括議題とします。

9件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第16号は令和5年度日置市一般会計補正予算（第10号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ5億6,559万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を330億3,626万7,000円とするものであります。今回の補正予算の概要は、保育所運営に関する予算措置や国の補正予算に伴う農林水産業等の産業基盤整備などのほか、来年度の業務で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為の設定や年度内に事業完成が見込めないものに係る繰越明許費の設定など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では地方交付税につきまして、普通交付税の増額により1億3,871万2,000円を増額計上いたしました。国庫支出金につきまして、児童手当国庫負担金や、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の減額、保育所運営費国庫負担金の増額などにより1億729万5,000円を減額計上いたしました。県支出金につきまして、保育所運営費県負担金や、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額、県議会議員選挙費委託金の減額などにより4,439万1,000円を増額計上いたしました。寄附金につきまして、一般寄附金及び指定寄附金の減額により1億980万円を減額計上いたしました。繰入金につきまして、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の減額などにより4億3,514万2,000円を減額計上いたしました。市債につきまして、過疎対策事業債や災害復旧事業債などの減額により9,850万円を減額計上いたしました。

次に、歳出では、議会費につきまして議会管理費の減額により219万6,000円を減額計上いたしました。総務費につきまして、将来の公債費の償還財源を確保するための減災基金費積立金の増額や、県議会議員選挙費の減額などにより1,620万4,000円を

減額計上いたしました。民生費につきまして、児童手当支給事業費の減額、障害児通所給付費や保育所運営費の増額などにより1,767万9,000円を増額計上いたしました。衛生費につきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業費や、衛生処理組合負担金の減額などにより2億3,445万8,000円を減額計上いたしました。農林水産業費につきまして、住環境整備事業費や農業競争力強化農地整備事業費の増額などにより2,252万5,000円を増額計上いたしました。商工費につきまして、商工業振興費や寄附金の減額に伴うふるさと納税推進事業費の減額などにより1億3,112万2,000円を減額計上いたしました。土木費につきまして、過疎対策事業や土地区画整理事業費の減額などにより1億3,778万1,000円を減額計上いたしました。消防費につきまして、災害対策費や防災行政無線費の減額などにより224万7,000円を減額計上いたしました。教育費につきまして、小中学校管理費や図書館管理運営費の減額などにより7,081万4,000円を減額計上いたしました。災害復旧費につきまして、現年補助公共土木施設災害復旧費の増額や、現年補助農地農業用施設災害復旧費の減額などにより1,097万3,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第17号は令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,294万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を64億9,921万円とするものであります。歳入では、保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金の減額などを計上いたしました。歳出では、基金積立金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第18号は令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそ

れぞれ1,232万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,644万1,000円とするものであります。歳入では、料金収入や一般会計繰入金の減額を計上いたしました。歳出では、総務管理費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第19号は令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ442万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,754万5,000円とするものであります。歳入では、料金収入の減額や一般会計繰入金の増額などを計上いたしました。歳出では、管理事業費の減額を計上いたしました。

次に、議案第20号は令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ7万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を578万8,000円とするものであります。歳入では、温泉使用料の減額を計上いたしました。歳出では、維持管理費につきまして会計年度任用職員報酬の減額などを計上いたしました。

次に、議案第21号は令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,802万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を58億9,401万8,000円とするものであります。歳入では、支払基金交付金につきまして介護給付費負担金の減額などを計上いたしました。歳出では、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第22号は令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,123万3,000円を増額し、歳

入歳出予算の総額を8億6,083万7,000円とするものであります。歳入では、特別徴収保険料や普通徴収保険料の増額などを計上いたしました。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第23号は令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収入及び支出については、収益的収入の総額から39万1,000円を減額し、総額を10億2,339万7,000円に、収益的支出では総額から331万5,000円を減額し、総額を9億8,442万6,000円とするものであります。収益的収入では、水道事業収益の営業外収益につきまして一般会計補助金の減額を計上いたしました。収益的支出では、水道事業費用の営業外費用につきまして企業債利息の減額を計上いたしました。

次に、議案第24号は令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収入及び支出については、収益的収入の総額から754万6,000円を減額し、総額を8億1,125万7,000円に、収益的支出では総額に35万円を追加し、総額を5億8,542万6,000円とするものであります。収益的収入では、下水道事業収益の営業収益につきまして下水道使用料の減額などを計上いたしました。収益的支出では、下水道事業費用の営業費用につきまして前納報奨金の件数増に伴う報償費の増額を計上いたしました。資本的収入及び支出については、資本的収入では総額に1万4,000円を追加し、総額を1億9,922万4,000円とするものであります。下水道事業資本的収入の企業債の減額や受益者負担金の増額などを計上いたしました。資本的支出の総額は既定の予算のとおりとし、総額を4億1,096万円とするものであります。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから議案第16号から議案第24号までの9件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第16号から議案第24号までの9件については、全議員19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。

したがって、19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選いただいておりますのでお知らせします。

委員長に中村尉司君、副委員長に重留健朗君、富迫克彦君、下園和己君、以上であります。

△日程第35 議案第25号令和6年度
日置市一般会計予算

△日程第36 議案第26号令和6年度
日置市国民健康保険特別
会計予算

△日程第37 議案第27号令和6年度
日置市国民宿舎事業特別
会計予算

△日程第38 議案第28号令和6年度
日置市健康交流館事業特
別会計予算

△日程第39 議案第29号令和6年度
日置市温泉給湯事業特別

会計予算

△日程第40 議案第30号令和6年度
日置市介護保険特別会計
予算

△日程第41 議案第31号令和6年度
日置市後期高齢者医療特
別会計予算

△日程第42 議案第32号令和6年度
日置市水道事業会計予算

△日程第43 議案第33号令和6年度
日置市下水道事業会計予
算

○議長（並松安文君）

日程第35、議案第25号令和6年度日置市一般会計予算から日程第43、議案第33号令和6年度日置市下水道事業会計予算までの9件を一括議題とします。

ここで議事の進め方についてお諮りします。市長から提案理由の説明及び施政方針を聞き、各議案及び施政方針に対する総括質疑は3月5日の第2本会議で行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。

では9件について市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

本日、令和6年日置市議会第1回定例会にあたり、市政運営に臨む所信と施策の一端を申し上げますとともに、ご提案いたしました令和6年度当初予算案等の概要をご説明いたします。

まず、本市では2050カーボンニュートラルに向けて取り組む中で、引き続き太陽光や小水力発電などの再生可能エネルギーの地産地消を推進し、脱炭素社会の実現を目指してまいります。また、子ども達が健やかで幸せに成長できるような社会を実現するため、

「日置市こどもまんなか宣言」を行いました。令和6年4月には新たな認可保育所及び0歳から2歳までの子どもをお預かりする小規模保育事業所が開所されます。引き続き子育て世代に選ばれる町を目指し、環境整備を進めてまいります。このほか、人口減少や少子高齢化などの社会課題に対応するため、デジタル技術を取り入れた持続可能なまちづくりを推進するなど、本市が抱えるさまざまな課題の解決に向けて必要な施策を講じてまいります。令和6年度も、誰もが挑戦できる日置市を目指し、より良いまちづくりに取り組むとともに、本市の魅力を発信してまいります。今後とも市議会並びに市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和6年度の予算編成の大綱について申し上げます。本市においては、財政規律の維持を念頭に、令和6年度も引き続き人口減少の克服と地方創生の取組である「日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「第2次日置市総合計画」後期基本計画の重点施策として一体的に位置付け、人口減少に対応する実効性の高い施策とし、「第2次日置市総合計画」に掲げる将来都市像「住んでよし訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」の実現に向けた取組を着実に進める予算編成を行うことを基本としました。また、これまでの厳しい財政状況に加え、高齢化に伴う社会保障経費や人件費の上昇、公債費の高止まりなどによるさらなる財源不足を乗り越えるため、事務事業の見直しを実施しました。今後もこれまで行ってきた歳入歳出改革の努力につきましても決して緩めることなく、徹底した行財政改革を推進し、将来にわたって弾力的で足腰の強い持続可能な行財政構造を構築するため、限られた財源内で最大限の効果が得られるよう、一層の歳出削減と歳入確保を推進してまいります。

次に、マニフェストに基づき主要施策の概要について申し上げます。

1つ目の柱、コロナ対策でございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチンの特例臨時接種が令和5年度末をもって終了しますが、感染症対策など関連情報につきましては引き続き発信してまいります。また、コロナ禍により影響を受けた事業者の皆様は、現在原材料等の価格高騰などの影響を受けています。引き続き特産品コンクールやライブコマースなどを通じた新たな商品開発や事業展開を促進してまいります。

次に、2つ目の柱、地域福祉でございます。高齢化がますます進む中におきましては、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが重要であります。そうした観点から、医療・介護・住まい・生活支援などを一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化を目指してまいります。公共交通では、乗り合いタクシーにA I オンデマンドシステムを導入し、高齢者の買い物や通院などの利便性の向上に努めてまいります。また、デジタル技術を活用し、健康アプリによる健診受診の勧奨や健康づくりの情報提供をプッシュ通知で行ってまいります。

次に、3つ目の柱、子育て支援でございます。子育て世帯の保育ニーズに応えるため、令和6年4月に開所される2か所の保育所等に加え、令和7年度に新規開所を予定されている2か所の保育所の施設整備を支援してまいります。また、保育所等に保育支援者を配置し保育士の負担を軽減することにより就業継続及び離職防止を図るなど、保育士が働きやすい環境を整備してまいります。さらに、日置市こども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、一体的な相談支援を実施してまいります。

次に、4つ目の柱、全世代の教育学びでございます。人口減少などによる地域活力の低

下は、次世代を担う若い世代にも非常に大きな影響があると捉えています。若い世代の思いを形にして、町の未来を描き、その実現を目指す若者未来会議を引き続き開催し、次世代の挑戦を応援してまいります。また、昨今の物価高騰を受け、学校給食の質と量を確保し、安定的に児童生徒に提供することを目的として、学校給食の食材購入費助成及び保護者負担軽減策を講じます。

次に、5つ目の柱、産業活性化でございます。地域経済の活性化を図るため、引き続き創業に挑戦しようとする方を対象とした創業セミナーや創業塾を開催するとともに、商品開発やブランディングに取り組まれる事業者につきましても支援してまいります。また、販路拡大に関心のある事業者に対しては、国内外で開催される商談会などへの出展を支援してまいります。観光につきましては、日置市観光戦略5本の柱に基づき、美山地区をモデルに戦略的な誘客、伝統技術や文化の継承、受入環境整備などの事業展開を図り、薩摩焼など伝統工芸を軸とした持続可能な観光まちづくりに取り組んでまいります。

次に6つ目の柱、オール日置でございます。地域の課題解決を図るため、市民だけでなく様々な結びつきのオール日置のネットワークを活かしたクラウドファンディング型のふるさと納税の取組を継続してまいります。また、ひおきカメカメ団の登録者に対して、市内企業の県外の物産店への出展情報や市内学校の県外の大会などへの出場情報をメールマガジンで発信することにより、県外にいても日置市を応援していただける関係づくりを強化してまいります。さらに、メタバース上のもう一つの日置、ネオ日置において、ECサイトと接続した城下町空間を本格稼働することにより、物産振興を図りながら空間内での交流を通じて関係人口のさらなる創出につなげてまいります。

次に、7つ目の柱、景観・環境・防災でございます。日置市2050脱炭素ビジョンに基づき、再生可能エネルギーの理解促進及び普及啓発を行うとともに、吹上高校と連携して電動バイク、電動自転車の活用に取り組むなど、再生可能エネルギーの利用を推進してまいります。また、脱炭素先行地域づくり事業による太陽光発電設備や小水力発電設備の設置に向けた取組を関係事業者と連携して推進してまいります。新クリーンセンターななさつECOの杜につきましては、令和6年9月からの本稼働に向け、関係市と調整を進めてまいります。

次に、8つ目の柱、財政・行政運営でございます。デジタルトランスフォーメーション（DX）につきましては、市民サービスの向上につながるようデジタル窓口支援システムの機能拡充を図るほか、遠隔相談窓口システムの検証を進めてまいります。また、行政運営につきましては、通年で市有財産活用サウンディング型市場調査を引き続き実施するなど、公民連携の推進を図るほか、行政需要等に的確かつ迅速に対応するための効果的な組織機構の構築を目指してまいります。その中で引き続き女性職員を積極的に多様な職域へ配置することによる活躍の場も提供してまいります。他にも令和4年度から戦略監として2年間受け入れたお2人の民間人材につきましては、受け入れ期間は終了しますがその知識やノウハウを引き続き活用できる仕組みを構築してまいります。さらに草の根対話につきましては、これまでの自治会単位から、次は各種団体等を対象とし対話を続けてまいります。

次に、令和6年度の一般会計の予算規模について申し上げます。令和6年度の当初予算は、限られた財源の中で予算調整を図る一般財源枠配分方式により編成しました。市民サービスの維持向上等を図りつつ、安定的で

持続可能な財政運営も考慮した上で、緊急性や重要性のある施策事業等を選択し、予算を編成した結果、令和6年度の一般会計当初予算額は過去最大の308億2,000万円となり、前年度と比較し10億3,900万円の増となっています。主な要因としては、まず1つ目に民間と共同して取り組む脱炭素先行地域づくり事業費や子育て支援に要する経費などが増加したものです。これらにつきましては、国や県の有利な補助事業を活用しています。2つ目は、賃金上昇、少子高齢化による人件費、社会保障費の増加や物価高騰による物件費の増加によるものです。事務事業の見直しにより経費の削減を行っていますが、歳出削減努力を超える構造的な増加が生じています。

次に、歳入歳出の主なものについて申し上げます。まず、歳入で市税につきましては、直近における経済の動向や市税収入の状況、税制改正の影響や地方財政計画などを踏まえ、2,513万6,000円の増となりました。地方交付税につきましては、1億円増の80億円となりました。市債につきましては、将来世代に過度な負担を残さないよう、交付税措置のある有利な地方財の活用を図りました。また、臨時財政対策債につきましては、前年度に引き続き折半財源不足が生じていないことから発行額が大幅に抑制されました。

次に、歳出で前年度と比較して増減額の大きいものを性質別で見ると扶助費が5億5,819万3,000円の増となっていますが、先ほど述べました子育て支援に要する保育所運営費や児童手当支給事業費等の増が主な要因となっています。また、物件費が3億56万円の増で自治体情報のシステム標準化に要する情報管理費等の増が主な要因となっています。

次に、特別会計及び公営企業会計の予算規模について申し上げます。まず国民健康保険

特別会計予算であります。国民健康保険事業の運営を持続的かつ安定的に進めていくために、医療給付費の適正化対策や保険税の収率向上対策に取り組むための予算を計上し、59億4,587万9,000円となりました。

次に、国民宿舎事業特別会計予算であります。職員の人件費施設の運営費等を計上し、1億9,776万1,000円となりました。本施設につきましては、令和7年3月31日をもって閉館とする方針であります。施設を安心してご利用いただけるよう事業運営に努めてまいります。

次に、健康交流館事業特別会計予算であります。職員の人件費施設の運営費等を計上し、9,538万円となりました。合宿利用等を積極的に受け入れるとともに、温泉やプールを安心してご利用いただけるよう事業運営に努めてまいります。

次に、温泉給湯事業特別会計予算であります。維持管理委託料、電気料等の管理運営費等を計上し487万円となりました。

次に、介護保険特別会計予算であります。第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、介護予防の推進及び認知症対策の強化、介護給付の適正化を図り、安定的な介護保険事業の運営に努めるための予算を計上し、57億2,317万3,000円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。保険料や低所得者の軽減保険料相当分の保険基盤安定繰入金及び広域連合納付金等を計上し、9億4,468万3,000円となりました。後期高齢者医療保険の保険事業として、長寿健診、人間ドック等受診費助成を実施し、疾病予防・重症化予防に取り組んでまいります。

次に、水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予算につきましては、収入額10億6,122万9,000円、支出額

10億1,322万8,000円となりました。資本的収入及び支出の予算につきましては、収入額1億335万円、支出額6億629万5,000円となりました。今後も計画的に水道施設整備等を実施し、安全な水の安定供給に努めるとともに、包括的民間委託の導入について検討してまいります。

次に、下水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予算につきましては、収入額8億2,728万円、支出額6億742万4,000円となりました。資本的収入及び支出の予算につきましては、収入額1億3,050万円、支出額3億5,012万7,000円となりました。今後も公衆衛生の向上、生活環境の改善及び健全な水環境の創出に向けて効率的な経営に努めてまいります。

以上、今後の市政運営について私の基本的な考え方と、令和6年度の施政方針及び当初予算の説明を申し上げましたが、本施策の推進に当たりましては議会をはじめ市民の皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これで、議案第25号から議案第33号までの9件の説明を終わります。

△日程第44 請願第1号吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書

△日程第45 陳情第1号「国民宿舎吹上砂丘荘の来年3月閉館に反対」の陳情書

△日程第46 陳情第2号吹上砂丘荘の存続とそれに係る議案を日置市議会3月議会で審議、採択しないことを求める陳情書

△日程第47 陳情第3号川内原発20年延長に関する陳情書

△日程第48 陳情第4号日置市の大切な観光施設吹上砂丘荘閉館にかかわる議案を審議しないことをお願いします

△日程第49 陳情第5号観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう陳情します

○議長（並松安文君）

日程第44、請願第1号吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書から日程第49、陳情第5号観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう陳情しますの6件を一括議題とします。

ただいま議題となっています請願第1号から陳情第5号までの6件は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第50 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（並松安文君）

日程第50、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在、広域連合議会議員のうち市議会議員から選出する議員について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がいましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。この選挙は同条

第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

お諮りいたします。選挙結果の報告については会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（並松安文君）

ただいまの出席議員数は19人です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（並松安文君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（並松安文君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。事務局長の点呼に応じて、順次記載台へ投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票を願います。

それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼

びますので、順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（並松安文君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に下御領昭博君、山口初美さんを指名します。両名の開票立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（並松安文君）

選挙の結果を報告します。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合します。そのうち有効投票数19票、無効投票数0票です。松元正明君14票、迫杉雄君1票、柴立豊子さん4票、以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

3月5日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後1時50分散会

第 2 号 (3 月 5 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 16 号 令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 10 号）
日程第 2	議案第 17 号 令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 3	議案第 18 号 令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 4	議案第 19 号 令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 5	議案第 20 号 令和 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 6	議案第 21 号 令和 5 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 7	議案第 22 号 令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	議案第 23 号 令和 5 年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 9	議案第 24 号 令和 5 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 10	議案第 25 号 令和 6 年度日置市一般会計予算
日程第 11	議案第 26 号 令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第 12	議案第 27 号 令和 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
日程第 13	議案第 28 号 令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第 14	議案第 29 号 令和 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
日程第 15	議案第 30 号 令和 6 年度日置市介護保険特別会計予算
日程第 16	議案第 31 号 令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 17	議案第 32 号 令和 6 年度日置市水道事業会計予算
日程第 18	議案第 33 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計予算
日程第 19	請願第 1 号 吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書
日程第 20	陳情第 1 号 「国民宿舎吹上砂丘荘の来年 3 月閉館に反対」の陳情書
日程第 21	陳情第 2 号 吹上砂丘荘の存続とそれに係る議案を日置市議会 3 月議会で審議、採択しないことを求める陳情書
日程第 22	陳情第 4 号 日置市の大切な観光施設吹上砂丘荘閉館にかかわる議案を審議しないことをお願いします
日程第 23	陳情第 5 号 観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう陳情します
日程第 24	議案第 34 号 日置市介護保険条例の一部改正について
日程第 25	議案第 35 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

本会議（３月５日）（火曜）

出席議員 １９名

１番 中 村 清 栄 君
３番 福 田 晋 拓 君
５番 下 園 和 己 君
７番 是 枝 みゆきさん
９番 重 留 健 朗 君
１１番 山 口 政 夫 君
１３番 留 盛 浩一郎 君
１５番 下御領 昭 博 君
１７番 坂 口 洋 之 君
１９番 池 満 渉 君

２番 欠 員
４番 長 倉 浩 二 君
６番 佐 多 申 至 君
８番 富 迫 克 彦 君
１０番 福 元 悟 君
１２番 中 村 尉 司 君
１４番 黒 田 澄 子さん
１６番 山 口 初 美さん
１８番 漆 島 政 人 君
２０番 並 松 安 文 君

欠席議員 ０名

事務局職員出席者

事 務 局 長 内 山 良 弘 君
議 事 調 査 係 上田橋 裕 生 君

次長兼議事調査係長 神 余 徹 君

地方自治法第１２１条による出席者

市 長 永 山 由 高 君
教 育 長 奥 善 一 君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口 亮 君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 久木崎 勇 君
東市来支所長 横 枕 広 幸 君
吹上支所長 有 村 弘 貴 君
財政管財課長 東 正 和 君
地域づくり課長 濱 崎 慎一郎 君
商工観光課長 田 代 誠 治 君
健康保険課長 宮 前 美 紀さん
介護保険課長 入 佐 好 彦 君
農地整備課長 上 勇 人 君
学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君

副 市 長 井多原 章 一 君
総務企画部長兼総務課長 上 秀 人 君
産業建設部長兼農林水産課長 城ヶ崎 正 吾 君
消防本部消防長 福 山 昌 己 君
日吉支所長 船 倉 利 幸 君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東 純 一 君
企 画 課 長 上 村 裕 文 君
税 務 課 長 有 島 春 己 君
福 祉 課 長 坂 上 誠 君
こども未来課長 馬場口 美宗香さん
建 設 課 長 田 口 悦 次 君
上下水道課長 田 村 長 保 君
社会教育課長 松 岡 政 仁 君

会計管理者兼会計課長

奥 田 美 穂さん

監査委員事務局長

内 山 良 弘 君

農業委員会事務局長

吉 富 良 一 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第16号令和5年度日置市一般会計補正予算（第10号）

△日程第2 議案第17号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第3 議案第18号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第4 議案第19号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第5 議案第20号令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第6 議案第21号令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第7 議案第22号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

△日程第8 議案第23号令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）

△日程第9 議案第24号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第16号令和5年度日置市一般会計補正予算（第10号）から日程第9、議案第24号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）までの9件を一括議題とします。

9件について、予算審査特別委員長の報告

を求めます。

〔予算審査特別委員長中村尉司君登壇〕

○予算審査特別委員長（中村尉司君）

皆様、おはようございます。

ただいま議題となっております議案第16号令和5年度日置市一般会計補正予算（第10号）から議案第24号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る2月21日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、2月22日、26日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果を受けて、2月29日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議いたしました。

初めに、議案第16号令和5年度日置市一般会計補正予算（第10号）について報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億6,559万1,000円を減額し、総額を330億3,626万7,000円とするものであります。

今回の補正予算は、保育所運営に関する予算措置や国の補正予算に伴う農林水産業の産業基盤整備などのほか、来年度の業務で年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定や年度内に事業完成が見込めないものについて繰越明許費の設定など所要の予算を編成するものであります。

3分科会における質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、空き家解体助成事業補助金で対象は2件ということであったが、2件の実績に対してはどう理解しているのかとの問いに、相談件数は152件あり、補助金の問合せが112件であった。ほかにも何とか対策を取ってもらえないかという環境改善の

相談が39件で、そのうち8件が改善に至っている。補助を行った2件については、危険家屋が対象となるので、所有者、関係者、ご自身の何とかしなければならないということで、今年度中の解体のきっかけになったと理解しているとの答弁。

財政管財課所管では、東市来支所の空調設備等改修工事が繰越明許費で計上されているが、この完了見込みはとの問いに、少なくとも今年の冷房が必要となる時期より前までには完成する見込みであるとの答弁。

企画課所管では、脱炭素先行地域選定に係る太陽光発電設備調査設計事業及び小水力発電設備調査設計事業補助金の505万5,000円の減額は入札結果によるものか、それとも事業縮小によるものなのかとの問いに、補助金として交付するものであり、令和5年度の全体事業費が減少する見込みとなっていることから減額しているとの答弁。

地域づくり課所管では、地区公民館支援員報酬の減額補正であるが、支援員の欠員などがあるのかとの問いに、2名退職され、うち1名は補充されたが、あと1名は欠員であるとの答弁。

商工観光課所管では、日置市合宿等誘致推進事業費補助金の増額補正が計上されているが、その理由はとの問いに、令和5年度はスポーツ合宿が全体的に増えており、要因としては、5月にコロナウイルス感染症が5類に移行したためであるとの答弁。

消防本部所管では、日吉方面団中央分団消防ポンプ車購入の繰越明許費が計上されており、3か月程度納期が遅れるという説明であったが、問題や損害賠償請求とかはないのかとの問いに、損害賠償については、現在の車両の車検なども残っているので発生しない。また、今後変更契約を行うので問題はないとの答弁。

市民生活課所管では、南薩地区衛生管理組

合施設整備負担金の確定による減額について、負担金が確定したのはいつかとの問いに、昨年11月の組合議会により決定したものであるとの答弁。

福祉課所管では、扶助費の障害児通所給付費の増額について、増額した理由は何かとの問いに、通所児童の対象者が昨年度と比べて67人ほど増加した。また、児童1人当たりのサービス量も増えているとの答弁。関連して、対象者が増加した理由は何かとの問いに、健康保険課での親子教室や3歳児健診などで、保健師から療育が必要と思われる児童を福祉課へつないでいるケースが多いことが理由であるとの答弁。

こども未来課所管では、扶助費の子育てのための施設等利用給付費の増額について、その理由は何かとの問いに、幼稚園等に通っている預かり保育の無償化分は、これまで償還払い方式であったが、今年度の12月分から法定代理受領方式に変更した。このことにより、早期の支払いが可能となり、これまで翌年度の予算から支出していた2・3月分を当年度予算から支出することになったためであるとの答弁。

健康保険課所管では、委託料のがん検診等事業費の増額について、肺がんCTの受診者が大幅に増加したとのことだが、その理由は何かとの問いに、これまで回覧でしか周知していなかったが、令和5年度の申込みから事前の意向調査を実施した結果、受診者の増につながったものと考えているとの答弁。

介護保険課所管では、高齢者地域支え合いグループポイント事業費について、減額理由と活動内容を伺うとの問いに、6万円を上限に当初90グループを予定していたが、実績では82グループとなり、月の活動日数も少なかったため減額となった。また対象グループとしては、登録の過半数が65歳以上を占めるグループで、3人以上で活動していただ

くものである。活動内容は地域の活性化や高齢者の支え合いの活動であり、地域の清掃、こども食堂の運営、筋ちゃん広場の活動などがあるとの答弁。

学校教育課・教育総務課所管では、教育振興扶助費の減額について、修学旅行に行かなかった児童はどれぐらいいるのか。また、その理由は何かとの問いに、小中学校全体で25名が不参加であり、うち14名は不登校によるもの、11名が病欠であったとの答弁。

社会教育課所管では、放課後子ども教育業務委託の減額について、全額不用残となっているが、その理由は何かとの問いに、土橋地区公民館が毎年事業を行っていたが、年度当初に今年度は実施できないとの報告があり、ほかの地区公民館へも依頼したが受入れ地区もなく事業実施できなかったことから、全額減額となったとの答弁。

農林水産課所管では、産地づくり対策事業費について、事業不採択に伴う補正とあるが、事業不採択の原因は何かとの問いに、この事業については、県の単独事業でありポイント制で採択されるものであるが、今回、日置暖房機利用組合と養母営農生産組合のどちらも採択ポイントで上位になれなかったのが原因である。来年度以降も引き続き要望として上げていく意向であると認識しているとの答弁。

農地整備課所管では、農道等施設整備事業費の公有財産購入費について、減額となった理由は何かとの問いに、日吉町吉利で豪雨被害を受けた農道復旧のための用地購入費を予算計上していたが、昨年大雨などで再び被害が拡大したため、現在測量設計業務委託を実施しているところで、その計画が出来上がってから再度検討していくことになるため、今回は減額を行ったとの答弁。

建設課所管では、西之宇都住宅のアスベスト含有調査業務委託については検査結果が出たのかとの問いに、アスベスト調査について

は4か所調査し、結果としてアスベストは検出されなかったとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、空き家解体助成事業補助金で2件以外に補助対象となった危険家屋があったのかという質疑はあったのかとの問いに、執行部の説明の中で、相談のあったほとんどが補助対象ではなかったことと、対象の空き家があっても本年度中の工事完了が見込めないものなどあったとの執行部の説明であったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の報告で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第16号令和5年度日置市一般会計補正予算（第10号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について報告いたします。

歳入歳出の総額にそれぞれ1,294万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億9,921万円とするものであります。

歳入についての主なものは、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の決定に伴う減額。

歳出についての主なものは、基金積立金の執行見込みに伴う減額補正であります。

質疑はなく、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行ったところ、討論もなく、採決の結果、議案第17号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,332万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,644万1,000円とするものであります。

歳入についての主なものは、食事料などの料金収入及び一般会計繰入金の減額。

歳出についての主なものは、総務管理費などの減額補正であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

温泉高架タンクの改修工事の不用残に伴う補正が1,081万円計上されているが、入札執行残になるのかとの問いに、当初の工事については、温泉高架タンクと高圧引込改修工事を計上し、高圧引込改修工事については執行している。温泉高架タンクの改修については、メンテナンス業者と確認したところ、補修でも対応できるとのことで、修繕料で対応したところであるとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、温泉高架タンクの修繕については、幾らかかったのかという質疑はなかったのかとの問いに、規定予算で対応したと理解したので、そのような質疑は行っていないとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、分科会長の説明で了承し、質疑を終了。討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第18号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ442万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,754万5,000円とするものであります。

歳入についての主なものは、料金収入の減額及び一般会計繰入金の増額で、歳出についての主なものは、管理事業費の減額補正であります。

特に質疑はなく、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第19号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ578万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、温泉使用料の収入見込みに伴う減額で、歳出については、維持管理費の会計年度職員の報酬の減額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

温泉使用料で7万6,000円の収入減について、台風の影響で配湯ポンプが停止し、管内にスケールがつまり、お湯の供給に影響が出たことによるとの説明であったが、これまでも同様の事象があったのかとの問いに、これまでも停電や自然現象で湯量が減り、支障が出たことはあったが、今回のように完全に詰まり原因解消に時間を要したという事象はなかったとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第20号令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号令和5年度日置市介護

保険特別会計補正予算（第４号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億２,８０２万７,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５８億９,４０１万８,０００円とするものであります。

歳入についての主なものは、介護給付費負担金、介護給付費繰入金、介護給付費準備基金繰入金などの給付見込みに伴う減額。

歳出についての主なものは、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス費、高額医療合算介護サービス費などのいずれも執行見込みに伴う減額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

在宅医療・介護関連推進事業費の印刷製本代の減額について、啓発用のリーフレットは作成しなかったのかとの問いに、企業との提携により無料でリーフレットを作成できたことにより不要となったとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第２１号令和５年度日置市介護保険特別会計補正予算（第４号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２２号令和５年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ２,１２３万３,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億６,０８３万７,０００円とするものであります。

歳入についての主なものは、特別徴収保険料、普通徴収保険料の見込みに伴う増額。

歳出についての主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で、保険納付金の確定に伴う増額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

後期高齢者広域連合納付金の増額について、増額の要因はとの問いに、団塊の世代の加入が増えたことにより、歳入の保険料が増加しており、そのまま広域連合に納付金として納めることから増額になったとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論もなく、採決の結果、議案第２２号令和５年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２３号令和５年度日置市水道事業会計補正予算（第４号）について報告いたします。

収益的収入及び支出の部で、収入は、一般会計補助金の減額として３９万１,０００円を減額し、総額を１０億２,３３９万７,０００円に、支出では、企業債利息の減額として３３１万５,０００円を減額し、総額を９億８,４４２万６,０００円とするものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。

企業債利息が減額となっている理由はとの問いに、企業債利息については、当初予定していた利息より低い利息で借入ができたため、今回減額になったとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論もなく、採決の結果、議案第２３号令和５年度日置市水道事業会計補正予算（第４号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第２４号令和５年度日置市下水道事業会計補正予算（第４号）について報告いたします。

収益的収入及び支出の部で、収入では、下水道使用料の減額などに伴い７５４万６,０００円

を減額し、総額を8億1,125万7,000円に、支出では、前納報奨金の件数増に伴う報償費の増額として35万円を追加し、総額を5億8,542万6,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の部で、収入では、受益者負担金の増額などに伴い1万4,000円を追加し、総額を1億9,922万4,000円に、支出は既定の予算のとおりとし、総額を4億1,096万円とするものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。

一般汚水収益の減額について、減額となっている1,004万6,000円は、どのように算出したのかとの問いに、改定後の新料金で汚水使用料を徴収しているので、今年度の使用料の実績から算定しているとの答弁。

この他にも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第24号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、議案第16号から議案第24号までの9件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第16号から議案第24号までの9件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、9件について採決いたします。

この採決は、議案等採決区分票の採決順位により行います。

それでは、採決順位第1の議案第16号から議案第24号までの9件を採決します。

お諮りします。9件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号から議案第24号までの9件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第10 議案第25号令和6年度
日置市一般会計予算

△日程第11 議案第26号令和6年度
日置市国民健康保険特別
会計予算

△日程第12 議案第27号令和6年度
日置市国民宿舎事業特別
会計予算

△日程第13 議案第28号令和6年度
日置市健康交流館事業特
別会計予算

△日程第14 議案第29号令和6年度
日置市温泉給湯事業特別
会計予算

△日程第15 議案第30号令和6年度
日置市介護保険特別会計
予算

△日程第16 議案第31号令和6年度
日置市後期高齢者医療特
別会計予算

△日程第17 議案第32号令和6年度
日置市水道事業会計予算

△日程第18 議案第33号令和6年度
日置市下水道事業会計予
算

○議長（並松安文君）

日程第10、議案第25号令和6年度日置市一般会計予算から日程第18、議案第33号令和6年度日置市下水道事業会計予算までの9件を一括議題とします。

この9件については、さきの本会議において、提案理由の説明及び施政方針を聞いてから質疑することになっておりましたので、これから総括質疑を行います。

発言通告がありますので、まず佐多申至君の発言を許可します。

○6番（佐多申至君）

当初予算案の説明資料63ページ、02款01項06目の交通安全対策費10節需要費、交通安全管理費において質疑申し上げます。

アルコールチェッカー50台16万5,000円が計上されております。購入するに至った要因と設置箇所などを説明を求めます。

2つ目に、当初予算案概要資料、今度は26ページ、主要施策、新規、小学校水泳事業民間委託実証実験事業において124万1,000円が計上されています。その事業概要と予算根拠の説明を求めます。

3つ目、当初予算案概要資料26ページ、または当初予算案説明資料227ページ、10款01項02目事務局費07節報償費、教育指導費、新規事業の部活動地域移行モデル事業において、モデル1に野球58万3,200円、モデル2にサッカー38万8,800円が予算計上されております。これの事業概要と予算根拠の説明を求めます。

4つ目に、当初予算案概要資料27ページ、または当初予算案説明資料273ページ、10款06項03目給食センター費18節給食センター管理運営費の補助金及び負担金に5,731万円が計上されています。物価高騰対策に4,043万6,000円、保護者支援交付金に1,687万4,000円と示されています。昨年度の同管理運営費の予算額計は6,042万7,000円でした。昨年は数

が明示されておりましたので、昨年度と比較して何かがどう減少したのか説明を求めます。

以上です。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

それでは、交通安全対策費のアルコールチェッカーの件について、ご回答いたします。

令和4年に道路交通法が改正されまして、運転者の酒気帯びの有無を確認すること及びその確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存することなど段階的な法施行がなされておりまして、令和5年12月1日からアルコール検知器による酒気帯びの有無の確認を行うこと。また、及びアルコール検知器を常時有効に保持することについて施行がなされたところでございます。

法施行に対応するため、令和4年度からアルコール検知器を順次購入をしておりまして、本市で購入しておりますアルコール検知器は約1,000回の検知が可能で、各課に設置し常時有効状態を保持するために購入を予定しているところでございます。

以上でございます。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

それでは、初めに小学校の水泳授業の民間委託の実証事業についてご説明いたします。

この水泳授業民間委託実証事業につきましては、今後の学校プールの維持管理の在り方と老朽化等に伴う整備事業費の負担軽減を図るため、3小学校の水泳授業を自校のプールを使用せず民間施設等の2施設を利用して実証事業を行うものでございます。

費用の積算ですけれども、各施設の見積り単価に利用見込み人数及び事業回数を乗じたものになります。使用施設で異なりますけれども、単価につきましては1人当たり850円と1,500円となる見込みでございます。

次に、部活動地域移行モデル事業について、ご説明いたします。

部活動在り方検討委員会の検討結果を踏まえまして、2つの部活動について地域移行のモデル事業を行い課題整理を行うものでございます。

野球は複数校による合同、サッカーは単独校での部活動を実施し、指導者につきましては、顧問及び地域の指導経験者等に依頼することとしています。

費用の積算でございますけれども野球部が3人、サッカー部が2人の指導者に対して支払う合計で9万7,200円の謝金を計上してございます。

また、そのほかにも生徒及び指導者に対するスポーツ安全保険を3万4,050円計上してございます。

次に、給食費の補助について、ご説明をさせていただきます。

ご質問の当初予算説明資料の273ページの給食費保護者支援事業費交付金について説明資料に誤りがございましたので、ここで訂正をさせていただきたいと思っております。物価高騰対策と保護者支援対策の項目を記載してございますが、記載が逆になっておりました。正しくは保護者支援対策として小学校2,644万4,000円、中学校1,399万2,000円となります。物価高騰対策として小学校1,057万7,600円、中学校629万6,400円となります。訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

そこで、昨年度の予算との比較でございますけれども、児童生徒の減少によるものでございまして、小学校児童が昨年比で133人、それから中学校生徒で67人がそれぞれ予算要求において減少しているところでございます。

以上でございます。

○6番（佐多申至君）

当初予算の明示、表示におきましては、十分に今後気をつけて表示していただく。金額に誤差がないということで幸いでしたが、気をつけていただきたいと思います。

3項目めの部活動地域移行モデルについて2回目の質問ですが、市長は、本人のホームページ、市長の部屋の中で、市長が自らマニフェストで掲げる48項目「オール日置」において、部活動移行について令和4年度から令和5年度間も取り組んでこられておられます。その取組の中で市長なりの見解があれば教えてください。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

この部活動地域移行のモデル事業の関係、市長のマニフェストとの関係なんですけれども、これにつきましては令和4年度から令和5年度にかけまして部活動在り方検討委員会におきまして、部活動の地域移行に向けた検討を重ねてまいりました。その検討結果を踏まえて、先ほども説明したとおり令和6年度におきましてモデル事業を行い、課題整理を行っていく方向でございます。

また、今後におきましては、地域の外部指導者の協力も不可欠と考えておりまして、地域人材の新たな関わり方も検討していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

次に、池満渉君の発言を許可します。

○19番（池満 渉君）

市長に3件、教育長に1件、質疑をいたします。

特別会計まで含めて9件の令和6年度の当初予算総額およそ437億円余りであります。施政方針も予算も拝見をさせていただきました。市民のために効果的にこの予算が生かされるように議会も一緒になって力を合わせていくのは当然でありますけれども、まずは、

その基本となる市役所の職員が気持ちを一つにして働く、そういう職場環境をつくるということが一番だと私は思います。初めに、このことについてお伺いをいたします。

実は私は、これまでに市役所を退職した職員の関係者あるいは家族の方、知人の方から何件かの相談を話を受けたことがあります。どうもパワハラなどが職場においてあるのではないかと、指導法はどうなっているのかと。仕事に行けないほど我が子があるいはいそこがあるいは友達がメンタルを傷つけられているというような話であります。

また、数年前も同じように、若い職員が職場で上司に厳しい叱責を受けて、挙げ句の果ては電話機まで投げつけられたといったような話も聞いたことがあります。行政の職員募集も大変厳しい中で、日置市の発展に寄与したい、希望に燃えて入庁したはずの職員が職場を去らなければならない、この無念さは言葉にできません。大声での指導という名の叱責は明らかにパワハラであります。

今ここで、その理由あるいはなぜだったのか、どういったことだったのかということを追求するつもりはございませんが、SDGs、LGBTあるいは多様性といったように社会が非常に大きく変わりつつある中で育った職員は相当な違和感を感じているのではないのでしょうか。

今はいろんな考えや意識が混在をしている、まさに時代の変革期、過渡期で、異なる年代はそれぞれその捉え方も違ってまいります。一方で、年長者、職場における年長者は、それ以前の、いわゆるそれ以前の先輩方からも指導を受けて厳しく鍛えられたおかげで自分は今があるんだと、罪悪感はないかもしれません。

また同時に、デジタル化の推進はもとより、行政の仕事のその量が格段に増えております。デジタル技術の習得にも苦勞をしている職員

もいると思います。一様に職員全体がストレスを感じているはずであります。

500名近い職員の年齢差は最大で40歳ほどあります。市長は、この20歳と60歳のちょうど中間の年齢であります。年齢的にはどちらにも配慮できる年齢のはずであります。このような中で、今日も本当に市民のために頑張ろうと職員全体が一体となるように、明るい働きがいのある職場環境の創出に、令和6年どのように取り組んでいかれるのか、まず、その方針についてお伺いをしたいと思っております。

続けて行きますけれども、次に、市民の理解と協力、民間の知恵と力の仰ぎ方についてであります。

今年は、なんさつECOの杜も開業いたします。ごみの減量について、また脱炭素、再生可能エネルギーの推進と併せて市民挙げての省エネということも必要ではないかというふうに思います。これらのことも市民の協力は不可欠であります。

今年、市長は、市民対話を職場や団体にも広げていきたいというふうに施政方針に書いてございますが、人々の考えはご承知のように千差万別で総論賛成、各論反対ということが多々あります。また同時に、人は忘れる動物だというふうに何かの本で読んだこともあります。政策はマニフェストで示してあるにしても、ホームページなどに掲載をしてあるにしても、世代間の過渡期にある令和6年度も、市民へのより一層の繰り返しの丁寧な説明は必要だと思います。その市民への協力を仰ぐための市長の声の伝え方をどのようにされるのか、併せて民間の知恵と力をどのような手法で取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

3問目であります。人口減少、少子高齢化、これはもう全国全ての問題であり、なかなか止められません。大変困難な問題であり、一

朝一夕に行きません。しかし、時間はそう多くはないと思います。

伊集院地域の郊外のほうも似たようなことでありますけれども、特にこの伊集院以外の3地域、大変人口も減って疲弊をしておりますが、せめてこの3地域の中心地だけでも活性化が何とか元気づくりができないかというふうに思いますが、この3地域の中心地の活性化には令和6年度どのような取組をお考えなんでしょうか。大変一口では言えないことは私も重々分かります。市長の考えをお聞かせいただきたい。

教育長にお伺いをいたします。教育現場もデジタル化をはじめ社会は大変目まぐるしく変わってまいりました。学校現場でも学習指導要領に沿ってそれなりの教育が行われております。しかし、社会を構成するのは人です。いわゆる学校現場、社会教育の現場、そして教育委員会に限らず関係各課が一緒になって人づくり、そういったものに努力されていることは認めますけれども、やっぱり今の世相を、社会情勢を見てみると、何か殺伐とした、ガサガサとしたそんな社会になっているような気がいたします、私ばかりかもしれませんが。

確かに便利にはなりましたけれども、やっぱり日頃から学校教育、社会教育、ここが引っ張るわけですので、そういったところから子どもたちやあるいは子育ての親世代、もちろん高齢者も我々も含めてそうですけれども、善悪のけじめ、そして道徳心の涵養をしっかりと行っていくということについては、令和6年度どのようなふうに教育委員会として教育長として取り組んでいかれるのか、そのことをお伺いをしたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、1問目の職員の働きがいのある職場環境をつくるためにという内容でございますが、働きがいのある職員につきましては、

職場への信頼感、あと仕事への誇り、職場の仲間との一体感など自然とつくり上げられ、職員自身が成長し、また組織も成長していくというふうに考えております。

現在の自治体の業務、これはまた昔に比べてまして職員1人当たりの仕事量が増えております。これはご指摘ございましたデジタル化への対応とか、また感染症対策、そういった内容も複雑になっておりまして、業務負担が重くなっているということ。そして、若手の教育に手が回らない状況も増えてきているということを感じております。

今年度は、先輩職員が新規採用職員の日頃の悩みとか相談に応じているメンター制度という制度を導入しております。

また、管理職のマネジメント向上のための管理職の研修、そして先ほどハラスメントの関係のご指摘もございましたけれども、相談窓口を健康福祉専門員を配置するなど風通しのよい職場環境づくりに努めているところでございます。

今後こういった職員研修を行いながら、働くことの価値観、また働きがいのある職場づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の日置市の現状、どんな方法で市民に協力をお願いするのかと。あと、民間の知恵と力をどのような手法でということでございます。

広報紙、お知らせ版やホームページのほか、自治会文書、くさの根対話ミーティング、SNSなどにおきまして、本市の現状や施策など一人でも多くの市民の皆様にお伝えできるように努めること。そして理解を深めていただくことが重要であるというふうに考えております。ここについてはしっかりお伝えし、協力をお願いしたいというふうに考えております。

あと民間活用につきましては、指定管理者

制度、それと包括連携協定、ネーミングライツやサウンディング型市場調査など様々な手法がございますので、引き続き推進してまいりたいというふうに考えております。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。3問目の地域の中心地活性化の取組について、お答えいたします。

中心地活性化の取組につきましては、地域のそれぞれの歴史や制度を踏まえ地域が抱える課題を考慮しながら、地域の特性や多様性を生かした取組を日置市全体の発展につながるよう各種施策を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長（奥 善一君）

先ほどご指摘、ご意見がありましたように、やはり人を育てるのは人であるというふうに私も全く思っておりまして、現在の社会の動きを見たときに、やはりそこは原点に返って考えていく必要があるというふうに思っております。

現在、子どもは第3期教育振興基本計画に基づきまして、「夢をもちあしたをひらく心豊かな人づくり」これを基本目標に、「決まりを守り礼節を重んじる教育」、「文と武の両立を重んじる教育」、「協働社会によるまちづくりを重んじる教育」など6つの柱を立てて、ひおきふるさと教育、つまり郷土を生かした教育を推進をしております。

こういったものを通して、ひおきふるさと教育では、日置市の歴史や伝統文化、自然、環境、産業を通して郷土愛や自然愛、そして奉仕の心など道徳性を重視して取り組んでいるところでございます。

この第3期教育振興基本計画は、来年、令和6年度、5年計画の5年目に入ります。次年度におきましても、このことを重視しながら、さらに再来年からの第4期教育振興基本計画におきましては、今議員からもご指摘が

ありましたような子どもたちを取り巻く様々な課題への対応ができるようなことに視点を当てて見直していきたいというふうに思っております。

なお、子どもたちを育てる環境といたしましては、学校教育の充実はもちろんでございますけれども、学校と地域が一体となった教育の推進、つまり学校運営協議会、地域学校協働活動をさらに充実をさせていくとともに、PTAの連絡協議会、それから子ども会育成連絡協議会、この方々とも手を携えて、これからさらに充実した取組を進めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○市長（永山由高君）

私からも回答をさせていただきます。

議員からご質問のありました職員の頑張りの話、それから市民の皆さんをいかに巻き込むか、ご協力を頂くかという話、それと民間の知恵と力をどのように生かしていくかという話については、一つは今、日置市が置かれている状況が、今年が合併して19年という年になり、来年が合併して20年という節目を迎える段階です。

現在、日置市が推進している日置市総合計画が、これ第2期の計画進行中ですが、令和6年度は次期総合計画の策定の年に当たります。これは大変重要な年になると認識をしております。

一つは、職員の働きがいというものにつながるお話でございまして、もちろん多くの市民の皆様がこの総合計画を策定するに当たって、どのような未来を描くかという点については対話を重ねてまいりたいと同時に、一人一人の職員が、自分たちが今頑張っている仕事は市のどんな未来像につながるのだろうかということをイメージしやすくなるような取組を、この総合計画策定の中で取り込んでまいりたいなというふうに思っております。

市役所の仕事は多岐にわたりますから、自分がやっている仕事は市民にとってどんなところにつながっているのか、市のどんな未来につながっているのかということがイメージしづらい部署も中にはございます。そういった職員一人一人がどのように自分たちの頑張りがつながるかということをイメージしてもらえような取組を令和6年度は意識をしてまいりたいというふうに思っております。

また、先ほど議員ご指摘のあった例えば電話機を投げつけるといったようなことは、これは断じて許されるものではございませんので、事実であるとするならば、しっかりと対応をしてまいりたいなというふうに思うところです。

続いて、市民の皆様に対する協力を仰ぐという部分につきましては、先ほど申し上げた次期総合計画の策定に当たって、市の現状と市の未来像について、これは私ども私も含めた市としてどのように考えるかということと併せて、市民の皆様が未来像をどのように描くかということをししっかりと練り上げていけるような取組をつくってまいりたいというふうに意識しております。

また、民間の知恵と力をどのような手法で取り組んでいくかというご指摘、ご質問もございましたが、これまで包括連携協定を結んでいる企業様やネーミングライツやサウンディングでご協力を頂いた企業の方々にお力添えを頂くということはもちろんですが、それ以外の部分で申し上げますと、日置市は何か新しい取組をするときに連携がしやすい市だというふうに企業や団体の皆さんに意識していただくことも大変重要なことでございます。

その点で、今関係人口施策というものを日置市で取り組んでおりますけれども、既に関係人口として「ひおきカメカメ団」、この登録者数は300名を超えました。

また、関係人口向けの「ひおきと」という

プロジェクトのSNS登録者も8,000名を超えたところであります。

そういった様々な企業、個人、団体の方々と継続してコミュニケーションが取れるような情報発信、これを引き続き努力をしていく中で、挑戦するなら日置市で何かやってみようと、企業や団体の方々に思っただけのような取組に今後も尽力をしてまいりたいと思っております。

そして、3地域、伊集院以外の3地域の中心地の活性化という観点でございます。

大規模な集客施設を行政が直営で整備するというのは、難しい時代に入っていると認識しております。そう考えますと、やはり民間の投資をいかに呼び込むか、これが非常に重要な観点であろうと考えています。

東市来地域においては、湯之元の温泉街に本社を移転してくださる会社が出てこられました。町なかの空間を少しずつ変えていこうと前向きに変えていこうという取組に今チャレンジをしていただいております。

日吉地域においては、日吉小学校の跡地や日吉学園前の多目的交流拠点など既に複数の民間企業による投資が生まれ始めています。

吹上地域においては、松林を活用した民間の交流拠点整備の募集を行ってまいります。

全てを行政が担うことが難しいという時代の中で、多様な主体と連携して民間の力が十分に発揮できるような環境づくり、これを通して中心地の活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

黒田澄子さんの発言を許可します。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

それでは、総括質疑の通告を出しておりますので、それに基づいて私の文教厚生に関わらない部分の質疑をさせていただきます。

まず 1 点目に、施政方針及び予算説明の 2 ページにございました、マニフェストに基づく主要施策の 2 つ目の柱、乗合タクシーの A I オンデマンドシステムの詳細について、お尋ねします。これは市民にとって便利なものになるのか、事業者にとって便利なものになるのか、そこらあたりも含めてお尋ねしたいと思います。

2 点目は、予算説明資料 1 9 1 ページにございました、クラフトマンビレッジ美山ツーリズム戦略推進、この事業で 1, 3 4 6 万 4, 0 0 0 円の計上がされております。

これまで美山は観光地化として、日置市としても特価して頑張りたいということで、長年にわたっていろいろな予算も積み上げられてきております。その中で今回の 1, 3 4 6 万 4, 0 0 0 円はどのような形で使われていくのか、詳細をお尋ねいたします。

当初予算案の概要 2 0 ページにございます、上下水道整備事業の民間ノウハウを活用した効果的な管理運営の検討 2, 8 4 7 万 9, 0 0 0 円、これまで私も産業建設委員会にいたときに民間を使っているところを調査もしましたし、同僚議員からも数々このような方向でうちも頑張らないかということなども提案がありますが、今回、市が行おうとされている内容はどのようなものになるのか、お尋ねをします。

最後に、予算説明資料の 1 8 8 ページから 1 9 2 ページにわたって、ところどころ地域おこし協力隊の予算が計上されております。

これまで長きにわたって本市においても、この協力隊を導入させていただいておりまし

たけれども、入り口的なところでは地区公民館の中に 1 人置くんだというやり方でなかなかこう複合的にできていなかったものが、最近ではあちこちで複数人の起用になっております。

今回は特に脱炭素事業とかスポーツツーリズムなど新たな推進、そしてサキガケ移民・戦国マネジメント軍師、これまでと同様なものなど、併せて企画課・商工観光課 2 課にわたっての予算化になってございます。

それと、この会計任用職員、昨年度も出ておりましたけれども、このような使い方など、国の方向性も変わってきているようでございます。その辺の地域おこし協力隊の予算の詳細についてお尋ねをしたいと思います。

○ 地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず、1 点目の乗合タクシー制度についての回答をいたします。

乗合タクシーの現状といたしまして、利用者からは予約方法が分かりにくい、それから乗降場所が分かりにくい、こういった意見を頂いております。一方で、タクシー事業者におきましては、運転手不足等の課題がございます。

こういったことから、6 年度において国の共創モデルプロジェクトによる補助事業を活用いたしまして、A I システムを導入したコールセンターの設置、これによります電話予約先の一本化、それと乗降場所を明確にしたアプリでの予約対応、これも可能となるよう進めてまいります。これは議員がおっしゃった、利用者からの視線が便利になるということですので。

それから、A I による最適な運行経路が示されるナビシステムをタクシーに導入することによりまして、効率的な運行を図り、経験の浅い運転手であっても運行可能となるよう、事業者の負担軽減、これも図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは続きまして、クラフトマンビレッジ美山ツーリズム戦略推進1,346万4,000円の詳細ということで説明をいたします。

本事業は、「日置市観光戦略5本の柱」の一つであります「伝統工芸&アート観光」のアクションプランとして実施するものでありまして、美山地区において、地域が主体となり、本市の特色ある観光資源である薩摩焼を軸とした持続可能な観光まちづくりモデルを構築するものでございます。

主な業務内容といたしましては、観光に係るデータの収集・分析、それから地域資源の調査と既存のコンテンツ整理によるプロモーション戦略策定、後継者育成確保に向けた調査、まちづくり整備の検討や新たな拠点とそれを担う中間組織の構築といったものになります。

また、本事業の財源といたしましては、デジタル田園都市国家構想交付金、それから企業版ふるさと納税を活用することとしておりまして、事業の期間は令和6年度から令和8年度の3年間で予定しております。

なお、この「日置市観光戦略5本の柱」とは、昨年度から市内の観光関連団体の皆様にお集まりいただきまして開催しております「観光振興連絡協議会」において作成をしたものでございまして、第2期日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標の中の「訪ねてよし・ひおき」における中長期的な観光戦略ビジョンとして位置づけられているものでございます。

以上で終わります。

○上下水道課長（田村長保君）

ご質問の3点目の上下水道事業の民間ノウハウを活用した効果的な管理運営の検討について、お答えいたします。

人口減少に伴う有収水量の減少や、施設の

老朽化に伴う更新の増加、そのほか技術継承など、水道事業の抱える課題があります。これらの課題を解消し、安定した水の供給のために民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用する包括的民間委託の導入を検討するため、事前の調査を行うものでございます。

水道事業が管理する施設や業務の洗い出し、調査・分析、対策・方策の検討によりまして、今後、包括的民間委託の導入の可能性を判断するための基礎となる調査業務でございます。

以上でございます。

○企画課長（上村裕文君）

4問目の地域おこし協力隊の予算についてお答えします。

国の「地域おこし協力隊の受入れに関する手引」においては、委嘱の方法、期間、名称などは地域の実情に応じて弾力的な対応が認められています。地域おこし協力隊の任用については、会計年度任用職員として任命する場合と、地方自治体が任用せず、個人や団体などへ委託関係を締結する主に2つの形態が示されています。

企画課からは、当初予算説明資料の70ページ、企画費委託料に計上されているサキガケ日置移民と脱炭素事業に関する地域おこし協力隊について、ご説明いたします。サキガケ日置移民は、特定の任務を設定しない協力隊で、自身のアイデア等により地域資源の活用などの活動を行っていただきます。この経費として、2人分の委託料275万4,000円を計上しています。

次の脱炭素に関する隊員分については、脱炭素ビジョンや脱炭素先行地域づくり事業を推進する活動を行う任務を設定した隊員です。地域新電力会社に所属することを予定しており、その地域新電力会社が行う脱炭素事業を担う人材の募集と協力隊員受入れの経費の業務委託料、合わせて792万7,000円を計上してございます。

以上です。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、商工観光課からは、戦国マネジメント軍師、それからスポーツツーリズムの推進ということで説明をさせていただきます。

戦国マネジメント軍師は、よしとし軍議場の運営をはじめ、観光PR武将隊プロジェクトを担うため、地域おこし協力隊の制度を活用して令和2年9月から導入をしているものでございます。この協力隊1名につきましては、令和5年度現在、日置市で会計年度任用職員として任用しておりまして、任期は令和6年8月末までとなっている状況でございます。

続きまして、スポーツツーリズム推進に係る地域協力活動支援業務委託費448万8,000円について、説明いたします。

スポーツツーリズムとは、スポーツを「する」「観る」「支える」という3つの視点を持って取り組むことによりまして、周辺観光への飲食、宿泊などの経済効果、それから交流人口の拡大を通じて地域振興につなげるものであります。今後の日置市におけるスポーツツーリズムの推進と、将来像を描く上での仕組みや体制づくりを担っていただく人材について、地域おこし協力隊の制度を活用して市外から招くものでございます。

なお、この地域おこし協力隊1名につきましては、募集を4月から開始しまして、人材が確保できた時点で業務を委託する形で施設利用促進協会に配置いたしまして、業務を行っていただくこととしています。

以上で終わります。

○14番（黒田澄子さん）

すみません、詳細については多分、委員会とか分科会のほうで今後聞いていかれると思うので、そこまで詳細にお尋ねはしないんですけど。特にこのAIオンデマンドというか、乗合タクシーで自分のところが頼める会

社がどんどん月ごとというか、変わっていきますよね、周期で。あれを間違えると来てもらえないとかいうのがあるのをちょっと回避できたりすることが含まれるのかなあというのが1点です。覚えておかないと間違えてしまう。先月と今月が入れ替わってしまって、うちはやっていませんよということになる場合も結構あっているんで、そこが一つお尋ねしたい点。

美山のツーリズムは、そのガイドの人たちはいらっしゃるんですけども、基本的には観光振興なんですけれども、具体的に言うと市民が聞いて分かるようにもうちょっと易しい言い方でもう一度尋ねたいなと思っています。

それと上下水道は、今後やっぱり包括的に委託をしていかれる方向の先駆けとして調査ということでしたけれども、これは市内の水道業者さんにどのような内容をおおよそ調査する予定でおられるのか。業者さんなのか、ちょっとそこは分からないんですけども、今後その委託をしていきたい意向があることは先ほど言われたので、どのような項目というか、どのような調査になるのかということをお尋ねしたいと思います。

それと地域おこし協力隊は、今回は様々そういった新エネルギーの事業所さんのほうに配置された上で、地域おこし協力隊としても重ねてやっていかれるというのは、多分そういう能力のある方が地域おこし協力隊で出せる予算の範疇ではなかなか呼び込めないんだらうなあということは想像しますので、それで効果を出してほしいなあという思いがありますけれども、利用促進協会に委託されるそのツーリズムのほうですかね、そこもどういった人たちを呼びたいというふうに市が求めている人たちの像というか、専門性とかあらわれると思います。

募集をかける際にこの地域おこし協力隊は、

新たに入ってくるこの2つについてはどのような要件で公募をされていくのか。市が求めていかれる姿を表して表現をしないと人は寄ってこないと思いますので、その辺の要綱の在り方みたいなものがおおよそあるのであれば、それぞれ違うと思っていますので、その点をお尋ねしたいと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず、乗合タクシー制度のことについてでございます。

現状として例えば、伊集院地域で言えば3つのタクシー事業者がございまして、それを月ごとに回す形にしておりますが、コールセンターを設置することによりまして、それをコールセンターで受けた方が、その月のタクシー事業者に予約を入れるということです。利用者は、今月はどこの事業者だということを確認しなくても分かりやすい形にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、先ほど一旦は説明させていただきましたけれども、ちょっと分かりやすい言葉でということでしたので答えますが、実際、観光に係るまずはデータの収集・分析をしながら、やはり地域課題を解決し、地域全体の価値を高めながらにぎわい創出と交流人口、これを高めていくというものだというふうに理解しております。

それから、スポーツツーリズム、今度は人材ですけれども、まずこのスポーツツーリズム推進に当たってこれに興味があられる人材、それとある程度スポーツに特化した方、そういう人材を求めています。男女は問わないですけれども、できれば30代の方を望んでいるところでございます。

以上です。

○上下水道課長（田村長保君）

お答えいたします。

今回の調査業務の委託先としては、コンサルタント関係の業者の方を現在想定はしておりますが、まだ詳細につきましては何も決定していないところでございます。

包括委託の調査につきましては、検針や料金徴収業務とか、あるいは施設や管路の工事とか、そういったもの、あと施設、これらの工事、あるいはそれらの維持管理などを包括的に将来的には民間に委託、包括的な委託を考えているところでございます。

また今後、こういった調査等を含めまして検討してまいります。

以上でございます。

○企画課長（上村裕文君）

それでは、地域おこし協力隊のまずは脱炭素に係る人材についてご説明いたします。

現在、進めている脱炭素関連先行地域・関連地域事業におきまして、吹上地域のほうで実施しておりますので、そこをさらに推進していく取組に係る人材のほうを募集していきたいというふうなことで考えています。

人材の募集に当たっては、地域エネルギー会社のほうと十分連携を取りながら進めていきたいというふうなことで考えているところでございます。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、山口初美さんの発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は通告をしておりますけれども、幾つか総括質疑をさせていただきます。

1点目は、議案第25号令和6年度日置市一般会計予算の中の農業関係の予算について伺いたいと思います。本市でも農業を基幹産業と位置づけているわけですが、この施政方針の中にも触れられておりませんので、ちょっと伺いたいと思います。

今、日本の食料自給率は38%を切って先進諸国でも最下位というような状況になって

います。それで、食料を外国に頼るような今の状況を見て、それじゃいけないなあと思うわけです。あるべき姿ではないとたくさんの方が思っていると思いますが、今の本市の農業と農村の危機、これを打開するための予算となっているのか、総括質疑をさせていただきます。

今、本市で農業を担っている方たち、農業を続けたい人たちが続けていけるためには、農産物の価格を元が取れるようにする価格保障や、また農家の所得を直接支えるような所得保障の拡充などが本当に今は必要だと思っています。そういう予算がこの当初予算に組まれているのかと思って見てみますと、どうもそうではないような印象がいたしました。

資材や畜産や酪農などは餌代の値上げとか、そういうのがとても響いていて、もうこれ以上続けていけないというような悲鳴も聞かれています。また、後継者がなかなかいないとか、そういう声もよく聞いておりますが、後継者を育てていくような予算、農業を本当にやりたい人が続けていけるような予算となっているのか、その点をまずは伺いたいと思います。

次に、国民宿舎です。この議案第27号となっていますが、日置市の国民宿舎事業、来年の3月31日で、ここで働いている人たちは職員でなくなるわけです。しかし、全員が会計年度任用職員で退職金もない、幾ら頑張っても慰労金も出ない、法律上は出せないという回答を労働組合でももらっているということを知っております。

そういうことを承知した上でこの1年間、悔しい思いで歯を食いしばって働いていかななくてはならないわけです。しかし、そうは言ってもみんな生活があるので、どうしても途中で辞めなければならない人もいるでしょう。そうになると、残った人たちは休みも取れないかもしれない、残業や早出とか長時間労働で

働かざるを得ないかもしれません。このような人材不足というようなことをますます深刻化していく、そういうことが予想されるわけですが、この当初予算、このようなことにどう対応していかれるのか、そういう予算が組まれているのか、その点について伺いたいと思います。

そして次に、議案第28号です、健康交流館特別会計。この予算を見てみますと、ゆーぶる吹上の新年度予算は施政方針を見ても、全く今後2年間ほどかけて宿泊やレストランの拡充に向けての整備などを行うと説明会などでも言われているわけですが、この当初予算には間に合わなかったと思われますが、このことを追加の予算として今後6月議会とか9月議会、12月議会に補正予算として組まれていくのか、その点をこの場で、この3月議会で確認をさせていただきたいと思います。

また、ここで働く人たちの雇用の問題、砂丘荘と同じく、この健康交流館のほうも会計年度任用職員として全員が非正規のままこれからも働いていくことになるのか、その点を伺いたいと思います。

ゆーぶるにはプールもありますので、例えばそのプールのコーチなどは子どもたちの水泳の指導などに当たっていくわけです。人材を育てていく、子どもたちを育てていく、そういう仕事をやりがいを感じながら誇りを持ち、一生懸命に今も頑張っているわけですが、子育て中のコーチもいらっしゃいます。ここで、ゆーぶる吹上、健康交流館で働いていただいている、そういう人たちの雇用の問題はそのままなのか、その点を伺っていききたいと思います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

まず最初に、令和6年度の当初予算には厳しい農業情勢を支援できる予算となっているのかというご質問だと思います。

確かに現在、肥料、資材、それから飼料・

餌等の高騰を受けまして、非常に厳しい情勢であるということは認識いたしております。

その中で、本市の農業振興費の中の負担金補助及び交付金でございます。農業を振興する協議会への負担金もですし、農家に対する補助金等を含めまして2億2,500万円を計上いたしております。様々なものを計上いたしておるんですが、その中でも特に重要視しておりますのが、高齢化が進む中で日置市の次世代の農業を担っていく方、農業次世代人材投資事業という国庫の事業でございますけれども、こちらに3,500万円、対象者16名を5年間きっちり支援をして担い手育成につなげていきたいという予算を計上いたしております。

その他、例年どおり活動火山のハウスとか機械に対する補助事業での支援であったりとかいうのも、例年どおり予算を組んでるところでございます。

それから、価格の関係についてですけれども、現在、国のほうでは食料・農業・農村基本法の見直しに入っております。その中の一角にただいま今のようなその資材、肥料、餌等が高騰した場合いわゆるコストが上がった場合、そのコストの高騰分を価格に反映できるシステムというようなことを今後進めていくというふうに聞いてございます。具体的な手法についてはまだお示しされておられませんので、その辺は今後も注視してまいりたいというふうに思っております。

また、畜産振興費のほうにおきましても、例年どおり日置市の子牛を買っていただいた肥育農家への支援であったりを含めまして、1,000万円ほどの補助金も例年どおり予算計上いたしているところでございます。

あと収入保険制度というものが数年前より始まっておりまして、現在、正確な数字ではございませんけれども、日置市の担い手農家の方々が約50名程度加入されてございます。

その中で令和4年度の決算分につきまして、総額ではございますが、価格補填といいますか、収入補填として約2,700万円の収入補填があったというふうに農業共済のほうからの報告を受けておりますので、この収入保険制度につきましても随時、啓発を行って皆さんに加入していただくように進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

まず、砂丘荘のほうからですが、砂丘荘の来年度の管理運営につきましても、引き続き会計年度任用職員の方をお願いをする予定でございます。砂丘荘の従業員の方々におかれましては、閉館による同意を、それから今後の生活への不安というのがありますので、そこについては解消に努めたいと考えております。

市といたしましても、予算計上はございませんが、ハローワーク、それから産業支援雇用センターと連携を図りながら、一人一人しっかりサポートしていきたいと考えております。特に若い方もいらっしゃると思いますので、再就職等につきましても、しっかりとサポートをさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、ゆーぶる吹上につきましては、ここにつきましても管理運営につきましても、引き続き会計年度任用職員の方をお願いをする予定としております。

それから、ゆーぶる吹上につきましても、6年度に整備等の予算が計上されていないとのご質問でございましたけれども、ここにつきましては住民説明会、それから自治会長説明会などでたくさんのご意見も頂いておりますので、それは一回課題整理をして必要に応じて、また今年度追加補正で要求はしてまいりたいと思います。

以上です。

○16番（山口初美さん）

農家の声をしっかりと聞いていただいていると思っておりますが、やっぱり国にそういう農家から出た声をどんどん上げていって予算を確保するというような、それぐらいのやはり取組が必要なのかと思っています。この施政方針にも一切何も書かれていなかったものですから、これはちょっと抜けているなあと思ったわけです。それで聞かせていただきました。

この本市の基幹産業である農業をしっかりと——農業だけじゃなくて、ほかの産業もですけれど、農林水産業、そういうところも本当にこれまで一生懸命そういう仕事をしてくださった方たちが希望を持って、この日置市でそういう仕事にまた引き続き頑張っていけるような、そういう予算になるようにまた努めていただくことを期待しております。

それから、砂丘荘は来年閉館ということを考えたときに本当に今も厳しい状況で働いておられるんですが、この方たちが最後まで頑張ってお働いていただけるような、そういうやりがいを感じて悔しい思いで働くのではなくて、本当にここで働けてよかったなあと思えるような、それぐらいの——今もよく頑張っていると思うんですけれど、本当に市がこういう人たちを職安だとか、そういうところに丸投げして、後は3月31日で職員ではなくなるわけですから、その後は知りませんよというようなことにならないようにしっかりと責任を持って取り組んでいただきたいと思います。

ゆーぶるは本当に全然、砂丘荘を閉じてゆーぶるを残してということを説明はしておられるんですが、今のところ、今伺っても課題をいろいろ整理しないといけないとかということで具体的に何も見えてこないですよ。それならお金をかけて新しい施設を増築する

とか、そういうことじゃなくて、砂丘荘をゆーぶるの別館として宿泊棟として活用する方法もあるんじゃないでしょうか。私は、今あるものを生かして使っていく、このことが大切だと思っています。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第25号から議案第33号までの9件については、全議員19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。

したがって、19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選いただいておりますのでお知らせします。

委員長に中村尉司君、副委員長に重留健朗君、富迫克彦君、下園和己君、以上であります。

△日程第19 請願第1号吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書

△日程第20 陳情第1号「国民宿舎吹上砂丘荘の来年3月閉館に反対」の陳情書

△日程第21 陳情第2号吹上砂丘荘の存続とそれに係る議案を日置市議会3月議会で審

議、採択しないことを求める陳情書

△日程第22 陳情第4号日置市の大切な観光施設吹上砂丘荘閉館にかかわる議案を審議しないことをお願いします

△日程第23 陳情第5号観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう陳情します

○議長（並松安文君）

日程第19、請願第1号吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書から日程第23、陳情第5号観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう陳情しますまでの5件を一括議題とします。

5件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。重留健朗総務企画常任委員長。

〔総務企画常任委員長重留健朗君登壇〕

○総務企画常任委員長（重留健朗君）

ただいま議題となっております、請願第1号吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書から陳情第5号観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう陳情しますの請願1件、陳情4件につきまして、請願・陳情の趣旨内容が重複する部分がありますので、一括して総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本件は、2月21日の本会議において、本委員会に付託され、2月27日に請願提出者堂下克朗氏、陳情提出者馬場徳男氏、上野勉氏、原田耕平氏の4名を参考人として出席していただき、請願の紹介議員、下園和己議員、山口初美議員の説明を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

始めに、提出者と請願・陳情趣旨について申し上げます。

まず、請願第1号吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書については、吹上町の堂下克朗氏より提出され、紹介議員は下園和己議員、漆島政人議員、福田晋拓議員、山口初美議員の4議員でございます。

請願の趣旨は、吹上砂丘荘を閉館するまでの住民説明会を開いてから廃止条例案を議会に上程するまでの期間があまりにも短く、住民への周知が図られず、理解も得られないために吹上砂丘荘を令和7年3月末で閉館するという条例案を令和6年3月議会で採決せず、令和6年6月議会以降の採決としてもらいたいということです。

次に、陳情第1号「国民宿舎吹上砂丘荘の来年3月閉館に反対」の陳情書については、吹上町の馬場徳男氏より提出されました。

陳情の趣旨は、国民宿舎吹上砂丘荘の閉館の問題は、コロナ、人手不足、老朽化などと言っているが、国体後はお客さんが参加して増加している。人手不足についても賃金等の労働条件が悪いので、労働条件を改善したり、住民のアイデアを採用することで国民宿舎の運営を続けてもらいたいということです。

次に、陳情第2号吹上砂丘荘の存続とそれに係る議案を日置市議会3月議会で審議、採択しないことを求める陳情書については、吹上町の吹上地域地区自治公民館長会会長の上野勉氏より提案されました。

陳情の趣旨は、これまで吹上砂丘荘の閉館についての説明がなされず、2月1日に初めて説明会を開催し、資料もなく、代替施設として提案していたゆーぷる吹上の具体的な改善方法も示されておらず、廃止条例を令和6年3月定例会で諮るということは、あまりにも地域住民を無視したやり方であり、受け入れることができないし、財政面や雇用の問題で閉館せざるを得ないという説明だけでは

納得ができないので、吹上砂丘荘を令和7年3月末で閉館するという条例案を令和6年3月議会では採決しないでもらいたいとのことです。

次に、陳情第4号日置市の大切な観光施設吹上砂丘荘閉館にかかわる議案を審議しないことをお願いしますについては、吹上町のえびす通り会会長の原田耕平氏ほか4名の連名で提出されました。

陳情の趣旨は、一般市民への説明がないままいきなり説明会で資料1枚もなく閉館の方針が告げられ、既成事実のように報道が入り説明会を運営したことに市民は大変怒り、不誠実に感じており、また市民への周知が足りないため、吹上砂丘荘を令和7年3月末で閉館という条例案を審議しないようにしてもらいたいということと、全九州わんぱく相撲など大きな大会を運営しているので、吹上砂丘荘がなくなると大会自体が開催されなくなるので、どうにかして経営継続ができないかということです。

最後に、陳情第5号観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう陳情しますについては、吹上町のえびす通り会会長の原田耕平氏ほか9名の連名で提出されました。

陳情の趣旨は、様々な市民のアイデアを募ったり、知恵を借りて話し合いを行い、吹上地域が支え育ててきた吹上砂丘荘と吹上浜公園の運動施設を大切にして、観光の灯を消さないために吹上砂丘荘を閉館せず活用する方法を考えていただきたいとのことです。

次に、委員からの質疑の主なものをご報告申し上げます。

請願第1号に対する主な質疑は、委員より、請願の趣旨が3か月、廃止条例の採決を延ばしてほしいという願意であると理解しているが、その間にどのようにアイデアを作ったり考えたりするのかとの問いに、紹介議員より、

住民説明会でも民間の誘致やクラウドファンディング等のアイデアが出されている。そのようなことを市が検討する時間も設けていただきたいとの答弁と、提出者からは、今まで閉館するという一言も聞いていない。その上、3月議会に廃止条例の上程をするということなので、あまりにも早急過ぎるのではないかと。今日田植えをして、あした稲刈りをするようなものだとの答弁。また、ほかの委員から、旧吹上町と湯之元開発推進委員会とで国民宿舎を建設する際に和解書や覚書を交わしているのを知っているのかとの問いに、提出者より、もちろん知っている。閉館に向けた協議を最初からするので、そのような話がある。湯之元の温泉の引湯を中止して、ゆーぶるも温泉があるので、そこから引湯すればいいのではないかととの答弁がありました。

次に、陳情第1号に対する主な質疑は、委員より、先ほどの陳情説明の中で、ひおき健やか憩いの湯事業を砂丘荘で行えばいいのではないかという意見があったが、湯之元開発推進委員会との間の和解書や覚書で銭湯行為ができないということは認識しているのかとの問いに、提出者より、市長が温泉組合等と対話をして覚書を変更するかすればいいのではないかととの答弁もありました。

次に、陳情第2号に対する主な質疑は、委員より、吹上砂丘荘の職員の人員が足りていないという現状は把握されているのかとの問いに、提出者より、把握はしている。ただ、商売はそんなに甘いものではなく、行政が民間の感覚を持って運営していたのかと疑問を持つとの答弁。また、ほかの委員より、毎年五、六千万円程度繰出金という形の赤字を出している。市としても、砂丘荘を引き受けてもらうために21業者に声かけをしてきたが、具体的な提案はなかったと聞く。それでも行政が運営していかなければならないと考えるのかとの問いに、提出者より、行政が運営し

ていかなければならないということを言っているのではない。民間の提案等もあるかもしれないので、時間が欲しいという趣旨の陳情を行ったとの答弁などがありました。

陳情第4号に対する主な質疑は、委員より、請願第1号では、審議の期間を3か月延ばしてほしいという請願であったが、この陳情については期限は設けていないという理解でよいのかとの問いに、提出者より、とにかく閉館という方向で進めないでもらいたいということである。存続させるためにどうすればいいかを考えればよいのではないかという願意であるとの答弁。また、関連して委員より、現在の国民宿舎の状況を鑑みて公営で行う必要性は何だと考えられるのかとの問いに、提出者より、積み上げてきた歴史が官民一体となって維持されてきた。公営・民営を徹底するのではなく、存続させる道はないのかというところの願意であるとの答弁。また、ほかの委員より、説明会の中では、ゆーぷる吹上の拡充、部屋の増設等の話もあったが、ゆーぷる吹上が増設した場合は大会の存続は可能なのかとの問いに、提出者より、大会は関係者だけでなく、その家族などの一般客も宿泊する。ゆーぷる吹上は一般のお客様は泊まらないので難しいとの答弁などがありました。

最後に、陳情第5号について、逆に提案者から今後についての質問も投げかけられ、ゆーぷるの増設を行ってから吹上砂丘荘を閉館することはできないのか等の質問がありました。全ての請願・陳情に対する質疑終了後、自由討議を行い、請願第1号や陳情第4号の廃止条例の審議をしないという請願・陳情については、地方自治法第96条の議員としての権限に掲げられていることを放棄することになるのではないかと。逆に早めに吹上砂丘荘の閉館を議会として決めることで、民間事業者へのセールス等も素早く行うことができるのではないかと。湯之元開発推進委員会との和

解書や覚書を無効にするためにも、まずは吹上砂丘荘を廃止して新たな可能性を見いだす方法を探るのが吹上地域の方々にとって最善の方策ではないのか。この吹上砂丘荘の廃止については、ゴールではなく、スタートである。今後、委員会としても両施設の動向を注視していくことが委員会としての役割である等の意見が出されました。

自由討議が終了後、全ての案件について、討論、採決を行いました。

請願第1号、陳情第1号・第2号・第4号・第5号とも討論はなく、採決の結果、請願第1号吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書、陳情第1号「国民宿舎吹上砂丘荘の来年3月閉館に反対」の陳情書、陳情第2号吹上砂丘荘の存続とそれに係る議案を日置市議会3月議会で審議、採択しないことを求める陳情書、陳情第4号日置市の大切な観光施設吹上砂丘荘閉館にかかわる議案を審議しないことをお願いします、陳情第5号観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう陳情しますの請願1件、陳情4件につきましては、全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午後0時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、請願第1号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの原案に対する賛成討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、請願第1号吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書について、賛成討論を行います。

この施設、砂丘荘は市民共有の貴重な財産であるとともに、地域の方々の働く場としても大きな役割を果たしてきました。吹上砂丘荘は、健康交流館ゆーぷる吹上とともに、地域になくてはならない施設だと考えます。

この国民宿舎吹上砂丘荘は耐震工事をしてからまだ10年もたっていません。2月1日に行われた説明会では、参加された市民からは唐突過ぎる、納得できないという声上がり、3月議会には上程しないよう求める声が相次ぎました。

この陳情の趣旨は、3月議会に廃止の条例案を出さないでくれという内容で、この説明会の会場でも出された住民の切実な要求であると考えますので、この請願に賛成をいたします。

私もここの吹上地域の3人の議員の方とともに、紹介議員として名前を連ねさせていただきました。砂丘荘の存続を願う市民の皆さんを代表しての請願というふうに考え、非常に簡単ですが、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

長倉浩二君の原案に対する反対討論の発言を許可します。

○4番（長倉浩二君）

私は、ただいま議題となっています、請願第1号吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書に対する委員長報告に、賛成の立場で討論します。

私たち議員には地方自治法第96条に、その権限として議決事項が示されており、その第1項に条例を設け又は改廃することが掲げられています。

この3月議会に市長から、吹上砂丘荘の廃止に関する条例が上程され、総務企画常任委員会に付託されました。議論のテーブルに上がった案件を審議しないということは、議員としての政治的責任を放棄したことになります。また、廃止案の審議の結果、継続審査となる可能性もあるわけですが、意図的に継続審査とすることも、また政治的責任の放棄に当たると考えます。

次に、今回の6月議会以降への審議先送り請願提出については、市の方針説明があまりにも唐突過ぎる、アイデアを出し合う時間が欲しいといった理由はあったものの、6月議会以降へのおよそ3か月以上という時間を設けた合理的理由は見いだせません。

さらに今、砂丘荘の従業員の方々は閉館に向けての従業員説明会を受け、支配人を中心に一丸となって来年3月に向けて一生懸命最後まで、その責務を果たすべく従事されています。採決を先送りすることは、従業員の方々のモチベーションをいはずらにかき乱すことになりかねません。

以上のような理由から、請願第1号については不採択とすべきものとする総務企画常任委員長の報告に、賛成であります。

○議長（並松安文君）

次に、下園和己君の原案に対する賛成討論の発言を許可します。

○5番（下園和己君）

皆様、こんにちは。紹介議員の代表である私は、請願第1号吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書について、賛成の立場で討論いたします。

さて、2月21日の第1本会議におきまして、議案第7号日置市国民宿舎事業を廃止す

るための関係条例の整備に関する条例案が上程されました。

この件に関わる2月1日の吹上中央公民館での住民説明会の様子は、請願書に詳しく書かれてあるとおりです。

また、住民説明会には、総務企画常任委員会の議員7名中5名が出席されており、会場内での状況はよく観察されていたことと思いますが、委員会では、住民の意思を総括して出された請願第1号を不採択との報告をただいま聞き、住民代表の議員の一人としてただただ残念な気持ちであります。

当日来場していた住民はもとより、私ども紹介議員4人も説明会というより、市民の声は聞かないぞというような雰囲気の中での報告会のような感じしております。

さらに、その翌日には新聞やテレビで、吹上砂丘荘を来年3月までに閉館したいとの方針を発表しただけなのですが、新聞やテレビを見た人は来年3月で閉館することが既に決まったかのように思っているのが現状でございます。新聞やテレビで閉館方針の報道を2月2日にする必要がどこにあったのでしょうか。

最終本会議の採決が済んで条例案が可決されてからでも、決定事項として新聞やテレビに情報を流すべきだったのではありませんか。

私どもは昨日、「吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう要望する」という要望書を市長へ手渡しました。

また、それに関連した市外者を含む2,720名の署名を市長には手渡しし、議長分は事務局へ預けました。僅か1週間余りでこのようにたくさんの方々の署名が集まったということは、吹上砂丘荘がいかに皆さんから愛されているかの紛れもないあかしであります。

この請願は、吹上砂丘荘を来年3月に閉館するのをこの3月議会で採決するのを、せめて、

せめて3か月待ってもらいたいというだけの請願であります。

また、2月27日には、請願1本と陳情4本を審議するため、総務企画常任委員会が開かれ、請願者や陳情者は趣旨説明や質疑応答を行いました。その後、委員会では審議が行われ、5本全てが不採択となったということをその夜のテレビ放送の録画で見ました。

委員会の審議結果をなぜ当日の夜、急いで流す必要があるのでしょうか。私には理解できません。請願と陳情は、ただいまのこの討論が終わってから採決されるわけです。その結果をマスコミに流せばいいじゃありませんか。私は、閉館方針と委員会審議の結果のマスコミ報道が拙速過ぎると思いますが、皆様はどうでしょうか。

2月1日の住民説明会の様子を詳しく述べますと、行政側から吹上砂丘荘の閉館とゆーる吹上の整備につきまして説明を受けましたが、来場した住民には資料1枚も渡されず、30秒程度で切り替わるプロジェクターを使った画面8枚のみの説明でした。

吹上砂丘荘の閉館方針を私ども議員は、1月23日の全協等で概略を聞いていたわけですが、当日、会場で初めて市の閉館方針を4年ぶりに聞かれた地域住民は、ただただ驚くことばかりでした。その会場では、砂丘荘存続に向けての意見やアイデアも数多く出されたものの、行政側はほとんど聞くだけであまり反応はありませんでした。

このことは2月21日の南日本新聞17面わが町フラッシュ欄にも住民の不満等が書かれております。来場者からは、閉館方針を聞いてから閉館条例を採決するのが今度の3月議会では早過ぎるから、せめて、せめて6月議会以降にしてほしいと何度も何度も要望がなされました。

この要望に回答しなかった市長のことが気になったのでしょうか。住民説明会当日、唯一

会場に来ていた地元のテレビ局は翌日、市長にインタビューしていました。その様子が2月2日、夕方に放送されました。市長は、3月議会への上程は部下と今後検討すると話しておりました。

また、2月初旬には市長宛てに、3月議会に閉館条例を上程しないでくださいとの要望書も複数の団体の連名で出されているはずです。それにもかかわらず、市長は3月議会に閉館条例を上程されました。

皆様、ご存じのとおり、市長と市議会は対等な立場、関係にあります。市議会は法令や条例によって、その権限となっているものについて意思決定を行うとともに、市長の業務執行を監視するという重要な役割も担っております。

この請願は、行政側の業務執行の進め方が早急過ぎる強引なやり方に住民の反発が高まっているので、住民が市の方針を理解するために僅か3か月、議会の採決を延期してほしいというだけの請願であります。

令和2年2月の住民説明会以降、市民へは新たな情報提供は一切なされず、4年ぶりの住民説明会の資料は2月9日から吹上地域内を回覧板で閲覧したものの、住民はまだ到底理解できている状態ではありません。

今回のような行政の強引な進め方を許せば、今後、市内の様々な公共施設が同じようなやり方で閉館されるおそれが懸念されます。

住民の代表である皆さん、この請願は陳情4本とは切り離してご判断賜り、このような状況をご理解の上、今回の行政の強引な進め方に一石を投ずるためにも、議案採決の延期に限った住民の切なる願いであるこの請願にぜひとも賛成くださるよう、重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。請願第1号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、請願第1号吹上砂丘荘の閉館に関する条例案の採決延期請願書は、不採択とすることに決定しました。

これから、陳情第1号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの原案に対する賛成討論の発言を行います。

○16番（山口初美さん）

私は、陳情第1号「国民宿舎吹上砂丘荘の来年3月閉館に反対」の陳情書について、賛成討論を行います。

明確に反対と明言をされた陳情者の馬場徳男さんは、手書きで陳情を出されました。そして、全くの個人で一市民として出されました。貴重な陳情であると私は理解しております。

総務委員会での陳情の審査の際、この陳情者の方は吹上砂丘荘近辺で行われたいろいろな行事のことや思い出を幾つも語ってくださいました。当局の強引なこの国民宿舎吹上砂丘荘の来年3月の閉館ということに対して納得をしておられない市民の皆さんの意見とし

て、私は本当にしっかりと受け止めて、私も同感いたしますので、この陳情に賛成をいたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、坂口洋之君の原案に対する反対討論の発言を許可します。

○17番（坂口洋之君）

陳情第1号「国民宿舎吹上砂丘荘の来年3月閉館に反対」の陳情書の原案について、反対の立場で討論いたします。

吹上砂丘荘を存続してほしいという市民の声は理解できますが、これまでの砂丘荘の経緯、老朽化が進み早急な大規模な改装の必要性、人手不足等、今後も多額の税金を投入していかなければならない現状を考えると、議会としても早急に判断し、建物の多面的な有効活用と職員の雇用、就労支援を早急にすべきではないかと感じます。

国民宿舎は、日本国民の健全なレクリエーションと健康の増進を図り、国民の誰もが低廉で、しかも快適に利用するという目的で1956年に制度化されました。当時は、ホテル、宿泊施設が少なく、各自治体が参入し、宴会や結婚式も多く、自治体の収益と雇用に大きく貢献してまいりました。時代とともに、民間事業者の参入、各施設の老朽化で国民宿舎の経営が厳しくなり、全国の公営の国民宿舎で廃止、民間移譲、指定管理等、運営形態も大きく様変わりしました。

鹿児島県においても、市の直営施設として、日置市の吹上砂丘荘が唯一の宿舎施設となりました。

今後、温泉給湯事業の配管の改修費に約3億円、また既存の老朽化の設備改修に4億円を超える支出を市の一般財源で賄わなければならない状況、また、ゆーぶる吹上も老朽化が目立ち、人を呼び込むには大規模な改修が求められ、多額の税金を投入しなければな

りません。

日置市も誕生から人口が7,000人弱減少しております。宿舎機能のある類似施設2つの維持に多額の税金をこれ以上投入することは難しいと考えます。

今回、吹上砂丘荘の廃止を速やかに決定し、旧吹上町時代の温泉組合との締結事項を破棄にした上で新たな吹上砂丘荘の活用を模索することが大事であると考え、陳情第1号「国民宿舎吹上砂丘荘の来年3月閉館に反対」の陳情書について、原案に反対といたします。

○議長（並松安文君）

次に、下園和己君の原案に対する賛成討論の発言を行います。

○5番（下園和己君）

皆様、こんにちは。私は、陳情第1号「国民宿舎吹上砂丘荘の来年3月閉館に反対」の陳情書に、賛成の立場で討論いたします。

吹上砂丘荘の閉館については、地域住民は4年ぶりに開かれた2月1日の住民説明会で資料も配られない中、初めて市の閉館方針を知らされ、ただただ驚くことばかりでした。また、参加者以外の住民は、翌日の新聞やテレビで市の閉館方針を初めて知ったわけです。

住民説明会で住民側が要求した会議の資料は、確かに2月9日から回覧板で吹上地域に配布されました。住民説明会では、住民から存続に向けての意見やアイデア等が幾つも出されましたが、行政側は聞くことに徹し、市の閉館方針に理解を求める説明に終始し、事後通告のようなスタイルで3時間が流れました。

このような行政側の業務執行の進め方が強引で早急過ぎるということで、吹上地域では今でも反発の声が高まっております。砂丘荘跡地の具体的な活用方策も示されず、ゆーぶる吹上の整備計画も具体的には何もない中、吹上地域の住民は戸惑っております。

今回のような強引過ぎる行政のやり方を許せば、今後、市内の別の公共施設も同じようなやり方で閉館されるおそれもあります。

皆様、吹上砂丘荘の閉館はいずれは仕方ないにしても、陳情者は、地域住民への理解が得られない中で、令和7年3月で閉館するという条例の採決が早急過ぎると訴えているわけです。よって、地域住民の代表である私は、陳情者の意見を尊重し、陳情第1号に賛成いたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第1号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。陳情第1号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数。したがって、陳情第1号「国民宿舎吹上砂丘荘の来年3月閉館に反対」の陳情書は、不採択とすることに決定しました。

これから、陳情第2号について討論を行います。

発言通告がありますので、漆島政人君の原案に対する賛成討論の発言を許可します。

○18番（漆島政人君）

陳情第2号吹上砂丘荘の存続とそれに係る議案を日置市議会3月議会で審議、採択しな

いことを求める陳情書に、賛成の立場で討論いたします。

陳情書を拝見しますと、2月1日、住民説明会が開催され、吹上砂丘荘を令和7年3月末をもって閉館することが唐突に告げられた。また、それに関わる条例案も3月議会に上程することも説明された。

当日は十分な説明や資料もなく、これまでの経緯や代替施設として提案している、ゆーぶる吹上の具体的な改善方法も示されていない。事前の説明もなく、閉館に関する手続、議案まで3月議会で諮ることは、あまりにも地域住民を無視したやり方で受け入れることはできない。また、財政面や雇用問題で閉館せざるを得ないとの説明だけでは納得できない。そうした趣旨の内容が陳情書に記載されています。

したがって、住民への説明も不十分な中で砂丘荘閉館に関係する議案については、審議、採択をしないでいただきたいというのが地域住民を代表する地区公民館長会の願意だと理解しています。

私も当日、会場にいましたので、記載されている陳情書の内容は十分理解できます。

また、陳情書提出に至った背景には、砂丘荘閉館と同時に、その機能をゆーぶる吹上が引き継ぐための整理もされていない中で、閉館手続が一方的に進められていくことへの不安や焦りがあったことがうかがえます。

陳情内容に対して審議を先送りすることで何か解決するのかと、そういった考え方もあると思います。しかし、そこは論点に違いがあるように感じます。本来、住民生活に関わりの大きい行政課題については、住民の方々に必要な資料を提供し、協議を重ね、住民の意見を反映できるところは反映し、コンセンサスを得ていく、これが基本的な進め方ではないかと認識しています。しかし、今回のやり方は、その基本路線とはあまりにもかけ離

れた印象を受けます。

陳情書に記されているように、閉館を決断するまでの経緯や砂丘荘機能の受皿となるゆーぷる吹上の再生計画について、もう少し具体的に説明をし、住民の意見を反映できるところは反映していく、そうした過程があれば陳情書提出にも至らなかったのではないかと察するところです。

行財政改革を進める上で類似施設の整理・統合は、大事な要件の一つであることは私も認識しています。しかし、今回みたいに住民を無視した一方的な進め方はとても理解はできません。

したがって、陳情者の願意は十分に理解できることから、陳情第2号の採択に賛成するものであります。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、山口政夫君の原案に対する反対討論の発言を許可します。

○11番（山口政夫君）

ただいま議題となっております、陳情第2号吹上砂丘荘の存続とそれに係る議案を日置市議会3月議会で審議、採択しないことを求める陳情書について、反対の立場で討論いたします。

この吹上砂丘荘の問題は、市長より、従業員の確保が難しい、経営状況の改善が難しい、砂丘荘を解決するときの約束事について、4年前の砂丘荘在り方検討委員会で直営であるというルールについて確認がなされて、直営で続けるか、事業を閉じるのかの二択ではないか等の説明もなされたところであります。

地方自治法では、議員の使命として、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定することとあります。このようなことから、今後は審議、採決を行い、施設活用の公募を積極的に行い、事業展開をするべきと考えているところであります。

したがって、陳情第2号吹上砂丘荘を閉館するという条例案を3月議会で審議、採択しないことを求める陳情書内容については、賛同できるものではないと申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、山口初美さんの原案に対する賛成討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、陳情第2号吹上砂丘荘の存続とそれに係る議案を日置市議会3月議会で審議、採択しないことを求める陳情書に、賛成の立場で討論を行います。

陳情書は、吹上地域地区自治公民館長会会長の上野勉さんです。この陳情の内容は、先ほどの請願と同じで、今度の3月議会に議案を出さないでくださいということでございます。

砂丘荘は、先ほども申しましたけれども、耐震工事をしてからまだ10年もたっていません。

そして、この日置市のまちづくりの柱として、スポーツを通して交流人口を増やし、まちを活性化していく、そのためには砂丘荘も健康交流館とともに日置市にとって本当に大切な必要な施設だと考えます。

これまでどおり存続させるべきだと私は考えております。この陳情の趣旨に賛同し、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第2号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。陳情第2号を採択することに賛成の方は賛成の

ボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数。したがって、陳情第2号吹上砂丘荘の存続とそれに係る議案を日置市議会3月議会で審議、採択しないことを求める陳情書は、不採択とすることに決定しました。

これから、陳情第4号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの原案に対する賛成討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、陳情第4号日置市の大切な観光施設吹上砂丘荘閉館にかかわる議案を審議しないことをお願いしますに、賛成の立場で討論を行います。

代表者の方と5つの団体の代表者が名前を連ねて陳情を出しておられます。この住民の皆さんの願いは当然だと私は思います。議会は住民の声をしっかりと受け止め、この陳情を採択すべきだと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、中村清栄君の原案に対する賛成討論の発言を許可します。

○1番（中村清栄君）

ただいま議題となっております、陳情第4号日置市の大切な観光施設吹上砂丘荘閉館にかかわる議案を審議しないことをお願いしますについて、反対の立場で討論いたします。

この国民宿舎吹上砂丘荘が建つ吹上浜公園は、吹上浜の森林に囲まれたサッカー場をはじめ、テニスコート、体育館、相撲場、弓道

場、野球場、陸上競技場、ドーム、グラウンドゴルフ場などのスポーツ施設が充実した総合運動公園です。それぞれの施設では数多くのスポーツ大会が開催され、吹上砂丘荘は大会関係者や観光客の宿泊施設として多大なる貢献をしておりました。

しかし、この建物の旧館は築50年以上がたっており、新館につきましても築40年以上が経過したことから老朽化が進んでおります。この砂丘荘の大規模改修を行うとなると、満足のいく施設に整備するには改修費用に多大な予算が必要となり、現在の日置市の財政状況を考えると厳しい状況であります。

また、これまでの厳しい経営状況から今後、営業赤字額が膨れ上がっていく懸念もあることから、できるだけ早い時期に必要な措置を行うべきであると考えます。加えて、人材不足も深刻な状況であります。

砂丘荘の今後のことを考えるのであれば、建物や敷地を今後どう活用するのかという審議を早急にしたいほうがよいと考えますので、陳情第4号については反対といたします。

○議長（並松安文君）

次に、下園和己君の原案に対する賛成討論の発言を許可します。

○5番（下園和己君）

皆様、こんにちは。私は、陳情第4号日置市の大切な観光施設吹上砂丘荘閉館にかかわる議案を審議しないことをお願いしますに、賛成討論の立場で討論いたします。

吹上砂丘荘は全国的にも誇れる広大な松林に囲まれた環境の下、すばらしい環境施設にも隣接し、日置市観光の拠点であり、核となっている日置市にとりまして必要不可欠な施設でございます。また、現在も支配人はもとより、従業員も経営改善に向けまして一生懸命に日夜業務に励んでいるさなかであります。

皆様、閉館問題でネックとなっているのが、昭和44年9月20日に吹上町長と湯之元開

発推進委員会長が締結した覚書等なのでしょうが、昨日、吹上温泉旅館組合長との個人的話によれば今回、吹上砂丘荘閉館条例に関して覚書等についての意見聴取は、行政側からも議会側からも一切なかった。覚書の内容については、方針や解消の可能性もあるとのこと。

このような点も鑑み、陳情5団体は吹上砂丘荘の存続の道をまだ探すべきと考え、地域住民への理解が十分得られていない現段階で、吹上砂丘荘を閉館するという議案の審議が早急過ぎると訴えているのです。よって、地域住民の代表である私は、陳情5団体の意見を尊重し、陳情第4号に賛成いたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第4号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。陳情第4号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数。したがって、陳情第4号日置市の大切な観光施設吹上砂丘荘閉館にかかわる議案を審議しないことをお願いしますは、不採択とすることに決定しました。

これから、陳情第5号について討論を行い

ます。

発言通告がありますので、福田晋拓君の原案に対する賛成討論の発言を許可します。

○3番（福田晋拓君）

私は、陳情第5号観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう陳情しますに対して、賛成の立場から討論を行います。

本陳情の趣旨は、日置市の観光、宿泊拠点である国民宿舎吹上砂丘荘について、様々なアイデアを募るとして活用策を考える対話をしようということであると認識します。

今朝の新聞でもありましたとおり、昨日、吹上砂丘荘の今後を考える会より、2,720筆の吹上砂丘荘の存続と、それに関して地域住民が今後の在り方について考え、話し合いできることを求める署名が市長、議長宛てに提出されました。署名された方々は、日置市民だけでなく、吹上砂丘荘を愛する他市町や県外からの方々もいらっしゃいます。

吹上砂丘荘は人員不足や老朽化など深刻な問題がありますが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症移行後は、日置市への観光やスポーツ合宿などが回復してきていて、今後の活用の望みもあります。

また、国民宿舎吹上砂丘荘という50年を超える老舗の公共施設が閉館ということは、単に吹上地域の宿泊、食事の場が1か所減るだけということだけでなく、吹上地域のシンボル、心のよりどころがなくなるということであり、吹上地域の大きなイメージダウンにつながり、吹上地域に訪れる人が減り、吹上地域の経済、ひいては日置市全体の経済に影響するやもしれません。

吹上浜の夕日をバックにたたずむ吹上砂丘荘、目の前には薩摩港、緑豊かな松林に恵まれた環境の中で心を癒やされる宿泊、食事、宴会、これらのことが吹上砂丘荘の代わりにできる施設が日置市にあるのでしょうか、私

は知りたい。

吹上砂丘荘を思う人たちはもちろん、各地域の日置市民あるいは日置市以外の人たち、また、これからの日置市を担う若者など様々な人たちと吹上砂丘荘のニーズについて対話をする必要があるのではないのでしょうか。

以上のことから、陳情第5号観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう陳情しますの陳情への賛成討論といたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、福元悟君の原案に対する反対討論の発言を許可します。

○10番（福元 悟君）

私は、陳情第5号に反対の立場で討論いたします。

施設の老朽化及び従業員確保が非常に厳しい状況の中、今後も赤字経営から回復することは大変厳しいと考えます。

本来なら公の施設は民間導入を図るとして2003年の地方自治の改正によりまして、民間のハードを活用し市民生活の向上を図る、行政経費の削減を図るという目的で地方自治法の改正がなされたものと記憶しております。このことによりまして、市内の公の施設は、ほとんどが指定管理者制度が導入されてきた経緯があります。

砂丘荘は、制度改正から以降、長く直営で経営されてきましたが、行政経営型の施設は変化する利用者ニーズに迅速に対応していくことが大変厳しいものと思われます。このことによりまして、私は陳情第5号に反対の立場といたします。

○議長（並松安文君）

次に、山口初美さんの原案に対する賛成討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、陳情第5号観光日置の灯を消さない

ために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう陳情しますについて、賛成討論を行います。

この陳情は、10の団体の代表が名前を連ねた陳情でございます。住民の願いは本当に当然だと思います。砂丘荘が閉館をすれば、吹上地域がますます寂れるということを住民は心配しているのです。簡単になくすわけにはいかないのです。存続させるためにどうしたらいいかをみんなで知恵を出し合うべきと考え、以上、申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。

この採決は、電子表決により行います。

本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採択いたします。陳情第5号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数。したがって、陳情第5号観光日置の灯を消さないために国民宿舎吹上砂丘荘を閉館せず活用する方途を拓くよう陳情しますは、不採択することに決定しました。

△日程第24 議案第34号日置市介護
保険条例の一部改正につ
いて

△日程第２５ 議案第３５号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（並松安文君）

日程第２４、議案第３４号日置市介護保険条例の一部改正について及び日程第２５、議案第３５号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての２件を一括議題とします。

２件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第３４号は、日置市介護保険条例の一部改正についてであります。

第９期日置市介護保険事業計画の策定に伴い、令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率を定めるため、所要の改正をし、及び条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

次に、議案第３５号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例の整理を図るため、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

以上２件、内容につきましては市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお

願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第３４号日置市介護保険条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴う介護保険料の乗率及び所得区分の変更を踏まえた第９期日置市介護保険事業計画の策定に伴い、令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率を定めるものでございます。

なお、第９期計画の介護保険料基準月額、介護給付費準備基金を取り崩すことにより、第８期計画と同額の月額６，１００円としています。

別紙をご覧ください。第３条第１項各号列記以外の部分中の改正は、第９期を示す令和６年度から令和８年度までに改めるもので、第１号から第３号中の額の改正は、施行令により第８期よりも軽減された保険料率を乗じることにより、所得区分に応じて年額３，３００円から４，７６０円を減額するものでございます。

第１０号から第１３号までの追加は、施行令によりこれまで最高区分であった保険料率１．７を所得段階に応じ多段階化し、１．９、２．１、２．３、２．４の４区分追加するものでありますが、日置市では急激な保険料の負担増を軽減するため、１．８、１．９、２．１、２．２に設定し、年額をそれぞれ１３万１，７６０円、１３万９，０８０円、１５万３，７２０円、１６万１，０４０円とするものであります。これにより１万４，６４０円から５万１，２４０円の負担増が７，３２０円から３万６，６００円の負担増に軽減されます。

第３条第２項から第４項中の額の改正は、減額賦課に係る額の改正を行うものであります。

第４条第４項中の改正は、年度途中の保険

料賦課の１００円未満の端数金額に対応するもの、第５条第３項中の改正は、先ほど説明しました多段階化に対応する条文整理でございます。

附則としまして、第１項で、この条例は令和６年４月１日から施行し、第２項で、改正後の規定は令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による経過措置を規定するものであります。

続きまして、議案第３５号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明申し上げます。

別紙をご覧ください。今回の改正は、第１条で、日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第２条で、日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、第３条で、日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、第４条で、日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。これらは、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性・持続可能性の確保等を基本的な視点とした省令の一部改正に伴うもので、日置市独自の基準の変更はございません。

主な改正としまして、事業者は重要事項を書面掲示に加え原則としてウェブサイトに掲載しなければならないこと、居宅介護支援事

業者が市から指定を受けて介護予防支援が行えるようになること、身体的拘束等の適正化の措置や記録が全サービスについて義務化されること、新興感染症の対応について、居住系及び施設系サービスは全て義務化されること、磁気ディスク、ＣＤ－ＲＯＭ、その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを電磁的記録媒体に改めたことなどであります。

附則としまして、第１項で、この条例は令和６年４月１日から施行する。ただし、第１条中、日置市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例附則第３条から第７条の改正規定は、公布の日から施行するものであります。

第２項で、この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間は、重要事項のウェブサイト掲載に係る経過措置を、第３項で、この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間は身体的拘束等の適正化に係る経過措置を、第４項で、この条例の施行の日から令和９年３月３１日までの間は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置を、第５項で、この条例の施行の日から令和９年３月３１日までの間は、協力医療機関との連携に関する経過措置を設けるものであります。

以上で２件の補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、２件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○１４番（黒田澄子さん）

３４号のほうは委員会付託になりますので、即決議案であります。議案第３５号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい

ての部分で、この基準条例の改正概要が頂いてありますので、この中から4項目、19項目ございますが、先ほども部長のほうから様々義務化になってきているという部分もございますけれども、即決なのでちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず、ナンバー3、居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱いの中で、市町村もそれが指定を受けられるように、市町村からの指定も受けられるようになったということではございますけれども、この中に居宅介護支援事業の指定を受ける場合の人員の配置云々かんぬんがありまして、2の部分で管理者がほかの事業所の職務に従事する場合、兼務を可能とするというものがございます。もう一つ似たようなものがナンバー11の中にも、小規模多機能の場合の部分で、ほかの事業所の管理者及び従事者等の兼務可能なサービス類型を限定しないこととすると、似たようなちよっとものがございました。

ここで管理者がほかの事業所の職務に従事するということも認められるということなんですけど、これは例えば経営母体とか同系列というか、そういうところ以外の事業所でも可能になるものなのか。そして、兼務の件数というものは、ほかに1件とかいうことでなくて2件、3件とかあったとしても、上限とかはないものなのか。まず、そこを1点お尋ねをいたします。

それから、身体的拘束がナンバー5にございました。身体的拘束、私はもうやっていないのかなと思っていましたが、場合によってはそういうこともやむを得ないというふうになっておりますけれども、記録をしっかり義務づけられています。ここの中では、利用者の拘束の記録の義務づけ、これを市町村なり、県なりに報告していくのだと思うんですけれども、ここだけの改定なのかお尋ねをします。

それから、7番目ですね。介護支援専門員1人当たりの取扱い件数について、ケアマネジャーさんの話だと思いますけれども①と②がございまして、①の場合は1人当たり44件、②の場合は1人当たり49件となっております。その内容は様々書いてございますけれども、これは本市的に言うと1のところが多いのか、2のところが多いのか。

また、利用者さんは日々というか時期的にずっと一緒ではない、1年間ずっと一緒ではないわけではございますので、その間に例えば44名ぎりぎり見ているケアマネジャーさんが1人増えた時期がもしあったとすると、それはもう絶対やってはいけないとか、例えばそんなことをしたらペナルティーがつくとか、そういうものなののでしょうか。若干緩和がされるものなのか、絶対これは緩和はしないというものなのか、その点をお尋ねします。

最後に――あ、そうか、さっき11番で申し上げましたので、あと今回のこれ上位法の改定でございますので、もちろん反対とかいう意味で申し上げているわけではございませんけれども、この今回の改定で現状として人員不足に非常に悩んでおられる事業者さんたちであると考えます。日置市内の事業者さんにとっては、このことですごく優しい改定になって受け入れられるような改定になっているのか。わ、大変だ、こんなになったから頑張らないといけないというような、何かさらに大変になるものなのか、感覚としてそういったものが分かりましたら、その点をお尋ねします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

3点ございますが、まず最初に、居宅介護の管理者につきましてでございます。今回の管理者の兼務等につきましては、管理者は常勤専従が基本となりますので、同系列以外の兼務というのは考えられないかと思っております。

ます。

また、管理に支障がない範囲において、ほかの業務が兼務できるのであって、上限設定等はされておりません。

次に、身体的拘束についてでございます。これにつきましては、短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催すること。あと、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること、身体的拘束等の適正化のための研修をすることが追加されております。

もう一つが訪問系サービス及び通所系サービス、居宅介護支援におきまして、身体的拘束等を行ってはならないこと、身体的拘束等を行う場合には記録しなければならないことを追加された条項でございます。

続きまして、居宅支援事業の1人当たりの取扱い件数につきましてでございます。本改正につきましては、令和6年4月1日からの施行でございますが、現在の本市内の居宅介護支援事業所は大体1人当たり40件を保っているようでございます。

また、件数を上回った場合でございますが、この場合は報酬が低減されることとなります。

最後に、市内事業者にとって優しい改定となるかということになるかと思いますが、今回の改正につきましては、良質な介護サービスの効果的な提供に向けた働きやすい職場づくりや制度の安定性と持続可能性の確保が図られる改正となっていると考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

丁寧に説明いただき、よく理解をしました。

最後に1点だけ、4月1日から改正されるわけでございますが、市内の各関係事業所さんたちには、こういうふうなことになるというのは今後話していかれるのでしょうか。そ

れとも、事前に大体こういうふうな形に4月から変わりますよというのは何かお話が、説明がなされているのか。その点だけ最後にお尋ねをします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

先週金曜日に各事業所の管理者を集めまして、説明会のほうを実施させていただいたところでは。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかにありませんか。

○6番（佐多申至君）

ただいま黒田議員の質問の視点が私の場合にはちょっと違ったんですけど、議案第35号の指定居宅サービス等の事業における今回の基準条例の改正により、単刀直入に事業所に新たな人員配置の必要性など負担があるのでしょうかお尋ねします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

今回の一部改正につきましては、人員の増員等の改正等はございませんでした。

以上です。

○16番（山口初美さん）

私のほうから同じく、私も即決議案のほうの35号ですか、こちらのほうについて伺いますが。

本当に量もたくさんあって、どこがどう変わるのかというのはなかなか一回この文書を見ただけでは本当に分からない、そういう難しい面もあると思いますが。

訪問介護などでヘルパーさんが夜間に家を一軒一軒、ここを済ませてまた次へというような、そういうような移動をしながらそういうサービスをされる場合もあるんですけども。なかなか手間暇がかかって本当に1人で回ったりすると本当にいろんなトラブルやら、いろんなことへの対処というのは本当に難し

かったり、そういうのが本当に負担が軽くというか、その事業所などがきちんとそういうので利益が出るような、そういうような仕組みになっていけばいいと思うんですが、そこら辺は市内の事業者さんたちはどのように受け止めておられるのか、そこら辺のご説明をお願いします。

それから、先ほどそういう介護事業者への説明は行ったということでしたが、この利用者への説明というのはどうなるのかその点について伺います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

まず、訪問系のサービスにつきまして、確かに訪問介護の基本報酬のほうは下げられておりますので、そこのところは大変かなと思いますが、ただ、訪問介護のほうの処遇改善加算費が加算されて全体的には報酬は上がっている状況でございます。

それと、今回の介護保険料改正につきましての市民への報告というのは、４月以降に冊子をつくりまして各世帯に配布する予定でございます。

以上です。

○議長（並松安文君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３４号は文教厚生常任委員会に付託し、議案第３５号は会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第３４号は文教厚生常任委員会に付託することとし、議案第３５号は会議規則第３７条第

３項の規定により委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第３５号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第３５号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第３５号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

３月６日は、午前１０時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後２時１５分散会

第 3 号 (3 月 6 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（3番、19番、6番、5番）
-------	--------------------

本会議（３月６日）（水曜）

出席議員 １９名

１番 中 村 清 栄 君
３番 福 田 晋 拓 君
５番 下 園 和 己 君
７番 是 枝 みゆきさん
９番 重 留 健 朗 君
１１番 山 口 政 夫 君
１３番 留 盛 浩一郎 君
１５番 下御領 昭 博 君
１７番 坂 口 洋 之 君
１９番 池 満 渉 君

２番 欠 員
４番 長 倉 浩 二 君
６番 佐 多 申 至 君
８番 富 迫 克 彦 君
１０番 福 元 悟 君
１２番 中 村 尉 司 君
１４番 黒 田 澄 子さん
１６番 山 口 初 美さん
１８番 漆 島 政 人 君
２０番 並 松 安 文 君

欠席議員 ０名

事務局職員出席者

事 務 局 長 内 山 良 弘 君
議 事 調 査 係 上田橋 裕 生 君

次長兼議事調査係長 神 余 徹 君

地方自治法第１２１条による出席者

市 長 永 山 由 高 君
教 育 長 奥 善 一 君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口 亮 君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 久木崎 勇 君
東市来支所長 横 枕 広 幸 君
吹上支所長 有 村 弘 貴 君
財政管財課長 東 正 和 君
地域づくり課長 濱 崎 慎一郎 君
商工観光課長 田 代 誠 治 君
健康保険課長 宮 前 美 紀さん
介護保険課長 入 佐 好 彦 君
農地整備課長 上 勇 人 君
学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君

副 市 長 井多原 章 一 君
総務企画部長兼総務課長 上 秀 人 君
産業建設部長兼農林水産課長 城ヶ崎 正 吾 君
消防本部消防長 福 山 昌 己 君
日吉支所長 船 倉 利 幸 君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東 純 一 君
企 画 課 長 上 村 裕 文 君
税 務 課 長 有 島 春 己 君
福 祉 課 長 坂 上 誠 君
こども未来課長 馬場口 美宗香さん
建 設 課 長 田 口 悦 次 君
上下水道課長 田 村 長 保 君
社会教育課長 松 岡 政 仁 君

会計管理者兼会計課長

奥 田 美 穂さん

監査委員事務局長

内 山 良 弘 君

農業委員会事務局長

吉 富 良 一 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、3番、福田晋拓君の質問を許可します。

〔3番福田晋拓君登壇〕

○3番（福田晋拓君）

室町時代吹上の伊作城で生まれた島津忠良日新公、薩摩の郷中教育の元となるいろは歌をつくり、日本の国家「君が代」の元となる薩摩琵琶歌もつくりました。島津中興の祖としてあがめられました。

また、同じく吹上の伊作城で生まれた島津義弘公は、天下分け目の関ヶ原での敵中突破の偉業。これは、さすが吹上生まれの島津義弘公と言える立派な偉業でございます。

江戸時代は、吹上の伊作城は薩摩藩の聖地としてあがめられ、歴代の薩摩藩士が度々訪れました。幕末、明治維新に向けて、西郷さんの弟とともに戦った吹上の伊作の侍たち、たくさんの血が流れました。それで、西郷さんは弟の命日には、一緒に亡くなった薩摩の伊作の侍の家を弔って回ったと言われております。その後も何度も吹上を訪れております。

大正時代に入り、大正3年、吹上の伊作駅から伊集院駅の間に南薩鉄道が開業したとき、吹上の伊作駅は日本最南端の駅として多くの人でにぎわいました。さつま湖では、湖面をまたぐロープウェイとして、日本初の湖面をまたぐロープウェイが開業し、さつま湖に放流されたブラックバスは、皇太子殿下が放流しましたが、九州で初めてのブラックバスでありました。

学問では、100年以上昔、まだ男子だけが教育を受ければよいという風潮の中、日本で初めての女子校ができたのも吹上でありました。その後、県立高校、県立専門校、県立大学校とそろっているのも、日置市の中では吹上だけです。

このように、いつの時代も日本の最先端を進んできた吹上。今では、人口減少率ではワースト1位。ですけれども、豊かな自然、歴史、温泉、そして立派なスポーツ施設。かめの子サッカー大会や九州わんぱく相撲大会などたくさんの大会が開かれ、たくさんの人が訪れます。

交流人口や関係人口の多さでは、伊集院にも、東市来にも、日吉にも、吹上は負けていない。日置市のために、吹上が最先端を突き進んでいくんだという覚悟で質問させていただきます。

それでは、発言通告に従いまして質問させていただきます。

一つ、国民宿舎吹上砂丘荘と健康交流館ゆーぷる吹上の今後について。

1、市長自身は、吹上砂丘荘を閉館後、どのようにしたいと考えているのか伺います。

2、吹上砂丘荘、ゆーぷる吹上の会計年度任用職員の来年度への更新状況を伺います。

3、吹上砂丘荘を令和7年3月31日で閉館、来年2月末までは通常営業を続けると発表しましたが、現在の吹上砂丘荘の宿泊・宴会等のお問合せのほうはどのような状況か伺います。

4、昨年、ゆーぷる吹上の食堂を縮小し、吹上砂丘荘とゆーぷる吹上の宿泊予約を吹上砂丘荘へ一括化していますが、どのような効果があったのか伺います。

5、吹上砂丘荘の果たしていた役割の代替として、ゆーぷる吹上の機能の充実を図ると発表がありましたが、どのような考えか伺います。

2つ目、吹上地域の観光資源について。

大河ドラマ化への期待も大きい日新公や島津義弘公などの戦国島津の資料も豊富な日置市吹上歴史民俗資料館の利用状況と土日も開館できないかを伺います。

2、南薩鉄道跡を一部利用しているサイクリングロードは、昨年の法改正で、特定小型原付の走行が可能になったのではないのでしょうか。今年は南薩鉄道が開業して110年。観光につなぐ考えはないか伺います。

3つ目、日置市2050脱炭素ビジョンについて。

1、昨年4月に日置市が、全国の自治体の中から、環境省の脱炭素先行地域に採択されました。その中で吹上地域の中心部、9つの自治会で2030年までに使用する電気を100%再生エネルギーで賄う目標がありますが、進捗状況を伺います。

2、日置市の4地域の公共施設の太陽光発電の設置や蓄電池の設置状況を伺います。

3、日置市の公用車は何台で、そのうちEV化可能な車両は何台あり、どれくらいEV化、電気自動車化が進んでいるのか、地域別に伺います。

4、ビジョンの脱炭素社会の実現に向けた施策の中で、その建物の発電設備などをつくるエネルギーに対して、断熱材や省エネ家電などで使うエネルギーの年間消費量がおおむねゼロとなる、これがZEHこと、ゼロエネルギーハウス、ZEB、ゼロエネルギービルですが、これらの建築の推進状況を伺います。

以上、お願いします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、回答してまいります。

質問事項1つ目、吹上砂丘荘とゆーぷる吹上の今後についてのその1、閉館後について

の考えを回答いたします。

吹上地域における宿泊施設の減少状況と、県内でも有数のスポーツ関連施設の集積地であること、日本三大砂丘の吹上浜などの周辺環境に鑑みると、エリアの価値を高める観点から宿泊施設が最も可能性が高いと考えています。

今後については、幅広く様々な企業・団体などに対して相談するほか、提案を募集していきたいと考えています。

その2、職員の来年度への更新状況について回答します。

吹上砂丘荘、ゆーぷる吹上の会計年度任用職員の来年度の任用につきましては、現在、両施設の従業員お一人お一人と面談を行っている最中であります。

その3、現在の吹上砂丘荘の問合せ状況につき回答します。

宿泊については、令和7年2月までの仮予約は受けており、令和7年3月以降についてはお断りしている状況です。宴会については、事業廃止方針表明後に多くのお問合せを頂いているところですが、現状として従業員の不足等もあり、新規予約はお断りしている状況です。ただし、今後スタッフを確保できれば、新規予約受入れを再開できる見込みです。

その4、一括化の効果につき回答します。

令和5年4月よりゆーぷるの食堂縮小及び売店廃止、予約の砂丘荘への一元化といった新たな経営改善の取組を開始し、経営改善効果としては約1,500万円を見込んでいたところではあります。

しかしながら、人手不足による営業縮小や物価高騰の影響などにより、当初見込んでいた効果は得られない状況となっています。

その5、ゆーぷる吹上の機能充実に係る計画について回答します。

現時点での計画は、食堂機能についてはテナントの導入、宿泊機能については増床等の

検討、温泉及びプール機能については改修・設備更新としています。

質問事項 2、吹上地域の観光資源についてのその 1 については、教育長より回答いたします。

その 2、サイクリングロードについて回答します。

特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードについては、昨年の道路交通法改正により自転車道での走行が可能となりました。

管理者である鹿児島県の見解では、南薩鉄道跡を一部利用している吹上浜サイクリングロードでも同様の取扱いとしているとのことです。

今後、サイクリングロードにおける電動キックボード使用が増える場合には、安全管理に配慮して、適正に使っていただくよう啓発してまいります。

質問事項 3、日置市 2050 脱炭素ビジョンについてのその 1、9 自治会での再生可能エネルギー進捗状況につき回答します。

令和 6 年度の発電設備設置に向け、令和 5 年度は、屋根置き太陽光発電設備設置事業に関する住民説明会や事業者訪問を行っています。また、発電設備の設置希望者を把握するためのアンケートを実施し、希望のあった住宅については現地調査を行っているところです。そのほかにも公共施設や遊休地、河川への発電設備の設置について、施設管理者や土地所有者と協議を行っているところであり、計画に沿って取組を進めています。

その 2、公共施設の太陽光発電の設置や蓄電池の設置状況につき回答します。

公共施設に設置している稼働中の太陽光発電設備については 13 か所、蓄電池については 5 か所となっています。

その 3、公用車について回答します。

公用車の台数につきましては、令和 6 年

3 月現在で 260 台となっており、このうち緊急車両、特殊車両などを除く約 130 台につきましては、EV 車の導入が可能と考えています。

現時点では、EV 車は保有しておりませんが、令和 6 年度中に本庁舎の充電設備整備を行い、併せて 6 台導入する予定でございます。将来的には、各支所にも充電設備を整備し、車両更新のタイミングで EV 車への切替えを進めてまいります。

その 4、ZEH や ZEB について回答します。

市役所庁舎においては、再生可能エネルギーの利用促進や省エネ機器の導入などに積極的に取り組んでいます。

一般住宅の ZEH 化や建築物の ZEB 化の推進については、市民や事業者、行政が一体となって取り組む必要があります。具体的な実行計画については、今後検討することとしていますが、普及を図るには、断熱化や設備の効率化に関する市民への意識啓発が必要であると考えています。

まずは、市民及び市内事業者に対して、ZEH または ZEB の基準やメリット、支援策を紹介するなど普及につなげていく取組を行っています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、お尋ねの日置市吹上歴史民俗資料館の利用状況と土日の開館についてお答えをいたします。

吹上歴史民俗資料館の年間利用者数は、令和 2 年度 197 人、令和 3 年度 451 人、令和 4 年度 208 人となっています。日置市吹上歴史民俗資料館条例施行規則により、土日・祝日等については、休館日と規定しています。土日の開館については、文化財保護審議会からもご意見を頂いており、今後、利用

者ニーズ等も踏まえながら検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○3番（福田晋拓君）

それでは、閉館後の吹上砂丘荘への提案を受けて実行に進める場合、昭和44年の吹上砂丘荘建設時に湯之元開発推進委員会と旧吹上町が和解したときの覚書が問題となると考えます。この覚書について、どのように考えているのか伺います。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

覚書についてでございますが、これは、昭和45年の砂丘荘建設当時、旧吹上町と地元関係者で構成する湯之元開発推進委員会との協議の下、覚書が交わされたところでございます。

その覚書には、湯之元開発推進委員会は「国民宿舎の建設と国民宿舎への引湯について同意する」。町は「国民宿舎のほかは湯之元以外に引湯しない」、「現在の配湯量は絶対に保障し、不足する場合は国民宿舎の給湯量を減ずる」、「国民宿舎の浴槽は男女各1槽とし、バス個室は設けない」、「国民宿舎は銭湯行為をしない」、「万一国民宿舎の経営を他に譲った場合は、国民宿舎への引湯は中止する」といった内容が記載されております。

また、この覚書の後には、旧吹上町と温泉関係者4名との間で和解書が取り交わされております。

この2つの文書の持つ法的な効力も含め、砂丘荘の事業廃止後の取扱いについては、地元の関係者の皆様と協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

今後の問題、また課題とならないことを願います。

それでは、吹上砂丘荘とゆーぷる吹上の会計年度任用職員は、来年度に向けて、それぞれ現在、何人更新していただけたのか伺います。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

現在実施しております個人面談において、来年度も引き続きの任用を希望されるかどうかの確認まで、今現在行っている最中でございます。

なお、会計年度任用職員は、4月から3月までの1会計年度に限っての任期でございますので、最終的には、市において再度任用するか判断するということになっております。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

それでは、また不足するおそれもあるかということかと思うんですけども、今後、吹上砂丘荘やゆーぷる吹上で働きたい、アルバイトをしたいと思う人がいた場合、その人たちはどこに申し込めばいいのでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

そのような場合は、商工観光課あるいは砂丘荘のほうにお問合せいただければと考えております。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

窓口を分かりやすくしていただければと思います。

それでは、令和6年度の吹上砂丘荘の通常営業とは、どのような営業を考えているのか伺います。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

宿泊につきましては、来年2月まで受け入れるということになっております。宴会につきましては、受入れ開催に向け、スタッフ確保に努めている最中でございます。またランチにつきましては、スタッフの状況を踏まえ、

土日・祝日のみの営業とする予定でございます。なお、臨時休館日といたしまして、4月以降の毎週木曜日、それから閑散期であります6月と9月に、それぞれ約10日ほど休館日を設けるとしております。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

では、地元から以前から吹上砂丘荘の平日のランチを復活してほしい、宴会ももちろんですけど、平日のランチを復活してほしいという声も多いんですが、それは考えていただけないでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

現状として、人員不足の状況を鑑みますと、平日のランチ復活というのは、今のところ非常に難しいというふうに捉えております。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

では、平日、キッチンカーとか店頭販売など民間の力を借りてランチをできるようにするのも検討の余地があるのではと考えます。

次のゆーぷる吹上のほうですけれども、いつ頃までにどれくらい改修する計画なのか、吹上砂丘荘で受け入れていた一般客に対応できるようにするのか伺います。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

ゆーぷる吹上につきましては、まずは令和6年度中に受入体制についての再構築と現有施設での増床の可能性の検討をまず行ってまいりたいというふうに考えております。

その後、令和7年度中にニーズを踏まえて増設についての検討設計、令和8年度に改修工事といったスケジュールを想定しておりますが、状況によっては前倒しとなる可能性も十分あると考えております。

なお、一般客の受入れにつきましては、設備面も含め対応できる体制をどのように整えるか、また関係機関との調整も必要であると

いうふうに考えております。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

では、改修が終わるまでの対応策は考えているのでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

市内全体の民間宿泊施設を含めた対応や隣接市の協力を頂きながら、市外の宿泊施設の確保にも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

経済効果などを考えると、できる限り日置市内で対応できるようにしてほしい。また、私たちも頑張らなければいけないと思います。改修が終わるまでは、市が運営していく考えですか。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

今後のゆーぷる吹上の運営につきましては、食堂へのテナント導入を含め持続可能な運営となるべく、早期の民間活力の導入に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

○3番（福田晋拓君）

改修は市が責任を持ってやっていただきたいと思います。

では、ゆーぷるでの食事や宴会、これはいつぐらいからできるようにするのでしょうか。令和7年の3月からでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

ゆーぷる吹上の食堂へのテナント導入につきましては、令和7年度のオープンに向け、令和6年度に事業者の募集と選考を行ってまいりたいと考えております。

なお、宴会につきましては、テナント事業者へ対応をお願いすることに加え、各関係団

体との調整が今後必要になってくると考えております。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

忘年会、新年会、歓送迎会や同窓会など、需要が多い時期を大切にしてほしいと思います。

それでは、歴民館のほうの展示物なんですけれども、吹上砂丘荘での展示を考えられないか伺います。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

歴史的にも重要な収蔵物を広く市民の皆様に見てもらう機会をつくるのは非常に重要であると認識はしておりますが、砂丘荘で展示をするに当たっては、管理体制などの課題も多くあると考えております。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

歴民館の展示スペースや保管庫の広さというのは十分なのでしょうか。

○社会教育課長（松岡政仁君）

お答えします。

収蔵庫や展示スペースは、必ずしも十分とは言えません。ただ、限りあるスペースを工夫しまして、今後活用を図ってまいりたいと考えているところです。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

保管庫の中にも貴重な資料がたくさんあると聞いています。展示品と保管品の入替えを行ったり、歴民館以外での展示もまた検討してほしいところであります。

それでは、サイクリングロードについてです。

日置市での特定小型原付・特例特定小型原付の登録状況を伺います。

○税務課長（有島春己君）

お答えします。

現在、日置市内での特定小型原付・特例特定小型原付は、1月末現在ではありますが、今現在2台の登録となっております。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

まだまだ普及はしていないようだけれども、特定小型原付自転車というのは、16歳以上なら免許なしで乗れるため、インバウンドでの外国人観光客にも非常に人気と聞きます。吹上砂丘荘でのイベントにつなげて、観光客誘致などにならないでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

現在のところ、市といたしましては、電動キックボードに関するイベントを実施する予定はございません。イベントを企画実施したいという個人・団体様がいらっしゃった場合、砂丘荘利用者としてご相談いただければというふうに考えております。

○3番（福田晋拓君）

私どものほうでもいろいろ考えてみたいと思います。

それでは続きまして、日置市2050脱炭素ビジョンの発電設備設置について、吹上地域の9つの自治会で説明会を実施して、どれくらいの設置希望者がいたか伺います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

アンケートを実施したところ、23人の方から設置希望がございました。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

それでは、この計画を進めるに当たって、どのような考えがあるのか伺います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

まず、吹上地域においては、日置市は脱炭素の先行地域に選ばれており、その中でも吹上地域を主要な先行地域のエリアとしており

ます。そういった中で、まずは吹上地域のこれまでの地勢等を十分考慮しながら、これまでの現状等を考慮しながら取り組んでいくということで、ゼロカーボン達成に向けた取組を推進していく地域であるということと考えているところでございます。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

では、その吹上地域で発電設備を設置した家は、自分の家庭で使う電気の100%以上の発電を目指すのか伺います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

本事業の目的は、脱炭素先行地域として選定したエリアの電力需要量を把握し、その需要量を賄えるだけの再生可能エネルギー供給量を発電設備の設置により確保していくものとなっております。当該エリアを100%満たすだけの再生可能エネルギー設備を設置することとなります。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

吹上のその先行している9つの自治会の中では、昨年夏の台風で2日ほど停電になったところもありました。発電設備の設置希望者を募るだけでなく、発電設備を設置したら一緒に蓄電設備を設置するなどの策も考えませんか。

○企画課長（上村裕文君）

現在、23人の方から発電設置の希望がございました。それにつきまして、吹上市内の事業者によりまして外観等の確認、屋根等の方角などを図面確認等して、設置の状況を推進しているところでございます。

蓄電池については、また今後の検討課題の一つであると考えているところでございます。

○3番（福田晋拓君）

防災面からも蓄電設備を希望する市民は多いと思いますので、考えていただけたらと思

います。

それでは、日置市の各地域別の公共施設の発電電力と蓄電電力を伺います。

○財政管財課長（東 正和君）

お答えします。

地域別にいきます。伊集院地域が、太陽光発電量489.8kW、同じく蓄電量が262kWh、東市来地域が、太陽光発電量50kW、蓄電量32.4kWh、日吉地域が、太陽光発電量64kW、蓄電量30kWh、吹上地域が、太陽光発電量40kW、蓄電量12.4kWhとなっております。

○3番（福田晋拓君）

やはり吹上地域が極端に蓄電池が少ないようですね。それなら、さつま湖の水を利用して蓄電用に揚水発電を考えられないでしょうか。高低差を利用して、らせん水車等の小水力発電でもいいので、検討されませんか。通常の揚水発電は、夜間の余剰電力を使いますが、吹上地域での日中の発電に余裕が出れば、日中に揚水することも可能だと思います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

ご質問の内容につきましては、揚水発電の仕組みが、さつま湖にも応用できるのかといった実現性や事業性などについて、発電事業者にも意見を伺うなど研究が必要になってくると考えております。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

さつま湖には過去に上水道用の取水施設があったと記憶しています。その施設跡のポンプや配管などを再利用して、揚水発電を考えてみるのもいいのではないのでしょうか。

続きまして、公用車のEV化についてですが、吹上地域を先行地域としているのに、公用車のEV化はまず本庁からというのかもしれませんが、せめて先行地域の吹上の乗合タクシーにEV車を貸し出すなどして、協力事業所の負担を軽減することで乗

合タクシーの充実につなげられないか伺います。

○企画課長（上村裕文君）

ＥＶ乗合タクシーについてでございます。

まず、乗合タクシーで利用される車両については、事業者の車両により実施されていることなどから、事業者がＥＶ車両を導入するに当たって、受けられる補助金などの情報提供は可能であると考えております。

議員のおっしゃるような提案については、今後十分研究していかないといけないような検討課題が、関係法令等を含めていろいろあるものと考えておりますので、検討課題を整理していく必要があるものと考えております。

以上です。

○３番（福田晋拓君）

ＥＶタクシーもぜひお願いしたいと思えます。

それでは、ＺＥＨですけれども、私自身も数年前に自宅を建て替える際に、後々の光熱費などが少しでも安くなればと、断熱や省エネ家電にこだわって、そのとき特に補助金もなかったのですが、ゼロエネルギーハウスを建てました。これは特に冬場は断熱効果のおかげで暖房の使用量が劇的に減り、本当に光熱費などの年間維持費が安くなりました。その分、住宅ローンは厳しいんですけれども、家計は助かっています。

そこで、吹上砂丘荘の閉館後に、年間維持費も安くなり、国の支援等も期待できるゼロエネルギービル化、ＺＥＢ化への改修、もしくはゼロエネルギーハウス（ＺＥＨ）や、ゼロエネルギービル（ＺＥＢ）のモデルハウスをつくるなど脱炭素ビジョンの形にできないか伺います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

吹上砂丘荘については、現在、本議会でご審議を頂いているため、お答えするところは

難しいところがございますが、住宅のＺＥＨ化や建築物のＺＥＢ化の推進につきましては、先ほどの答弁とも重なりますが、市民や事業者、行政が一体となって取り組む必要があるものと考えております。その有効な取組など具体的な実行計画については、今後検討することとしております。

以上です。

○３番（福田晋拓君）

それでは、議長の許可を頂いていますので、日置市２０５０脱炭素ビジョンのこの資料を使わせていただきます。これはまさに総務企画部の企画課が心配しているものになります。

２月３日に吹上中央公民館のホールで日置市行政出前講座の脱炭素の取組ということで、会場の吹上の市民に配られました。ところが、２月１日の砂丘荘の閉館の住民説明会から僅か２日後、しかも全く同じ会場で、２日後といっても朝でしたから、１日半ぐらいしかたっていない。ここでこの資料を配られまして、私たちこれを見て、この枯れ果てた町、これが吹上砂丘荘が閉館して何もされなかった場合の吹上に見えてしょうがなかったんです。本当に悲しい気持ちになりました。

しかし、脱炭素先行地域に日置市が選ばれて、今後６年間で国から４３億円の交付があるんだと。しかも、日置市の中で吹上が先行地域になりましたという説明がありました。そして、これが２０５０年の日置市のイメージですと。これは、まさに希望の町だと思います。吹上が先行地域に選ばれたのならば、まずは吹上地域をこのようにしていきませんかということで、まずは市長に新しい砂丘荘への提案をさせていただきます。この国からの交付金の一部を使って、公民連携してつくってみたいと思います。

先日、全国初のゼロエネルギーハウスが愛媛県に誕生しました。新しい砂丘荘を九州初

のゼロエネルギーホテルとしてつくってみませんか。外観は吹上の日置市のシンボルとして、伊作城を思わせるようなお城のような景観に、そして伊作城の空堀のごとく太陽光パネルを並べるもよし、客室は時代のニーズに合わせた最新の部屋から国民宿舎時代の皇太子殿下がお泊まりになった部屋も一部再現して、昭和テイストあふれる和室まで、様々な部屋があればいいと思います。

また、吹上支所、吹上中央公民館、伊作小学校を自前の電線でつなぐ吹上地域のマイクログリッド構想というのもあるかと思います。自前の電線を架ける高額のコストと吹上中央公民館の築年数を考えると、吹上中央公民館機能をホールも含めて新しい砂丘荘と一緒にするのも検討してもよいかと思いますが。そうすることで、会議や公民館講座など新しい砂丘荘を市民が利用する頻度が増えると思います。

また、公民館機能として減免なども可能であれば、市民がより一層利用しやすい新しい砂丘荘になるでしょう。ショーケースのある展示場もつくり、歴史資料、これだけでなく、吹上にはたくさんのアーティストがいるんです。いろいろな展示会ができると思います。ほかにも若い人たちの意見をどんどん取り入れて、食事やカフェなどいろいろなテナントが入れるテナントスペースや吹上及び日置市全域の観光案内所などがあるコミュニティの場にしてみてはどうでしょうか。

それと、今までの国民宿舎吹上砂丘荘には、大雨や台風のと きなど介護付添いなどの理由で、客室へお金を出してでも避難してきた市民もいます。ゼロエネルギーホテルであれば災害時の避難所としても機能すると思います。脱炭素のゼロエネルギーホテルに公民館機能、災害時の避難所となる新しい砂丘荘はいかがでしょうか。

○企画課長（上村裕文君）

数々のご提案いただきましたので、答弁に漏れがあったら、またご指摘いただければと思います。

まず、吹上地域で考えられているマイクログリッドの進捗状況についてでございます。

今回、脱炭素先行地域において、吹上支所、吹上中央公民館及び伊作小学校において、既存配電網を活用した配電事業によるマイクログリッドの構築を計画しているところでございます。

現在、計画の実施方法については、九州電力の送配電株式会社と協議を行っているような段階でございます。

吹上砂丘荘との接続については、本議会でご審議していただいているため、回答するのは難しいところではございますが、現段階で、この交付金で活用される計画の中には、この砂丘荘のほうは入っていないところでございます。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

提案ですので、さらに提案ですけれども、国民宿舎吹上砂丘荘では、結婚式も多数執り行われてきました。しかしながら、コロナ禍で現在は結婚式を挙げない「ナシ婚」というスタイルが多くなってきたそうです。しかしながら、ナシ婚でもウェディングフォト、前撮りはより豪華に行われるようになってきています。そうです。吹上には有名なウェディングフォトスポット、赤フン海岸こと白砂ビーチがあります。毎年、何組ものウェディングフォトの撮影が行われています。そのほかにもパワースポットの神社や千本楠などでもウェディングフォトの撮影を多々見かけます。

これらのウェディングフォトに事前申込み、有料オプションでひお吉くんや武将隊が一緒に写ったり、日程が合えば吹上の伝統行事、例えば今度の日曜日のだじまどん、それに流

鎗馬、太鼓踊りや鉄砲隊の演舞などをバックにウェディングフォトを撮っていただくなど、様々なウェディングフォトプランの提案のできる窓口を新しい砂丘荘につくりましょうよ。

そして、新しい砂丘荘のお風呂については、吹上温泉の天然温水をまた使っていくのであれば、老朽化した泉源からの配管ではなくて、タンクローリーでの輸送がお勧めです。脱炭素で閉店の危機が訪れるガソリンスタンド。そこには、タンクローリーの燃料配達のプロたちがいます。タンクローリーなら吹上温泉湯之元の泉源だけでなく、吹上の和田地区にある温泉水も検討できる余地があるかもしれません。

そして、その沸かす際、これはバイオマス発電を利用しましょう。今、松林が雑木林と化しています。松林を手入れして、雑木や雑草、松の葉をバイオマス燃料にしたらどうでしょうか。古来より松の葉は貴重な燃料として吹上では使われてきたのですから。そして、松林の手入れは海岸で。ウミガメの卵を食べるイノシシを減らすことにもつながります。また、自治会奉仕作業などで処分に困っている草刈後の草、これを燃料としてバイオマス発電につなげれば、一石二鳥どころではないはずです。そしてウミガメ保護の観点から、新しい砂丘荘にウミガメふ化場をつくれば、吹上浜のウミガメ保護監視パトロール隊の拠点として、そして、そこで宿泊前提でパトロール隊と一緒にウミガメパトロールをするツアーや保護した卵からふ化する子ガメの観察、また子ガメの放流なども宿泊客が体験できると思います。ウェディングフォトやバイオマス発電での給湯、ウミガメ保護はいかがでしょうか。

○企画課長（上村裕文君）

木質バイオマスの熱利用等においては、安定した熱供給をするためには、ある程度決まった規格の燃料など安定的に供給される必要

があることや、導入コストが膨らんでしまうなど運用に当たっての課題もあることから、発電についても今後研究が必要になってくるものと考えているところでございます。

それと、議員のほうから数々のご提案いただいているところですが、そのような提案については、今後の研究の一つにさせていただければと思っているところでございます。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

提案ですのであれですけど、ほかに日置市2050脱炭素ビジョンを形にする。そうするのなら、これはさつま湖の活用も考えるべきだと思います。高校生からの意見で、吹上に遊ぶところが欲しいけれども、ただ遊ぶだけでなく、いろいろ学んで楽しめたらいいなという意見もありました。

さつま湖遊園地跡を取得し、脱炭素再生可能エネルギーを学べるテーマパークとして、太陽光発電や小水力発電、バイオマス発電など様々な再生可能エネルギーを学びながら楽しめる施設にしましょう。湖面では既に吹上高校生がソーラーボートを走らせています。

吹上高校生といえば、通学の課題があります。バスの減便。16歳の誕生日が来ていない1年生は、原付バイクでの通学もできず、またそのバスによっては、旧伊作駅までしか行かないので、そこからまた高校へ歩いていかなければなりません。それなら、薩摩湖駅から伊作駅へ再生可能エネルギーを使って電車を走らせましょう。でも、レールを敷くのが難しければ、BRTといってバス・ラピッド・トランジットですね、震災復興などでよく見る、レールのない線路を走るバスです。このバスをEV車両にすれば、脱炭素につながるのではないのでしょうか。そうすれば伊作駅は、また日本最南端のBRT駅として注目されます。

さらに、40年前に男はつらいよの吹上ロ

ケがありまして、寅次郎真実一路の映画で、伊作駅でのラストシーンで寅さんがレールのない伊作駅のホームで、これじゃあ汽車が来ねえよと途方に暮れたラストシーンがありました。しかし、BRTならレールがなくても、結構毛だらけ猫灰だらけ。寅さん、未来の乗り物が来ましたよと言いまして映画の続きができそうです。しかも、BRTなら線路跡でなく一般道も走れます。かつて伊作駅から吹上温泉街へと走っていた駅馬車の復活、これもできるのではないのでしょうか。さつま湖の脱炭素テーマパーク化と新しい交通への提案でした。

2050年というのは、あと26年後です。逆に26年前はどうだったでしょうか。携帯電話はあっても電話だけ。インターネットやSNSもまだです。あの頃ほとんど普及していませんでした。今のスマホやタブレットの画面をひょいひょいとするだけでいろんな情報が得られるなんて想像もつきませんでした。

市長におきましては、26年前というと中学生ぐらいですかね。ということは、2050年には、今の中学生や高校生、ひょっとした小学生とかがこの日置市長になっているかもしれないんですよ。若者がこの脱炭素を学んで推進して、確実に世代が交代していくと思います。

そして、私の26年前といいましたら、吹上の26年前です。さつま湖の花火大会の全盛期でした。身動き取れないぐらいの人がさつま湖を訪れて、色とりどりの花火でこのさつま湖の水面が光り輝いていました。

今のさつま湖の市有地部分は、誰一人立ち入ることすらできない、荒れ放題の悲しいところですよ。吹上の未来や景観を考える上で必ず出てくる課題です。このさつま湖の荒れ放題のつつじヶ丘やバラ園跡に光り輝くたくさんの太陽光パネルを設置して、省エネをじゃんじゃんつくって、かつての花火大会のよう

にさつま湖の湖面をぎらぎらに光らせて、さつま湖花火大会のように、たくさんの人が吹上を、日置市を訪れるような未来を願います。

そして、経済が潤い、仕事が増えて移住者も増えてくると。これが吹上砂丘荘と脱炭素ビジョンを考えて、吹上地域の活性化、日置市の活性化へと続く日本の最先端を突き進む私の提案でございます。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、19番、池満渉君の質問を許可します。

〔19番池満 渉君登壇〕

○19番（池満 渉君）

年明けから大変な事故や災害が発生をいたしました。被災をされた多くの方々にお見舞いを申し上げますとともに、懸命な復旧作業に従事されている皆様に心から敬意を表します。

地震をはじめ災害への備えに万全を期することはできませんが、可能な限りの対策は必要であります。

そこで、現在の本市における地震に備える事前の取組と避難所確保など、災害発生後の備えについて質問をいたします。

まずは、市民の協力を得るためにどのような取組をされているのでしょうか。また、行政としてはどう取り組まれているのか、現状についてそれぞれお示しください。

被災地の声を聞いても、水が一番だと。能登地震の映像であります。水道管の耐震管への入替えが少しずつ進んでいますが、今回の能登半島地震では、耐震管でさえ破断をしたとの報道もありました。給水などの援護体制が整うまでは、河川水や井戸や湧き水などの利用も考えなければなりません。

そこで、緊急時にこれらを少しでも安全に利用するため、水質汚濁、土壌汚染を防ぐための対策は十分でしょうか。市内にはガソリンスタンドなど多くの燃料タンクがあります

が、その中でも地震対策が脆弱な農業用の燃料タンクの実情について質問をいたします。

令和３年度に消防本部は農業用少量危険物施設の立入検査を実施されました。その際の地域ごとの検査数と結果として違反なし、違反ありのそれぞれの数、また、違反ありの中で防油堤の未設置の数などについてもお答えを頂きたいと思います。

緊急時の安全な水の確保策の一つとして、いっときも早い防油堤の設置など、行政も一体となって取り組む必要があると思いますが、どうお考えになるか質問をいたします。誠意ある答弁を期待いたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の１つ目、地震への備えとその対策についてのその１、事前の取組と発生後の備えの状況についてのア、市民の協力を得るための取組についてお答えします。

市としては、災害に備える事前の取組として、出前講座などで家庭や自治会等における備蓄品の必要性をお伝えするとともに、自主防災組織に対して、地域での共助を推進するために、訓練や資機材整備に対する支援を行っています。大規模な災害が発生した場合、指定避難所の運営に対する協力を求めています。また、身近な避難所として自主的に開設し、運営を行っていただく届出避難所の登録についても周知を図っています。

続いて、イ、行政としての事前の備えと事後の備えにつき回答します。

事前の備えとして、飲料水や食料などの備蓄のほか、避難所で使用する資機材などの整備に努めています。

また、社会基盤の復旧や物資供給、福祉避難所など災害時に応援していただける民間企業や団体との協定の締結、さらに、東日本大震災を経験された福島県相馬市や平成２８年

熊本地震を経験された熊本県宇土市と災害時の相互応援協定を締結しています。

発災時におきましては、道路等の障害物除去や上下水道施設の復旧をはじめ、飲料水や食料、生活用品等の物資供給、ユニットトイレの供給など各協定先に対し、必要な支援要請を行ってまいります。

地域防災計画では、災害対策本部を設置した際の市役所各課が所属する対策部とその役割を定めており、発災時は全庁的な対応を迅速に行えるよう体制を整えることとしています。

その２、農業用燃料タンクの設置状況と管理の実情につき回答します。

令和３年に消防本部が少量危険物の農業用燃料タンク設置状況を調査した結果、日置市内には油タンクが１７０基設置されています。消防職員による現場立入検査の結果、燃料タンクがさびているものや防油堤未設置など不備が多く報告されています。

その３、防油堤等設置のための補助金につき回答します。

国県補助事業を活用し、新規で施設園芸用の暖房機やオイルタンクを導入する場合は、附帯する防油堤も補助対象となっていますが、既設のタンクに設置する防油堤のみに対する補助は、国、県も対象となっておりません。

市としましても、今のところ補助は考えておりませんが、地震やそのほかもしもの場合に備え、タンク所有者自らの責務として防油堤を設置していただくよう啓発してまいります。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を１１時１０分とします。

午前１１時００分休憩

午前１１時１０分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○１９番（池満 渉君）

災害はないに越したことはありません。ただ、ご承知のように千葉県の東方沖で地震が頻発しておりますし、全国各地でぽつぽつとやっぱり地震が出ております。答弁を頂いた本市の地震対策そのものについて、私がここで評価をすることも、それはもうできないことでありますが。ただ、答弁の中にもありました自助の確立、そしてそれが助け合いになる共助の確立が一番基本だと思います。公助についても、同じ人たちがやっぱり被災をするわけでありますので、当然その後の救援ということになるでしょう。自助の精神の確立が一番基本だと思います。

ただ、一番懸念するのは、過疎高齢化が進むこの今の中で、自助さえも厳しくなっていくということは、私たちは認識をしておかなければならないというふうに思います。

詳しくは、この後の同僚議員の同じような災害に対する質問もありますので、私は防油堤の設置について質問を続けたいと思います。

実は、私は、今年のちょうど１１月頃でしたか、イチゴ農家の方から、一昨年に、一昨年ですから令和３年、燃料タンクの調査があって、来年には改善結果についての再調査がある。いわゆる昨年、来年ですから、今年です。厳しい経営の中で投資額も大きい、行政からの応援はもらえないものだろうかとの相談を受けました。

そこで、担当である農林水産課のほうに市内の実態はどうなのかということも確認をいたしました。あわせて、実際にこの施設の全体の調査をした消防本部にも確認をして、その内容は今答弁があったとおりであります。

そうこうしているうちに、能登半島地震が発生をいたしました。水が一番との被災者の声、皆さんもご覧になったと思います。水道

の復旧には当然時間がかかります。井戸や湧き水やあるいは河川からトイレや洗濯または牛などの家畜用の水を取っていると、能登の惨状が毎日のように報じられております。それさえ汚染をされたら、まさにアウトであります。震災の教訓を生かせればと、今回この１点を取り上げました。

まず初めに、今答弁を頂きました中、１７０基の中で、地域ごとのその数はどうでしょうか。そして、違反ありとか違反なしとかのその結果についてはいかがだったでしょうか。

そして、消防法で毎年危険物施設の事故があった場合には報告義務があることは、私も承知をしておりますが、令和３年の調査のきっかけになったのはこういったような事故、こういったようなことがあって今回の調査になったのか、お示しをいただきたい。

危険物の施設を設置する場合、その種類や数量によって許可あるいは届出などの違いがありますが、その違いについても説明をしてください。

今回調査をした本市の農業用燃料タンクは、そのどちらの部類に入るのでしょうか。そして、燃料の種類は重油が主と考えてよろしいのでしょうか、いかがでしょうか。

○消防本部消防長（福山昌己君）

それでは、順を追って回答したいと思います。

まず、今回の調査対象物１７０件の中で、７９件が東市来地域、６２件が伊集院地域、日吉地域は９件、吹上地域は２０件、合計で１７０件でございました。

その中で、違反なしが５３件、違反があったのが１１７件で、全体の６９％でした。防油堤の未設置に関しましては、９３件でした。

次の質問のこの検査のきっかけということなんですけれども、令和２年１１月に日置市内の農業用の燃料タンクから約１,０００ℓ

の重油の流出事故が発生しました。このことを重く受け止めて、緊急に農業用の燃料タンクの調査を行ったところです。

次の質問の許可と届出の内容ということでご説明を申し上げます。

通常、燃料としての油類には、ガソリンそれから灯油や軽油、重油がございます。その油種ごとに指定数量というのがございます。ガソリンについては200ℓ、灯油、軽油については1,000ℓ、重油については2,000ℓです。それぞれの指定数量以上は、危険物政令による許可が必要になります。指定数量の5分の1以上、指定数量未満は、火災予防条例による届出になります。

あと、今回の調査の内容ですけれども、この中の危険物の貯蔵量が指定数量の5分の1以上、指定数量未満の届出というところで、そういった施設になります。

最後のほとんどが重油ということですが、今回の調査時の90%以上がボイラーの燃料になる重油ですが、一部には灯油や軽油も使用されております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

117件が違反ありということで、それぞれでしょうけれども、93件が防油堤が未設置だったというようなことでありますが。その防油堤の未設置の方々には、どのような対策を講じてほしいと、その調査のときに指導されたのか、お伺いをいたします。

そして、その際、もし対策を講じない場合には、どのような影響が予想されますよということを説明をされましたか。また、それをいつまでに対応してほしいと要請されたのか、そのことをお答えを頂きたいと思っております。

○消防本部消防長（福山昌己君）

それでは、お答えいたします。

どのような対策を講じてほしいということをご指導したかということですが、火災

予防条例に定める危険物の貯蔵及び取扱いの基準を満たす対策を講じていただくように指導してございます。

また、講じない場合、どのような影響が予想されるかというご質問でしたけれども、万が一、油タンクから漏えい事故が発生した場合、火災発生危険があること、土壌や水質の汚染がされることによる生活環境の悪化、漏えいした危険物の回収、周辺の土壌を原状回復ということに多額の費用がかかることをお伝えしてございます。

また、この検査はいつまでにとこのようなことでしたけれども、回収には、その内容にもよりますが多額の費用を要することから、遅くとも3年以内には対策を講じてほしいということをお願いしております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

分かりました。やっぱり火災の発生、土壌汚染、水質汚染の発生が予見されるということとであります。

調査を令和3年にされてから大体2年余りがたちましたけれども、改善の状況はいかがででしょうか。何件くらいが完了をしたのか、お示しを頂きたいと思っております。

また、その際、あるいはそれまでの間に、農家の方々から改善するためのネックになること、そんなことの声は聞いていないのか、そのことをお伺いします。

あわせて、もし改善できない場合には罰則があるのでしょうか、いかがですか。

○消防本部消防長（福山昌己君）

お答えいたします。

現在までの改善状況につきましては、消防本部に届出のあった分に関しては、ほんの数件でした。

改善のネックについての声ですが、改修の内容については多額の費用を要することから、消防本部のほうでは、少しずつ

でいいですので改修を続けてくださいということを申ししております。

罰則規定につきましては、日置市火災予防条例で30万円以下の罰金が記載されております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

では、この農業用ハウスの直接の担当になります農林水産課のほうには、令和3年の調査の後に、防油堤の設置などの改善策について何らかの相談はなかったんでしょうか。そして、この燃料タンク、ご承知のようにJAあるいは石油販売会社がタンクを設置するケースもありますけれども、本市のこの170余りのタンクはそれぞれ個人所有なのか、例えばJAなのか、そこのタンクの所有の状況についてお示しをいただきたいと思います。

○消防本部消防長（福山昌己君）

それでは、消防本部からは農林水産課との打合せをしたかということについてご説明いたします。

今回の事故があつてからなんですけれども、その後、3月に県の担当者と産業建設部の担当者、それと油の納入業者の代表者、消防本部で、事故の経緯それから検査に至った経緯などを、消防本部のほうではその内容につきまして打合せをしていたところです。

以上です。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

オイルタンクの所有の関係でございますが、僅かにJAからのリースで借りていらっしゃる方もありますが、大半は農家個人の設置、所有になってございます。（発言する者あり）

担当課として、防油堤の設置などについての相談でございますが、地震対策としてではなくて、消防本部のほうからもありましたように、日置市火災予防条例の基準を満たすために、昨年、いちご部会より防油堤に対する

補助の要望がございました。

○19番（池満 渉君）

今、消防本部消防長のほうからもありました、担当の農林水産課やらとも協議をこの件についてしてきたところであるということでもあります。

農家からの相談が火災予防条例についてのということですが、これ結果としては、地震等があればそのようにもつながってくるわけでもあります。

個々のハウスの状況についてはいかがでしょうか。今、燃料を供給する卸元、JAなどの所有もちょっとあるけれども、個人所有がほとんどだということでしたけれども。

では、この燃料タンクの大きさや引込みパイプの構造など、それぞれによって当然ハウスの造りは違います。担当課は、個々の農家のハウスの構造など、その現況を把握をされていきますか、いかがですか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

全ての施設につきましては把握できていないところですが、国、県の補助事業等で導入され耐用年数が経過していない施設につきましては、設計書なども含めて把握してございます。

○19番（池満 渉君）

今回の地震にあつて、私もこの質問をやった重要だなというふうに認識をしてしているわけですが、万が一、油漏れなどが発生した場合、土壤汚染あるいは水質汚濁の心配もあるというふうなことがありました。能登半島地震でも、緊急時の水源として井戸水の確保に努めるとした災害井戸の問題が指摘をされておりました。

そこで、市民福祉部長に伺います。

まずは、緊急時の水源として井戸水、湧き水、河川水を利用することは可能でしょうか。

また、これらを牛などの飲用や風呂、洗濯などに利用する場合、最も留意することはど

ういったことでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

お答えします。

井戸水、湧き水については、所有者の了解を得て使用ができるというふうに認識しております。

河川水につきましては、河川の流水の使用をする行為が河川に著しい影響を及ぼすような場合は、河川法に基づき河川管理者の許可の必要があるというふうに認識しております。

利用に関する点で注意すべき点ですけれども、井戸水など水道水と同じように見える水であっても、水質や施設基準が法令で定められている水道水とは違うということを認識しておくことが最も重要であるというふうに考えております。井戸水などの利用につきましては、大腸菌や一般細菌など見た目だけでは分からない汚染の可能性もあることから、口に入る可能性がある水としての使用は控えるべきというふうに考えております。

また、洗濯の利用について、マンガンや鉄が多く含まれていると衣類の変色の可能性があることに留意する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

いろんな自然水を使うにしても、やっぱり制約はあるかもしれませんが、地震などの非常時はそんなことは言ってもらえない事態だというふうに私は思います。少し煮沸するとか、いろんな努力をしながら使っていかなければならないだろうと思います。

この地震対策について、もう一つ伺います。

建設課の所管になりますが、平成25年3月に策定をいたしました日置市耐震改修促進計画に沿って、昭和56年以前に建築された住宅について耐震診断をする人、あるいは耐震改修工事をする人に対して、補助金を交付をして地震に備える制度があります。この

前2月の広報でも、この制度の周知がありました。

そこで、この制度の利用状況について伺います。固定資産台帳などから該当する家屋数は大まか把握できるはずですが、見込んだ対象の家屋数、どれぐらいがこの56年以前に建築された対象物なのかということの、その家屋数は把握をされているんですか、どれぐらいでしょうか。また、実際にこの制度を利用した数はどれぐらいなんでしょうか。

あわせて、この補助制度に係る財源はどのようなことになっているか、お答えを頂きたいと思います。

○建設課長（田口悦次君）

耐震診断、耐震改修工事につきまして回答を申し上げます。

まず、当初見込んだ対象物件の件数ですけど、日置市耐震改修促進計画におきまして、固定資産税課税台帳より集計した令和2年1月1日現在の木造住宅数約2万1,060戸のうちの耐震性のない住宅は約9,000戸と推計しております。

次に、実際にこの制度を利用したのはということですけど、うちの補助制度が始まりまして、これまで令和5年度までの実績は、耐震診断は3件、耐震改修工事は2件となっております。

また、財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金住宅建築物耐震改修事業と市の一般財源で、耐震診断につきましては補助率3分の2、耐震改修工事につきましては補助率100分の23でございます。

あと、ちょっとそれぞれ限度額がありまして、耐震診断のほうは限度額6万円、耐震改修工事は限度額30万円となっております。

以上で終わります。

○19番（池満 渉君）

令和2年度の段階でおよそ見込んだ数が9,000戸と大変多いわけですが、これは

もちろん56年以前建築となります。年を追うごとに減っていくわけですね、対象の数は。それでも、その中で3件と2件と、本当に少ないです。

利用率が上がらない理由は、もうわざわざお尋ねをする必要もないと思いますが、やっぱり今言ったように築40年以上たちますので、もしかしたら今後改築をするかもしれない、あるいはもう自分たちの代で終わるかもしれないとか、いろんなことがあると思います。当然これ罰則ありませんよね。これをやらなければならないと。

しかし、一番の理由は、一人一人の自覚の問題、先ほど言いましたけれども、自助の自覚の問題言いましたけれども、やっぱり無関心であります。そして、あわせて補助があっても負担額の大きさだろうと思います。私たちであっても二の足を踏むだろうと、そこは思います。まして、潰れるのは自分の家だからということ、ほかに迷惑をかけないからというような気持ちも当然あるだろうと思います。

一方、油漏れ対策については、ガソリンスタンドなども同じで、個人の事業、財産でありながら耐震化の改修をするしないは個人の財産ですけれども、もちろんスタンドなども個人の財産でありながら、その被災した場合の影響は、水質汚濁、土壤汚染など広く他人にも及びます。万が一の場合、今言った水を汚すとか土地を汚すとかいったような影響もあり、心配もあって、公共性は私は高いと思います。行政の守備範囲ではないと切り捨てられないと思います。

そこで、市長に伺います。先ほど消防長から調査をした結果の状況を農林水産課などと話をしたという一定の連携は聞きました。市民の生命と財産を守るのは、行政の第一義的な役割であります。

たまたま能登半島の地震が起きて、改めて

私も危機感を感じているところでありますけれども、消防本部がこの令和3年に調査をして農林水産課と話をしたけれども、その油漏れ、いろんなことが、地震やいろんなことの水源の確保のためにもネックになるよねといったような、例えば総務の防災担当とか何とかもっと広い意味で入れての連携は、この情報を共有して対策をどうするかというのはできてきたんでしょうか。行政内部の連携が、そういった情報によって取れてきたのかということをお伺いをしたいと思います。

○市長（永山由高君）

まず、一義的には消防本部で対応する案件であります。同時に農林水産課にも、主にいちご部会の方々からお声を頂いておりますしこれは私も直接農家の方からお聞きをしている話でございます。

一方で、先ほど来、議員がおっしゃるように、基本的には自助という考え方の枠組みの中で、今問題になっておりますこの火災予防条例においては、タンク以外にも幾つもの検査事項がございます。その中で、消防本部からの指導としては、改修の内容によっては多額の費用を要することから、少しずつでいいですので改修を続けていただきたいという指導を今させていただいているところです。

もちろん、多くの投資を伴う改修もありますが、軽微な予算でできる改修もあります。基本的には、これは火災予防条例に合致するためではなく、各農家さんが実際に危険物を扱っておられるのであるということのまずは自覚を持っていただき、設置者としての責任をしっかりと意識をしていただくところから、本件の対応は必要なのではないかというふうに考えております。

引き続き、しっかりと啓発に努めてまいりたい。これは消防本部からのみではなく、しっかりと農林水産課も連携をして対応すべき案件であると考えております。

以上です。

○ 19 番（池満 渉君）

もちろん農家の方の財産、ハウスであります。

私は、この相談があった農家の方が、このときに改善には多額の資金が必要だということと言われました。だから、この際、農業をやめようかとも思っているということも吐露されました。同時に、最近のハウス建設では、答弁でもありましたけれども、防油堤の設置も含めて補助の対象になっている。以前は、自分たちはハウスの部分だけが補助対象で、燃料タンクは自前で整備したというふうに話をしてくださいました。

つまり、防油堤の設置まで補助対象の範囲が拡大されたのは、地震対策、火災対策というのもやっぱり加味しての結果じゃないかというふうに、私は解釈をするのであります。

そこで、参考までにお伺いをいたしますが、例えば、非常にざっくりとした質問になりますけれども、新規に農業を始めようとして、野菜でもイチゴでも何でもいいですが、ハウスを設置したいとする場合、そして市を通じて補助金の申請をしたときに、最も有利な補助事業に該当するとすれば、国があるのか県があるのかどうかははっきり私もよく分かりませんが、国、県、地元自治体からの補助率合わせてどれぐらいになりますか。例えば 1,000 万円のハウスを造りますけれどもといったときに、それらにいろんなもろもろ、防油堤の設置も全て含めて、補助というのは幾らぐらい、その率としては頂けるんでしょうか。現在の段階でいいです。最も有利な形で、しかも仮定で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

暖房機やオイルタンク、防油堤などの附帯施設となりますけれども、これらの附帯施設につきましては、県単補助事業での現在は申

請をいたしているところでございます。

市の上乗せ部分も含めまして、補助率としては、おおむね 45% 程度の補助率というのが現状でございます。

○ 19 番（池満 渉君）

大体 45%、もちろん私はこの 45% も、今回防油堤設置を何とかしてほしいという人たちに対してしてくれと、率を、金額を言うつもりはございません。参考までに聞いたところであります。

日置市も、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定自治体であります。それに沿って、先ほどの耐震改修促進計画なども当然できてきたんだろうというふうに思いますが。

ご承知だろうと思います。高知県は、平成 25 年度から南海トラフ地震への備えとして、災害時に燃料流出による二次被害の発生を軽減したいといったようなことから、高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例を高知県、県が制定をしております。

燃料の種類を重油から別のものに切り替える代替の暖房機を導入する場合、あるいは流出防止付燃料タンクの整備、つまり防油堤などの設置をする場合、この 2 ついずれかに補助をしております。

あわせて、高知県、この南国市など地元自治体も、平成 26 年から一体となって補助をしております。

高知県は、国の補助はないけれども、高知県独自で条例を制定をして半分を補助、2 分の 1、そして南国市などは残りの 3 分の 1 を補助をしていると。この率は、取りあえず参考であります。

そして、静岡県のカニ根本町、ここは平成 23 年から独自で同じような制度を始めているのであります。町独自に 10 万円を上限に補助をしております。

なぜ、ほかの自治体で独自に補助をしているのか、本市でも防油堤設置の奨励をしているのか、本市で

も一考の余地があるというふうに思います。本人の責任だ、自分の責任だということだけで本当にいいんでしょうか。補助制度が見当たらない、そういったことで済まされるんでしょうか、いかがですか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今、議員からご紹介のありました市町村といますのは、非常に施設園芸の盛んな市町村でございまして、かなりたくさんのビニールハウス、たくさんのオイルタンクが設置してあるというふうに推測されます。そのことにつきましては、やはりもしもの場合、非常に大変な事態を巻き起こすということから、そのような政策を取っているのだろうというふうに推測されます。

市としましては、先ほど市長も申しましたが、まずは農業といえども経済活動でございまして。自分が有利な施設園芸の産品をよりたくさん、より多額で売るために導入した施設でございまして、まずは自助というところをお願いしたいというふうに考えております。

○市長（永山由高君）

加えて、私からも、実際にイチゴ農家さんからのご相談があった際に、市としても補助金の新設については難しいということをお伝えすると同時に、例えば対応する農家さんが共同で発注をされることによって、1件当たりの単価を下げてくださいような努力は可能ではないかといったようなご提案をさせていただいております。

補助金を設置するということは難しい中でも、農林水産課を中心に市としても、農家さんの負担ができるだけ軽減できるような知恵を引き続き出してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

今、市長からありました、工事の発注を希望者をまとめて工事価格を下げていただくよ

うな交渉をするようなというのは、私、鹿児島ビニールでしたかね、会社に直接電話をして話を聞いたこともありまして。何らかのやっぱり努力を行政も一体となってやっていただきたい。

高知県の南国市あたりは、今答弁がありましたように、ビニールハウスの数が2,000ぐらいあるはずであります。もちろん、日置市と規模は違います。静岡ももちろんそうでしょう。静岡あたりも、しかも南海トラフ地震の真ん前にどちらもなりますので、非常に危機感強いと思います。

農業の未来が、そして農家の未来が、本当に厳しいことは、市長もそして担当の方々も十分認識されていると思います。ただし、今答弁の中にありました、やっぱり経済活動ということもありましたけれども、それでも農業というのはそれだけで私は切り捨てられないんじゃないかという気もしております。もちろん、私も本当に厳しいというのは同感であります。ただ、やり方によってはもうかっている人もいます、これもまた事実であります。

そんな中で、既設のハウス設備、いわゆる先輩が使っていたハウスを継承をして新たに農業を始めた若者を私は知っています。1月の広報誌でしたか、空いている農業用ハウスはありませんかという記事もありました。まさか、防油堤なしのハウスをあっせんするわけにはいかないと思います。安心して農業を続けてほしいというのであれば、やっぱり何らかの方策を考えていただきたい。このまま補助金がないからということで放つとかないで、ぜひ皆さんでこれを機会にいい知恵を出していただきたい。私は、補助だけを、金だけを出してくれということを決して言うわけではありませんけれども、農業者の気持ちに立って、やっぱり一緒になって努力をしていただきたいと思います。

持続可能な農業、農家のためにも、食料安全保障は末端のこの自治体が担うわけであり、日置市が担うわけです。各種の補助事業に頼らなければ財政が厳しいというのは、それもよく私は承知をしております。それでも、今回の能登半島地震を契機に、市民の安全とそして農業の持続可能性を考えると、やっぱり行政の補助、何らかの手助けという助走が必要だというふうに私は思います。

制度は人のためにあると、市長は力説をされました。どうか、そのために制度を何とか知恵を絞ってお考えをいただきたいというふうにも思いますが、市長の英談を期待をして、最後にその答弁を求めて、質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

先ほども申し上げましたとおり、まずは今回のタンクの件で申し上げますと、そもそも扱っておられるものが危険物であるということが前提としてございます。危険物を扱う経済主体として果たすべき責任については、これはしっかりと受け止めていただくということをまずは前提としてお伝えをしたいというふうに思っております。

一方で、農業を取り巻く環境が非常に厳しいということについても理解をいたしておりますので、先ほど申し上げたように、補助金も含めて、補助金以外のやり方も含めて、市として何ができるかということを引き続きしっかりと考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、6番、佐多申至君の質問を許可します。

〔6番佐多申至君登壇〕

○6番（佐多申至君）

今朝の交通安全立哨、子どもたちが横断歩道を渡るその頭の上で、ヒバリが鳴いておりました。俳句等の季語でもあるヒバリのさえずりを聞きながら、春を感じるとともに、子どもたちを見送りながら、この穏やかな日常が永遠に続くことを願う朝でした。

令和6年度3月議会一般質問3人目の登壇となります。しっかりと市民が分かりやすいように答弁いただけるとありがたいです。

まずは、本市の放課後児童クラブについて。私は、こどもまんなか応援サポーターとして伺います。

（1）放課後児童クラブの定員数及び利用数の状況はどうか。

（2）放課後児童クラブにおける待機児童の状況、また利用ニーズについてどう認識し、どう考えているのか。

（3）空きがないことで諦めている保護者が一定程度います。そして児童クラブの設置を望む声があります。放課後児童対策に対して、今後どのように取り組んでいくのか。

2つ目、本市の自主防災の取組について。1月1日に発生した能登半島地震で被災された方々に心からお見舞い申し上げるとともに、復興に尽力されている皆様には、安全に留意され、ご活躍されることをお祈りいたします。

2018年政府中央防災会議の報告書において、避難の在り方として住民に求められることは、自らの命は自らが守る意識を持つとあり、平時より地域の防災リーダーの下、避難計画の作成や避難訓練等を行い、災害リスクや避難計画等について把握することで、地域の防災力を高め、災害には自らの判断で適切に避難行動を取ると書かれています。

そこで、自主防災について質問いたします。（1）自主防災訓練を計画する主体は行政か市民か。

（2）自治会における訓練実施状況とその訓練の実施内容は。3つ目の項目におきましては、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口ビジョ

ンについてです。

人口ビジョンの方向性として、自然減を抑制する取組、社会減を抑制する取組、多様な人が日置市をフィールドに活躍できる仕組みを構築する取組が求められるとして、次の4つの基本目標を戦略の施策としています。その4つの基本目標の現時点の評価と検証を伺います。

(1) 「働いてよし ひおき」～安心して働ける安定した仕事を創出するに～について。

(2) 「住んでよし ひおき」～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～について。

(3) 「訪ねてよし ひおき」～ひおきへの新しい人の流れを作る～について。

(4) 「ふれあいあふれてよし ひおき」～地域連携を深め、若者から高齢者まで安心して暮らせるまちをつくる～について。

以上、通告した1問目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、放課後児童クラブについてのその1、定員数及び利用者数の状況につき回答します。

国が毎年実施・公表している放課後児童健全育成事業の実施状況調査に基づく令和5年5月1日現在での定員数は617人、利用登録者数は644人です。

その2、待機児童の状況、利用ニーズについての認識につき回答します。

事業所からは、年度当初に定員を超えた人数の相談を受け、申込み前の段階でお断りしている事案があるとの報告は受けていますが、その方がほかの事業所を利用しているといった状況も多く、実質的な待機児童数を把握することは、現状は難しいところです。

市に対して放課後児童クラブ利用の相談があった方については、全て利用につながって

おり、国の定義上の待機児童はいなかったものと考えています。

その3、今後の取組につき回答します。

放課後児童クラブ支援は、保育所の待機児童対策と併せて、子育て支援における最重要課題の一つであると考えています。

既存事業所からのご要望及びこれまでの議員の皆様方からのご指摘を踏まえ、令和5年度から放課後児童支援員等への処遇改善、送迎バスの燃料費補助、賃借料補助などに取り組んだところ、放課後児童支援員等の処遇向上や事業の収益向上につながったとの声を頂いているところです。

今後とも、放課後児童の居場所に関するニーズの把握に努め、新たな放課後児童クラブの設置や、保育所で行っている小学校低学年受入事業の拡充などについても検討してまいります。

質問事項2つ目、自主防災の取組についてのその1、自主防災訓練を計画する主体について回答します。

地域防災力の充実・強化については、自助、共助、公助により相互に連携し、協働による防災対策が重要と考えています。

自主的な防災訓練は、自助、共助による防災体制の構築を図るものであり、計画の主体は市民であると考えています。

その2、自治会における訓練実施状況と実施内容につき回答します。

自治会における訓練実施については、全てを把握してはいませんが、初期消火訓練や救命訓練などの実施のほか、出前講座などを通じて防災意識の啓発を図られているようです。

自主防災組織における訓練実施状況は、令和5年度において54組織が訓練等を実施しています。訓練内容としては、防火・消火訓練や炊き出し訓練、出前講座のほか、危険箇所の点検、避難道の整備など、地域に応じた自主的な訓練や取組を実施しています。

質問事項3、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口ビジョンについてのその1「働いてよし ひおき」について回答します。

総合戦略につきましては、毎年度、外部の委員で構成される総合計画審議会において進捗状況等の評価・検証を実施しています。

その中で、1番目の「働いてよし ひおき」の基本目標値は、経済センサスによる市内事業所従事者数を設定していることから、令和6年度調査の結果をもって図ることになります。

具体的な取組として、令和4年度は、創業支援のためのセミナー等の開催や仕事創出のための旧日吉小学校を活用したサテライトオフィス整備支援、4件の立地協定の締結、若者の地元企業への就職促進のための市内高校生とその保護者を対象とした合同企業セミナーを開催しました。

また、ブランド確立に向けたオリーブ産業プロジェクトでは、事業検証による見直しを行い、これまでの植栽面積拡大から出荷量拡大へと目標を修正し取り組むこととしています。

その2、「住んでよし ひおき」について回答します。

2番目の「住んでよし ひおき」の基本目標値は、合計特殊出生率を設定しており、令和3年度実績が1.67と目標値の1.64を上回る結果となりました。

主な施策の内容としては、母子保健事業による不妊治療や産後ケア施設利用に対する支援、中学生までの子ども医療費助成に取り組んでいます。

そのほか、過疎地域移住定住促進事業や空き家改修補助事業など、若い世代の移住定住にも取り組んでいます。

その3、「訪ねてよし ひおき」について回答します。

3番目の「訪ねてよし ひおき」の基本目標値は、観光地、観光施設、年間来訪者数を設定しており、令和4年度は、247万人の目標に対し、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、208万人の実績となりました。

主な施策の内容としては、スポーツ合宿の誘致に取り組み、142団体、9,170人の合宿利用があったほか、観光PR武将隊プロジェクトでは、県内はじめ各地で開催されたイベントへ甲冑着つけ体験ブースを出展し、交流人口の拡大を図りました。

また、ひおきとプロジェクトでは、ウェブメディア「ひおきと」による情報発信や、お試し住宅の5施設の運用、メタバース上でのネオ日置建設によるオンライン上での交流などを推進することで、関係人口の拡大・創出に取り組んでいます。

その4、「ふれあいあふれてよし ひおき」について回答します。

4番目の「ふれあいあふれてよし ひおき」の基本目標値は、市民アンケート満足度の割合を設定しており、令和4年度は、地域福祉計画に関するアンケートにおきまして、「住みやすい」、または「どちらかといえば住みやすい」の回答が76%と、目標値の75%を上回る結果となりました。

主な施策の内容としては、乗合タクシー事業等による公共交通の維持確保、生ごみ回収事業による持続可能な循環型社会の形成、男女共同参画センターでの講座開催等による多様な個性を生かす意識の醸成に取り組んでいます。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を1時からとします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（佐多申至君）

まずは、放課後児童クラブについての2問目の質問をしてみたいです。

先ほど定員数と利用登録者数を明示していただきましたが、2問目の待機児童に関する答弁について、国の定義上の待機児童はいないとの答弁でした。ここでいう国が定義する待機児童とはどのような児童でしょうか。お尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

国が定義する待機児童とは、国の調査日である5月1日時点において放課後児童クラブの対象となる児童で、利用申込みをしたものの利用登録できなかった児童を指します。

以上です。

○6番（佐多申至君）

待機児童を把握することは難しいと答弁もありました。放課後児童クラブに入所できないという声など市民からは届いておりませんか。お尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

事業所からは、新年度の申込みの結果を踏まえて、利用希望者全ての受入れができず、ほかの事業所を案内したなどの声を頂いております。また、保護者のほうからも、夏休みなどの長期休暇中や転入などの際に小学校区内の放課後児童クラブに空きがないとの相談を受けることがございます。このようなことから、希望の放課後児童クラブに入所できていない現状はあるものと考えております。

○6番（佐多申至君）

今の答弁についてですが、保護者からのそのような相談に対して、現在本市はどのように対応しているのでしょうか。お尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

送迎を行っている事業所など、利用可能な放課後児童クラブへの利用あっせんをこども未来課のほうで行っております。また、令和4年度には事業所との情報連携の中で今後不足が生じるおそれがあるとの判断から、定員枠の拡充のため事業所の移転支援を行ったところでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

それでは、3問目の設置を望む声についての答弁について、今後、放課後児童の居場所に関するニーズの把握に努めるとの答弁でしたが、私のところに届く声を考えると、保育所の待機児童対策と同様にスピード感を持って努める必要があると感じております。放課後児童クラブの拡充に迅速に取り組んでいただきたいと考えますが、どうでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

先ほど答弁いたしました令和5年度からの委託料の見直しにより、事業所が事業の新規実施及び拡充を検討できる状況になっていると認識しております。既に定員増を念頭に置いた移転やクラス単位の増加などを検討しているとの相談を頂いておりますので、定員の充足状況と拡充の必要性について、事業所と十分に協議を行った上で必要に応じて放課後児童クラブの拡充に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

最近の報道で、県がかごしま子ども・子育てパッケージの子育て支援予算を示す中で、本市の保育事業の整備等が取り上げられたところとです。子育て世代のニーズ及び今後の重要課題となる放課後児童クラブについて、最後に、この放課後児童に関する質問として、市長は当対策についてどう認識されておられ

ますか。お答えください。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のとおり、これはスピード感を持って対応すべきものであるというふうに認識をしています。一方で、これは市のみで行われている事業ではありませんので、今連携いただいている各事業所の皆様と協議を深めながら推進をしてまいりたいと考えています。

以上です。

○6番（佐多申至君）

今後、子ども・子育て関連所管課においては、国や県の動向からして現場ではスピーディーな対応、対策が求められるでしょう。市長、心身への負担も気になります。並行して適切な人員配置、人材育成確保が重要ではないかと思うところです。市長、仕事のやりやすい環境の確保等も含め、しっかりと外面と内面、同時に取り組んでいただきたいと切に望むところでございます。

次に、防災について質問してまいります。

まず、計画の主体は市民であると答弁がありました。まさしく市民であると私も考えております。今の状況で国が求める防災教育、避難訓練を満たしていけるのでしょうか。今後の自主防災訓練の実施内容について、市長はどのような訓練内容や訓練方法を市民に求めるのか、お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

地域などで自主的に実施される訓練においては、国が求める防災教育、避難訓練を満たしていけるかの判断は難しいかと考えております。

訓練につきましては、自らの命は自ら守るという意識を持っていただくため、平時から地域内の災害リスクの確認や避難経路などの把握をいたしまして、自らの判断で適切な避難行動ができるような訓練が大事ではないか

と考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

政府中央防災会議の報告書が出てから、5年以上がたちます。もう少し具体的な内容方法など、取組をお示してください。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

これまで毎年、自治会長活動研修会等におきまして、出水期・台風時期への備えについての啓発等を行っておりまして、また、出前講座等を通じまして、住民主体の避難行動の必要性の啓発も行っているところでございます。

このほか、地域防災推進員などの地域の防災リーダーとなる人材の育成も重要となることから、県が実施しております講習会等への参加の呼びかけを行っております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

今後、どのように各自治会と連携を取り組んでいくのでしょうか。お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

具体的な連携といたしましては、例えば地域の防災リーダーとなる地域防災推進員や防災リーダーネットの方々など、防災に関する基本的な知識を有する方々にご協力いただき、自治会等で自助・共助の重要性を確認できるような仕組みづくりについて協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

冒頭にも述べましたが、今年1月1日に能登半島で大きな地震が発生し、住民に多くの被害をもたらしました。津波防災においては、人はこれまで、防潮堤など技術で災害を乗り

越えようとしてきました。しかし、近年の大災害を振り返ると、住民には意識して逃げる行動を起こすようにしなければならないと感じるようになりました。

約30kmの海岸を持つ日置市においても、2月8日の新聞記事にありましたように、震度7以上の地震を引き起こす可能性のある市来活断層、甕活断層があります。鹿児島県津波浸水想定において、甕島列島東方沖を波源とする津波の到達時間は、ハザードマップ地図でいきますと、東市来町湯田地区——実際は伊作田地区になると思われますが、その場所で28分、浸水の深さ3m前後です。海岸線近くに住む住民に対して、どのように津波避難訓練を進める取組を行っているのでしょうか。教えてください。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

津波の避難訓練につきましては、東市来地域の伊作田小学校におきまして、校舎2階の高さを超える裏山などの高台へ避難訓練を実施しているところでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

行政が後方支援に徹するのであれば、行政として訓練内容の指導や助言も必要と考えますが、どうでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

先ほど伊作田小学校の避難訓練時の例で申し上げますと、防災担当職員による避難に対する助言や訓練内容への講評等も行っているところでございます。

今後は、先ほども申し上げましたが、地域防災リーダーとなる地域防災推進員や防災リーダーネットの方々との連携を図りながら、自主的な訓練への助言などができる仕組みづ

くりについて協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

今の答弁の中に伊作田小学校区の防災リーダーとありましたが、現在その伊作田小学校校区に地域防災推進員、——私も地域防災推進の一人ですが、県庁の危機管理防災課の案内で毎年講習を行っていますが、実際そういった講習を受ける地域防災推進員の方はいらっしゃるのでしょうか。お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

本市の地域防災推進員は令和5年12月現在におきまして50人の登録がございます。そのうち伊作田地区の推進員はお1人の登録がございます。

今後におきましても、地域の防災リーダーとなる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

今回の能登半島地震では、地震の規模については想定内であったと思います。ただ、震源については想定外の地域で発生したようです。要は震源の位置が想定からずれると津波到達時間も早まり、津波も大きくなるということです。その想定外となると日置市の海岸線の場合も、先ほどのハザードマップで想定外となると、10m以上高いところに10分以内に逃げるのが目標になると私は考えているところです。市長、どうお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

地震発生の際は、できるだけ迅速にできるだけ近くの高い場所へ避難することが必要で

あると考えております。そのためにも、平時から自宅付近の高台やそこへ行くまでの経路の確認が重要でございまして、出前講座等におきましても、垂直避難などそのような啓発を行っているところでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

私は、防災とは市民一人一人に降りかかる災害を市民がまずは知ることだと考えています。地震がこの後すぐ来るかもしれません。しかし、日置市における現状は必ずしも行政側の考える防災につながっていないと考えています。先ほどの答弁からも自治会での防災教育への取組は、これまでのやり方を見直す時期が来ているのではないかと考えますが、今のこれまでの答弁を聞いて、市長の見解をお聞きして、自主防災についての質問は終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

議員のおっしゃるように、想定外の事態が起きるものと捉えて事前の準備が必要であるということは、私もそのように思います。また、能登半島地震を経て市民の皆様から防災に関する出前講座のご要望や、自治会で再度学び直そうといったお声も頂いております。この機会に改めてしっかりとそれぞれの自治会において、もしくはそれぞれのお住まいの場所において、どのような初期対応が必要かということについて周知啓発をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

防災については、こどもまんなか宣言、子どもたちを守るためにも、そして弱者を守るためにも、今後も引き続き注視しながら、また行政側に指摘していきたいと思います。

最後の項目である第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口ビジョンについて質問をしてまいります。

まず、1項目めの「働いてよしひおき」についてですが、これは安定した仕事を創出するというのがテーマですが、2月25日の新聞に高校生のための合同企業説明会の記事が掲載されておりました。我々議会でも、高校生との語る会では、合同説明会等において選抜肢の拡大、いわゆる幅広い職種の企業参加を要望する生徒さんが数名いらっしゃいました。子どもたちの声を聴いてきたわけですが、その辺の幅広い職種、企業参加ということに関してどうお考えでしょうか、お尋ねします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

令和6年2月19日に開催いたしました合同企業セミナーでは、38社11業種の企業の方々が参加しております。引き続き、高校生と地元企業が出会う機会をつくり、「しごと」に対する理解と地元就職を促すため、幅広い業種の企業の方々に今後参加していただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

ぜひ子どもたちの声、そして社会の卵、高校生たちの意見、声をしっかりと聴いて実現に向けてあげてください。

次に、市長は2月7日の観光振興連絡協議会において、オリーブ事業は赤字から黒字になっていくと話されたと聞いております。黒字を前提に事業を行っているとは理解しております。人口減少・高齢社会に向けて、オリーブ産業プロジェクトにおいて、実を生産する側である市民の幸福度の向上、どう取組に展開していくのか。関係企業等の雇用や実の買取り価格等の検討など挙げられると思いますが、オリーブの実の栽培人材育成確保など、今後どのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

適正な栽培管理を徹底して結実させた実を収穫することは、幸福度の向上に寄与するものと考えます。そのためには、今年度よりD Xを活用し、市のホームページ上で栽培管理の動画を視聴できるように整備しました。市としましては、市民のオリーブ1本当たりの収穫量を増やしていくことを最優先に取り組んでまいります。

また、今年度、関係企業におきまして実の買取り価格をキロ100円引き上げ、生産者の意欲向上に寄与いたしております。

栽培人材育成の関係につきましては、今後とも従来どおり確保に努めてまいります。最優先として、既存の生産量の収穫量、いわゆる出荷量を増加することを最重要と考えているところでございます。

○6番（佐多申至君）

オリーブ事業においては、なかなか幅広い質問になってくるので、今回のところは人口ビジョンに関する質問ですので、ただ、市民の幸福度ということを考えますと、先ほどこれまでキロ800円が100円上がって900円になったと理解していますが、100円上がることで市民の幸福度、そして生産側においては鹿児島オリーブさんの商品開発いろんなものがあって、そこで雇用とかいろんなものにつながっていくと思うんですけど、実際に今現在7,700本ですかね。実際オリーブの実がなって、そのうち何本実がなって、聞くところによると去年は4,000kg——4t、実がなったということで、これがそれ以前の経過からするとかなりトン数的には増えていると思うんですが、今後、前回の一般質問でもあったように、単純に計算でいくと、どれだけ木を植えてどれだけ実がなって、どれだけ搾取すれば幸福度が上がるかという、なかなか数字では計り知れないところがあるんですが、先ほど課長からも話もありましたが、

実際、買取り価格以外に市民が幸福度を得るためには何が必要かということ再度もう一回、市長の言葉でお話ししていただけないでしょうか。

○市長（永山由高君）

一つはやはりオリーブを作っていただいている方々に適正な対価で報いることが大切な要素であると考えておりますので、これは取引金額を100円、キロ当たり引き上げることができたというのはひとつ前進しているかなと感じています。

一方で、市民の皆様からすると、今の日置市産の純日置産オリーブオイルは少し値段が高過ぎるという部分もございます。一方でそれだけ市場でご評価いただいているということでもありますので、市民の皆様には日置市がしっかりオリーブを作っていて、そしてその商品が今市場で高く評価されつつあるといったことをしっかりお伝えをしていくこと、そして今輸入も含めて、オリーブ商材はたくさん鹿児島オリーブさんのほうで扱っておりますので、例えば学校給食でのオリーブの利用等も含めて、オリーブに触れられる機会を増やしていくということも大切な観点であろうと認識をしています。

○6番（佐多申至君）

オリーブ事業については、私もまた今後も研究をしながら、いろんな搾取の現場とか見ながら、今現場でも搾取のかすをふるさと学園の方々が取りに来て、それをオリーブの菜園のいろんな肥料に使っていらっしゃるという循環も大体構築できているので、ぜひ確実に進めていただきたいと思うところでございます。

次に、「住んでよしひおき」、若い世代の結婚・出産のところについて質問させていただきます。

先日、県が、先ほども申し上げましたが、かごしま子ども・子育てパッケージの予算組

みを発表し、その中で産後ケア事業を取り上げておりました。本市の産後ケア事業の状況と今後の対応についての見通しはどうでしょうか。お尋ねします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えします。

本市では、平成28年度から国の補助事業を活用し、産後ケア事業に取り組んでおります。宿泊型、日帰り型に加えて、令和2年度から訪問型も新たに組み始め、多くの方にご利用いただいております。さらに、令和5年4月からは、市の独自政策として産後ケア事業訪問型の利用者負担の無償化を開始したところ、訪問型については前年度の約3倍の方であります、1月末現在ですが19名の方にご利用を今頂いております。

県のかごしま子ども・子育てパッケージにおける産後ケア推進事業導入につきましては、事業の内容を確認しまして、産後ケア施設等からも意見をお聴きし、また他市状況や財政状況等も踏まえて研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

ぜひ県の予算を活用し、さらに日置市民の子育て世代の幸福度を上げていただきたいと、全力で進めていただきたいと思っております。

少子化が言われる中、先ほど合計特殊出生率が向上したことは評価されることです。市長が示すマニフェスト子育て支援の中で、相談支援のネットワークとして設置した日置市子ども家庭センターが、よりその役割を十分に機能し、さらなる利用者への支援、そして子育て施策の充実が期待されることを期待したいと思います。

先ほど答弁の中にありました移住定住促進事業についてですが、この事業の補助金制度の利用者の近年の動向はどうでしょうか。実績や利用者の出身、また移住等の要因をお尋

ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

近年の実績でございますが、令和3年度、これが37件、119人です。それから令和4年度、42件、135人。今年度、現時点ですけれども、35件、106人という実績で、年々微増ということになってきております。

利用者の出身については、35%が日置市、50%は県内、15%が県外という内訳になっております。

要因ですけれども、本人または配偶者、この出身地であるということが5割を超えております。そのほか日置市の立地、好立地であるということ、自然に囲まれた暮らしに魅力を感じるという意見が多いという状況でございます。

○6番（佐多申至君）

私は妙円寺団地に住んでおりますが、私の周りの方もかなり若い方は、お話を聴くと、どちらの方が日置市出身だということで、日置市のいろんな制度を見ながら子育てされていらっしゃる様子を見ると、なかなか心が温かくなるところでございます。

日置市過疎地域移住定住促進事業補助金制度、これにつきましては対象者の年齢制限を65歳以下としておりますが、この理由は何でしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

本事業は平成24年度に始まった制度でございます。これまで段階的に補助単価の減額などを行ってきている現状はございますが、始まった当時、団塊の世代といわれる方々の退職、その後の人生、こういったものに注目が集まっていた時期でございまして、当世代のUターンを促進する目的から、65歳を上限とする制度設計がなされたものと認識しております。

○6番（佐多申至君）

定年の年齢が現在65歳になりました。都会から地方へ移住することを考えると、向こうで定年して、さあ日置市に帰って親の面倒を見ようとか、ちょっと実家を修理しようとかいうことを考えると、もう使えないわけですね。そういうことを考えると、撤廃するか、または年齢制限を70歳に引き上げてもいいのではないかと思います、市長、どうでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

ご指摘のとおり、近年、定年の年齢が引き上げられてきております。こういった状況であるというところの状況を鑑みて、議員ご指摘の視点というものは持つべきだというふうに考えております。移住定住促進対策全体のバランスも鑑みながら検討できればというふうに思っております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

制度のこの年齢制限が足かせにならないように、ぜひ前向きに検討していただきたいと考えるところでございます。

3番の「訪ねてよしひおき」について、質問させていただきます。

観光地及び観光施設の来訪者の動向はどうでしょうか。特に利用者数の多い施設など、実績や傾向をお尋ねします。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは回答します。

令和5年の観光地及び観光施設の来訪者数は約244万人で、コロナ前の令和元年と比較すると約95%まで回復をしている状況でございます。

特に利用者数の多い施設は江口蓬莱館、それから chests 館などの物産館施設で、例年の利用者が100万人を超える状況にあり、都市型観光として交流人口の増に寄与しているところでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

観光PRプロジェクトやネオ日置計画など、ひおきとプロジェクトにおける市長の言われる関係人口から期待するものは何でしょうか。直接お尋ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

本市における関係人口を少し具体的に申し上げますと、日置市に関わりを持ちたいという方々と言い換えることができるというふうに思っております。このような方々と日置市民が接することによりまして、さらに日置市に関心を持っていただき、その関心を引き出し、本市を応援してくださる方、それから未来の市民になっていただくことを目指してプロジェクトを進めているところでございます。

○6番（佐多申至君）

今言われるその関係人口から導き出される言葉としては、私は今言わっしゃる答弁だと思います。ただ市民からして、この見えないものに対する期待、そして今後の不安、——不安という不安はないんですが、期待が大きいと想像するわけですけど、実際これを可視化するというのは難しいと思うんですけど、この辺の今やっていることを目の前で市民に分かりやすいようにするというのは難しい、至難の業だと思いますが、その辺は市長は今現在どのように考えていらっしゃいますか。

○市長（永山由高君）

関係人口施策というのは、間口も広く、一見すると捉えどころのないようなものに扱われてしまいがちなところですので、可能な限りしっかり数字も含めてお伝えできるように意識をしたいと思っています。

まず、入り口として、ひおきとプロジェクトは、関係人口の登録の仕組みをつくってございまして、これはひおきカメカメ団という名称で全国からご登録を頂いています。現時点での登録者数が300名を超えております。こういった方々がお試し体験住宅を使ってい

ただくなどして日置市に日常的にお越しいただいている。

もう一つ、ひおきとプロジェクトが進行しているホームページがございます。これは平日毎日更新をするということで、自治体が経営するウェブメディアとしては全国的にも珍しいウェブサイトではないかなと感じております。このひおきとホームページのLINEで毎週これが届くという友だち登録の数が、今8,131名ということでございまして、これだけ多くの方々に定期的に日置市の状況が発信をされているというところはしっかりとご説明を申し上げていきたいと思っております。

また、一つの成果としては、転出者と転入者のバランス、いわゆる社会増減というところがございますけれども、これは令和4年度から大きくプラスに転じているところでもありますので、こういった取組を引き続きしっかり積み上げてまいりたいと思っております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

市長が今最後に言われるとおり、やっぱり継続は信頼と力だと思います。ぜひとも信念を持って続けて、カメカメ団のメンバーがさらに増えることを期待して、次の質問に参りたいと思います。

最後に、人口ビジョンの「ふれあいあふれてよしひおき」、地域連携についての質問を最後にしてまいります。

地域福祉計画における市民アンケートでの先ほどの「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」が目標値を超えたことは評価されるものです。目標値の75%を上回る結果となっております。満足度、いわゆる住みやすい、または住みにくい等の意見等はどうやって捉えているのか、お尋ねします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

令和4年度に実施いたしました地域福祉計画に関するアンケートでは、それぞれの詳細な意見聴取まではしておりませんが、「住みやすい」が37.7%、「どちらかといえば住みやすい」が38.3%、「どちらかといえば住みにくい」が4.6%、「住みにくい」が1.7%となっていますので、多くの市民の方は本市の住みやすさを感じていただいているものと捉えています。

以上です。

○6番（佐多申至君）

これからはその住みにくい方の4%、そこをどうやってその意見を捉えていって、その方が住みやすいに転じていくかで日置市の今後の幸福度も高まるのではないかと考えております。ぜひそこを、先ほど把握していらっしゃらないということでしたが、そこをしっかりと市長と行政みんなで把握して、そこに真っすぐ進んでいただきたいと思います。

日置市男女共同参画センターでの取組の際に寄せられている意見や相談内容から、市民の社会ニーズをどう捉えているのか、お尋ねします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

寄せられているご意見や相談内容といたしましては、主に、子育てに関することや、家庭・地域における人間関係に関することなどがあり、センターとしましても、保健師や助産師、男女共同参画専門員の在館による相談支援を図るほか、子育て講座やコミュニケーショントレーニング講座などに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

いよいよ私の最後の質問になりました。

国立社会保障・人口問題研究所が発表した2050年、新聞にも報道されましたが、日置市の総人口は3万3,179人、高齢化率

が44.2%でした。10歳から14歳までが11.24%、2050年、私は88歳になっております。その88歳になった私に対して期待して質問してまいります。

現在の子どもたちが社会で活躍する世代になります。幸福度の高いまちであってほしいと切に望むところです。創生総合戦略人口ビジョンについて、最後に市長にお尋ねします。市長が現在行っている市民とのくさの根対話ミーティングにおいて、どのような対話をされてきているのか。人口ビジョンについての最後の質問として市長にお尋ねします。

○市長（永山由高君）

くさの根対話ミーティングにおきましては、まず初めに、今市の人口構造、それから人口動態をご説明を申し上げるようにしています。一番多いのが今74歳、団塊世代です。一方で一番少ないのが24歳、25歳という方々です。こういった人口の構造をお伝えする中で、特に10年後、団塊世代の方々が85歳になる未来に向けて、今どういったことを市として考えていて、そして市民の皆様にはどんなことにご協力を頂きたいかといったようなことを対話を通してご説明を申し上げているところです。

一方で、子育て世代や若い世代の流入のために取り組んでいる、例えば企業の本社誘致であったり、こどもまんなか宣言を含む子育て支援施策についても、併せてご説明を申し上げます。

人口減少の流れを止めるということは難しいということもご説明をする中で、一方で、その人口減少のスピードを緩めるためにできることはあるということも併せてご説明をしながら、市民の皆様にご協力を頂くべく、お願いも併せてさせていただいているところです。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、5番、下園和己君の質問を許可します。

〔5番下園和己君登壇〕

○5番（下園和己君）

皆様、こんにちは。令和6年は能登半島地震という悲惨な大災害で幕開けした日本も、はや2か月が過ぎ、我が日置市では山桜が咲く時期となってまいりました。能登半島の地震災害からの一日も早い復旧、復興を衷心から願いつつ、日置市の3月議会の一般質問初日の最後を務める5番議員の下園和己でございます。

さて、1項目めは、令和5年12月議会において、日置市農産物直売所ひまわり館条例と山神の郷施設条例が廃止されたことに伴う、4月に契約する会社との契約内容や活用計画についてであります。

2項目めは、令和6年2月1日午後7時から、吹上中央公民館で開かれた住民説明会で「吹上砂丘荘は人材確保が厳しく、老朽化も進んでいるため来年2月で営業を停止し、3月に閉館する。その跡地については、民間業者からの提案を募集し、検討する。ゆーぷる吹上については、温泉とプールはこれまでどおり利用可能とし、食堂と宿泊機能の強化を検討する。さらに、施設維持のための設備の更新と補修を実施する」と項目別には説明したものの、整備については、具体的には何も示されず、住民からは不満が続出し、現在も納得できていない状況です。市長はその席で吹上砂丘荘を閉館する、その代わりにゆーぷる吹上の整備を検討すると発言しましたが、具体的にいつ、どのような整備を、どの程度の金額をかけて行い、その完了はいつを予定しているのかであります。

1項目め、ひまわり館と山神の郷施設についてであります。

その1、令和6年4月に売買契約する会社の概要はどうか。また、議案に書かれている

ものもありますが、譲渡する建物ごとの名称、建築面積、譲渡総額並びに令和7年度から発生する固定資産税の総額は幾らか。

その2、譲渡後の建物ごとの活用内容を分かる範囲で示せ。

その3、賃貸契約する市有地の場所ごとの面積並びに総賃貸料は幾らか。また、その活用計画を分かる範囲で示せ。

その4、ひまわり館とかめまる館で現在働いている総職員数、そのうち市内居住者数は幾らか。

2項目めです。ゆーぷる吹上の整備計画と吹上砂丘荘の跡地活用についてです。

その1、ゆーぷる吹上の現状は、10部屋、40人程度のキャパである。説明会では、その増床の方向性を検討すると説明した。吹上砂丘荘のキャパは、23部屋、48人に加え、3広間に48人程度の宿泊が可能である。ゆーぷる吹上の増床の内容、つまり増築、改築等の種別とそれごとのキャパと、予算想定額並びに完了時期を示せ。

その2、ゆーぷる吹上は現在、一般客は宿泊できないが、吹上砂丘荘が閉館したら宿泊できるのか。また、食堂の昼夜営業並びに宴会は再開できるのか。

その3、令和4年12月議会の私の一般質問で、ゆーぷる吹上では令和5年度も従来どおり宿泊を取り、そこで食事も提供すると回答したのにもかかわらず、実際は国体のみの宿泊となりました。また、食堂も昼の軽食のみだが毎日営業すると回答したにもかかわらず、水・木・土日のみの営業となっています。これは人材不足のためと思われる。今年の2月上旬、吹上砂丘荘も人材不足で、新規の宴会を断ったり、臨時休業もしておりました。そこで、ここ1年間に両施設について、いつ、どのような人材確保対策を何回したのか、具体的にそれぞれ示せ。令和4年12月の一般質問の中で、私がゆーぷる吹上の食堂にテナ

ント導入を提言しましたが、その後、どのような対応、検討を行ったのか。

その4、ゆーぷる吹上の整備完了が遅れたり、キャパが足りない場合には、観光協会や施設利用促進協会が主催している、吹上浜公園で長年行われている各種スポーツ大会の撤退が危惧される。この大会は、これまで歴代の田中町長、横山町長、宮路市長、永山市長が県内外の高校等に勧誘努力を重ねた賜物であり、何物にも代え難い、日置市の貴重な財産である。説明会で市長は、湯之元には泊まるところがたくさんあると言ったが、現在は僅か2軒しかなく、10部屋、25人と17部屋、80人である。これではキャパ不足の大会が生じる。そこで吹上砂丘荘跡地利用について、このまま無償で提案する業者が現れないなら、進出を希望するホテル等に、赤字補填2年度分相当の1億円の交付と、賃貸料や固定資産税の減免を提示して、進出を促進し、観光都市日置市の核となるべき民間施設、例えば住民説明会で提案のあった星野リゾートなどの誘致をすべきと思うが、どうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、日置市農産物直売所ひまわり館、山神の郷施設について、今後の契約内容と活用計画等についてのその1です。

会社の概要、譲渡する建物ごとの名称、建築面積、譲渡総額並びに令和7年度から発生する固定資産税の総額につき、回答します。

譲渡先の相手は、現在の日置市農産物直売所ひまわり館と日置市山神の郷施設の指定管理者である、株式会社九州産直市場です。本社は鹿児島市谷山中央1丁目に所在しますが、日置市吹上町永吉にも支店登録しています。

代表者名や設立年月日、職員数、目的などは、本議会の第2号議案に添付していますの

で、ご確認ください。

譲渡する建物について、ひまわり館はトイレを含め 278.95 m^2 、あじのふるさと館が 252 m^2 、おもいで館が 400 m^2 、かめまる館が 187.5 m^2 、かめまる庵が 26.01 m^2 、かめまる館トイレが 26.28 m^2 となっており、譲渡総額は674万円です。

また、想定される固定資産税の総額は年間約68万円です。

その2、譲渡後の建物ごとの活用内容につき回答します。

ひまわり館は地元農産品、精肉、加工品、総菜の販売とセルフ焼肉などです。

かめまる館は、セルフ焼肉を除き、ひまわり館と同様です。

あじのふるさと館は精肉、総菜加工場と精肉学校。

おもいで館は、現時点ではベーカリーカフェやバーベキューなどの活用と伺っています。

その3、賃貸契約する市有地の場所ごとの面積、総賃貸料、活用計画につき、回答します。

ひまわり館敷地面積は $3,894\text{ m}^2$ 、かめまる館敷地面積は $2,545\text{ m}^2$ 、あじのふるさと館とおもいで館の敷地面積は1万 $8,262\text{ m}^2$ です。

市有地の総賃貸料は約80万円を予定しています。

また、あじのふるさと館とおもいで館の土地活用については、ドッグランやキャンプ場も構想にあると伺っております。

その4、ひまわり館、かめまる館等で現在働いている総職員数と市内居住者数につき、回答します。

現在、ひまわり館とかめまる館での総職員数は28人で、うち日置市内居住者は25人との報告を受けています。

質問事項2、ゆーぷる吹上の整備等についてのその1、ゆーぷる吹上の増床の内容につ

いて回答します。

ゆーぷるの宿泊機能向上につきまして、まずは令和6年度中に受入れ体制についての再構築と、現有施設での増床の可能性の検討などを行ってまいります。その後、令和7年度中にニーズを踏まえて増設について検討、設計、令和8年度に改修工事といったスケジュールを想定しておりますが、状況によっては前倒しとなる可能性もあります。状況に応じて必要な予算を確保しますが、現段階では増改築の規模が未定であるため、想定額をお伝えできる状況にはありません。

その2、ゆーぷる吹上の一般客宿泊及び食堂の昼夜営業、宴会につき、回答します。

砂丘荘が閉館した後のゆーぷる吹上での一般客受入れについては、設備面も含め対応できる体制の検討に加え、関係団体との調整が必要となると考えています。

食堂については、今後テナント導入を想定していますが、昼夜営業及び宴会の再開については、テナント事業者へ対応をお願いすることに加え、宿泊と同様に関係団体との調整が必要になると考えています。

その3、人材確保対策及びテナントの導入、検討につき回答します。

人材確保策の令和5年以降の職種別の回数として、ハローワークへの登録を18回、市ホームページ掲載を11回、お知らせ版への掲載を7回行っています。

また、テナント導入については、令和4年12月の時点では、直営で軽食コーナーとする方向性で進めていたため、当時は検討していなかったところです。ただし、今後は砂丘荘の果たしている役割の代替となる食堂機能のテナント導入について、令和7年度中のオープンに向け、令和6年度に事業者の募集と選考を行ってまいりたいと考えています。

その4、民間施設の誘致につき、回答します。

砂丘荘の建物及び敷地の今後の活用については、エリアの価値を高められる可能性のある民間事業者等に相談するとともに、広く提案を募り、活用方法を検討してまいります。その中で、議員ご指摘のような各種支援施策についても、民間事業者等からの事業提案として頂いた場合は、対話を重ねた上で検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（下園和己君）

それでは、これから1回目の質問について内容を深めてまいります。

1項目めのひまわり館と山神の郷施設についてであります。

この施設を管理している九州産直市場につきましては、先ほど市長より説明があったとおりです。議案第2号に書かれていることを少し補足したいと思います。この会社は、代表者は上村昌志、設立年月日は平成29年8月9日、職員数は64人、目的としてはレストラン飲食店の運営及び経営をはじめ、酒類の販売、レジャー施設、キャンプ場、ペット施設等の多角的経営に携わっている会社でございます。

1項目めにつきまして、ひまわり館以下の6棟の建物の総面積は1,170.74㎡となります。固定資産税の総額は年間68万円、これは令和7年度からの課税になります。譲渡総額は、先ほど市長が言われましたとおり、674万円ということになっております。九州産直市場は、カミムラ畜産、カミチクの子

会社になるということで経営も安定しているものと思われます。

続きまして、2項目め、譲渡後の建物ごとの活用内容を分かる範囲で示せにつきまして、ひまわり館につきましては、現在やっております地元農産品と精肉加工品、総菜の販売とセルフ焼肉などがございます。

かめまる館につきましては、ひまわり館のセルフ焼肉を除いて、ほとんど同じ内容となっております。

現在休んでおるあじのふるさと館につきましては、精肉、総菜の加工場と、珍しい点では精肉学校というのもやっていこうというような計画にやっているようでございます。

おもいで館につきましては、以前はそば打ち道場とかの建物ですが、今後はベーカリー、そこでパンを焼いたりして、そしてカフェ、喫茶店等も計画されているようでございます。そしてバーベキューなどもやっていこうかというような活用内容と伺っているところでございます。

3番目の場所ごとの面積総賃貸料というようなことでございますが、先ほど賃貸料は80万円とか説明がありましたけれども、この賃貸料につきましては、ずっと80万円なのでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

賃貸契約につきましては10年を予定いたしております。通常に積算いたしますと年間160万円の賃借料になりますけれども、地域活性化に寄与する事業体ということで、半額の減免で80万円を予定いたしております。10年を予定いたしております。

○5番（下園和己君）

最初の10年が80万円でその後は160万円ということになるかと思います。

あじのふるさと館とおもいで館の土地活用については、ドッグランとキャンプ場も構想にあると伺ったところでございます。

最後のひまわり館、かめまる館等で現在働いている職員は28名、そのうち25名が日置市内の方であるということで、市民にとりまして雇用の場創出にも相当貢献しているということでございます。

このような九州産直市場に対しまして、日置市としては今後どのような支援等を考えているのかを伺います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

施設につきましては、民間の九州産直市場に譲渡ということになります。物産館等に出荷をする市民の生産者の皆さんもいらっしゃいます。今後も引き続き、高品質な日置市の野菜なり農産物が出荷されるように、栽培面の技術等につきましてしっかりと支援してまいりたいというふうに考えております。

○5番（下園和己君）

それでは、今伺ったことを整理いたしますと、現在、ここ2年間は九州産直市場に700万円程度の委託料を支払っていたわけですが、今後は80万円、10年後は160万円の借地料、それから令和7年度からは68万円の固定資産税が市としては入ってくるということで、最初の10年間はこれまでと比べますと848万円、10年たった後には928万円がプラス効果として残るようでございます。

この九州産直市場の親会社であるカミチクの会長である上村さんとは私も1年くらい前に話をしたことがありまして、その当時は山神の郷の施設に相当な資金を投入いたしまして、県内各地からお客様を呼び込みたいと話しておられました。4月以降、改修開発工事が始まるのを今後楽しみに待っておりたいと思います。

以上で、1項目めは終わりたいと思います。

続きまして、2項目めでございます。2項目めのゆーぷる吹上の整備と吹上砂丘荘の関係でございますが、市長より、1番の増築、

改築等の種別とキャパ、予算想定額につきましては、受入れ体制についての再構築や現有施設での増床の可能性の検討などを行っていく。それから、想定額についてはお伝えできる状況にはありませんというような答弁がありました。そもそもこのことにつきましては、ある程度の増床、増築、その辺の内容等を住民説明会で説明すべきであったと思いますが、その点はどう考えますか。

○商工観光課長（田代誠治君）

それではお答えいたします。

先ほどの回答の中で、現段階での増改築の規模等が未定であるため予算想定額はお伝えできないという回答をさせていただいたところです。ゆーぷるの宿泊機能の向上につきましては、やはり住民説明会や自治会で頂いたご意見、それからそれらの課題をまず解決した上で受入れ体制の構築、それから現有施設での増築の可能性の検討、ニーズを踏まえての増設といった手順を踏みながら、ある一定期間、時間を要するのかなというふうに考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

このことは住民説明会でも盛んに出たことですが、説明会以降1か月と6日間過ぎているんですけれども、その間にどのような検討を行ったのでしょうか。お答えください。

○商工観光課長（田代誠治君）

お答えいたします。

具体的な増床の計画というのはまだ検討はしていない状況なんです。宿泊につきましては、そもそもゆーぷるの場合、研修施設の目的から合宿者のみということで宿泊は認めておりました。これらを今後、一般客の受入れ、こういうこと、それから食堂機能につきましても、ゆーぷるができた当初は宴会はできないというような申合せの中でゆーぷる吹上はスタートしたと思います。これらの課題

等はまた関係団体ともしっかりと整理をした上で検討していきたいというふうに考えております。

○5番（下園和己君）

このことは喫緊の課題なわけですよ。それで話を温泉旅館組合等ともすぐにすべきだったと思うんですけども、何かもったいない時間が過ぎているようですが、その辺はどのように考えていますか。

○商工観光課長（田代誠治君）

確かに議員ご指摘のように、早く温泉旅館組合との協議は進めていかなければならないと考えております。

○5番（下園和己君）

そのように考えているということですので、なるべく早くしてもらわないと困るので、してください。

それから、すぐできることと思うんですけども、私は、ゆーぷるの敷地は御存じのように狭いですね。土手は広くて面積はあるんですけども、あそこに増築ができるのか。それから増築が、別館でもできるのかどうか。あるいは内部の改修をできるのかできないのか、その辺のところを建設課にも優秀な職員がおります。それで土木関係、建築関係おるんですけども、その辺との打合せは済ませましたか。

○商工観光課長（田代誠治君）

お答えいたします。

今議員ご指摘のように、ゆーぷるの敷地というのはやはり限られている状況でございます。その限られたスペースの中でというのはいろいろと課題等もあると思いますので、吹上浜公園周辺エリア全体としての可能性も幅広く捉える必要があると考えておりますが、まだ建設課のほうと打合せはやっておりません。

以上です。

○5番（下園和己君）

その辺もなるべく早くしないと、この物事が前に進んでいかないと思いますので、早急に打合せをするようお願いいたします。

今度は予算想定額のことですけれども、建設課との協議で増築、増床あるいは工事等ができるとなった場合、今度はお金がかかるわけですよ。お金のことを財政課と協議しましたか。お答えください。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

まだその規模が未確定であるので、なかなかどれだけのお金が必要なのかというのを想定できませんので、まだ財政課のほうとは協議はしておりません。

以上です。

○5番（下園和己君）

今内容が分からないのでまだ財政課としていないということでしたけれども、そんなら逆にこんだけの改修工事ができた場合、財政課に5億円かかるからといって5億円出ましたと言って財政課はオーケーが出ますでしょうか。その辺の考えを聞かせてください。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

先ほど回答したと思いますが、令和6年度中にはいろいろ検討させていただき、令和7年度中には設計等を予定しておりますので、額については今のところ想定できませんが、ある段階に来たときには財政課のほうと協議はしていきたいというふうに考えております。

○5番（下園和己君）

住民説明会でも青写真等一切なかったんですけども、あのときにいろんな指摘があったわけですので、すぐに動いてその辺を詰めませんと、後ほど4番でも言うんですけども、絡みが出てきますが、まずはできるかできないか、お金がどのくらい要るのか。あるいは財政課のほうはどのくらいならお金は出

せるよとか、その辺の庁舎内の検討会をすべきじゃないかなというふうに考えております。回答は要りません。十分に早急に、私が今まで、今回今言ったことをしてください。

次に移ります。

2項目めです。2項目めのゆーぷるに一般客が宿泊できるのかと。これも温泉旅館組合との協議が必要だということでしたが、これこそすぐにでもできると思うんですが、これはいつ協議をするつもりでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

早いうちには協議はしたいと思いますが、相手方のご都合もありますので、近いうちには協議はしたいというふうに考えております。

○5番（下園和己君）

今近いうちとありましたけれども、近いうちというのは人によって様々な考えがありますので、私的には1週間以内かなと思います。話をですよ。1回で終わるとは限りません。まずは話をしてみてくださいよ。それもお願いとして終わります。よろしくお願いします。

3つ目です。3つ目の人員不足でいろいろ足りないというようなことでありましたが、先ほどハローワークへ18回、ホームページに11回掲載した、お知らせ版への掲載を7回したと回答が市長よりありました。この件につきましては、頑張ったなというふうに思いますが、その後は何もなかったんでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

人員確保につきましては、先ほど回答したように、市のホームページ、ハローワーク、それから広報紙、それぞれ職種別に掲載はしております。それとは別になりますが、実際働いていらっしゃる砂丘荘の方の従業員の中でも、ほかにここで働いていただけないかというようなお声をかけさせていただいたのは、こちらも聞いております。

以上です。

○5番（下園和己君）

人が集まらない理由に、時給、賃金のこともあろうかと思うんですけれども、賃金のホームページでの掲載を上げなかったというようなことも聞いておりますが、過去のことは過去ですが、現在、熊本は半導体の関係で時給が2,000円から3,000円に届く状態になっております。私も、2,000円とか3,000円に上げろとは言いませんけれども、人が集まらなかったならば、ある程度時給を上げるしかないんじゃないでしょうか。その辺の回答をお願いします。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは回答いたします。

まず、この旅館・ホテルといった業種、これにつきましては業界全体としても人手が不足している状況でありまして、砂丘荘に限った状況ではないと考えております。

そして、砂丘荘の従業員につきましては全てが会計年度任用職員ということになっておりまして、その報酬につきましては、条例に基づきまして職務と職責で格付をされております。ですので、ここの従業員だけ上げるというのはちょっと難しいというふうに考えております。

○5番（下園和己君）

それが無理なら何か手当というようなのは考えられないんでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

手当というのは、どういう手当を示していいのかちょっと私どもも理解はできませんけれども、昨年ゆーぷる、それから砂丘荘の会計年度職員の方々の中で組合組織というのが設立をされまして、当局との交渉の間では慰労金という話も出ておりますのは事実です。これにつきましてはまだそれぞれの交渉段階でございます。

以上です。

○5番（下園和己君）

全国的に人材不足なわけですがけれども、砂丘荘にしろ、ゆーぷるにしろ、人材不足でございます。これをどうにかして解消せんやっせんわけですよ。それができんもんだから、砂丘荘は新年度から木曜日が定休日になるんじゃないでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

お答えいたします。

現在の砂丘荘の従業員は29名、適正な管理を要するので41名の人員が必要になります。そうなるとなかなか職員も休めない今の状況があります。ですので、令和6年度については週に1回は休みということで、まず職員の体調もやはり心配ですので、そこら辺はご理解いただきたいというふうに考えております。

○5番（下園和己君）

私も労働面のことを一番心配する人間でございます。それで今の方々に頑張って仕事をせいと、今でも頑張っているんですよ。両支配人、両従業員ですね。そうだけれども、ゆーぷるもさっき言ったように、平日はやると思ったけど水・木・土日の11時半から2時半までしかやっていませんよ。これは人が足りないからですよ。人を探さないといかんですよ。それで私は今考えているのは、ほかに何か考えられることは課長、ないですか。もう手いっぱいですか。

○商工観光課長（田代誠治君）

現在、職員の不足分については、人材派遣で対応している状況です。これにつきましても、一日の営業がどのくらいかというペースによって、それぞれ来ていただく人材派遣の人数もそれぞれまちまちでございます。ただ、人材派遣の方々も毎日来られる方が違うものですから、やはり砂丘荘の従業員の方というのは、来た方に一から十まで全てを教えて作業に入っていきます。そうするとすごく今従業員の方々も負荷がきているというような状

況もありますので、そこについては今の段階では人材派遣で対応する、これのみだと考えております。

○5番（下園和己君）

人材派遣の方が宴会に行くと。若い女性の方が来てくれる人はいます。だけれども来てほしいときになかなか来てくれないというようなことから、新規の宴会は断っているのが今の現状です。それから住民説明会以降、少しでも売上げを上げないといけないということで、食事会をしようという方がいます。この会場にもおります。その方が「7,000円の食事を12人分したいんだけど」と言ったら、「すいません、人手が足りないのでお気持ちはありがたいんですけども、今のところはできませんがよ」といった声も事実であります。それから同窓会も、120人規模の伊集院高校のをしようということで、この前の請願者が頼んだんですけども、それも今のところではできませんと。ちなみに私は11月16日に60人規模の伊作中の同窓会を頼んでいるんですが、それはできるものと信じております。何が言いたかったかということ、人を募集しても集まらなければ、昔みたいに市の職員が砂丘荘にも江口浜荘にもおったんですよ。市長は知っておられるか、知らないか分かりませんが、まるで素人の職員をそこに異動させなさいとは言いません。この方々は接客業をした経験があるんです。この方々に限らず、やる気のある職員をゆーぷると砂丘荘に1年なり2年なり人事異動をしないと、ちなみに人事異動のちょうどいい時期ですよ。今回すればどうにか回っていくと思うんですよ。住民説明会でも市長は、来年の2月まで砂丘荘がもつかなというのを心配されておりましたよね。人が足りるかな。これ以上辞めたら回らないなというのを一番人を心配していると思います。そこで私的にはゆーぷると砂丘荘に3名ないし2名程度、

職員の人事異動を考えたかどうかと思います。現在、県内外に職員派遣をしていますよね。これをしばらく1年は休んで、そしてゆーぷると砂丘荘に職員を派遣するしか、この人材不足を解決する手だてはないと私は思いますが、その辺は市長はどのようにお考えでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは回答いたします。

砂丘荘に関する職員配置の件に関しましては、来年度より砂丘荘、ゆーぷるを含めた観光施設の担当となる総括監を新設するなどの体制を図りまして、砂丘荘、ゆーぷるに近い吹上支所に配置することで、協力体制を構築することを現在検討しているところでございます。

以上です。

○5番（下園和己君）

失礼ながら、今はそのような総括監よりも、現場で働く職員が欲しいんです、支配人の方は。それで私が調べたところによりますと、ゆーぷるの経験者が3名、砂丘荘の経験者が4名、江口浜荘の経験者が8名、現職の職員の方がおられるんですよ。4人は管理職になっておられます。その方々とも相談をしたら聞いてくれるんじゃないかなと私は期待をしているところでございます。その辺のところも含めて、いま一度、職員派遣を考えないと本当、両施設が共倒れをすることを私は非常に心配しています。これは市長も同じではないかと思います。このことはぜひ前向きに、ちょうど内示まであと何日かありますので、ご検討願えたらと思います。

もう時間がなくなってきましたので、次に行きますが、最後の施設関係、この施設につきまして半年以上前から募集したところ、来てくれるあれはいなかったということなので、自分としては、赤字補填額の2年分、1億円を提示して、それから固定資産税、それを免

除するから来てくれんねというような感じで進出してくれそうな企業に打診をしないと、新たにやってみようというような企業は現れないんじゃないかと思います。1億円でも駄目でしたら、砂丘荘を解体するのにこの前1億3,000万円とかかかるというお話をされましたよね。だったら1億円よりも思い切って1億3,000万円出すから好きなように使いなさいと、壊してもいいですよ、改装に使ってもいいですよと、そういうような自由な交付金、それを提示したならば、それこそやる気のある会社が来るんじゃないかなと思います。市長、どのようにお考えですか。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

議員の今おっしゃっている手法も一つの手法だなというふうに考えておりますが、現時点でこちらから条件としての補助金限度額などの提示をすることは逆に可能性を狭めるおそれもあるのかなというふうに考えております。まずは幅広く様々な事業者へお声をかけさせていただきまして、対話を重ねた上で事業者の求める部分についても内容を整理しながら、条件などについても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○5番（下園和己君）

参考までに申しますと、いちき串木野市の吹上浜荘も砂丘荘と同じような悩みを抱えておったわけです。それであそこは数年前に8,000万円を交付して賃貸料を10年間無料、固定資産税を5年間無料というようなことをしたところ、吹上浜フィールドホテルというのが解体をして今のすばらしい運営をやっているところです。ぜひ身近にすばらしい見本もあるので、先ほど私が申しましたようなことを前向きに検討していただきたいと思います。

それで、1項目めとかぶるんですけれども、

ゆーぷるにどんだけつぎ込むのか、それが分からないと、そっちが高額に要った場合、1億3,000万円のほうがずっと安いわけですよ。だからこっちのほうを進めないかんわけですよ。だからその辺のためにも内部検討会をすぐに選抜チームみたいなのを、市役所職員の方は優秀ですから、集めてその辺のところを至急発足させて、この問題解決に突き進んでいただきたいと思います。

繰り返すようですが、最後に市長に申し上げます。もう言いましたが、ゆーぷるに増床、増設が可能かどうかをまずすぐに判断し、可能であればその予算想定額を決める。予算が高ければ砂丘荘への進出業者を、先ほど言いましたようなお金を、話をする中で提示しながら決めていけば事はうまくいくんじゃないかなと思います。そして観光協会、施設利用促進協会がやっております各種大会、合宿、そんなのがうまくいくんじゃないかなと思います。

私もいろいろ言いましたけれども、2月28日の南日本新聞に茶の間、第一生命グループの女子陸上部監督山下佐知子さんのすばらしい言葉が書かれてありますよね。議長も駅伝が好きですから、私も好きです、日置市も駅伝部が非常に頑張っております。その中で「吹上は温暖で競技場やクロカンコースが充実している。何より練習場所と宿泊施設が近く、最高の合宿地。10年以上前から年2回訪れている。ゆーぷる吹上を定宿としておりましたけれども、昨年からは吹上砂丘荘へ移りました。砂丘荘閉館の方針には、温かくもてなしてくれる従業員のことを考えると、胸が痛む」と。私も胸が痛みます。本当に従業員の方々は頑張っております。再興するためにはいろいろなアイデア等も出されていると思うんですけども、なかなか財政のほう为难しくて多分できていないのかなと、私はこれは想像ですけどもね、そんなことも思っ

たりしますが、とにかく「長年利用してきて行政の苦勞や住民の思いも分かるつもりです。今後も合宿に来れるよう、いい方向に進んでほしい」ということがここに書かれております。このとおりです。いろいろ厳しいことも申し上げましたけれども、どうか、みんなの力を結集しまして、いい方向に持っていくようお願いしたいと思いますが、最後に一言、市長をお願いいたします。

○市長（永山由高君）

担当課長とのやり取りに加えて、一部現状の補足もさせていただきたいなと思います。

まず1つ目のその1、ゆーぷる吹上の増床についての庁内検討の状況なんですけれども、一つは、今、今回の議会において関連の条例を上程させていただいている途上にあるということとはひとつ大切なところでございます。今回この議案の結果をもって最終的には砂丘荘の今後が確定をする。今はまだ確定前の段階でございますので、公式に検討会という形での議論は行っておりませんが、公式ではない形と申しますか、当然、役所内での様々な担当部局とのコミュニケーションは取っております。その中で砂丘荘、ゆーぷるとともに今後民間と連携する形についての、状況によっては各企業さんへの事前のご相談といったようなものもさせていただいておりますが、これはまだ今回の議会において上程した議案の結論が出ておりませんので、公式に検討会や協議会という形で議論をしているということではないと申し上げざるを得ないというところはご理解を頂きたいと思います。

それから3点目、人材確保の部分でございます。

今、砂丘荘とゆーぷるでは職員の方々が本当に頑張ってくださいています。一方で、現状ここまでの経緯に鑑みても、会計年度職員という、これもまた待遇や様々な位置づけについての法的な制限がある職種で対応いただ

いている。これは会計年度任用職員だけでなく、市役所の一般の職員も同様に法で様々な規定が決められた役割でございます。今多くの全国の施設において民間活用が進んでいるのは、一つは指定管理であったり、民間への譲渡であったりするものは、例えば包括委託であったり、指定管理という形であれば、ある程度民間側で待遇や各そこで働かれる方々の身分、そういったものについて融通が利くという状況がございます。今般の砂丘荘については、行政が直営で行うということについての事業廃止の関連の条例の上程でございますので、今後民間で活用いただくという可能性については、今後市も検討してまいりたいですし、同じくゆーぷるについても、行政が直営で会計年度任用職員という形で継続するとなると、その待遇については当然法の縛りがかかってまいります。そういった点にも鑑みて、今後は民間の方々にお力をお借りするという方向性についての検討を進めたいというところをお伝えを申し上げたいなと思うところでございます。

そして、ご提案いただいた民間施設の誘致に関して、例えば1億円のような形で先に条件を提示するというご意見を頂きましたけれども、これもいろんな事業者の方々とお話をする中でこういった形で市が砂丘荘、場合によってはゆーぷるも含めて、財政支出を伴った支援が可能かということは、我々が先にご提示をするよりも、様々な企業の方々とやり取りをしながら、しっかりと詰めてまいりたいなというふうに思っております。

市民の皆様から2,720名という署名をお預かりいたしました。その内容の中では、今後、吹上砂丘荘及びゆーぷる吹上の在り方について、我々住民もいろいろな知恵を出し考えていきたいので、そのための時間をくださるようお願いするという署名を頂いております。砂丘荘の直営での事業廃止という点に

おいては、ここまでの経営状況、そして人材不足の状況、そして老朽化の状況等から、ある種、財政上のこれ以上の出血を避けるという観点からも、急ぎ今回このような手続を踏ませていただきましたけれども、砂丘荘及びゆーぷるの今後については、これは急いでしまうことによって逆にバランスが崩れることがないように、しっかりとスケジュールを追って進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日7日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時48分散会

第 4 号 (3 月 7 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（7 番、1 番、1 6 番、1 4 番）
-------	---------------------------

本会議（３月７日）（木曜）

出席議員 １９名

１番 中村清栄君
３番 福田晋拓君
５番 下園和己君
７番 是枝みゆきさん
９番 重留健朗君
１１番 山口政夫君
１３番 留盛浩一郎君
１５番 下御領昭博君
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

２番 欠員
４番 長倉浩二君
６番 佐多申至君
８番 富迫克彦君
１０番 福元悟君
１２番 中村尉司君
１４番 黒田澄子さん
１６番 山口初美さん
１８番 漆島政人君
２０番 並松安文君

欠席議員 ０名

事務局職員出席者

事務局長 内山良弘君
議事調査係 上田橋裕生君

次長兼議事調査係長 神余徹君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口亮君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 久木崎勇君
東市来支所長 横枕広幸君
吹上支所長 有村弘貴君
財政管財課長 東正和君
地域づくり課長 濱崎慎一郎君
商工観光課長 田代誠治君
健康保険課長 宮前美紀さん
介護保険課長 入佐好彦君
農地整備課長 上勇人君
学校教育課長 中鉢吉彦君

副市長 井多原章一君
総務企画部長兼総務課長 上秀人君
産業建設部長兼農林水産課長 城ヶ崎正吾君
消防本部消防長 福山昌己君
日吉支所長 船倉利幸君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 上村裕文君
税務課長 有島春己君
福祉課長 坂上誠君
こども未来課長 馬場口美宗香さん
建設課長 田口悦次君
上下水道課長 田村長保君
社会教育課長 松岡政仁君

会計管理者兼会計課長

奥 田 美 穂さん

監査委員事務局長

内 山 良 弘 君

農業委員会事務局長

吉 富 良 一 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、7番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔7番是枝みゆきさん登壇〕

○7番（是枝みゆきさん）

皆さん、おはようございます。

一般質問通告書に従いまして、1回目の質問をいたします。

大きな1番、伊集院文化会館、東市来こけホール、日吉老人福祉センター大ホール、吹上中央公民館大ホールの利活用についてお伺いいたします。

（1）各施設条例の使用料と使用料免除規定の内容を伺います。

2、保育所や幼稚園の使用料について伺います。

ア、市内にある保育所や幼稚園の発表会等の使用における減免、または免除の考え方はどうなっているのか伺います。

イ、市内にある保育所や幼稚園の発表会等の使用についての減免、または免除をしないか伺います。

3、日吉老人福祉センター大ホールと吹上中央公民館大ホールの本年度の利用件数はどうか伺います。

4、文化芸術事業の誘致を含めた専門の職員を配置できないか伺います。

大きな2番です。地域防災計画について。

1、鹿児島県地震等災害被害予測調査における、本市に関連のある、想定される地震や震度、津波はどのようなものがあるかお伺い

いたします。

2、災害時における配慮を必要とする方々の避難支援について伺います。

ア、避難行動要支援者名簿の要支援者の対象者数はどうか。また対象となるのはどのような方か伺います。

イ、現在、福祉避難所として協定を結んでいる施設数と収容可能な人数を伺います。

ウ、協定を結んでいる福祉避難所は高齢者施設であるが、重度障がい児で医療ケアが必要な在宅子どもとその家族や重度の障がいを持たれた方々のための福祉避難所はどうなっているのかを伺います。

エ、初動期における救助班による福祉避難所への入所の流れや、移送対象者の優先度についての市の考えはどうか伺います。

オ、日置市地域防災計画によると、災害から数時間経過した時点で救護班を設置することになっております。指定避難所では医療ニーズが求められると思いますが、市内医療機関との連携はどうなっているのか伺います。

カ、内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドラインによると、福祉避難所の情報を広く住民に周知するとあります。ホームページ・市の広報紙に掲載すべきではないか伺います。

キ、指定避難所での要配慮者のための福祉居室の設置に向けての考えはどうか伺います。

ク、指定避難所では手話やヘルパーなどの専門知識や技術がなくてもサポートできるように、支援者マニュアルを作成し、周りの方々が支援できる環境整備を進めるべきではないか伺います。

大きな3番です。带状疱疹予防接種の費用助成について伺います。

1、带状疱疹の症状と原因を伺います。

2、本市の罹患者数と年代の傾向を伺います。

3、予防接種費用が高額なため、受けたくてもためらう市民がいます。全国自治体ホー

ムページによると、少なくとも325自治体が費用助成の取組を始めております。本市も带状疱疹予防接種の費用を助成しないか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それではお答えしてまいります。

質問事項1つ目、各ホールの利活用についてのその1、使用料と使用料減免規定について回答します。

日吉老人福祉センター大ホールの使用料は、使用者が入場料を徴収しない場合、午前9時から午後5時までの平日1万1,000円、休日等1万3,200円、使用者が入場料を徴収する場合、同時間帯で平日2万2,000円、休日等2万8,600円と定めております。

使用料の減免につきましては、市長は公益上の理由、その他特別な理由があると認めるときは規則で定めるところにより使用料を減額し、または免除することができると定めております。

ほかの施設については、後ほど教育長より回答いたします。

その2、保育所や幼稚園の発表会等の使用における考え方につき回答します。

日吉老人福祉センター大ホールの減免については、保育所や幼稚園の使用に限らず、日吉老人福祉センターの設置目的条例及び条例施行規則の使用料の減免の規定に基づき判断しています。

ほかの施設については、後ほど教育長より回答いたします。

続いて、そのイ、保育所や幼稚園の発表会等の使用についての減免または免除をしないかとのご質問につき回答します。

対象施設については、今後も条例及び条例施行規則に基づき運用してまいります。

その3、日吉老人福祉センター大ホールの本年度の利用件数につき回答します。

日吉老人福祉センター大ホールの本年度の利用件数は、令和6年1月末時点で計27回の利用実績となっております。

吹上中央公民館大ホールについては、教育長より回答いたします。

また、その4につきましても、教育長より答弁いたします。

質問事項2つ目、地域防災計画についてのその1、本市関連の想定地震につき回答します。

本市で想定されるものとしては、鹿児島湾直下でマグニチュード7.2の地震発生時で最大震度6弱、1.59mの最大津波が3時間29分後に到達、県西部直下でマグニチュード7.2の地震発生時で最大震度6強、1mの高さの津波が17分後に到達、3.07mの最大津波が24分後に到達、甕島列島東方沖でマグニチュード7.5の地震発生時で最大震度6強、1mの高さの津波が20分後に到達、6.97mの最大津波が28分後に到達などとなっています。

その2、避難支援についてのア、要支援者の対象者数についてお答えします。

避難行動要支援者の対象は、要介護認定3から5を受けている者、心臓・腎臓機能障がいのみで該当する者を除く身体障がい者手帳総合等級1級・2級の第1種を所持する身体障がい者、養育手帳Aを所持する知的障がい者、精神障がい者保険福祉手帳1級・2級を所持するもので単身世帯の者、市の生活支援を受けている難病患者、小児慢性特定医療費受給者証の交付を受けている者、このほか自治会が支援の必要を認める者となっており、対象者数は1,444人となります。

続いて、イ、福祉避難所の施設数と収容可能人数につき回答します。

現在、福祉避難所としての使用に関する協

定を結んでいる施設は8法人11施設で、収容可能な人数は142人となっています。

続いて、ウ、医療ケアが必要な子どもの福祉避難所につき回答します。

医療ケアが必要な在宅の重度障がい児については、それぞれの状況が異なることから、画一的な福祉避難所での受入れは難しいと思われるので、個別避難計画を作成し迅速な避難行動が行えるよう取り組んでいます。

エ、初動期における福祉避難所への入所の流れ、優先度につき回答します。

福祉避難所開設の必要性がある場合は、市から協力施設に対し、可能な範囲において一時的に開設するよう要請することとしており、福祉避難所への避難者の移送は、原則、家族や親戚など避難者を介助する方が同伴して行うこととなっています。

優先度については、特に定めはありませんが、救護班と連携し移送判断を行うこととしております。

そのオ、市内医療機関との連携につき回答します。

災害時における連携協力を図るため、現在、日置市医師会、日置地区歯科医師会などと医療救護活動に関する協定の締結に向けて協議を行っています。

そのカ、住民周知につき回答します。

協定を締結している施設については、ホームページへ掲載し周知を図っています。

そのキ、指定避難所での福祉居室の設置について回答します。

指定避難所内における配慮として、プライバシーによるプライバシーの確保や簡易ベッドなどによる寝床の改善のための物資の整備や、施設のバリアフリー化を進めています。

そのク、支援者マニュアルの作成及び環境整備につき回答します。

避難所においては、避難者が互いに支え合

い生活することが必要になってきます。ご提案のあったマニュアルについては、先進事例等を研究してまいりたいと考えています。

質問事項3番目、带状疱疹予防接種についてのその1、带状疱疹の症状と原因について回答します。

皮膚症状の特徴として皮膚に分布している神経に沿って水泡が帯状に出ると言われています。原因としては、子どもの頃に水ぼうそうにかかり、そのウイルスが長期間潜伏し、加齢や疲労により免疫が低下した際、带状疱疹として発症します。

その2、本市の罹患者数と年代の傾向につき回答します。

本市の罹患者数は把握できておりませんが、厚生労働省ワクチン分科会資料によりますと、50歳代以降で罹患率が高くなり、70歳代の患者数が多い傾向となっています。

その3、費用助成につき回答します。

県内においても費用助成を始めた自治体があることは把握しておりますが、今のところ本市で助成を行う予定はありません。国の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）においても定期接種化の検討が行われていることから、今後の動向を注視してまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1の文化施設の利活用についての中で教育委員会の所管する分についてお答えをいたします。

その1です。伊集院文化会館ホールの使用料は、使用者が入場料を徴収しない場合、午前9時から午後5時までの平日2万6,400円、休日等3万1,850円、使用者が入場料を徴収する場合は、同時間帯で平日4万5,050円、休日等5万3,850円、東市来文化交流センターホールにつきましては、使用者が入場料を徴収しない場合、平日2万4,610円、

休日等 2 万 9,540 円、使用者が入場料を徴収する場合、平日 4 万 1,800 円、休日等 5 万 7 0 円、吹上中央公民館大ホールにつきましては、使用者が入場料を徴収しない場合、午前 8 時半から午後 5 時までの平日 1 万 1,000 円、休日等 1 万 3,200 円、使用者が入場料を徴収する場合、平日 2 万 2,000 円、休日等 2 万 8,600 円と定めています。

使用料の減免等については、伊集院文化会館及び東市来文化交流センターは条例に定めていません。吹上中央公民館については、教育委員会は公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは使用料を減額し、または免除することができると定めています。

続きまして、その 2、保育所や幼稚園の使用料についてでございます。

保育所や幼稚園の使用に限らず、伊集院文化会館ホール及び東市来文化交流センターホールについては条例で規定しておらず、減免等を行っていません。

また、吹上中央公民館大ホールは、条例の使用料の減免の規定に基づき判断をしています。

その 2 のイでございます。

対象施設につきましては、今後も条例に基づき運用してまいります。

その 3 でございます。

吹上中央公民館大ホールの利用件数は、令和 6 年 1 月末現在で計 10 回となっています。

その 4、専門の職員の配置についてでございます。

文化芸術事業の誘致については、社会教育課と指定管理者が連携を密にし、文化芸術等の推進に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 7 番（是枝みゆきさん）

それでは、順を追いまして 2 回目の質問をさせていただきます。

まず、ホールの使用料。

ただいま額面を丁寧にお答えいただきました伊集院文化会館と東市来けけホールに使用料の減免規定はないが、市が予算化して使用料を収めている例は本年度何例あり、具体的にどのような催しなのかをお伺いいたします。

○ 社会教育課長（松岡政仁君）

お答えします。

教育委員会が予算化したものは、本年度 13 例ございます。

具体的には、伊集院文化会館で 20 歳を祝う式、生涯学習大会、日置市総合文化祭、小中義務教育学校音楽発表会、また東市来文化交流センターにおきましては、東市来生涯学習フェスタなどになっております。

以上です。

○ 7 番（是枝みゆきさん）

ただいまの中から、小中学校の使用に当たって、具体的にどのような発表会に予算化しているのかをお伺いいたします。

○ 学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

まず、日置市小中義務教育学校の音楽発表会と伊集院小学校、伊集院中学校そして伊集院北中学校及び東市来中学校の定期演奏会の使用料を予算化しております。

以上です。

○ 7 番（是枝みゆきさん）

吹上のホールについて伺います。

吹上ホールは、中央公民館内に設置されております。日置市公民館条例施行規則にのっとり、使用料の減免があります。

市の機関が主催または共催する場合、そのほか教育委員会が特別に認めた場合に免除、また教育委員会が認めた場合に 5 割相当の減額規定がございます。

免除と減額は、それぞれ具体的にどのような場合かを伺います。

○社会教育課長（松岡政仁君）

大ホールの免除を行っているものとしたしましては、吹上地域市民駅伝競争大会の開会式・閉会式、吹上地域文化祭それから女性大会などになっております。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、続きまして日吉老人福祉センター条例は使用料の減免がありまして、市長が公益上の理由、その他の理由があると認める場合、規定で定めるところにより使用料を減免し、または免除することができるとあります。

それぞれ具体的にどのような場合か伺います。

○福祉課長（坂上 誠君）

日吉老人福祉センターの大ホールの免除を行っているものとしましては、日吉学園の合唱コンクール、演奏会、それから日吉地域文化祭、市の社会福祉大会などでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

市主催のイベント、それから義務教育に当たる小中学校の教育委員会主催の合同発表会には、4つの全てのホールにおいて使用料の予算化や免除が行われているということを確認いたしました。

日置市の子どもたちに使用する配慮は当然のこととは思いますが、大変ありがたいことだと思います。

ちなみに、昨年度、小中学校発表会は年間何回行われて、使用料は幾ら予算化されたのかをお伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

令和4年度は、市小中義務教育学校の音楽発表会を、同日東市来地区、それから伊集院日吉地区、吹上地区の3会場で行いました。

吹上地区公民館大ホールは免除、東市来こけけホールは4万4,660円、伊集院文化会館は7万7,520円の合計12万2,180円でした。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

合計で12万2,180円とご回答いただきました。

小中学校発表会におきまして、伊集院文化会館のピアノは、どのピアノを利用なさっていらっしゃいますか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

カワイのグランドピアノを使用いたしました。

○7番（是枝みゆきさん）

ピアノの使用料が、規定を見ますとスタインウェイが1万1,000円、それからカワイが5,230円となっております。

スタインウェイは、およそ倍の使用料となっておりますけれども、このピアノは本当に国際コンクールでも利用される大変素晴らしいピアノでございます。日置市の2つの文化施設ホールに、それぞれ、このスタインウェイがあるわけです。これは本市の財産であり、素晴らしいことなんです。ほかの自治体のホールを見ましても、そうそう設置されてある、置いてあるピアノではございません。

学校の音楽室にも、カワイとかヤマハとか、そういったピアノ、グランドピアノは置いてあるとは思いますが、このスタインウェイというのは、なかなか予算上も置けるピアノではございません。

ぜひ、日置市の子どもたちに、発表会の機会にホールでの奥深い響きを味わっていただきたいし、実際に弾いてほしいと思います。

年に数回しか催されない発表会ですので、ぜひ5,000円追加予算を出していただいてもよいのではないのでしょうか。

いろんな全国各地のアンケートを検索しますと、文化芸術はなくてはならないものと、多くの国民の方々がそう思っております。

しかし、予算をかけるとなると、残念ながら多くの自治体がそこまでかけていないとい

うことを、非常に残念に思っております。

しかしながら、このピアノですね、あと5,000円でございます。出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

カワイのグランドピアノもすばらしい音色だと承知しておりますが、ピアノと設備の使用に当たっては、音楽教員の意見を聞きながら選択し使用したいと考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

音楽教員にお聞きいたしました。スタインウェイがあるんだから、ぜひ子どもに使わせてほしいと言っていらっしゃいます。なので、今回提案しましたので、ぜひ予算化していただきたいと思います。

先ほど、部活動のほうも予算化あるいは免除ということをお聞きしておりますが、伊集院文化会館、それから東市来ホール等における部活動、こういったものはどのようになっています。使用料どうなっておりますでしょうか、お伺いします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

先ほどもお伝えいたしましたとおり、各学校の部活動の定期演奏会につきましては、予算化をして免除になっているところでございます。免除じゃなくて、予算化をしているところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

分かりました。

東市来こけけホール、それから伊集院文化ホールにおきましても、全て予算化されているということで大変安心いたしました。

それでは、（2）の質問に参りたいと思います。

政府は異次元の少子化対策実現のために、こども未来戦略方針を打ち出すなどして子育ての支援に力を注いでおります。親の働き方とかライフスタイルも変わってきていて、保

育所やこども園に通う子どもたちも増えてまいりました。

本市でも、幼児教育や保育にかける支援も拡充してきておられます。新しい保育所整備の支援や本市独自の入園認定の改正など、市長の子ども政策にかける情熱を感じております。

そこで伺います。本市の文化ホールを利用している幼稚園や保育所等、本年度は何件あったのかを伺います。

○社会教育課長（松岡政仁君）

お答えします。

令和5年度の実績では、発表会等で伊集院文化会館が1件、東市来文化交流センターで3件の利用がございました。

○7番（是枝みゆきさん）

ホームページを見ますと、本市に22の保育所、保育園、こども園、幼稚園等がございますけれども、そのうちの4件がホールを使用されたということでした。発表会に公共施設ホールが、余りと言っていいかは分かりませんが、使われていない。その理由は何だと思われませんか、お伺いします。

○社会教育課長（松岡政仁君）

お答えします。

各園の発表会等に対する考え方によるホール使用の必要性などや用具等の移動の負担が理由ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

私も、今おっしゃるとおりなのかなと考えております。しかしながら、現状少なくとも4つの幼児保育教育施設が使用されておられます。幼稚園や保育園に使用負担料が大きくならないように使いやすくすると同時に、ホールを使うことで地域の方々も応援に來れると、こういったことができるように、ぜひ、条例規則の市長、教育長が認めるときの

内容を、現状よりもっと幅広く考えることも大切なのではないかなと考えております。

日置市はこどもまんなか宣言をしております。国が推進する子どもたちが健やかで幸せに成長できるような社会の実現の趣旨に共感、賛同し、子育て世代に選ばれる日置市を実現するために、市全体でこどもまんなかアクションを実践していくとしています。

本市は、学校行事使用には免除を行っています。大変すばらしいことだと思います。日置市立——市立です——と私立の違いがあっても、日置市で育つ大切な子どもたちです。県内のホールでもほかのホールでも、幼稚園や保育園に対して減免を行っている事例はございます。

ぜひ、未来の日置市社会を担う子どもたちです。そういったことから、ぜひ条例規則の市長、教育長が認めるときの事例として、減免あるいは免除ができるように検討されないか、再度お伺いいたします。

○社会教育課長（松岡政仁君）

現在、現段階ですが、私立の幼稚園や保育園につきましては、条例施行規則の使用料の減免の規定に該当しないと考えているところでございます。

○福祉課長（坂上 誠君）

日吉老人福祉センターは、老人福祉法の規定に基づき設置をしている施設でございます。私立の幼稚園や保育園の使用料を免除には該当しないと考えているところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

条例を改正してくださいと言っているわけではなくて、該当していないので考え方の部分の検討をされませんかと申し上げているところでございます。

今回の回答には、ちょっと残念ですとしか思えないのですが、今後、少子化の加速がとまらない社会の流れの中で、子育てを温かく

見守る日置市の施策の一つとして、今後考えていただきたいと、今回は投げかけておきます。

次、行きます。

日吉老人福祉センターと吹上中央公民館の減免件数はいかがでしょうか伺います。

○社会教育課長（松岡政仁君）

お答えします。

吹上中央公民館ホールの本年度1月末時点での利用件数ですが、10件中9件が減免となっているところです。

以上です。

○福祉課長（坂上 誠君）

日吉老人福祉センター大ホールの本年度1月末時点の利用件数は、27件中、うち14件が免除となっております。

○7番（是枝みゆきさん）

伊集院と東市来のホールは舞研、それから日吉老人福祉センターは社会福祉協議会に委託してございます。連携を密にしながら文化芸術の推進に努めてまいりたいとのご回答いただきました。

志布志市では、市民にできるだけ安価で見てもらって歳入の工夫をするために、宝くじ文化講演事業とか、三井住友海上文化財団の地域住民のためのコンサートなど、これは県に確認しましたら、各自治体に案内が送付されております。

積極的にそういったことを申し込まれたり、さまざまな事業にアクションをして歳入の工夫をされております。

老人福祉センターや吹上中央公民館のホールは、劇場や音楽堂とは性質は違いますが、市民が集い地域の振興や福祉に資するものである性質は、音楽堂や劇場と変わらないものではないでしょうか。

せっかくのホールですので、余り利用されていないと感じておりますが、本市は日吉と吹上のホールの利用の現状を、どのように認

識されていらっしゃるのでしょうか。

また、有効利用するために、もっと工夫や積極的な取組が必要と感じますが、どうお考えでしょうか。

○福祉課長（坂上 誠君）

日吉老人福祉センター大ホールの利用状況につきましては、多くはないということは認識をしております。

今後も設置目的に沿った利用と、それからイベント等に関しましては、関係各課とも連携を行い、活用のほうを図ってまいりたいと考えております。

○社会教育課長（松岡政仁君）

吹上中央公民館ホールの利用につきましては、議員ご指摘のとおり、決して多い状況とは言えません。この施設については社会教育法及び条例に基づき、今後も利用されるよう努めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

教育とか芸術文化に、お金お金とは余り言いたくありませんが、されど免除や減免対象のイベントのみでは収益につながらず、維持管理の予算がかさむ一方です。

市民はもとより、他市町村からも日置市に観客を呼んで、ホールの利活用にもっと力を注いで鑑賞体験を増やしてほしいと思います。使ってこそそのホールの価値が生かされると思います。

昨日、6番議員の「訪ねてよし ひおき」に対する施策の回答に、スポーツ合宿の誘致、観光PR武将隊プロジェクト、ひおきとプロジェクトなど、関係人口、交流人口の拡大創出に取り組んでいる回答をされました。ぜひ、その中に芸術文化の施策も入れていただきたいと。人事の問題にもなるかと思いますが、ぜひ、市長にお伺いしたいと思います。

誘致担当も含めて、日置市の文化向上に携わる係を設置することで、ホールの利活用も

進んでいくのではないのでしょうか。検討されませんか、いかがでしょう。市長のお考えをお聞きいたしまして、ホール利用に対する質問は終わらせていただきます。

○市長（永山由高君）

担当する係を設置できないかということにつきましては、1問目に回答を申し上げたとおりでございます。

一方で、今後ホールの利活用を含めた取組についてということなんですけれども、これは、行政がこういった企画の当事者となり、主催するということもございますが、併せて市民の皆様や地域で活動しておられる文化芸術関係の団体の方々も、たくさんご活躍をいただいております。

そういった方々が自ら企画をしホールを使っていたといたったようなご相談をいただく際には、資金調達の方法も含めて、しっかりとこちらも知恵を一緒に出させていただくといったような後押しは、引き続きさせていただきたいというふうに思っております。

行政主催のみだけでなく、広く市民、もしくは市内のさまざまな団体の方々にご活用いただけるシーンを増やすといったようなことも含めて、今後、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、大きな2番目の2回目の質問をいたします。

日本列島付近では4枚のプレートが接続されておりまして、いつ起こるか誰も予測できないことでございます。その準備も強く心がけなければならないことだと、改めて今回の能登半島地震で思い知ったところでございます。

たまたま、能登地震に居合わせた知人が、このように語っておりました。切迫感を持ってよくないことが起きたいきのことを想定

していたつもりでも、それが起きたとき、初めて自分の想定が甘すぎたと自覚した。

そこで、要支援者等の支援について、切迫感を持って、順を追って2回目の質問をしたいと思います。

まず、避難行動要支援者1,444人、ご回答いただきました。そのうち、介護度3から5級の高齢者は何人なのかを伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

避難行動要支援者のうち、要介護認定3の方が133人、要介護認定4の方が134人、要介護認定5の方が74人となっております。合計で341人となっております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

現時点で協定を結んでいる高齢者施設の受入れ人数は、11施設で142人ということですので、数字上でも明らかに不足するということが伺えます。

大災害の場合は協定を結んでいる施設も被災する場合が十分考えられることを想定しますと、老人福祉施設のみならず、障がい者の支援施設、児童福祉施設などの社会福祉施設、そして特別支援学校など、多くの施設や学校にご協力をいただく体制が必要だと考えます。

課題を踏まえて、市のお考えはどうか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

避難行動要支援者の全ての方が、福祉避難所へ避難を行うということではございませんけれども、今後におきましても関係各課と連携を図りながら、施設等へ説明を行いまして、ご協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

福岡県福津市では、福祉避難所運営協議会規則ができております。市内の福祉避難所運営協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めて調査及び協議をすることが定められております。

各協定先と関係課における、すみません。失礼いたしました。日置市も福祉避難所の協議会を発足して、発足して取り組んでみられる必要があるのではないかと伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

今現在、関係課と連携を図るために、災害時における要配慮者の避難支援に関する意見交換会を実施しております。

まずは、市役所内での連携を進めた上で、施設等との連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

ただいまの回答から、まだこれから進めていって努力、努めていきますという現状であるということで理解をいたしました。

さて、協定書を見ると、要配慮者の移送は、原則として家族等の当該要配慮者を介助するものを行うとあります。移送は、これ、家族に任せてよろしいでしょうか。いいのでしょうか。

それから、開設期間は7日間とありますが、今回の大地震を想定した場合に、この協定どおりにはいかないのではないかなと考えるところですが、市のお考えを伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

先ほど市長の答弁にもございましたとおり、福祉避難所の移送につきましては、原則ご家

族や親戚、介助をされる方での移送となります。

仮に移送手段がない場合については、市において車両等を調整の上、移送支援を行うこととなると考えております。

また、開設期間につきましては、協定書において7日以内と定めてございますけれども、災害状況等によりまして7日を超える期間開設する必要がある場合は、協力施設と協議を行いまして開設期間を決定することとなっております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

避難の際には、通常利用されていらっしゃる福祉避難所に避難できる手立を打つことが大切だと考えます。事前にどのような取組が必要だとお考えでしょうか、伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

避難所におけるスクリーニングをスムーズに行うため、市の総合防災訓練において共通した健康相談表を用いまして、健康相談の訓練を行うなど事前の準備に取り組んでおります。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

混乱の中にあってもできるだけスムーズに行くように、聞き取りの前に個別の避難計画の作成は必要だと感じます。令和3年度に避難行動要支援者について、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされております。内閣府の出す制度内容を見ますと、かなり綿密な段階を踏まえて作成しなければならないことがうかがえます。でもスムーズな避難のためにも個別避難計画書作成の必要が出てくると考えますが、本市の作成現状はどうかを伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純

一君）

お答えいたします。

現在、30人分の個別避難計画を作成しておりまして、今後においても関係各課と連携を図りながら、個別避難計画の作成に取り組んでまいります。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

いつ起こるか分からないという災害を考えると、待ったなしと考えるところですが、避難行動要支援者数1,444人のうちの現在30人分が作成済みだということで御回答いただきました。あと1,414人分ですが、大変でしょうけれども作成を進めていただきたいと思います。

続いて、オの2回目行きます。救護班は要配慮者の安全確保及び支援に情報収集をはじめ、医療機関、保健所との連絡調整、医療救護、助産など文書事務が多岐にわたっております。市職員でとても対応できないと考えられます。大規模な災害や事故の直後の場合は急性期医療を伴う災害派遣医療チームDMA Tや日本医師会災害チームJMA Tなどが駆けつけてこられますが、長期化すると命を守るのは地元の病院でございます。

看護師協会とか薬剤師会、助産師、保健師、介護士など専門の資格を持った方々の話し合いは持たれているのかお聞きいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

現在、本市の保健師間では、現任教育の一環として大規模災害に備えた訓練や研修などを実施しております。これは県の保健所の保健師等とも連携しながら実施しているところでございます。

また、看護協会とは協会主催の研修会等を通じ、必要時災害支援ナースを派遣要請、県を通じてになりますけれども、そのような情報を共有させていただいております。

また、薬剤師会とは協定の締結に向けて、今後話合いを行う予定としてございます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

ただいま、災害支援ナースの派遣というちょっと聞きなれない言葉が出てきましたので、詳しく御説明いただけますでしょうか。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

災害支援ナースとは、被災した看護職の心身負担の軽減と、被災した方々への直接的な適切な医療看護を提供する看護職のことを言います。

所定の研修を受講した方で、希望された方が登録をされるんですけれども、鹿児島県内では、令和5年8月末で147名が登録をされていらっしゃいます。今までは看護職能団体としてボランティアの活動でございましたけれども、活動のほうが評価されまして、令和6年4月からは体制が確立されまして、自然災害と及びコロナのような新興感染症、新たな感染症の発災時に県の要請に基づき派遣されることとなっております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

すばらしい制度ができたということが分かりました。命にかかわる救護医療チームとなりますので、協定締結に向けての話合いをしっかり進めていただきたいと思います。

それでは、カの2回目を質問いたします。ホームページの掲載があるということで改めて検索いたしました。本当に大変探しにくいです。ぜひ、アクセスの仕方も改善していただきたいと思います。

また、日置市地域防災計画の資料編に、災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての使用に関する協定書を見ることができそうですが、これも探すのに大変苦労いたしました。

先日、身体障害者協会伊集院支部で薩摩川

内市の防災センターに研修に行きました。そこで改めて自助努力というところも勉強してまいりましたけれども、その際に、福祉避難所の存在を知っていますかとお尋ねしたところ、知っているとお答えになられた方はお一人もいらっしゃいませんでした。

ホームページの掲載はもとより、少なくとも避難行動要支援者やそのご家族への一覧表の配布は必要があるのではないかと考えますが、どうお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

福祉避難所の周知につきましては、現在ホームページに掲載しておりますけれども、議員がおっしゃられたとおり、ちょっと検索しづらい状況もあるかと思います。

今後、福祉避難所の基本的な事項や注意事項などを含め周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

ただいまおっしゃった基本的な事項とか、それから注意事項というのは具体的にどのようなことでしょうか、お伺いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

例えて申し上げますと、福祉避難所への避難は一般の方はできませんということや、移送はご家族等で行っていただくこととなりますといったような事項を想定をいたしております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

注意事項、様々あると思いますけれども、ぜひ整理されて、こういった注意事項とともに福祉避難所の在り方をご理解していただくことも必要だと思います。そのことによって

該当される方々の自助を考える機会にもなると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、キについて2回目質問いたします。

能登地震のボランティアに入られた知り合いが、1週間以上ベッド用の段ボールも届かずに、やっと届いたのはボランティア団体からであったと語っておられました。市の物資整備はもちろんですが、団体などでもある程度の準備が必要なのではないかとの見解でございました。

指定避難所において、バリアフリー化や洋式トイレなど車椅子の方や肢体不自由の方々もスムーズな避難ができるのか、また福祉避難室となるような個室の準備は設置できるのかをお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

車椅子での避難がスムーズにできるようにバリアフリー化も進めておりまして、もし仮に段差がある場合におきまして、スロープを設置するなどの対応をすることとしております。

洋式トイレにつきましては、開設優先度3の避難所26か所全てに設置がなされておりまして、個室の避難室につきましては、避難所の状態にも言えますけれども部屋数が多いところでございましたらケースに応じ、対応は可能ではないかと考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

分かりました。それでは、クの2回目質問させていただきます。

能登地震の新聞報道によると1月10日に政府はやっと要配慮者を受け入れる二次避難を進めております。そして地震から19日後、聴覚障害者が二次避難所に移り手話などスタ

ップの支援を受けて、ほっとしている様子が伝わってまいりました。

しかしながら1か月経過した2月2日、まだ多くの高齢者が避難所や被災した施設での生活を余儀なくされておられ、またケアに当たる介護職員や福祉関係の職員も被災しているということで、人手不足に拍車がかかっておりました。

災害の規模が大きくなるほど行政機関の公助が行き届かなくなる実態が十分に伝わってまいりました。指定避難所での生活を余儀なくされることを考えたとき、お互い助け合い支え合い過ごしていくことを考えなければなりません。そのためのために、要配慮者への支援ガイドラインが全国各地の自治体で作成されております。本市はこれから先進事例を研究していきたいとのご回答を頂きました。

私も幾つかのガイドラインに目を通してまいりましたが、特に、その中で茨城県の龍ヶ崎市役所のものが良いなと思いました。中身が障がいの特性に応じた対応策に分かれております。そして、まず本人や家族が備えておくこと、そして、地域の皆さんができること、また避難所での生活などを分かりやすく記載されております。

作成に当たりましては障がい者団体だとか、医療機関とか、民生委員だとか、社会福祉協議会など関係の団体の参加やヒアリングを通して編集をされたそうです。また、このガイドラインの冊子は、そういった福祉関係の研究を行った際に参加者に無料で配布をされているということでございました。ぜひ、これも参考にさせていただきたいと考えます。どうでしょうか、いかがでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

今、議員から御紹介がありました龍ヶ崎市の例も含めまして、先進事例等を研究してま

いりたいと考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

災害時に障がいのある方や高齢者の避難を阻む壁、様々なものがあります。その一つ一つの不安が備えで少しでも消えていくように、行政側の準備を怠ることができませんが、最後に、大災害に対する避難行動要支援者を含めて、要配慮者の避難の在り方について市長のお考えをお聞きします。

○市長（永山由高君）

このたびの能登半島地震におきましても、福祉避難所の運用の在り方や避難行動要支援者の方々の避難を支える側の方々の高齢化など、課題が上がっておるというふうに確認をいたしております。

避難行動要支援者のまずは個別避難計画の作成を進め、また福祉避難所の運用についてもしっかりと情報を収集して、これは必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、带状疱疹予防接種のことににつきまして、2回目の質問をさせていただきます。

1回目の回答で带状疱疹の症状についてお話をいただきました。带状疱疹についてドクターにお話を伺ったところ、コロナ罹患後や風邪をひいた後、ハードワークやストレスも一因になっているということでした。

また、水疱瘡の予防接種により子どもが水疱瘡に罹患しにくくなって、その結果、その親世代の抗原が下がってきて比較的若い方にも広がってきているようですというようなお話をいただいております。お尋ねします。本市の罹患者数は出ておりませんが、おおよその推計値や参考になる数値はございますか。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

日置市の数としては出ておりませんが、宮崎県のほうが患者調査のほうを行っておりまして、その数値に参考に推計しますと、日置市の人口に換算しますと約230人、そのうち50歳以上は170人程度になると推計されます。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、带状疱疹の予防接種の種類と費用はどうか、お伺いいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

带状疱疹ワクチンにつきましては、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類になります。

費用につきまして、生ワクチンが1万円程度、不活化ワクチンが2回接種で約4万円と伺っております。

○7番（是枝みゆきさん）

両方とも高いんですが、金額が違いますが、ワクチンの違いで効果はどうなのでしょう、お伺いいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

ワクチンの種類によって発症予防効果は異なると言われておりますけれども、生ワクチンで約6割、不活化ワクチンで約9割の発症予防効果があり、また持続期間につきましては、生ワクチンは5年程度、不活化ワクチンは9年程度効果が持続すると言われております。

○7番（是枝みゆきさん）

市民の方から、身近な方々が次々に带状疱疹になったので、自分も予防接種を受けようと思ったがもう費用が高くて手が出ないと、公的補助があると助かるというお声をいただきました。何しろ高額であるということも問題ですので、費用助成を行っている自治体を調べてみました。九州県内の助成自治体は対象者は50歳以上あるいは生活保護家庭となっております。生ワクチンに対して5,000円を上限として1回、不活化ワクチンに対して1万円を上限として2回という

ところが多いようです。

発症すると激しい症状を伴う病気です。鹿児島県も幾つかの自治体は取り組んでおりますが、まだまだの状況です。お答えいただいたように市単独の助成は厳しいと思われますが、今後、国の定期接種化とされた場合、日置市でも予防接種補助の選択肢の一つとしてご検討いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

先ほどの答弁でもありましたけれども、現在、国において有効性や安全性、費用対効果等を踏まえた検討が審議会、分科会のほうでなされております。

本市におきましても、国の動向を注視して研究してまいりたいと考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

放っておくと重症化しやすい病気です。早期治療のタイミングも知識として持つておく必要も感じます。いまだに罹患が続くコロナ感染症、そしてインフルエンザなど感染症は市民の生活を脅かす存在です。

感染症の予防策や様々な症例の初期症状からの対応など、市民への周知も工夫してはいかがでしょうかと提案いたしまして最後の質問とさせていただきます。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

今、ご提案のあったように、带状疱疹の早期発見、治療の必要性、予防方法については非常に必要なことかと思っております。

今後ホームページや広報誌などで周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、中村清栄君の質問を許可します。

〔1番中村清栄君登壇〕

○1番（中村清栄君）

一般質問2日目、最年少議員が2番目の質問者として務めさせていただきます。

私の基本理念とあります「若い力を日置市をもとへ」、先輩議員とともに若い世代の声を市政に届けられるよう元気よく一般質問したいと思います。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

大きく2つの項目に分けて質問いたします。

まず1つ目の、部活動の今後の在り方について、4点質問いたします。

まず1点目、本市の部活動の地域移行に向けて、現状と課題は何か伺います。

2点目に、第3回部活動在り方検討委員会で出た生徒・保護者・教職員へのアンケートの内容、生徒、保護者、教職員からの多数寄せられた意見は何か伺います。

3点目に、生徒数が減少する中で、合同チーム等、拠点校に集約・設置し活動する拠点校型のメリットとデメリットは何か、伺います。

4点目に、令和6年度以降に部活動の地域移行のモデルになる部活動を設置されるが、本市の考えを伺います。

次に、2つ目の項目で、本市の体育施設の予約方法・状況について、4点質問いたします。

1点目に、本市の社会体育施設の運営が令和5年度から指定管理となり、シダックス大新東に運営が委託されたが、利便性の向上につながったと考えるか、伺います。

2点目に、本市の社会体育施設及び都市公園運動施設の予約は、市内・市外からの利用

者について適正に予約がされていると考えるか、伺います。

3点目に、指定管理事業者が予約について、ネット予約に取り組みたい意向が示されておりますが、約1年たとうとしております。今後、ネット予約の導入の見通しはどうか、伺います。

最後に、日・月ごとの予約状況をネットで確認できる仕組みづくりの検討を早急にできないか、伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

質問事項1つ目につきましては、教育長より回答いたします。

質問事項2つ目につきましては、質問の対象が市長、教育長となつてございますけれども、ご質問の趣旨に鑑みまして、こちらも教育長より回答いたします。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、お尋ねの2つの点につきまして回答をいたします。

まず、部活動の今後の在り方についてでございます。

その1、地域移行の現状と課題についてお答えします。

令和8年度からの地域移行を目指して、令和6年度から、休日の運動部活動の一部を試行的に、モデル事業として実施し、順次、可能なものから拡大していく計画です。良好な部活動環境を維持していくためにも、指導者の確保が課題であると考えています。

その2、アンケートの内容及び寄せられた意見について回答いたします。

アンケートでは、部活動の目的や意義、成果や課題、地域移行についての考え方を伺いました。心配する声として、生徒からは、練習日や試合回数の制限について、保護者から

は合同練習や試合の際の送迎について、教職員からは、種目の専門性の問題や学校の生徒指導への影響などが寄せられました。

一方で、前向きな声として、種目の選択肢や参加できる大会が増えることに加え、専門的な指導を受けられることなどへの期待も寄せられました。

その3です。拠点校型のメリットとデメリットでございます。

合同チームによる拠点校型の部活動のメリットとしては、一定の人数が確保でき、特に団体競技では、大会への参加の可能性が広がることが挙げられます。デメリットとしては、生徒の練習場への移動の問題などが考えられます。

その4、モデル事業の本市の考え方でございます。

地域移行のモデル事業として、数校による合同の部活動と地域の指導者による部活動の2つを考えています。モデル事業を通して、成果や課題を検証していくとともに、本市に合った部活動の地域移行の在り方を検討してまいります。

大きな2つ目、体育施設の予約方法・状況についてでございます。

その1、指定管理に委託したことによる利便性の向上についてでございます。

指定管理者においては、市の担当課等と連携を図り運営しており、おおむね順調に管理運営ができていると考えています。

利用者アンケートからも、87%の方から、満足、やや満足の回答をいただいております。利便性は保たれていると考えています。

その2、予約についてでございます。

体育施設の予約については、適正に受付がなされていると考えています。

その3、ネット予約の導入の見通しについてでございます。

予約システムについては今年度中の導入を

予定しており、令和6年4月から本格稼働するとの報告を受けています。

その4、ネットで確認できる仕組みづくりの検討についてでございます。

4月から導入される予約システムには、誰でも予約状況が確認できる機能を予定していると報告を受けています。

以上でございます。

○1番（中村清栄君）

現状と課題について、今後計画していく中で、指導者の確保が課題と教育長に答弁いただきました。この現状と課題に関して、再度質問させていただきます。

一昨年、12月議会でも質問させていただきましたが、その中で、部活動の課題として、合同チームの編成、教職員の顧問配置が課題とありました。危惧されるのは、吹上、日吉、土橋地域などの合同チーム編成の課題、保護者の負担ですが、その後、課題解決に向けて変わったことは何でしょうか。お伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

課題解決に向けて、令和6年度にモデル事業を実施いたします。そして、検証していく計画でございます。

○1番（中村清栄君）

今回のモデル事業に関しては期待しております。

前回、地域移行への取組の課題として、生徒や保護者のニーズ、学校の事情と指導者等の考えを踏まえた議論が必要との答弁でしたが、そちらの方は課題解決に向けて変わったことは何でしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

アンケート調査を基に、生徒や保護者、指導者や学校の考えを踏まえ、在り方検討委員会で検討し、現在の部活動を基本に、モデル事業を通して本市の地域移行のスタイルを探っていくことといたしました。

○1番（中村清栄君）

モデル事業を通して、今あるものを生かしながら、もしくは新たに地域移行を段階的に進めてもらいたいです。

それでは、現在、教員が競技経験を持たない部活顧問はどの程度いるのか、伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

今年度行ったアンケートの結果、44.6%の部活動顧問が未経験者でありました。

○1番（中村清栄君）

学校に部活がなく、部活だけほかの中学校に行きたいという声を聞いております。少子化が進む中で、学校間の生徒数に差が出ることを避ける方法の一つとして、前回の質問での答弁で、学校の垣根を越えて部活動を選択し、活動することも一つの方法であるとありましたが、希望する学校の部活に行くという選択肢を広げる環境づくりはできないのか。その点について教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（奥 善一君）

現在、部活動だけほかの学校の活動に参加するというスタイルはございません。それに近い形で現在も行われております合同の部活動というのはございます。

今後、このモデル事業を実施する中で、その可能性を広げていけたらと思うところでございます。

なお、現在でも、実際自分の学校にはない部活動をやることを目的として、指定変更をしていくというような手続はございます。

以上でございます。

○1番（中村清栄君）

今答弁いただきました。今後、住んでいる地域の学校に希望する部活がないのなら、そのまま通いながら部活動のみ選択できる、日置市独自といいますか、特有の新しい仕組みをぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。アンケートの内容で

多数寄せられた意見について、心配する声だけではなく前向きな声もあったとの答弁でしたが、再度質問いたします。

まず、アンケート対象者は、こういった基準で対象者と人数を選んだのか、伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

アンケートの対象者についてですが、中学校長、それから中学校教職員、そして中学生とその保護者全員でございます。

○1番（中村清栄君）

次に、合同チームの保護者負担についてはどのような意見が上がってきたのか、伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

アンケートの回答者は625人でございます。「ある程度であれば負担してよい」396人、63.4%。「これまで学校で行われていたときと同様、負担する必要はない」84人、13.4%。「よくわからない」145人、23.2%という結果で、意見としては「家庭の経済力で部活動に入れないことがないようにしてほしい」や「経済的な面で子どもの可能性をつぶさざるを得ない環境になるのは不安、部費や謝金等、両方は子育て世代には厳しい」などの不安の声がございました。

○1番（中村清栄君）

625人という回答者の数ですが、学校によってはアンケートの答えも偏りがあったのではないかと考えますが、学校ごとで意見が多かった内容はこういったものなのか、伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

部活動移行が必要かどうかについては、賛成、反対、よくわからないが同じくらいの割合で、特に偏り等はございませんでした。

部活動が地域移行された場合の課題点だと思われるものについては、人材確保75%、生徒指導面での不安62%、指導者の謝金等

54%、指導者との人間関係53%などがございました。

○1番（中村清栄君）

偏りがあまりなかったとのことでしたが、中学生のアンケートで、休日に地域指導者等が指導することについてと、学校の枠を超えて所属できるスポーツクラブ、文化サークルができればどうしますかなどの質問は、部活動の選択肢が多い伊集院中学校や東市来中学校と、選択肢の少ない日吉、吹上、土橋地域では、通っている学校によって考え方が偏るのではないかと考えておりますが、選択肢の少ない日吉、吹上、土橋地域のアンケートが今後どのように反映されるのか、お伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

現段階では、選択肢の少ない学校の部活動については、この地域移行の取組の機会を活用し、いろいろなことに挑戦できるような環境づくりも検討していけたらと考えているところです。

○1番（中村清栄君）

この機会にぜひ、挑戦といった思い切った環境づくりを期待しております。

次の質問に移ります。モデル事業の拠点校型のメリット・デメリットについて答弁いただきました。この件について、再度質問いたします。

今回のモデル事業の一つとして拠点校型が選定された理由は何か、お伺いします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

現在行われている部活動の中で、単独校では実施できない部活動であっても、合同であれば実施可能になる合同部活動は、今後考えられる地域移行に近い形のスタイルであり、モデル事業で行うことが適していると考えていたからでございます。

○ 1 番（中村清栄君）

送迎の問題についてなんですが、保護者負担にならないような解決策はないのか、お伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

部活動では、送迎については保護者の負担が大きいと認識しております。現段階では解決策はございませんが、国・県の動向も踏まえて研究してまいりたいと思います。

○ 1 番（中村清栄君）

保護者の負担として一番大きいのが送迎の問題なのかなと思っておりますので、そこら辺も国・県の動向ということで今後期待しております。

次に、一昨日の総括質疑でも同僚議員からあったと思いますが、改めてお聞きします。

今回、当初予算にモデル事業の予算として約 1 0 0 万円ほど入っておりますが、その内訳をお伺いします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

生徒と指導者の保険料及び指導者の謝金でございます。

○ 1 番（中村清栄君）

部活動の地域移行は、中学校や高校の教員が学校教育の一環として担っていた部活動の指導を、地域のスポーツクラブや民間事業者に移行し、教員の負担を軽減するとともに、子どもたちの運動や文化活動に参加する機会への選択肢を増やす取組と認識しているのですが、本来の趣旨の教職員負担軽減とは異なるかと思いますが、そのこのところの見解をお伺いします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

本モデル事業においては、土日の部活動を想定しているところでございます。そして、顧問の先生方も地域指導者として指導に関わることができることとしているところです。

本市の部活動の在り方としましては、本来の部活動の目的や意義を大切にしていきたいと考えており、モデル事業を行い、課題整理を行っていききたいと思います。

○ 1 番（中村清栄君）

課題が多い中で、一つ一つ解決していったらいいと思います。

今回の拠点校型で指導される顧問の先生は、専門的な知識を持っていると思います。ほかの部活、学校に関しても専門的な知識を持っていて、部活動に対して意識が高い顧問の先生もいると思います。ですが、現在は部活動の大きな変革期であると思っております。様々な課題が生じてはいるものの、子どもたちの選択肢を増やし未来への可能性を広げるために、部活動の地域移行を進めることは不可欠であると考えております。

拠点校型ではなく外部への委託型や、運営団体への委託型、もしくは地域指導者の人材バンクの設置など、思い切った取組ができないのか、お伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

将来的にはそのようなものも考えられますが、国・県の動向を注視し、本市に合った部活動のスタイルを探っていききたいと考えております。

なお、部活動の委嘱については、議員のおっしゃったとおり、本来の趣旨と異なってくることも考えられるかと思います。保護者の負担が多大的になることなどが危惧されますので、地域の指導者を少しでも活用し、効果的な部活動運営ができる方法をモデル事業として検証していきたいと考えております。

○ 1 番（中村清栄君）

今回のモデル事業の拠点校型がうまくいき、ほかの部活動の在り方の先進的な事例になるよう期待しております。

次の、部活動の最後の質問に移ります。

部活動の地域移行のモデル事業に関して、本市の考えをお聞きして答弁いただきました。先ほどの予算の件でお聞きしますが、謝金についてはどの程度なのか、伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

謝金についてですが、中学校の休日における特殊業務手当を準用し、1時間当たり900円を予定しているところです。

○1番（中村清栄君）

今回、東市来のサッカー部に関しては、小学校との一貫指導であり、とても先進的なやり方であると考えます。ボランティアで長年指導をしている方も多い中で、とてもありがたい方向性ではありますが、先ほどの謝金について伺います。拠点校型では3人分、外部委託型には2人分というのはどういった基準で決められているのか、伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

令和5年度における部活動顧問や外部指導者の人数を参考にして積算しているところです。

○1番（中村清栄君）

今回のモデル事業に関してなんですが、野球、サッカーとスポーツ系であります。日置市の部活動地域移行検討事業に係るガイドラインの中の1番目ですが、適切な運営や効率的・効果的な活動の推進の中で、（1）の参加者では、原則として学校の運動部活動に所属している生徒、（2）の運営団体実施主体では、運営団体実施主体は将来的には総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、NPO法人等へ依頼することを目指すなど、その他スポーツ系のことが書かれているのですが、在り方検討委員会の委員には文化系の指導者も参画していたと認識しております。

部活動はスポーツ系が多いですが、文化系の活動に関してもそのモデル事業の検討を今後してもらいたいと思いますが、教育長の考

えをお聞きいたします。

○教育長（奥 善一君）

ただいまお尋ねの、文化系の部活動の地域移行についてでございます。

今年度までの部活動在り方検討委員会では、文化系の部活動に携わっている先生、それから地域の音楽に関わっている方及び文化協会の方も委員として入っていただきました。

当然、文化系の部活動も視野に入れて進めているわけございまして、今後もモデル事業を進めながら、その可能性については探っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

部活動の地域移行に関しまして、本市としてはモデル事業として来年度しますが、今、文化系に関しても前向きな答弁をいただきましたが、今後、改めてお聞きしますが、地域移行に向けて前向きに進めるのか、教育長のお考えをお聞きします。

○教育長（奥 善一君）

あくまでも国や県の動向等も踏まえながらということでございますけれども、まず一義的には、実際、現在の部活動で課題となっていること、子どもたちが、もう少しこうあればいいなと思っているようなことをまずは解決してあげることが大前提だろうというふうに思っております。

基本的な考え方としては、これから先も引き続き部活動の地域移行については、前向きに進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

総合型スポーツクラブなど、一つの団体に地域移行を委託したとしても負担はかかりますが、今の部活動を壊さず、負担を最小限に抑えられる取組を、今回のモデル事業で検証していただき、今後の部活動の在り方につい

て、生徒の選択肢を広げられるような効果を期待しております。

それでは、2つ目の質問に移ります。

本市の体育施設の予約方法、そして状況について答弁いただきました。1つ目の、利便性の向上について、順調に運営できているとのことでしたが、再度質問いたします。

今後のさらなる利便性向上に向けて、シダックス大新東との協議の状況はどうか、伺います。

○社会教育課長（松岡政仁君）

お答えします。

現在、指定管理者とは、利用者からの要望や苦情等があった場合には随時情報を共有し、その都度対応を図ってまいっております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

現在、本市のコミュニティスポーツクラブなどは、練習日をスポーツ教室という名目で年間の予約ができております。少年団は年間で予約できない状況であります。学校施設内で行えるサッカーやバレーなど各種スポーツと違って、学校施設内で行えないスポーツは体育施設を利用することしかできないのが現状です。

スポーツ少年団は基本ボランティアです。そして、地域の人々の手によって支えられております。行政の力で定期的な練習の予約ができる環境づくりの検討はできないか、伺います。

○社会教育課長（松岡政仁君）

スポーツ少年団の活動は基本学校施設になりますが、学校にない設備で体育施設を通常の活動拠点施設としている場合には、今後優先して利用できるよう検討していきたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

クラブチームと違って、スポーツ少年団は保護者や地域の方などがボランティアで行っ

ております。先ほどの部活動とは違うのは重々理解しておりますが、今前向きな答弁もいただきましたので、子どもたちのスポーツ活動の増進のために、ぜひ早期の対応を期待しております。

次の質問に移ります。市内、市外の利用料金が令和5年度から見直されましたが、令和4年度、5年度の市内、市外の利用者の推移はどうか。利用割合に変化はなかったのか、伺います。

○社会教育課長（松岡政仁君）

使用料見直しに伴う利用者の推移は変わりません。昨年度と比較いたしましても、市外割合が43%、今年度1月現在ですが45.1%ということで、さほど変化はございません。

以上です。

○1番（中村清栄君）

次の質問に移ります。ネット予約の導入の見通しの件です。

来月、令和6年4月から導入するとの報告があったとの答弁でしたが、現在の電話と窓口予約は利用者を待たせてしまい、電話予約のみでは限界があるのではという声も聞いております。ですが、ネット関係が扱えない方、難しい方に対しての対応として、今後、ネット予約と合わせて従来の予約方法も可能なのか、伺います。

○社会教育課長（松岡政仁君）

令和6年4月1日からは、従来の電話窓口予約に加えましてネット予約も可能という報告を受けているところでございます。

○1番（中村清栄君）

電話、窓口もできるということです。今後導入される予約システムで、誰でも予約の状況が確認できると報告を受けているとのことでしたが、各自治体ネット予約システムを導入しており、その中で、鳥取市の学校体育施設スマート予約システムの件なんですが、インターネット上で全ての体育施設の利用状況

が確認でき、もちろん24時間予約が可能で、人を介しての鍵の受領・返却等は不要の仕組みがあります。学校の体育館及びグラウンドを市民が活用でき、気軽にスポーツ活動の増進につながる仕組みがあります。

今言ったように、鍵の受領・返却等が不要と言いましたが、予約を確認した時点でワンタイムパスワード、その日だけ使えるパスワードがメールで届き、鍵のボックスに入力することで簡単に使うことができます。また、暗くなってからもグラウンドの使用の場合の照明のスイッチ等の説明もとても丁寧で分かりやすく、市民が活用しやすい仕組みづくりであります。

このスマートシステムは、学校体育施設ではありますが、本市においてもネット予約の導入と併せて取り組むことができるか。できる場所もあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（松岡政仁君）

大変便利なシステムであると思います。本市において、現在の管理人での対応でも、現在は問題はないと考えておりますので、今後の参考にもしていきたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

10代の方からの声で、休日や時間が空いたときに、自主トレや遊びで施設を気軽に利用したい。使いたい施設が空いているのか確認したいという声を聞いております。中高生、大学生や20代の方々なども同じだと思います。

そんな中で、今の流れでは、電話して、使いたい施設を言って、使いたい日を言って、管理人がそのページを開く、ファイルを開いて、ページを開いて、それまで待つて聞く。空いてなければまた別の日を言って、またそのページを開くまで待つ。とても時間がかかっておりました。また、電話も1回目で出ればいいですが、管理人が施設のチェックをし

たりトイレなどで席を外していたり、窓口対応や電話中であれば電話にも出られません。

先ほどもお聞きいただきましたが、若い世代の積極的な体育施設の利用促進のために、簡単に利用できる環境づくりはできないでしょうか。

最後に教育長にお聞きして一般質問を終わります。

○教育長（奥 善一君）

指定管理制度を導入をして、今1年が経過をするわけでございます。多少、当初は恐らく十分に慣れない部分もあったのかもしれませんが、この指定管理制度で狙うところは、やはり利用する方々の利便性の向上というところも大きな目的であるわけでございます。

現在も、ご迷惑をかけないように、対応には十分気をつけていただいているところでございますけれども、4月から稼働するネットシステムも合わせて、利用される方々の利便性の一層の向上を期待したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を1時0分からとします。

午前11時54分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、山口初美さんの質問を許可します。

〔16番山口初美さん登壇〕

○16番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず1問目は、脱原発について。

通告書に、すみません間違えて書いてあります、2月10日に原子力防災避難訓練が実

施されました。今回の教訓や課題について伺います。

次に、1月1日に発生した能登半島地震の教訓を踏まえて、参加者からはどのような声が寄せられたか伺います。

3点目に、震度5強の揺れに襲われた志賀原発は、変圧器の損傷、2万ℓ以上の油漏れ、外部電源が一部使えないなどのトラブルが続出しました。道路は寸断され、避難経路が使えない状況になりました。鹿児島でも同様あるいはそれ以上に苛酷な状況になる可能性は否定できません。川内原発の20年運転延長は、危険で住民への不安を与えるため、中止を求めるべきではないか伺います。

2点目は、吹上砂丘荘の存続を願う市民の声にどう答えるかということで、質問させていただきます。

1問目は、本市は、2月1日に吹上砂丘荘閉館についての説明会を開きました。会場では、閉館に納得しておらず存続を願うといった意見が多く出されました。市は説明責任を果たしたと言えるのか、見解を伺います。

2問目に、経営改善のために、市はどのような努力をしてきたかについて伺います。

3点目は、職員全員が会計年度任用職員という雇用条件で働いており、募集しても人が来ないため人手不足というが、それでは人が来なくて当然という声があります。その点についての見解を伺います。

3点目の質問は、視覚障がい者用の拡大読書器の支援拡充について伺います。

まず1点目、多くの視覚障がい者の生活に欠かせない拡大読書器、対象物をモニター画面で拡大したり背景色を変更したりして見やすくする装置ですが、拡大読書器の購入に際しては、市町村が行う地域生活支援事業のうち、日常生活用具給付制度の一環としてその費用が給付されますが、日置市ではその金額はどうなっているのか。また、活用の状況な

どについて伺います。

2点目は、最近の物価高によって市町村からの給付金では購入費を賄えなくなっていると関係する学会や団体が、実態に則した給付の拡充を求める要望書を全国の市町村に提出しました。目安となる金額が1993年以来、長年改定されず、大半の市町村では見直されていない現状があります。見直した市町村もあるのですが、日置市ではどのように検討されているか、伺います。

4点目が、自衛隊への若者の個人情報提供について。

1問目、本市では、18歳と22歳の若者の個人情報が、本人や保護者らの同意なく自衛隊に提供されています。そもそも本人同意のない個人情報の外部への提供は、憲法第13条の定める幸福追求権に基づく基本的人権を脅かすものであり、個人情報保護法や住民基本台帳法に違反するものであると考えられますが、どのようにお考えでしょうか、見解を伺います。

2問目は、現在、広報ひおきで除外申請の案内、ホームページでは申請の方法などが示されておりますが、そもそも本人や保護者らのほとんどが、市が情報提供をしている事実を知りません。学校でプリントを配るなど、周知徹底のための努力をすべきではないかと。見解を伺います。

5問目は、吹上浜沖洋上風力発電計画について。

県の研究会が、3月の会で今年度の最終的な判断をすると予測されますが、本市としてはその結論にどう対応するのか。市ではどのように検討されているのか、伺いまして、1問目を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、脱原発についてのその1、

原子力防災避難訓練の教訓課題につき回答します。

訓練の参加を通して、原子力防災アプリの活用がおおむね図られたことや屋内退避など、原子力防災への理解が深まったという点は評価されるものと考えています。

一方で、原子力防災アプリの操作に時間を要する場面があったこと、退城時検査場での待機時間が長いなどのご意見が寄せられています。

課題等については、訓練を繰り返し実施することで、全体的に理解を深めていくことが必要だと考えています。

その２、能登半島地震の教訓を踏まえて、参加者からどのような声が寄せられたかというご質問につき回答します。

訓練参加者へアンケートを実施しましたが、能登半島地震を踏まえたご意見等は寄せられておりません。

その３、川内原発の２０年運転延長につき回答します。

原発については、２０１１年の東日本大震災における福島原子力発電所の事故の経験を重く受け止め、脱原発という国民的な世論をしっかりと踏まえた姿勢を示し続ける必要があると考えております。

また、川内原発の運転延長に関しては、市民に不安があることは承知しておりますので、九州電力には安全を最優先していただきたいと考えております。

質問事項の２つ目、吹上砂丘荘についてのその１、説明責任につき回答いたします。

住民説明会では、吹上砂丘荘及びゆーぷる吹上の施設の現状や課題をお伝えした上で、両施設の今後の方向性について説明させていただきました。

また、２月１６日に開催された吹上地域の自治会長連絡協議会において、これまでの経緯や今後の方向性について改めて説明させて

いただいたところです。

今後も引き続き、広報紙などの活用も含め説明に努めてまいります。

その２、経営改善努力について回答します。

経営改善としては、令和５年４月からゆーぷる吹上の食堂部門の縮小、売店廃止、予約の砂丘荘への一元化を実施したところです。

一方で、利用者増を図る観点から、スポーツ合宿に特化した離島宿泊プラン、いい夫婦宿泊プランなどの宿泊企画やカレーランチビュッフェなどにも取り組んできました。

その３、人手不足について回答します。

旅館・ホテルといった業種については、業界全体としても人手が不足している状況であり、砂丘荘に限った状況ではないと考えています。

人材確保策については、ハローワークへの登録や市ホームページ、お知らせ版に掲載するなど、随時、従業員募集を行っています。

質問事項３番目、視覚障がい者用の拡大読書器についてのその１、活用の状況について回答します。

日置市障がい者等日常生活用具等給付事業実施要綱に基づく視覚障がい者等用拡大読書器については、限度額１９万８,０００円を支給しています。

また、給付件数については、令和３年度がゼロ件、令和４年度が３件、令和５年度は１月末時点で２件となっています。

その２、額の改定についての検討について回答します。

視覚障がい者等用拡大読書器の限度額については、改定は行っていないところではありますが、今後については、社会経済状況を考慮しながら、適切な基準額の設定を行ってまいりたいと考えています。

質問事項４番目、自衛隊への若者の個人情報提供についてのその１、見解につき回答します。

自衛官等募集に係る情報提供については、地方自治法施行令第1条で市町村の法定受託事務とされ、自衛隊法施行令第120条には「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められています。

この法令を根拠に、防衛大臣から市町村長に対し依頼があり、情報提供をしています。

これは、個人情報保護に関する法律第69条第2項第3号の規定に基づき提供するものであり、住民基本台帳法との関係については、防衛省と総務省から、特段の問題を生ずるものではないとの見解が通知されています。

その2、除外申請の案内及び周知について回答します。

除外申請手続の周知については、2月9日発行の広報ひおき及びホームページで実施しています。手続としては、総務課及び各支所地域振興課窓口で受け付けているほか、郵送またはインターネットでも受け付けています。

今後の学校での周知については、日置市内の高校の協力をいただき、取り組みたいと考えています。

質問事項5番目、吹上浜沖洋上風力発電計画についてのその1、県の研究会につき回答します。

研究会は、洋上風力発電に関する現状、課題等の共有を図りながら、薩摩半島西方沖における国への情報提供の可能性のある区域について検討するという基本方針の下に設置されています。

今後、研究会において集約される情報提供に関する方向性については、漁協関係者や市民の皆様の意見等も考慮した上で、市として慎重に対応してまいりたいと考えています。

以上です。

○16番（山口初美さん）

ご答弁いただきましたので、また1問ずつ伺ってまいります。

原発のこの避難訓練、原子力防災訓練、屋内退避など原子力防災への理解が深まったという点は評価されるというふうに、市のほうではそういう総括をしてらっしゃるんですけども、1月1日に発生しました能登半島地震によるこの惨状を、皆さんもよくテレビでご覧になったりすると思いますが、本当に屋内退避も難しい事態になっていると見てとれます。

本当にこの石川県では、県によりますと住宅被害が6万棟を超えています。その多くは、長期間の退避にはとても使えない。自治体が定めた近くの避難所に移ろうにも、道路の寸断や交通渋滞で難しい、それから被曝から身を守れなくなる可能性が生じているというような、そういう原発避難の課題が本当にいろいろと浮き彫りになっています。

空間線量も把握できなくなった、この半島には約120か所モニタリングポストもあったそうなのですが、地震後には最大18か所が測定ができなくなっているんですね、通信トラブルが原因だそうですが、志賀原発から北側の30km圏に集中していたそうです。避難するかどうかの判断ができなくなる恐れがあった。

それから、家の倒壊もですけども、電気もガスも水も出ない状態で1週間とか長い期間同じ場所にとどまるのは、本当に難しい現状があったということですね。

それから、被曝のリスクよりも避難自体のリスクのほうが高かったという、福島事故の教訓があったということでございます。

それから、屋内退避そのものの実効性には、自治体からも疑問の声が上がっているということなのですが、日置市では、そのような意見などは出ていないのでしょうか。その点、伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

屋内退避に関するご意見等は、特にいただいているところがございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

どうしてそういう意見が出ていないのか、本当に自分たちのこととしてこの能登半島の地震を受け止めていないということなのか、ちょっとそこら辺が理解ができませんけれども、繰り返し実施することで全体的に理解を深めていくことが必要だというような、そういうことも書かれていますけど、避難訓練の後にアンケートを実施されておりますが、能登半島地震を踏まえたご意見などは寄せられておりませんと。どんなアンケートだったんだろうかなと本当に不思議に思うんですが、ほかにどのような意見が寄せられていたんでしょうか、その点を伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

その他のご意見につきましては、主に訓練の内容がいつもと一緒ではないかというようなご意見等もいただいております。ただ、先ほども市長からの答弁がございましたように、繰り返し訓練を行うことで理解を深めていく必要があるというふうに理解しております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

私は、この日はちょっと体調が悪くて訓練には参加できていないんですが、1回目のご答弁で、脱原発という国民的な世論をしっかり踏まえた姿勢を示し続けることが必要であると考えていますと。これはいつもご答弁いただいている、そういうご答弁かと思います。

この点は、私も心強く受け止めて高く評価しておりますが、九州電力には安全を最優先していただきたいと考えておりますという

ことなんですが、電力会社が原発を使って発電をしているわけで、そういうところがあと20年も運転を延長するというようなことを申請して、それを認めているわけなんですよね、県も。

本当に、この1月1日に起きたこの能登半島の地震でいろいろ、また本当に市民からも、議会に今回も陳情も出されておりますが、議会では、総務委員会では継続審査となっております。そういうことをやはりみんなで自分ごととして、しっかりと市民の中でも、やはり訓練計画などを本当にこういう訓練でいいのかというような議論も、そういう地域での議論をしたり、共有したりする仕組みが必要なのかと思っておりますが、その点については、当局のほうはいかがお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

今回の能登半島地震を受けまして、原子力規制委員会におきましては、住民避難や被曝の防護策をまとめた、原子力災害対策指針の検証する議論が始まっているところでございまして、また県においても原子力規制委員会の動向を踏まえ、県の専門委員会の助言を聞いた上で、防災計画の必要な見直し等を行うということでございますので、今後も、国の、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

福島原発事故の後、毎年3・11ストップ川内原発かごしま周回パレードなどを行ってきております。今年は、3月10日に中央駅前の東口広場で開くことにしてございまして、このチラシ、ポスターも同じものが同じデザインで出来上がっておりますが、これが毎年描いてくださっている方が今年も描いてくださいました。ストップ川内原発3・11かご

しまパレード、今年は辰年ですので竜がここに描かれておりまして、県民の声を聞け、まだ動かすんかいというそういう言葉がちょっと入っておりますが、これに私は参加してきたいと思います。

こういう言葉が描かれているこういうチラシですが、本当に県民の声を聞いて、本当に市民が、県民が安心して安全に暮らせる、そういう鹿児島にしていきたいと、そういう思いの人たちが集まる集会になると思います。ぜひ皆さんも参加していただければと思いますが、こういう集会がずっと続けられていくということは、やはり私たちの近くに原発がある、そのことがやはりみんな不安に思っていることなので、そういうことを続けていきたいという思いで、毎年参加をしています。1時から4時ということで集会を開いたり、パレードをしたりすることになっています。

この原発の問題は、一応これで終わりました、次の質問に移りたいと思います。

吹上砂丘荘の存続を願う市民の声にどう答えるかということで、質問させていただいておりますが、1問目は、市は説明責任を果たしたと言えるかということで質問させていただきました。

私の同僚議員も既に、今、お二人はこの問題を取り上げられましたし、また明日もお一人取り上げておられますが、この2月1日の説明会では、閉館することを決まったこととして説明をされたわけです。その中ではいろいろな批判の声が出まして、市長は、私はこの憎まれ役に徹するというようなことを言われました。私は、このようなことを市長に言ってほしくないと思います。

砂丘荘も健康交流館もどちらも、市民共有の貴重な財産です。私はいつも、住民が主人公の姿勢でなければならないと思っています。本当に市長には、市民との信頼関係をきちんと築いていく、そういう立場を貫いていって

ほしいと思います。本当に日置市になくてはならない砂丘荘と健康交流館、本当に市民共有の財産だということを肝に銘じて、信頼関係をつくって、そういう説明責任を果たしていただきたいと思っているところですが、この点、市長もう一回ご答弁をお願いしたいと思います。

○市長（永山由高君）

吹上砂丘荘は吹上の方々のみならず、市外にもこれまで使われた方々のいらっしゃる、まさに地域や社会に愛されてきた施設であるということは、私も認識をしているところです。

一方で、私の市長という立場としては、今後将来にわたって日置市の財政をお預かりしているという責任もまた持ちながら、仕事をさせていただいているところです。

そのことに鑑みたときに、これは説明会でも申し上げましたけれども、今後財政状況、それから施設の老朽化の状況、そして人手不足の状況に鑑みたときに、これはやはり誰かが厳しい判断をせざるを得ないという状況にあった中で、私として判断をさせていただいたと、それを改めて申し上げたいと思うところです。

以上です。

○16番（山口初美さん）

経営改善のことを、どのような努力をしてきたのかということでお聞きしましたら、この間、いろいろやってこられたことが書いてはあるんですが、これが本当に経営改善の努力なのかなと思ったりします。いろいろ努力はしたけど、うまくいかなかったということなんではなかね。

コロナが少し落ち着きまして、いろいろ合宿なども最近は増加傾向だったのではないかなと思っているんですが、その点はどうだったんでしょうか。今、本当にこの吹上砂丘荘の閉館を決めるタイミングだったのかなとい

うことを考えますが、いろいろ努力をしたけれどもだめだったというようなことなんでしょうけれども、そこら辺のことをまた再度、伺いたいと思います。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは回答いたします。

今、議員のほうでご指摘があったように、コロナが明けましてスポーツ合宿というのは、非常に増えてきている状況ではございます。その中で、砂丘荘の利用人数も増えてはきている状況ですけれども、今の状況では、なかなか黒字化にできる状況ではないというような理解をしております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

コロナが少し落ち着いて、今から経営がよくなる所なんじゃないかと、そこで非常に残念だというふうにおっしゃっている方もあります。ほかのところも、ほかの宿泊施設なども同様な状況だったんじゃないでしょうか。その中で、この砂丘荘をこの時期に判断をして、もう閉めるということを公表してしまったわけですが、本当に今からよくなるんじゃないかと、よくなっていくだろうと、そういう少し希望が見えたときに打ち切るという、そういう発表をするという、そのところがなかなか理解ができないところなんです。が、市民とか地域の住民の方々は、やはり砂丘荘がなくなれば、特に地域がまたさらに寂れていくんじゃないかということをお心配しておられるんですが、そうでないと、そういうふうにはしないよというような、そういう何か方策というか方途があれば、そこをお聞きしたいと思います。今、なぜ本当にこういう決断をしなければならなかったのか、市民が納得いくようにお話をいただきたいと思います。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは回答いたします。

議員がご指摘のように、砂丘荘が閉館となりますと大規模な合宿誘致、これができなくなりまして、併せて吹上地域の地域経済というのも一時的に落ち込むことが予想されます。そのため、今後、ゆーぶる吹上の宿泊機能の充実やキャンプ場跡地の利活用など、運動公園エリアを含む全体の価値を高めていきまして、民間事業者の参入できるような下地をつくりまして、地域内で経済循環させる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

以上です。

○市長（永山由高君）

先ほど担当課長より、今後の吹上地域の活性化に向けた方向性についてご説明を申し上げましたが、なぜ今なのかということについて、私からも補足をさせていただきます。

もともとこれはコロナ前から始まっている議論の中で、平成29年に砂丘荘の在り方検討委員会というものを、これは市外の有識者の方も入っていただいて、議論を重ねてきている、既にその段階で、コロナ前の段階で、単年度、単体での黒字が難しいという状況があったということから続いている議論であると。そして昨年の国体をもって、いよいよ本当に厳しい判断をせざるを得なくなったのが今このタイミングであるということは、重ねてご説明を申し上げたいと思うところです。

以上です。

○16番（山口初美さん）

4日の日に、市民の11の吹上地域の団体の方たちが名前を連ねて、砂丘荘の今後を考える会ということで、署名を2,720人分集めて持ってこられたわけですが、本当に市民と一緒に話し合う、知恵を出し合う、そういう時間が欲しいということをお地域の住民の方々も言っておられます。人材不足ということをお初めて聞いたということなどもあって、やはり市民と一緒にこの町を活性化していく、市長はいろいろなところで対話を重

ねる努力をしておられるわけですが、本当に市が抱えているそういうことをきちんと市民と一緒に考えて、知恵を出し合って、それをいい方向に持っていくというような、そういう努力が本当に今必要なのかなというふうに思うわけです。

それより先にこの決断をして閉めるということ、それが先になってしまっているというのがやはりどうかと私は思っているわけなんです、その人材不足、これが本当に市のほうでは困っていらして、ハローワークへの登録をしたり、市のホームページやお知らせ版に掲載するなど、従業員を募集しているということなんです、それがあまりみんなに届いていなかったということも反省点なのかなと思います、そういう人材が足りないというときに、派遣会社に頼らざるを得ないような状況があるようですが、派遣会社は本当に市の経費としても多額の費用が今かかっているわけですね。それをこのまま、やはり続けていくのかどうかという点ではどうなのでしょう、市長はどのようにお考えでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

今の砂丘荘の従業員の現状を考えますと、今現在では、やはりもう派遣会社のほうに依頼をするしか管理運営ができないという状況になっておりますので、引き続き不足員につきましては、人材派遣のほうにお願いを引き続きするという事を考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

派遣会社に頼るしかないというようなことですけれども、やはり市の中で対応を、できる対応はないのか考えてみたんですが、本当に会計年度任用職員という待遇を改善することができないのであれば、やはり市の職員の中でこれまで砂丘荘で働いた経験のある職員

とか、それから吹上の支所などで働いている職員などみんなで知恵を出して、1時間とか半日とかそういう時間帯でもいいので、本当にそういう人材の活用という点で、やはりみんなが大切に思っている施設ですので、そういうところが人材不足だということを聞けば、みんな本当に、自分も何かできないだろうかというふうに思うわけです。市民のボランティア、またアルバイト、いろんなことを考えていく、住民で力を出し合う、知恵を出し合う、そういうことをぜひ今後でも取り組んでいけたらと思うんですが、本当にこの今、吹上砂丘荘ピンチでも、でも今、みんなに注目をされています。あらゆる知恵を出し合い工夫を凝らして、必ず乗り切っていく、ピンチをチャンスに変えていくようなそういう施策が必要だと思います。市長に最後にこの点伺って、次に移りたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（永山由高君）

昨日、議員への答弁でも申し上げましたとおり、砂丘荘で今働いていただいている職員の方々の仕事という点においては、それぞれの役割の中で、例えば引継ぎにかなりの時間や手間がかかるものも含め、そう簡単に、じゃあ次はこの人お願いねと言えるような性質の仕事ではないというところがまずございます。併せて今、市役所本体も職員の数が限られている中で非常に厳しい状況の中、職員は仕事を頑張っているところですので、なかなかこれ以上の人繰りというのは、職場においては難しいというふうに思わざるを得ないなと考えているところです。

一方で、砂丘荘を使いたいという市民の方々や市外の方々が、まずはしっかり残された期間使っていただけるような人材の確保に向けては、引き続きしっかりと努力を重ねたいと考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

ぜひ、ハローワークに丸投げというのじゃなくて、市としても本当に職員一丸となって努力をしていていただきたい、そういう事態ではないのかなと思っています。

次の質問に移ります。

視覚障がいの方ですね、この拡大読書器を弱視であるMさんという方が、40年近く使っておられるそうです。この方、最初は中学生のときに学校の備品として触れたのが最初だったそうです。日置市の学校に、こういう拡大読書器が備品として置かれているのでしょうか。福祉課のほうではつかんでおられますか、伺いたいと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

福祉課としましては、学校の図書館には拡大読書器のほうは、配置はされていないというふうに伺っております。

○16番（山口初美さん）

図書館でもあるところがあるというふうに伺っていたんですけど、このMさん、社会人になってから読むだけでなく、自分で書き物をする場面が増えたのを機に、個人で自宅用に購入をしたそうです。それ以来使い続けているそうなんです、現在は3代目を使っておられるそうですが、このように2代目、3代目というようなときでも申請できるのか、給付を受けることができるのか、また対応年数などは何年くらいなのか、その辺を伺いたいと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

拡大読書器の対応年数のほうは、8年となっております。対応年数を経過後、再度購入される場合には、また限度額19万8,000円が給付されることとなります。

また、対応年数内であっても修理不能な場合、これにつきましても同様に給付のほうがされます。

○16番（山口初美さん）

今後については、社会経済状況を考慮しながら、適切な基準額の設定を行ってまいりたいという前向きのご答弁をいただいておりますので、期待しております。

次の質問です。

自衛隊への若者の個人情報を提供されているということを本人が知らない、そういう現状が日置市でもあるわけですね。こういうチラシを、議長に了解いただいて先ほどおりますが、18歳になる全ての皆さんということで呼びかけられて、除外申請の手続きの方法は、市のほうで受付をするわけですから、そういうのが分かりやすいチラシができております。こういうのをぜひ日置市でも、学校のほうに配っていただけたらと要望しておきたいと思いますが、それも前向きのご答弁をいただいておりますので、そのように、今後の学校の周知については日置市内の高校、伊集院高校、吹上高校、城西高校、育英館高校などにご協力をお願いして取り組みたいというふうに、ご答弁をいただいておりますので、そのように期待しております。

今、今年になっての除外申請は受け付けておられるのがありますか。去年は2名の方がたしか申請をされたんですけども、今の現状をちょっと伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

今年度の状況でございますけど、受付が、今申請期間が2月1日から3月29日までという2か月間でございます。まだ期間中でございます、今のところ、まだ申請書を頂いてはいないところでございます。

○16番（山口初美さん）

分かりました。

自衛隊員募集のために、18歳、22歳などの住民の個人情報名簿や宛名シールなどの形で自衛隊に提供した自治体は、最新の集計、2022年度では、全国で1,741市区町村のうち、約61%に当たる1,068自治

体に上っています。大変多いと思うんですが、全部ではないんですね。このことをご存じだったでしょうか、市長。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

正確な数字は存じ上げませんが、近隣自治体でもそういう除外申請の手続、まだされていないところもございます。

○16番（山口初美さん）

本人に確認をして、いいですよと了解をされたら提供をする、これが当たり前ではないかなと私は思うんですが、日置市も除外申請が今できるようになりましたけれども、それ以外の方たちの名簿は、名簿を作成して提供しているわけなんですよ。

やはり、そういう自衛隊への個人情報の提供は、若者を戦場に送り出すことに自治体に加担することにほかならないと私は思います。日置市の市長として、自衛隊への若者の個人情報提供をこのまま続けていかれるのか、きっぱりとやめると決断されるか、市長に伺いまして、次の質問に移りたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（永山由高君）

先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおりでございます。情報提供については、地方自治法施行例第1条で市町村の法定受託事務となっているところがございますので、しっかりこれは法にのっとって、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

それでは、最後の質問に移りたいと思いますが、今度の3月のこの研究会というのを、私3月25日に行われるらしいよというのを、ある情報で聞いているところなんです、どこで何時から開催されるのか、そこはつかんでおられますか、いかがでしょう。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

3月の25日に開催されるということで情報は把握はしておりますが、まだ、どこで何時からというところまでは把握していないところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

3月25日に開かれる会が、どこで何時からというのが決まっていなかったというのがなかなか不思議なところなんです、この会自体が住民、県民には非公開というふうに県がはじめにそういうふうに関わりをつくらせて開催をしているわけなので、簡単には私なんかには知らされないのかなとは思ってはいるところなんです、住人が本当に主人公の研究会になっていない点、非常に問題だと私は考えます。

こういう会の中で大事なことが決められていくというのは、本当に住民のことを考えた本当に住民主体の住民のためのそういうやり方なのかなというのを非常に疑問に感じます。今後、この25日の研究会において、いろいろな決断がされるかもしれませんが、ぜひこの研究会にはどういう方が来て、どういう意見が出て、どういうことが決まったというようなことはきちんと、いち早く市民には知らせていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○企画課長（上村裕文君）

議員からございましたように、こちらのほうは非公開で主催である鹿児島県が非公表ということで開催されているところでございます。県と情報交換をしていきまして、出せる情報、出せない情報そこをうまく県と連携を取りながら、伝えられる情報は出していききたいというふうなことで考えているところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

ぜひ、本当に住民が主人公というこのこと

が本当に私は大事だと考えています。県民に非公開というようなそういうやり方で出される結論が、県民のために本当になるのかなということを私は心から疑問に感じます。市の当局として課長が参加をされると思いますので、ぜひそのことも、ぜひその会の中で言っていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○企画課長（上村裕文君）

市として発言をしていきたいというふうなことで考えておりますので、市として責任のある発言をしていきたいというふうなことで考えているところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

分かりました。それでは最後に今の県の研究会には市長は参加されないと思いますけれど、こういう、今の課長のご答弁をどのように受けとめられるのか、見解を伺いたと思います。私の一般質問は、もうこれで終わりたいと思います。

以上です。

○市長（永山由高君）

課長の発言に対する見解を問われても少し回答が難しいところがございますけれども、洋上風力発電に関する議論としましては、市民の皆様にも様々なご意見、お考えの方がいらっしゃることは把握をいたしておりますので、これは慎重に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、14番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔14番黒田澄子さん登壇〕

○14番（黒田澄子さん）

皆様こんにちは。公明党の黒田澄子でございます。本日、最後の質問となりました。

まずは元旦に発生した能登半島地震でお亡

くなりになられた方々へ心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また復興支援に当たっておられる多くの皆様に心から感謝申し上げます。

さて明日は3月8日国際女性デーでございます。近年メディア等でも取り上げられることが多くなり、黄色いミモザの花束なども花屋の店先に見られるようになりました。女性も男性も貴ばれる日置市を目指し、私も微力ながら頑張ってまいりたいと申し上げ、通告に従いまして一般質問させていただきます。

初めに、子宮頸がんワクチンについての1、ワクチン接種人数及び接種率をお尋ねします。

2、助成の対象にならない市民の接種費用は幾らでしょうか。

3、9価シルガードワクチンの接種スケジュールの15歳以前と以後の違いについてお尋ねします。

4、中学3年、高校1年の対象者はいつまでに接種すると無料になるのでしょうか。

5、令和6年度で救済措置が終了するキャッチアップの積極的勧奨の進め方、市はどう考えておられますか。

6、ワクチンについての理解を進めるために、保護者対象の講演会や研修はできないものなのでしょうか。

最後に、子宮頸がん撲滅に向けて、男性へのワクチン接種を考えないかお尋ねします。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンについての1、令和4年、5年度の接種数と接種率はどうか。

2、特例措置の65歳以上の5歳刻みの各年代の接種助成期間が今年3月31日であります。市の積極的勧奨の手立てはどう考えていますか。

3、現在65歳の市民の接種期限はいつになりますでしょうか。

4、来年度からの65歳の接種スケジュール

ルはどうなっているかお尋ねします。

3点目、医療的ケア児支援のスタートの詳細についての1、医療的ケア児（以下医ケア児という）の保育所入所が予算化されていますが、現場での利用ニーズ、今後の予想と受け入れ環境の状況はどうでしょうか。

2、保育所定員内の人数に医ケア児も含まれていきますか。

3、送迎はどうなるのでしょうか。

4、医ケア児の保育所入所等のガイドライン策定予算も出ていますが、基本的な概要をお尋ねいたします。

4点目、災害に強いまちづくりの1、指定避難所への備蓄品の詳細をお尋ねします。

2、指定避難所は全てエアコン設置されていますでしょうか。

3、災害時物品の提供してもらうための協定の物品の詳細をお尋ねします。

4、防災計画の要配慮者の定義の高齢者は本当に必要とお考えでしょうか。

5、避難行動要支援者の避難支援は誰が行い、責任はどこになりますか。

6、備蓄品の粉ミルク、離乳食、生理用品等は分散備蓄すべきと考えますが、いかがでしょうか。

7、透析患者用の透析に必要な水の備蓄と病院への支援は万全でしょうか。

最後に、乗合タクシーの今後についての1、日吉地域では医療機関やスーパー等も少なくお困りの声が以前から届いています。そこで乗り合いタクシー利用地域の拡大はできないでしょうか。

2、本市内への通学・通勤者が温泉等の観光地への移動手段として乗合タクシーを活用できないでしょうかとお尋ねし、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、子宮頸がんワクチンについてのその1、接種人数及び接種率につき回答します。

キャッチアップ制度を開始した令和4年4月から令和6年1月末までに、1回目を接種した人数は385人で、接種率は13.0%となっています。

その2、助成の対象にならない市民の接種費用につき回答します。

ワクチンの種類によって費用は異なり、9価ワクチンのシルガードは3回接種で10万円程度、2価ワクチンのサーバリックや4価ワクチンのガーダシルでは、3回接種で5万円程度の費用がかかると伺っています。

その3、9価シルガードワクチンの接種スケジュールについて回答します。

15歳未満の接種スケジュールとしては、1回目接種後、6か月以上間隔をあけて2回目を接種、合計2回接種で完了となります。初回接種から完了までは1年以内の接種が望ましいとされています。一方、15歳以上では、接種回数が1回増え、接種間隔が短くなり、合計3回で接種完了となります。

その4、中学3年生、高校1年生の対象者が、いつまでに接種すると無料で接種できるのかという点につき回答します。

現在、中学3年生（平成20年度生）の方は、定期予防接種対象者となるため、高校1年生到達年度である令和7年3月31日までが無料で受けられる接種期間となります。

また、現在高校1年生（平成19年度生）の方は、経過措置として、1年間キャッチアップ対象となるため、令和7年3月31日までが無料接種期間となります。

その5、積極的勧奨の進め方につき回答します。

キャッチアップ接種の終了を見据え、個別にはがき等で再勧奨することに加え、自治会の班回覧や、広報紙への掲載、SNSでの啓

発などあらゆる方法で周知してまいりたいと考えています。

その6、保護者等対象の講演・研修につき回答します。

現時点で、保護者向けの講演会や研修は予定していませんが、出前講座のメニューに加え、ワクチン接種やがん検診の重要性など併せて、広く周知してまいりたいと考えます。

その7、男性へのワクチン接種助成につき回答します。

費用助成を開始した自治体があることは把握していますが、現時点では、男性への助成を行う予定はありません。

国において、定期予防接種化の検討が行われていることから、今後の動向を注視してまいります。

質問事項2つ目、高齢者肺炎球菌ワクチンについてのその1、令和4年度、5年度の接種者数と接種率について回答します。

令和4年度の接種者は715人で、接種率は26%、令和5年度については令和6年1月末時点で接種者数491人、接種率18%となっています。

その2、積極的勧奨の手立てにつき回答します。

令和5年度末をもって、特例措置期間が終了となりますので、市のホームページでの呼び掛けや、令和6年2月に班回覧による周知を行いました。今後も、検診の個別通知の中に文書を同封するなど予定しています。

その3、現在65歳の市民の接種期限について回答します。

現在65歳で未受診の方の接種期限は、66歳の誕生日の前日までになります。

その4、来年度からの65歳の接種スケジュールについて回答します。

令和6年4月からのスケジュールについては、65歳の誕生月の月末に、個別に通知を送付しますが、接種機会を逃すことがないよ

う、市のホームページや広報紙などによる周知に加え、ハガキによる再勧奨を行うことも検討しています。

続いて、質問事項3つ目、医療的ケア児支援についてのその1、利用ニーズ、受け入れ環境の状況はについて回答します。

現在、3人の医療的ケア児の保育所等利用ニーズを把握しています。うち2人については、この春の利用開始を目指し、保護者が園の見学を行い、利用する園を検討していただいています。また、もう一人の医療的ケア児については、令和6年度中の利用に向けて検討する予定です。

受入れ環境としては、市内5園が受入れの意向を示しており、うち3園では、既に看護師の確保等を行い、受入体制が整えられています。市としては、今後の利用ニーズの増加や転園希望の可能性等を踏まえ、利用希望数以上の環境整備を進めてまいります。

その2、保育所定員内の人数に医ケア児も含まれるかとの質問につき回答します。

原則、利用定員の範囲内で調整することになります。

その3、送迎につき回答します。

保護者が保育所等で実施しているバス送迎の利用を希望する場合は、原則、他の児童と同様に対応する予定ですが、医療的ケア児の状態に応じて、安全面について受入園や主治医と協議の上で決定することとなります。

その4、ガイドラインについて回答します。

医療的ケア児の受入れ意向がある園、鹿児島県医療的ケア児等支援センター、先進地である熊本県医療的ケア児支援センター、医療機器管理の専門家である臨床工学技士等を委員とする検討委員会の設置を予定しています。

委員会において、受入れ側の意見や専門的な知見をいただきながら、医療的ケア児を受け入れるに当たっての手続き手順、受入れ可能年齢や、災害時の医療機器の管理方法等に

についてのガイドラインを策定したいと考えています。

質問事項４番目、災害に強いまちづくりのその１、備蓄品の詳細につき回答します。

４５の指定避難所のうち２２の指定避難所に分散備蓄を行っており、備蓄品としては、飲料水のほか、資機材としてパーテーション、プライベートルーム、発電機、投光器、携帯用トイレ、簡易トイレ用テント、簡易ベッド、毛布などを備えています。

その２、エアコン設置かとのご質問につき回答します。

４５の指定避難所のうち２６の指定避難所にエアコンが設置されています。設置されていない指定避難所は、主に小・中学校の体育館となっています。

その３、協定の物品の詳細につき回答します。

災害時の物資供給に関する協定を１４の企業等と締結しており、幅広く物資提供をいただけるよう努めています。

提供いただく物資としては、食料や飲料水をはじめ、日用品、医薬品、衛生用品など協定先において取り扱っている物品や、避難所で使用可能な段ボールベッドや燃料、ＬＰガス、資機材などとなっています。

また、物資の配送拠点で行う、荷さばきや配送計画に関する協定も締結しており、迅速に物資が行き渡る体制についても協力が得られるよう備えています。

その４、防災計画の要配慮者の定義の高齢者の部分につき回答します。

要配慮者については、災害対策基本法第８条第２項第１５号に規定されており、本市の地域防災計画においても法律に基づき「高齢者」を含めた規定としていますが、要配慮者のうち、避難行動要支援者から自ら避難することができる６５歳以上の高齢者を除く見直しを今年度行ったところです。

その５、避難行動要支援者の避難支援につき回答します。

避難行動要支援者への避難支援は、平常時からの地域の助け合い（共助）によって、また、避難支援に携わる方々の任意の協力によって行われるものと考えています。

災害時は、誰もが被災者になり得るため、避難支援に携わる方々が行う支援は可能な範囲で行われるものであり、支援に当たる方が法的な義務や責任を負うものではないと考えます。

その６、分散備蓄について回答します。

粉ミルク、離乳食、生理用品等の備蓄については、保存年限が短い物資もあることから、複数の企業との協定により流通在庫として備蓄を行っており、災害発生時には協定先へ物資供給を依頼することとしています。

その７、透析患者用の支援につき回答します。

人工透析用としての水の備蓄はしておりませんが、災害時においても平時と同様の医療が受けられるよう、地域防災計画において医療機関へ優先的に水を供給するよう計画しています。

質問事項５つ目、乗合タクシーの今後についてのその１、乗合タクシーの利用できる地域の拡大につき回答します。

令和６年度、乗合タクシー制度におけるＡＩオンデマンドシステム導入に伴い、路線エリアも含む総合的な見直しを行う予定としています。

乗合タクシーの路線エリアは、既存バス路線の利用に対して与える影響を考慮しながら見直しを行うこととし、具体的には、日置市地域公共交通会議で検討してまいります。

その２、観光地への移動手段としての活用につき回答します。

乗合タクシーは年齢や居住地に関係なく利用することができます。令和６年度の見直し

により、観光客にも利用しやすい、利便性の高い公共交通を目指してまいります。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時20分とします。

午後2時08分休憩

午後2時20分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（黒田澄子さん）

ただいま市長からご答弁いただきましたので、2回目以降の質問に入りますが、その前に、本日はパネルを2枚使わせていただく許可を頂いておりますので、初めに申し上げておきます。

まず、3月4日は国際HPV啓発デーでございます。まず、HPVプロジェクト代表の稲葉可奈子産婦人科医の考えについてのお話を、先にしたいと思います。

無料キャッチアップ接種は、あと1年。高3母親の声として、「娘はこの子宮頸がんワクチン、HPVワクチンの定期接種を打ち逃した世代。キャッチアップ接種の通知が来たけれど、よく分からないからそのまま放置している」。中3女子、「子宮頸がんにかかったらって思うと心配だから接種したいけど、親が打たせてくれない。友達の親もそんな感じ」。

PMS（月経前症候群）の対象者の方に、アプリで「ケアミー」というのがありまして、今年2月に行ったキャッチアップ世代415人へのアンケートの結果を見ますと、キャッチアップ接種があることを、6割は、そもそも「知らない」、2割は、「ちゃんとは知らない」とのことです。

「これは、ワクチンのメリットをきちんと知っている人だけが接種を受けて、予防して

いる状況で、これは情報格差である。この情報格差が、健康格差に直結している。これが今の日本である。守れる命を守りたいと思うかどうか。それは、日本社会が女性の健康を大切に思うかどうかである」とも、この医師はおっしゃっています。

「対象者が情報を知らないのは、本人のせいでしょうか。いいえ、それは我々大人のせいである」と、また医師は語っています。私もそう思い、今回質問をさせていただきます。

これは、厚労省のパネルでございます。資料でございます。

25歳から75歳までの罹患率、上のほうにございます。40歳代がピークとなっておりますが、20代、30代も多くの罹患者がおられます。

そして、この方々が約毎年、1万1,000人近くがかかって、2,900人から3,000人が亡くなっておられますが。実際にこの子宮頸がんにかかってしまうと、子宮系の構造上、いろいろ治療をされたり、また、中には子宮を取り除かなければならない、そういった人たちがたくさんいらっしゃるということを前提に、命は守られても、体では大変な困難をされながら生きておられる方がいっぱいいらっしゃる。毎年1万人ずつ出ているということを、まずはお伝えしたくて、これを出してきました。

そこで、キャッチアップは約1年後に終了するため、この世代の接種勧奨は大変に大事と考えました。そこで、今回も一般質問をさせていただきます。

その一方では、検診も重要です。私も先日、子宮頸がん検診を受けてまいりました。昨日、「何も要検査ないですよ」というのが来て、ほっとしております。

子宮頸がん検診の受診率の現状をお尋ねします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

本市の子宮頸がん検診の受診率は、令和4年度11.7%、令和5年、まだ1月末現在ですけれども、9.1%となっております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

決して高くない、低い数字であるというふうに思います。その中に、私も何%か入っているかなと思いますけれども。

では、今年度のキャッチアップの対象者は何年生まれの方で、本市では何人になるのか、お尋ねします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

令和5年度のキャッチアップの対象者は、平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれで、1,826人でございます。

○14番（黒田澄子さん）

1,826人の方が受けていただきたいなあという願いを込めて、質問に立っております。

今後、令和6年度以降はキャッチアップがなくなるため、通常の小6から高1が対象となります。高2の方で、キャッチアップを受けていたお姉さんがいた場合、妹は高校1年までの、この通常の期限内に打たないと、来年度以降は高額なワクチン費用が必要となってくるわけです。

ここについて、親も間違っている場合があると思います。「ああ、大丈夫よ。お姉ちゃんも高2で受けられたから、まだ大丈夫よ」なんて言っていたら、もう満額10万円ぐらい払うということになるのです。

ここについての、丁寧な周知はどうされるのか、お尋ねします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

周知についてですけれども、キャッチアップ対象の方に限らず、期限内に接種できるよう、接種が完了していない方に対しては、は

がきでの個別勧奨を行う予定としております。

○14番（黒田澄子さん）

はがきを、その本人が見られればいいんですけど、お母さんが保管しちゃうと、「もう私の手には、見られなかった」ということもあるのではないかと、懸念をいたします。

本市の専門医の話で、残念ながら本市でも、30代で、子宮頸がんでお亡くなりになられた方がいるとお伺いしました。「とても悲しいことだ」と話されました。

また、保護者の理解が得られずに、ワクチン接種ができなかった女性が、19歳になり成人しているので、自分でワクチン接種券を再発行して、キャッチアップで接種に来られたという事例もあるようでございます。

医師は、接種券の再発行のQRコードのついた、行政から渡された資料を、たくさんコピーして患者さんにお渡ししたり、ワクチンについて丁寧に説明されているそうです。「接種券を配ったことで、接種に来られる方は、残念ながらほばいない」と言われていました。保護者の理解がないと接種できない現状が本市にもあるようです。もちろん接種しないことも、選ぶことは自由でございます。

そこで、保護者自身が、このようなワクチンの接種が定期接種化されていない時代だったこともあり、自分が受けていませんね。だから、「まずは、どのような仕組みなのかと学ぶ機会も大事だ」ということを、医師が話されました。

そこで、出前講座などされるということですが、どのような内容を考えておられるのか、お尋ねします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

現時点で考えている内容でございますが、がん予防についてということで、ワクチン接種の効果や生活習慣の仕方、そういったことも含めまして、あと、がん検診受診の重要性などについて、内容を予定しております。

○14番（黒田澄子さん）

その出前講座、いよいよ始まるようでございますので、ぜひ、私も啓発していきたいと思います。

稲葉医師の話から考えると、とにかく、自分が対象者であることを知らない人へ知らしめていくことが、急務だと考えます。8割ぐらいの対象者は、もう、ほぼよく分かっている。自分がそれを、ただで受けられるなんて思ってもいない。そういう人が、我がまちにもいるのではないかなと思います。

若い人たちの命に関わるワクチン接種です。例えば、市のSNSもやるというふうに言っておられましたので、それも1回じゃなくて、定期的に繰り返し、アップしていくとか。観光協会の上に大型ビューアーが、テレビのようなものが設置されています。ああいうところにも、若者が駅を使ったりしますので、そういったところにも、目に触れるようにしていただくとか。あと、駅に接続している通路のような市道ですね、みんな通路だと思っていますけど、あれ、市の道路でございますので。

ああいうところにも厚労省のポスターなど、「まだ間に合うよ、1年あるよ」みたいなことを、「ぜひ、若い人の目に触れられるように対応できませんか」と提案をいたしますが、いかがでしょうか。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

議員のおっしゃりますように、多くの目に触れる場面が必要かなあというふうに思っております。

繰り返し、市民の皆様に情報をお届けすることが、非常に重要だと思っておりますので、情報提供のタイミングや啓発方法について、年代に合わせた形での方法等も、また加味しまして、効果的な情報提供に努めてまいりたいと思っております。

○14番（黒田澄子さん）

本市内の専門医の先生も、非常に一生懸命頑張ってくださいしています。「いつでも声をかけていただいていいですよ」ということを言っていると思いますので、また、そういう専門医の人とも語ったりしながら、いい方法があればかなあと思います。

国内で、男性への接種を行っている自治体はどれくらいあるか、お尋ねをいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

現在、本市で把握している国内での自治体としては、令和6年2月末現在の情報ですが、9自治体ということで把握しております。

○14番（黒田澄子さん）

このHPVが関与するがんは、子宮頸がんだけではなくて、中咽頭がん、肛門がんなどがあるそうです。予防ワクチンで予防できる唯一のワクチンです。がんの中に予防できるワクチンは、まだほかにはございません。このことにより、人類が初めて制圧し得るがんと言われ、先進国では患者数が減り始めています。

男性をHPV由来がんから守り、パートナーへの感染を防ぐということで、男女のHPVワクチン接種率の高いオーストラリアでは、「2028年には子宮頸がんを撲滅できる」と言われています。

国の情報もありますし、検討もされていると思いますが、再度検討されないかお尋ねしますとともに、市長に、この女性の命を守るワクチン接種の向上に向けて、思いを、ぜひお尋ねしたいと思います。

○市長（永山由高君）

男性のワクチン接種助成については、1問目、申し上げたとおりでございます。

そして、女性に向けてのキャッチアップという観点では、これも1問目にお伝えしておりますけれども。これは、やっぱり、あらゆる方法で、これは周知に向けて知恵を絞るテーマであるというふうに考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

本市の接種率を先ほどご紹介いただいたんですけど、これを市はどのように読み解くのか、お尋ねをします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

先ほど、率のほう、令和4年と5年とお伝えしました。令和3年度の率になるんですが、本市で19.3%であり、県と比較しますと、若干高い傾向にある数字とは言えますが、インフルエンザやコロナワクチン等の接種率と比較しますと、非常に低い接種率であるなどというふうに考えております。

○14番（黒田澄子さん）

時々、役所に、「私はちょっと打ち逃したんだけど、受けられないんですか」とか「助成はないんですか」という人は、来られないんですか。お尋ねします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

先日、2月になりますが、班回覧をさせていただきました。その反響もありまして、お電話等で数件、「受けられないか」ということでの御問合せを頂いております。

○14番（黒田澄子さん）

2021年の総務省統計局の調査で、「65歳を超えると肺炎による死亡率は急激に上昇し、肺炎死亡者の98%が65歳以上の高齢者である」という報告があります。

そこで、小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種に続き、高齢者肺炎球菌ワクチンも定期接種化された経緯があり、65歳以上の5歳刻みの年齢の方に、1回助成をされたんですけど。接種率が低過ぎて、再度、特例措置が実施され、それがこの3月31日で終了するわけです。

接種券の再発行の接種勧奨を、行政無線などでできないものか。できれば、ナッジ法を取られて、「いついつまでですよ」ではなく

で、「まだ3月31日までなら助成されますよ」という優しい広報ができないのか、お尋ねをいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

先日も、班回覧等でも行ったところなんですけれども、SNSなどでの周知に加え、今ご提案のありました防災無線等でも、この肺炎球菌もですし、コロナワクチンについても、3月31日で終了するというようなことも併せて、周知のほうを考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

たしか、31日が日曜日か何かだったかなと思っておりますので、ちょっと早めに言ったほうがいいかなと思います。

今後は、65歳時に接種券が送付されます。ある家庭を想像したときに、年上の夫は2回目措置で送付されて、70歳で来ています。これからは、そういうことないわけですね。年下の妻は、65歳のときにしか来なくなります。

しかし、夫が「受けなくても大丈夫だよ。また来るよ」なんていうことを勘違いで言うてしまうことが、とても心配です。近くにそういう人がいると、「もう一回来るよ」というふうに言っちゃうんじゃないかなと思います。

65歳の方は2回の接種券はもらえませんが、そういった部分の啓発はどのようにされるのか、お尋ねします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

3月19日になりますが、こちらから、肺炎球菌ワクチンの接種についてと、あと、ほかの予防接種に関しましても、個別で分かりやすい、内容について個別通知をする予定を検討しております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

最後に、65歳の方は66歳の誕生日の1日前、66歳になったら受けられないんですけど、65歳になると受けられるということをや何か勘違いをして、3月31日までに行かないと受けられないと思っている方が、結構いらっしゃるのかなと。私たちの同僚議員の方で、「もう31日までよ」と言っている方がいたものですから、この辺の周知も大事と思うんですけれども。

まだ大丈夫なのに、もう受けられないと思って残念がってしまっただけは困るかなと思うので、その辺の周知をもう一度、お尋ねをいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

先ほど、個別通知をすると申し上げましたが、この中に、割と分かりやすくそのあたりも含めまして記載してございますので、その内容を見ていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

続きまして、医ケア児のほうに移りたいと思います。

受け入れる側と保護者における様々な不安が出てきた場合、市はどのように支援をしていけるのか、お尋ねをいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

現在、医療的ケア児の保育体制整備等は、福祉課、健康保険課、こども未来課、3課連携により進めているところでございます。

これまでに、事業所との先進地視察や保護者の相談対応、園見学、それなどに同行等を行ってきました。入園後も、受入事業所、保護者双方の心配事や困り事に速やかに対応できるよう、3課で定期的に受入事業所を訪問するとともに、適宜、面談等を実施し、相談しやすい環境をつくっていきたいと考えております。

また、令和6年度からは、受入事業所への支援や助言、保護者からの相談窓口の機能の充実を図るため、医療的ケア児保育支援者として、こども未来課内に看護師を配置する予定でございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

医ケア児さんのこの保育所への入所は、非常にいろんな困難があつて、これまで様々、いろんな方も提案しておりますけれども。今回いよいよ始まるということで、役所のほうの皆さんの努力もすごいなと思っておりますし、受入先を申し出ていただいた事業者さんにも、もう本当に感謝の思いでいっぱいであることを、先に伝えるべきでありました。失礼をいたしました。

ガイドラインの予算が、今回、当初で計上されています。非常電源などの確保も含め、何歳から利用できるのかとか、どこの園が受け入れられるのかとか、看護師等専門職の人数、そういったことを保護者が聞きたいこと。すぐに理解できるような、行政目線の言葉ではなくて、一般の保護者の目線で、読んで、安心して、「ああ、これだったら預けたい」と思われるような言葉の使い方等も、ぜひ配慮をしていただきたい、ガイドラインにしてほしいと思うところでございますが。どうなるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

今、議員のほうからご提案いただきました内容なども踏まえ、保育サービスを利用される保護者に分かりやすいガイドラインの策定に努めたいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

頑張ってくださいと思います。

次に、ほかの自治体から、「わっ、日置市さん、始まったんだ」、保護者が、「いやあ、私もそこに子供を入れた一い」というような、

多分そういうこともあるのかな、希望があるのかなと思います。そういう場合、どのような対応になっていくのか、お尋ねをいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

その時点での医療的ケア児受入定員の充足状況や、今後の受入見込みだけでなく、医療的ケア児が居住する自治体が行う、医療的ケア児受入施設や保護者への支援体制などを考慮して、受入れの可否を判断していきたいと考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

じゃあ、医ケア児のところで最後に、この医ケア児保育所通所の実現に、市長の思いを、最後、聞かせていただきたいと思います。

○市長（永山由高君）

私も実際に、医療的ケア児の親御さんからメッセージを頂く場面もございました。これは、やはりもちろん、市のこども未来課も職員含めて頑張っているところでございますが。

一方で、議員、先ほどおっしゃっていただいたように、事業者の皆様方にも、大変なご協力とご苦勞を、共に今、乗り越えていただいているところであります。

また、医療的ケア児の児童のお一人お一人によって、やっぱり、支援の在り方やサポートの枠組みも変わってまいりますので、しっかり、一人一人に寄り添って対応できるように、引き続き努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

私たちも本当に、「医ケア児」という言い方よりも、「市民の子どもたち」という部分では、同じような保育を受けさせたいと願う親の気持ちは、十分、分かりますので、ぜひ無事故で、しっかり、また、継続、何年も続

けていかれるように、期待をするところでございます。

次に移りたいと思います。

防災等についてです。

まず、45の指定避難所の中の26にエアコンがある。19のものは、ほぼ小中学校の体育館であると。ここへのエアコン設置の計画は、今後あるのかなあ、あってほしいなあと思ってお尋ねするところですが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

市内の小中学校のエアコンの設置状況なんですけれども、普通教室では100%設置をさせていただいております。今後の設置については、まず、特別教室について設置を推進していきたいということで、今、検討しております。

避難所等になっている体育館なんですけれども、県内の設置率が全体で1.1%ということで、ほとんど設置がされておられません。文部科学省の意向によりますと、体育館の本体については、断熱性能が確保されておられません。なので、冷暖房効率も悪いということから、大規模改修等に併せて、その断熱性を確保することが重要ということで、その後に体育館の設置をしていくということで、日置市としても考えているところです。

以上でございます。

○14番（黒田澄子さん）

大分、先になる話かなあとお伺いしました。災害がないことが一番でございます。

本市の外国人、近年、急激に増加をしております。そこで、発災時に、外国人への市民に対しての対応はどうなるのか。言語がそれぞれ違うと思います。会話はできても、文章は読めないという人もたくさんおられるので、その点、お尋ねいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純

一君)

お答えいたします。

災害時は、多様な方法により情報を発信しておりますけれども、市のホームページでは、現在、英語をはじめ韓国語、中国語、マレー語、イタリア語、スペイン語の翻訳機能がございます。

本年4月から、イタリア語とスペイン語に替わりまして、外国人登録の割と多い国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、それらの国に対応しました、翻訳機能の見直しがなされるというふうに聞いております。

以上です。

○14番(黒田澄子さん)

本当に、ベトナムの方とかたくさんお見えになっているので、それは期待したいと思います。

能登半島地震を鑑みて、本市において、地震が起きて道路の決壊があった場合、そういったことを想定した場合に、指定避難所備蓄の現状における課題は何だとお考えか、お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長(東 純一君)

お答えします。

現在、22の指定避難所に、水及び資機材のほうを分散備蓄をしておりますけれども、能登半島地震のように、道路の寸断などが長引く状況となった場合、必要な物資等の輸送に支障を来すという懸念があるのではないかと考えております。

以上です。

○14番(黒田澄子さん)

私もそう思って、今回、ちょっといろいろと提案をしているところでございます。

電気がなくても暖の取れる機器の備備は、あるものでしょうか。また、45のうち26が、ほぼほぼ開設されているのかな、45より26か所開設されることが多いのかなあと思

いますけれども。

協定物品は、どこから配送されるようになるのか。県内の事業所から来るのか、それとも県外から、遠くからやってくるのか。その点、お尋ねをいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長(東 純一君)

お答えします。

物資の配送は、県内なのか県外なのかというご質問でございますけれども。支援物資につきましては、基本的には、一番近い店舗等からの輸送が考えられますけれども、協定先において、流通在庫の状況や道路状況に応じて、最良の配送ルートにより配送されるものと考えております。

暖房器具の配備につきましては、現在のところ行っておりませんが、22の指定避難所に毛布を備蓄しております。

また、避難者が準備してこられたインスタント食品などを使用する、お湯を沸かせるようカセットコンロや、発電機でも使用できる電気ポットなどの準備もしているところでございます。

以上です。

○14番(黒田澄子さん)

カセットコンロなどあるのであれば、少しは暖くなるかなと想像します。

避難所支援ゲームの「HUG」とか、以前、提案していました「DIG(災害図上訓練)」、こういったものを、こういったところで、今、実施されているのか、お尋ねをします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長(東 純一君)

お答えします。

避難所運営ゲームHUGや、災害想像ゲームDIGにつきましては、出前講座のメニューといたしまして、実施しております。

令和4年度におきましては、避難所運営ゲームを1地区公民館で実施しておりまして、

令和５年度におきましては、災害想像ゲームDIGを、２地区公民館と１自治会で行っております。

以上です。

○１４番（黒田澄子さん）

それでは、自主防災組織の避難訓練の実施はどのくらいでしょうか。いろいろメニューがあるんですけど、なかなか避難訓練、難しいのかなと思って、お尋ねをします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

令和５年度におきます、自主防災組織の訓練につきましては、５４組織で実施がなされておまして、うち９組織で避難訓練が実施されております。

以上です。

○１４番（黒田澄子さん）

じゃあ、その避難訓練は、ちゃんと指定された避難場所まで行くことを訓練として、されているのか。もう遠いから、どこかこの辺までっていうやつなのか。

そういうことはないと思うんですけど、ちょっと内容が分かれば、お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

指定避難所へ避難される避難訓練もございますけれども、近くの公民館への避難訓練というのも実施されているようでございます。

以上です。

○１４番（黒田澄子さん）

私は、東北の震災の後に、指定避難所が遠いために、その地域は、すぐそばの消防の建物にいつも避難訓練をしていて、避難所ではないということを住民はよく知らず、リーダーだけは避難所ではないと分かっていた。ところが、そこに避難をしたら、２階の上の５センチか１０センチのところまで津波が来

て、ほぼみんな亡くなってしまって、訴訟が起きているということがございます。

できれば、「遠くても避難所まで避難をしましょう」という呼びかけはできないものか。届出避難所とかいろいろあると思うんですけども、もう、一生懸命やったのに裁判沙汰になるというのは、こんな悲しいことはないし、心が痛くて帰ってきたことがあります。その点、いかがお考えですか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

本来であれば、指定避難所への避難ということも、訓練において実施すべきだとは考えておりますけれども。まずもっては、今、近い、安全な場所へ避難するというのが大事ではないかというふうに考えております。

以上です。

○１４番（黒田澄子さん）

何ものなれば、それでいいと思いますが。やっぱり、そういう部分は、市も少し心配してほしいなあと、ちょっと思うところです。

自治会長や民生委員さん、また、消防団員の方というのは、身近な、私たちを守ってくださる方ですけども。６５歳以上の方は、現状でどれくらい、人数率でいうといらっしゃるのか、お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

自治会長、民生委員、消防団員の方の、６５歳以上の割合ということでございますけれども。自治会長で約８９％、民生委員の方で約８６％、消防団員で約９％となっております。

以上です。

○１４番（黒田澄子さん）

私たちも「６５歳以上の人」は排除すべき」と言っていたので、ちょっとお尋ねしたところです。「いろいろお世話をする係の人

は、実は要配慮者ですよ」というくくりになっているのは、いかがかなと思って、これを尋ねたところです。

今回、災害時要支援者ですかね、そこからは外れたとありました。でも地域防災計画の中の基本方針4には、やはり、要配慮者というのは、「高齢者や障害者等」とあります。国の上位法が、もう、しっかり、がちっとあるので、どうしてもそこを変えられないということと受け止めてよろしいのか。いまだに変わっておりません。平成何年ですかね、5年か6年。5年かな、修正として書いてありましたので。その辺、いかがなんですかね。

今後、国もやっぱり考えていかないといけない部分かなあと。65歳、元気な人たくさんいますので。その辺いかがか、お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

地域防災計画につきましては、毎年、見直しを、随時行っているところでございまして。6月頃に、市の防災会議において協議をしていただいて、決定されているものでございます。

「要配慮者として、高齢者というのを除くべきでは」というお話の中でございますけれども、災害対策基本法により定められておりますので、法の趣旨にのっとり、規定はしているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

議長をはじめ私たち議会にも、要配慮者ばかりが、今、そろそろたくさんになるかなあと思っておりますが。支援する側に頑張っていきたいと、ぜひ、皆さん思っていたきたいと思うところでございます。

じゃあ、ちょっと、今回、能登半島の、離れ離れになって、なかなか支援の物資が届かなかった地域がございました。

それで、命を守るとか、これがないととても困るという部分で、生きるためにミルクしか飲めない赤ちゃんのためのミルク、それから、まだ普通食が食べられない幼児さんの、離乳食しか食べられない乳幼児、また、予期せぬ生理が始まる女性への生理用品の備蓄というのが、本当に協定で間に合うのかなあという部分。それから、道路が寸断されたときには、まず持って行けないという部分。

それと、できれば、全てにということよりは、こういう小さいお子さんが多い地域、また、若い女性が結構いらっしゃる地域のところぐらいは、少し分散で置けないものかということ、能登半島のあの震災の状況を見て、少し心に思ったところです。

協定を結ぶことは、とてもエコだし、不要なものを置いておかなくていいので、場所も取らないしとか、すごく利点はたくさんあると思って、これまで私も別にそれに反対はしてきておりませんけれども。やっぱり、災害っていろいろな形があるなあと考えたときに、もうお母さんのおっぱいだって出なくなったりするし、赤ちゃんに、じゃあ御飯、かんだものを食べさせなさいと、喉に詰まって危ない。そういったこともあって。

私たち普通の人たちは何でも食べられて、ある程度、何でも飲めるんですけど、この乳幼児と、それから、女性の生理というのは、もう止められないというか、配慮してあげないといけないのではないかなあということで、提案をしています。

今は、災害時には、特に液体ミルクなども、冷たいですけど、そのまま飲めるようなものもございます。少しでもそういったことを、ぜひ防災会議等でも協議されていないものか、お尋ねをいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

今のところ、流通在庫備蓄ということで対応を行っておりますけれども、今回の能登半島地震において、道路の寸断等で輸送手段も限られる状態でありました。

議員のおっしゃられた、粉ミルク、離乳食、生理用品等の備蓄については、保存期限が短いものであり、保管・管理など課題もございますけれども、備蓄について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

まずは、本当に持って行けるものも、なかなか、そうそうたくさんはございませんので。せめて、守ってあげないと済まない人たちの部分は、検討いただけるということで、期待をしたいと思います。

透析患者さんですね、生きるために、大体約週 3 日ほどと聞いておりますが、透析が必要です。四、五時間かけて透析されて、すぐに歩行もできず、ゆっくり休憩をされて、血圧等安定してからおうちに帰られて、おうちに帰ってもゆっくりと過ごしておられるようでございます。

市内で、まず、何か所で、1 日に何人の透析が可能なのか、お尋ねをします。

そして、しっかりと平時から、状況把握や連携が病院等と市は取れているのか、お尋ねをいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

本市で透析に対応できる医療機関は、1 医療機関でございます。1 日に最大 6 8 人までの透析が可能というふうに伺っております。

医療機関との間で、災害時への懸念事項などの状況把握には努めているところでございます。

以上です。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

急に透析になるということはないとも言えませんが、そんなにたくさんはないと思いますが。災害が一斉に起こると、隣町の病院近くがちょっと危なくなったとかなると、我がまちにも透析をお願いされることなどもあると思いますので。また、近隣市とも、そういう病院の把握、それから、利用人数がどれくらいいらっしゃるのか、いざとなったときには、お互いに多分、協定をされて支援をされていかれると思いますが。うちのこのまちの病院も、近隣の大きな鹿児島市だったり、近場のところの人たちが意外と来ているのではないかなあと、想像いたします。

そこら辺で、しっかりと、近隣市とも今後、そういう情報共有はできないものか、お尋ねをいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

透析医療機関におきましては、全国で透析災害センターというネットワークができています。その中で、受け入れられる医療機関は登録をし、必要な物資等についても登録をして、お互いの支援体制が全国で整っているというふうに伺っております。

以上です。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

医療機関同士は分かるんですけど、やっぱり自分たちの市民のことですので。ぜひ、市も、近隣だとどこに病院があって、大体どれくらいの方が透析していただけるというぐらいは、ぜひ共有できないかとお尋ねしたので、もう一度お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

そこら辺も、本市にあります医療機関と連携を図りながら、情報共有をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

最後、乗合タクシーのほうに行きたいと思っています。

これまで、東市来高山から伊集院に、また、吹上坊野のほうから伊集院に、乗合タクシーが運用されてきました。

そのようになった経緯。これまでは、地域内しか使えないというところから、気がつく、いろんなどころから移動ができるようになっていく。この辺の経緯をお尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

公共交通に関するマスタープランを作成する際に、住民アンケートを取っております。その住民アンケートに基づいた結果ということになります。

高山地区、坊野地区等はバス路線がなく、「買物それから医療など生活圏が伊集院」という結果が出ております。その結果に基づいて、こういった運行も必要であろうということになったということでございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

これまで、スタート時は、「地域内に限る」また、「路線バスが通っているところは回さない」というルールをしっかりとつけてあったわけですが、このことによって、ルールが取り払われて、地域住民は大変喜ばれたんじゃないかなと思います。「何で、うちは乗合タクシー乗れないの」って、多分、心の中で叫んでおられた方もいっぱいいらっしゃるんじゃないでしょうか。

そもそも、この制度、スタート時は、「病院は全て含まれますよ」「病院までは行けますよ」。路線に外れていた、こども病院や皮膚科も、その後どんどん含まれていきました。

日吉地域では、乗合タクシーの地域でない

住民から、地域内に専門病院がない。例えば、高齢になると、眼科とか耳鼻科とか皮膚科とか、意外と受診している人、多いと思います。整形外科とかですね。「病院に行くために、乗合タクシーを」との要望を、以前から私も受けていましたので、当時、お話をしましたが、「民間バスがある」とのために、「それは無理ですよ」っていうふうに言われてきました。しかし、今回、高山とか坊野も、今回じゃないですけど、来れるようになっております。

今、日吉の、そのエリアになっていない地域は、バスの便数も少なく、高校生も、もう保護者が送っていかなくちゃならない現状になって、大変困っています。

市には、このような日吉地域住民の声、「乗合タクシー、うちにも使わせてよ」という声は届いていないのか、お尋ねをいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

乗合タクシーは、市内4地域ごとに地域内全域をエリアとして、現在、運行をしております。ただし、旧町をまたぐルートにつきましては、一部に限られております。日吉地域から伊集院へ行くことができないのかということは、現在、多く頂いているところでございます。

既存バス路線の便数も、日吉地域、特に減少しているということから、運行エリアの見直し、こういったことも含めまして、現在の運行の仕組みを含め、日置市地域公共交通会議を通して、検討してまいりたいというふうに考えております。

○14番（黒田澄子さん）

市長は、交流人口の増加対策に、熱心にこの3年間、取り組まれてきておられます。

先日、私たち議員は、伊集院高校生と語る会を開催しました。

鹿兒島市から来られている通学者がたくさん

んおられまして、その中の方が、「日置市は温泉があって、いいところだ。でも、僕たちは行く手だてがないんですよ。あそこの温泉、ここの温泉って聞くんだけど、いいところだってみんなから言われるんだけど、行けないんですよ。どうにかできないでしょうかね」といった声を頂いて、もう私は早速、乗合タクシーかなと思って。

その若者の声も、それから、よそから伊集院なりに来られている、そういった人の、若者の声も、ちょっと何とかクリアしてあげたいなあという思いで、今回、この提案もさせていただきます。

令和 7 年度、観光客への実施なども、実際、できていくものなのか。また、それに対する思いを、市長に最後お尋ねして、終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

乗合タクシーにつきましては、現時点でも居住地や年齢の制限は設けておりませんので、そういった意味では、現時点で既に高校生や大学生にも使っていただける仕組みになっております。

一方で、今は予約の仕方が電話のみというふうになっておりますけれども、これは、今後、コールセンターの設置と併せて、いわゆるウェブサービス、アプリを使った登録などもできるようになると、より若い世代の方々にも使っていただきやすくなるのではないかなと。その延長線上で、観光での利用も促進をしてまいりたいと考えています。

以上です。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日 8 日は、午前 10 時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

第 5 号 (3 月 8 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（18番、11番、17番、10番）
-------	-----------------------

本会議（３月８日）（金曜）

出席議員 １９名

１番 中村清栄君
３番 福田晋拓君
５番 下園和己君
７番 是枝みゆきさん
９番 重留健朗君
１１番 山口政夫君
１３番 留盛浩一郎君
１５番 下御領昭博君
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

２番 欠員
４番 長倉浩二君
６番 佐多申至君
８番 富迫克彦君
１０番 福元悟君
１２番 中村尉司君
１４番 黒田澄子さん
１６番 山口初美さん
１８番 漆島政人君
２０番 並松安文君

欠席議員 ０名

事務局職員出席者

事務局 局長 内山良弘君
議事調査係 上田橋裕生君

次長兼議事調査係長 神余徹君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口亮君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 久木崎勇君
東市来支所長 横枕広幸君
吹上支所長 有村弘貴君
財政管財課長 東正和君
地域づくり課長 濱崎慎一郎君
商工観光課長 田代誠治君
健康保険課長 宮前美紀さん
介護保険課長 入佐好彦君
農地整備課長 上勇人君
学校教育課長 中鉢吉彦君

副市長 井多原章一君
総務企画部長兼総務課長 上秀人君
産業建設部長兼農林水産課長 城ヶ崎正吾君
消防本部消防長 福山昌己君
日吉支所長 船倉利幸君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 上村裕文君
税務課長 有島春己君
福祉課長 坂上誠君
こども未来課長 馬場口美宗香さん
建設課長 田口悦次君
上下水道課長 田村長保君
社会教育課長 松岡政仁君

会計管理者兼会計課長

奥 田 美 穂さん

監査委員事務局長

内 山 良 弘 君

農業委員会事務局長

吉 富 良 一 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

まず、18番、漆島政人君の質問を許可します。

〔18番漆島政人君登壇〕

○18番（漆島政人君）

皆様、おはようございます。さきに通告していました、吹上砂丘荘の閉館に関する件について質問いたします。

皆様もご承知のとおり、吹上砂丘荘、ゆーぷる吹上は、長年赤字経営が続いています。同じく日置市の類似施設であります、健康交流施設ゆすいん、B&G海洋センターも指定管理者に委託はしていますが、委託料の支払いは長年赤字経営が常態化していることと同じ状況にあります。

したがって、どの施設においても、赤字抑制に向けた抜本的な経営改革が必要であることは、私が言うまでもありません。

そうした中、2月1日、吹上地域で開催されました住民説明会では、地域住民の声を聞き、反映する過程もなく、唐突に吹上砂丘荘を令和7年3月末をもって閉館することが告げられました。

吹上砂丘荘は長年、祝い事から法事に至るまで、地域の団体やグループ、親戚等が集う場所となっており、今でも吹上地域のコミュニティを支える拠点施設であります。それだけに多くの住民は、結論ありきの一方的なやり方に強い反感を抱いているのも事実です。

市長は、住民説明会の在り方は適切であったと認識されているのかお尋ねいたします。

吹上砂丘荘はご承知のとおり、築50年以

上が経過し、それに伴い修繕費等も増大しています。また、利用者ニーズに合わない部分も多いことから、健全経営に持っていくことは極めて難しい状況にあります。

こうした課題を解決していくために、8年前に有識者を交えた在り方検討委員会が設置されました。そこから出された答申内容は、抜本的経営改革の必要性でありました。

また、4年前には、議会からも500mも離れていない場所で、類似施設であるゆーぷる吹上と競合していることも赤字要因の一つである。吹上砂丘荘機能をゆーぷる吹上に移し、一本化した経営体制が望ましいとする提言書も提出されています。

私自身も2年前、そして昨年も抜本的経営改革の必要性を訴え、代案も示した上で、ゆーぷる吹上への経営統合を促す一般質問もいたしました。それに対して市長は、砂丘荘を含む周辺全体を対象にサウンディング型市場調査を行い、新たな経営方針を見いだしていく、そうした趣旨の答弁をされたと記憶しています。

そして、昨年8月から10月にかけて市場調査が実施されましたが、大した反応もなく、今年に入ってすぐ砂丘荘閉館を決断されました。

砂丘荘閉館を決断するまでの経営過程は適切であったと認識されているのか。また、閉館を決断した要因の中身は細かく分析されたのか。そのほか、砂丘荘閉館後の受皿となるゆーぷる吹上の宿泊施設等の再生計画はどうなっているのか。このことをお尋ねして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。

それでは、回答してまいります。

まず、質問事項1つ目、吹上砂丘荘の閉館についてのその1、住民説明会の在り方につ

き回答いたします。

地域の方々にとって大切な施設であることから、厳しい判断に対しては、多くのご批判の声が上がることはやむを得ないものと認識をしています。従業員への説明、市議会への説明及び日程に鑑み、今回は2月1日の住民説明会の開催となりました。

説明会においては、資料を配布しなかったことや、平成28年・29年度の吹上砂丘荘在り方検討委員会以降の詳細な経緯についての説明が不足していたことなど、反省すべき点もありました。これらの反省点については、今後の市民の皆様に対する説明の場面で生かしてまいりたいと考えています。

その2、経営過程について回答します。

吹上砂丘荘の経営については、平成20年度までは健全な経営がなされていますが、それ以降は基金積立金を取り崩しながらの経営となり、基金枯渇後の令和元年度以降は、多額の一般会計繰入金を投入している状況です。公営企業として、本来は独立採算経営を行うべき原則からすると、赤字が続いているという経営過程は適切ではない状況です。

その3、要因について、これは分けてご説明を申し上げます。

1つ目、人材確保については、あらゆる職種で、現在、人手不足が発生しています。その中でも特に旅館、ホテルといった業種については、これは業界全体としても人手が不足している状況にあると認識をしています。

そして、収支悪化につき回答いたします。

主な要因としては、従業員不足による利用者へのサービス低下、施設・設備が近年の利用者ニーズの変化に対応できていないことなどが考えられます。このようなことから、宴会営業の縮小や利用者の減少につながり、収益が伸び悩んでいる状況にあると認識しています。

そして、その4、ゆーぷる吹上の今後につ

いて、宿泊施設の増床につき回答します。

ゆーぷる吹上の宿泊機能の向上については、令和6年度に受入れ体制についての再構築と、現有施設での増床の可能性の検討などを行ってまいります。その後、令和7年度中にニーズを踏まえての増床の設計、令和8年度に改修工事といったスケジュールを想定しておりますが、場合によっては前倒しすることも考えられます。

続いて、砂丘荘閉館と同時の引継ぎの部分についても回答いたします。

宿泊施設を増床するには一定期間を要するため、砂丘荘の閉館後と同時に宿泊機能を引き継ぐことは難しいと考えています。

そして、事前に通告をいただいたご質問の中での宿泊と食事利用についての制約もご質問いただいておりますので、回答申し上げます。

砂丘荘が閉館した後のゆーぷるでの一般客受入れについては、設備面も含め、対応できる体制の検討に加え、関係団体との調整が必要になると考えています。

食堂については、今後、テナント導入を想定しています。営業時間や宴会の対応などについては、宿泊と同様に関係団体との調整が必要になると考えています。

以上です。

○18番（漆島政人君）

ただいま答弁をいただきましたので、順を追って再質問いたします。

まず初めに、住民説明会のことからお尋ねいたします。

2月1日に開催されました説明会では、十分な説明や資料もなく、結論ありきの一方的な説明会でした。それより驚いたことは、説明会が開催された時点で、3月議会に上程するための砂丘荘の廃止に関係する条例案まで準備されていたことです。

理由はともあれ、このことはあまりにも住

民を無視した一方的なやり方ではないかと、私はそう認識しますが、市長はどうこのことを認識されているのかお尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは回答いたします。

今回の方針決定とそのプロセスに関しましては、現に営業中でありまして、働いている方がいらっしゃる施設においては、議論の期間が長ければ長いほど、従業員に対する負荷も大きくなることから、方針表明から議会上程までの期間を短く設定させていただきました。

限られた事前説明の時間については、まず最初に議会に、そして従業員、その上で地域の方々に直接ご説明申し上げるという経緯となりました。

事柄の性質上、地域の方々に十分納得いただく時間を取ることができなかったと受け止めております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

今、営業をやっている中で閉館に関する説明会というのは、やはり従業員の方々のことを考えれば、プロセス的にいろいろ無理があったと、そういう感じのことをお話しされました。

でもやっぱり、住民と行政というのは、本当に議会でもですけど、一蓮託生の関係にあるわけですよ。そういったことを考えれば、あまりにも一方的だと思います。

そこで、市長にお尋ねいたしますけど、市長自身は逆の立場であれば、あの説明会で理解し、納得されたのかお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

基本的には、今回のご説明は事業廃止というふうに申し上げておりますけれども、あくまでも行政が直営で運営するということが、現在の経営環境に鑑みたときに難しいということ、これはご説明を申し上げるほかないと

考えておりますし、私自身がその場でその説明を受けていれば、行政が直営で事業を続けることが難しいという点については、私は納得をしたのではないかとというふうに感じております。

実際、吹上地域の、これは複数の住民の方々から、説明の後に概要は了解したと、ゆーぷるを残していただけるのであれば大変ありがたいといった声も複数いただいているところでございます。

以上です。

○18番（漆島政人君）

市長は「対話と挑戦」をキャッチコピーに、市内の自治会の中で、くさの根対話ミーティングを実施されています。また、今後もういっちは、各団体とも計画されているようです。

市長はいかに住民との対話が重要であるか、そのことを思っている、そういう活動だと思うんですよ。その思いと今回のやり方は、あまりにも乖離したやり方ではないかと。その違いはどこにあったのか。

事が、例えば民間経営に持っていく。したがって、廃止を決定しないといけない、その過程があったにしても、その目的があったにしても、あまりにもやり方として一方的ではないかと思いますが、再度お尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

吹上地域の自治会、くさの根対話ミーティングという形で回らせていただいております。その中で、ゆーぷる及び砂丘荘についても、これは多くの吹上地域の方々からご質問をいただいていたところです。そこに対してはしっかりと、いずれも将来的に行政が直営で行うというのは難しいので、いかに民間の方々のお力をいただけるかということが重要であるということは、タイミング、場面を問わず、ご説明を尽くしてまいった次第です。

一方で、今、砂丘荘について申し上げます

と、これは2月の1日の説明会でも申し上げましたが、現在の人員の、今の職員の方々も大変厳しい環境の中でご尽力をいただいておりますが、それでも事業継続が難しいという、ある種ぎりぎりのタイミングであったということは、引き続きしっかり説明を尽くしてまいりたいと思っております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

今、市長がお話しされたことについては、また、後もっていろいろ質問いたしますけど、市長は一昨日の同僚議員のやり取りの中で、吹上砂丘荘をはじめ、ゆーぷる吹上については、行政が直接運営する時代ではないと。したがって、砂丘荘の閉館に関する条例案が議会で可決された段階で、宿泊施設の誘致に向けて各企業等に相談に行くと。そうした趣旨の答弁をされました。

説明会の段階では、そういうことは、私もですけど、皆さん分かっていなかったと思うんですよ。その方針はいつの段階で決定されたのか。仮に住民説明会を開催する時点で、その方針が決まっていたのであれば、市長の真意を住民説明会の場できちんと説明をされたら、今回のように、ごたごたまで至らなかったのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○市長（永山由高君）

国民宿舎吹上砂丘荘を行政が直営で経営を続けるということについては難しいというご説明をまずは申し上げ、今回の議案の上程に向けて、地域の方々のご理解をいただくということが、まず説明会においてご説明を申し上げたいところでございました。

やり取りについては、ほかの企業に対して営業をかけるなどの努力はできないものかといったようなご質問もいただいておりますので、そこに対する回答として、今後の施設跡地の利用については、しっかりとこちらから

も営業させていただくということについてはお伝えをしております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

市長には何でもオープンにできない事情があることは、我々も承知しています。

しかし、お互いの思いが通じ合わなければ、つまり行政と住民との関係も、そこがきちんと理解が得られなければ協力も得られないし、まとまることも、まとまらないと思うんですよね。

したがって、今回の件については、やはりいきなり結論を告げるのではなくして、市長の思いを事前に説明し、理解を求めていくことが、筋道の通ったやり方ではないかと思いますが、このことについて再度お尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

今回のタイミングについて申し上げますと、これは先ほど答弁で担当課長も申し上げましたとおり、今回の事案に鑑みると、このスケジュール感はなかなか動かしづらいものがあったと、今でも認識をしております。

一方で、2月1日の説明会の在り方について申し上げますと、これは1回目の答弁でも申し上げましたとおり、例えば資料の配布でありましたり、平成28・29年からの経緯について、さらに詳細をお伝えすべきであったというふうな部分については、反省すべきところがあったというふうに認識をしております。

その先のビジョンで申し上げますと、議論の中である程度お伝えしていたところはございますけれども、なかなかまだまだそういった説明の機会は十分ではないと思っておりますので、今後もしっかり地域の方々とやり取りをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

いずれにしても、市長が砂丘荘の閉館を決断されたことに対して、住民の方が反発されたのではなくて、やはり唐突に、こういった結論ありきで言われたことに対しての反発だったと、私はそう認識しています。特に住民の方は、行政に対する縁も遠いので、特にこの方々については、本当に丁寧に説明をしていく必要があったと思いますよ。

次に、砂丘荘閉館の決断に至るまでの経過点についてお尋ねいたします。

回答書に書いてあるとおり、やはり当然、赤字経営は適正な運営ではなかったと、そういうことですが、ご承知のとおり、吹上砂丘荘は老朽化しており、施設改修や修繕費も増大しています。

そういった中で、経営収支の結果をいい方向に持っていこうとすればするほど、人材確保の件も含めて、負の連鎖に陥る可能性は非常に高いと思います。

したがって、経営もここまで悪化すると、目先の改革では当然改善できないことは承知されているはずです。したがって、早い段階で、市長が就任される前が適当な時期だったかもしれませんが、早い段階で抜本的経営改革が必要であったと認識していますが、このことについて改めてお尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

議員がご指摘のように、早急に着手していれば、抜本的な改革はできたと想定はされますが、砂丘荘、ゆーぷるの近年の置かれましては、昨年開催されました、かごしま国体の宿泊先ということは既に決定しておりましたので、何とかこの国体までは乗り切る必要があるというふうを考えておりました。

以上です。

○18番（漆島政人君）

先日、ビル建設に携わる建築士に、材料費

が高騰する前と比較して、現在どれくらい値上がりしているのか、聞いてみました。やはり確実に3割は値上がりしているようです。したがって、2億3,000万円ぐらいでできた工事費も、今では3億円以上かかるみたいですよ。

そういったことも含めて、早い改革が必要だったのではないかと申し上げているところです。

次に、吹上砂丘荘は閉館まであと1年あります。また、ゆーぷる吹上については、今の計画では民間委託まであと3年です。そこまでの、これからの運営の教訓にしていくためにも、砂丘荘閉館に至った要因について2点ほどお尋ねいたします。

まず初めに、人材確保の問題ですね。

これについては、前回もハローワークで17回、ホームページで11回、お知らせ版等で7回募集をかけたけど、難しかったというお話でした。ご承知のとおり、今の時代、こういった事務的なツールで本当に募集をかけてくるのかと。そうじゃないでしょうと。今は信頼関係を条件に、直接足を運んでお願いする時代じゃないですかね。私はそう思います。

それと、やはり人材確保に不可欠な要素は、何といても信頼関係の確保です。所管課と現場管理者、またスタッフとの信頼関係もですけど、調理場については職人気質の強い世界です。したがって、職場内の信頼関係を維持していくためには、上司の目配り、気配り、また行政のそういった適切な目配り等も必要であったのではないかと。

でも、その辺についても、いろんなご批判があるのも事実です。

今後は、こういったことを十分頭に入れて、特に砂丘荘の場合は、以前から人材不足は慢性的な課題でした。だから、したがってこうなる前から、いかに日頃から、そういった連

携体制の構築というものを、信頼できる関係を構築していくかというのが本当大事な部分だったと思います。

今後については、このことはぜひ生かしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

やはり議員ご指摘のように、人材確保というのは非常に厳しい、今のこの時代だと思います。

ただし、やはり現場との信頼関係というのはすごく大事なことだと思いますので、このことについては真摯に受け止めたいと考えております。

以上です。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のように、担当課と各施設との間の信頼関係、これをいかにつくるかということが非常に重要であるということを改めて実感をいたしております。

その中で、令和6年度におきましては、観光施設マネジメントの一層の推進を図るために、担当の総括監を配置したいと。可能であれば、今これは検討中ですが、それを吹上支所に置くといったようなことも選択肢に入っているという状況でございますので、可能な限り、各施設と市役所との間の距離を短くするというような努力も、今後重ねてまいりたいと考えております。

○18番（漆島政人君）

意欲のある若い市長が来ていただいたので、ぜひ今お話しされたことも含めて取り組んでいただきたいと思います。

次に、閉館に至った2つ目の要因であります、経営悪化の問題について質問いたします。

まず、この回答書にも書いてあるとおり、施設の老朽化、または設備の更新、こういったことが書いてあるわけですが、やはり経

営収支の悪化を招いた一番の要因は、何といっても適切な時期に抜本的な経営改革がなされなかったこと、このことに尽きると思います。

そのほかに経営悪化を招いた要因として、ご承知のとおり、交流人口による地域経済の活性化を目的に吹上の運動施設に、四、五年前ですか、多額の投資がなされました。それによって、週末はかなり多くの人でにぎわっています。先日もソフトボールとサッカー大会があり、1日で約2,300人の方が来場されていました。

そこで、私も細かくまでチェックしなかったんですけど、弁当の注文だけで約400個前後あったようです。しかし、納品のほとんどは、市外の弁当の専門業者です。

したがって、日帰りの利用の場合は、砂丘荘、ゆーぷる吹上も含めて、地元への経済効果、ほとんど見込めないというのが今の実態です。

今は交流人口が増えた分、朝晩の交通渋滞がかなり激しく起こっています。したがって、残されるゆーぷる吹上の経営効果につなげていくためにも、この課題について新たな視点で再検討していただきたいと思います。

また、今後、キャンプ村跡地の活用も計画されているようです。この計画も、ゆーぷる吹上にどうリンクさせていくか、このことが大事な部分です。ゆーぷる吹上に今必要なことは、平日の食事、宿泊客の確保です。そこを視点に、今後慎重に検討していただきたいと思いますが、どうお考えかお尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

吹上地域におきましては、県内でも有数なスポーツ施設の集積地という認識をしております。

そしてまた、今後もキャンプ村の再整備と

いうのも検討されておりますので、この運動公園を含むエリア、ここの魅力向上、そして、その中で関係人口、交流人口を図っていく必要があると思います。

以上です。

○市長（永山由高君）

重ねて申し上げます。

議員から先ほどご指摘のありました、いわゆる経済効果にどうつながるかという点について、議員ご指摘のように、お弁当の発注が市外にいつてしまっているという現状についての対策を進めておりまして、一つは運動公園敷地内外においてのキッチンカーの取組、これは市内の事業者さんを中心にお声かけをさせていただいております。

また、施設利用促進協会の中では、お弁当部会のご協力もいただきながら、できるだけ市内で大会等を行われる際には、市内のお弁当事業者さんを使っていただくという努力を続けているところでございます。

可能な限り、これは砂丘荘、ゆーぷるに限らず、市内の様々な飲食店や関連の業種の方々に連携していただけるような取組を引き続きやってまいりたいというふうに考えております。

また、平日の利用者をいかに増やすかということも、これも非常に重要なテーマでございますので、今後の取組に当たって、しっかり意識をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

こういう回答は、今までも何十回も所管課のほうからも聞いてきました。しかし、その実態が、そういったニーズに対応できないというのも実際あるわけですね。

今回、国体も開催されましたけど、吹上地域で弁当を持ち出したのが幾つあるだろうかと。裏を返せば、保冷車を持った、そういった業者でないと利用できない、納品できない

という制約もあったようです。

したがって、頼むほうからのニーズも考えれば、必然的にやはり弁当屋さんのほうが、雨が降っても即断することができる。そういったこともあるもんですから、そういった形になっているわけですよ。そのことも含めて、今後検討していただきたいと思います。

次に、吹上砂丘荘、ゆーぷる吹上の今後の在り方についてお尋ねいたします。

市長は、民間での経営体制に方針を切り替えられました。私自身も民間経営での選択のほうがいいと認識しています。

その理由として、施設改修工事等を行うときに、公共工事と比較して手続等も簡素で、工事費もかなり安くなります。去年、いろいろ見積りをして、そのことが実感として分かりました。

また、民間企業には一定の企業ガバナンスというものもありますけど、経営における細かな制約までは、やはり役所と比べてそうなのも事実です。

それより、一番のやっぱり民間のメリットというのは、経営上に問題があれば即改善をされることです。

こういった面において、私も民間経営のほうで断然いいだろうなど。経営に対する危機意識も、まず違いますから。

そこで問題は、両施設の今後の在り方です。私は単純に、砂丘荘は既存施設のまま新たな活用策を募集して、砂丘荘機能はゆーぷるに移した形で、今後、ゆーぷる吹上を中心とした形で宿泊機能、食事機能、健康づくり機能、そういったものを複合した形で展開されていくんだろうと思っていました。

また、その機能の引継ぎも、市長が一番常識として理解されていると思いますけど、こっちを廃止すると同時に、こっちのほうの機能が即受け継ぐ形が、常識として一般的にある形ですよ。

でも、これが3年もずれるということはどういったことなのか。今までスタッフが築いてきた、いろんなお客さんとの信頼関係、これを全て失うことになるわけですよ。この辺についてはどうお考えか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

砂丘荘の在り方という点につきましては、行政が直営で事業を継続することが難しいという方針は、今回お示しさせていただきました。

今後については、まず、ゆーぷるのプール、温泉、食堂のテナント募集及び設備更新、改修を優先しまして、宿泊機能につきましては、砂丘荘の民間活用の可能性次第で、ゆーぷるに対する宿泊需要も変動するため、砂丘荘施設の活用の議論と並行して、今後検討していきたいというふうに考えております。

○18番（漆島政人君）

住民の方は、砂丘荘機能がゆーぷるに移るんだらうと、そう認識されていたわけですよ。今お尋ねしたことは、なぜそのジョイントが同時にできないかと、そういうことをお尋ねしているわけです。

そこで、ゆーぷる吹上の今後の計画については、前倒しはあるものの、令和6年度で検討、令和7年度で設計、令和8年度で増設計画という計画書を頂いているわけですけど、回答書。その増設の範囲も、現有施設の範囲で増床を計画されているようです。これでは物理的にも、砂丘荘機能が移る受入れ能力というのは、ないに等しいと思うんですよ。

具体的に、増床計画というのはどういったものなのか。これ一番住民の方も、やはり関心の高いとこだと思いますので、お尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

先ほど担当課長が申し上げたことを改めて申し上げたいと思います。

ゆーぷる吹上の機能強化という点において、まず温泉、そしてプール、ここについては、現在議案として上程させていただいています、事業廃止に関する条例が可決された場合には、即投資が可能である点であると認識をしています。

一方で、吹上砂丘荘については、今後、施設の活用について民間の方々に、さらにこちらからの提案も含めて、積極的に今以上に取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、砂丘荘がどのような形で宿泊機能という形が可能なのであれば、ゆーぷるの増床という部分が、また引き続き、近隣地域に同じ役割が重なってしまうという状況も出てございます。ですので、砂丘荘の今後の施設及び用地の活用の在り方を見ながら、ゆーぷるについては増床の検討を行うということになります。

また、ゆーぷるについては、現状は現有施設でというふうな表現をさせていただいておりますけれども、既存のゆーぷるの設備、施設、場合によっては、そこに広がる接続する土地についても、活用の可能性については検討する時期が来る可能性はあるというふうに考えております。

これはいずれも、砂丘荘の敷地及び設備の今後の活用についての道筋が早期に描けるようであれば、ゆーぷるについての宿泊機能は、一時、砂丘荘の役割とバランスを取る形での検討になるというふうに認識をしている次第です。

以上です。

○18番（漆島政人君）

市長の今の回答、3分ぐらいですけど、今聞いて初めて、そういう考えなのかなと。そして、今、市長の回答を聞いて、一昨日の同僚議員の回答とも、なるほどこういうふうに結びついていくんだというのが理解できます。

そこで、砂丘荘閉館後の在り方について、

同僚議員のほうから、今後どう考えているんだという、そういう質問をされました。それに対して市長は、砂丘荘周辺の景観を考えれば、宿泊施設としての可能性が非常に高いと。したがって、宿泊施設として募集をしたい、そういった趣旨の回答をされました。

また、敷地のみ利用したいという場合は、砂丘荘の解体も視野に入れていると。そういった回答もあったようです。

となると、今の状況では、砂丘荘の新たな活用次第によって、ゆーぷるの増設計画、こういうのも決めていくんだというふうに私は認識したわけですけど、当然そうだろうと思います。

そうなった場合に、今後の方向性として、市の財政負担の問題は別にして、砂丘荘を解体し、その跡地に新たなホテルを誘致していく方向を重点に置いて、今後、各団体との協議、交渉を進めていくお考えなのかお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

財政負担は別にして置いておいてという含みでのご質問でございますけれども、財政負担を別にした議論は、私はできません。そこはご理解を賜れば幸いです。

そして、じゃあ、後継機能としてどのような役割を認識するかという点におきましては、これは議員の一昨日の答弁でもございましたけれども、可能性が高いのは宿泊施設であろうというふうに認識をしておりますが、現時点では、宿泊以外の機能で興味を示しておられる事業者もあられます。

一方で、地域の方々のニーズとしては、やはり宿泊に関する期待が多くあられると思いますので、我々としても私としても、そこは宿泊機能も有力な選択肢として、今後検討を進めたいと考えております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

私の言い方がまずかったと思うんですけど、市の財政負担を別にしてというのは、やはり交渉する段階によって、当然駆け引きが出てくるわけですよ。そうなってくると、こっちとしては財政負担が少ない形で、こっちのニーズに合った施設を持ってきていただくのが一番ベストですよ。そういうことがあったから、あえてこれだけ出したらどうか、どうなのかちゅうことは申し上げなかったことです。そのことは理解していただきたいと思います。

そこで、市長は、砂丘荘の閉館に関する条例案が可決した段階で、今後、庁舎内に公式に検討会を設置して、各企業と様々な形で協議交渉を重ねていくと、そういう答弁をされました。

現在、砂丘荘運営というのは、人材確保の面において綱渡りの状態です。雇用継続を図るためにも、少しでも早い時期に砂丘荘跡地に進出企業の見通しが立てば、これは地域にとってもすごくベストな形だと思うんですけど、この辺の進展がよく分からないんですけど、いつ頃までをめぐって、こういった誘致活動を行っていくお考えなのかお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

昨年行いましたサウンディング調査においては、これは市としての待ちの姿勢だけではなく、興味を示していただけそうな企業に対して、こちらからアクションを起こしているというのが、これは既に昨年の事態での現状でございます。

その中での感触としては、これはやはり非常に難しいものであるという意識も持っております。

ですので、先ほどゆーぷるの宿泊機能の増床については、砂丘荘の議論の状況を踏まえながらというふうに申し上げましたけれども、宿泊施設での誘致が難しいという判断をする

場合に、ゆーぷるの機能強化に切り替えるという状況もあり得ると認識をしています。

一方で、その時期については、これからさらに、これは昨年よりも踏み込んだ提案と募集をさせていただきますけれども、その状況を見ないことには、今はまだ申し上げられないという状況です。

以上です。

○ 18 番（漆島政人君）

市長のお話はよく理解できます。

そこで、今後……。

○議長（並松安文君）

漆島議員、ちょっと待ってくださいね。ちょっと待つて。

傍聴席にお願いでございます。私語は慎んでいただきたいと思います。

○ 18 番（漆島政人君）

各企業や団体との交渉については、当然、様々なネットワークを活用して展開されると認識しています。

そこで、現時点で、言い方悪いですけど、相談に行く当ての企業が幾つかあるのか、見えているのか、このことについてお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

まずは、今回の議会での条例案の議論の結果を待ちたいというふうに考えております。

○ 18 番（漆島政人君）

分かりました。私自身も何の能力もないわけですけど、やはり地元のことで、皆さんが難儀して交渉等に行かれる場合は、本当、弁当持ちでもいいから、そしてまた行ったら頭を下げてお願いする、そういうお手伝いぐらいはできるのではないかなと、そういう気持ちは持っています。

そこで、こういうことは想定していないという回答になるかもしれませんが、最終的にホテルの誘致の見通しが立たなければ、それいつの段階で話されるか分かりませんが、

砂丘荘機能を強化していく、そういうことの理解でいいんですかね。

○市長（永山由高君）

まずは、これは先ほども申し上げましたけれども、今回の議会での条例案の結果を待ってのやり取りになってこようかと思います。

その上で、砂丘荘の状況とゆーぷる吹上の増床機能については、先ほど申し上げたように、砂丘荘の状況を踏まえて判断するということになってまいります。

○ 18 番（漆島政人君）

私自身、請願書の紹介議員になったわけですけど、私自身は市長の今日の答弁を聞いて、紹介議員にはなったけど、これはもう条例案可決だよなと、そういうふうの流れになっていくのかなと、逆に私の立場としては市長の回答を聞いて、そういう思いもしています。

そこで、1つ、これはネガティブな想定ですけど、今の状況で、ゆーぷる吹上の宿泊や食事業を運営した場合、既存施設は利用者ニーズにも合わないし、また、採算経営に持っていくための部屋数も不足しています。また増設計画も、一応今のところでは3年後となっています。

恐らく赤字が拡大して、増設工事を待たないうちに、また砂丘荘の新たな見通しも見えない段階で、休業に追い込まれる可能性も否定できないのではないかと、私は勝手に想像するわけです。

仮に、砂丘荘閉館後の跡地も、今お話ししたとおり、新たな進出見通しもなく、ゆーぷる吹上の再生も、住民の方々の期待どおりに進展しなければ、地域住民は市政に対してどう反応されるだろうか。やはり地元議員としては、一番心配しているところはその部分です。

最悪のシナリオですけど、市長の見解としては、どういった認識をお持ちなのでしょう。お尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

ゆーぷる吹上の人員の確保については、これは現在、食堂機能の強化の観点から、テナントの導入を検討の対象として今上げておりますけれども、直営部分を少しずつ圧縮し、民間の企業の方々にご協力をいただいくということが、まずは基本路線になろうかと考えております。もちろんその他の部分についても、しっかり人材確保については努力を続ける必要があると認識をしています。

以上です。

○18番（漆島政人君）

想定どおり行きゃいいですけど、食事機能、宿泊機能もじり貧になっていく。また、それに負の連鎖が起きて、プールの利用、浴室の利用も、お風呂の利用も少なくなっていく。

結果的に、ゆーぷる吹上、その施設自体が存続が危ぶまれてくるのではないかと、そういうことも気にしないでもないわけです。そのこともぜひ頭に入れて、今後やっていただきたいと思います。

そこで、10年前にですか、ゆーぷる吹上の指定管理者が、契約途中で撤退されたことがありました。その頃、ゆーぷる吹上は地元で守らないといけないという思いで、医療機関と連携して健康づくりを目玉に、1人の事業家の方が指定管理者に応募された経緯があります。しかし、結果としては採用されずに駄目でした。

また、4年前には、もう聞かれたと思いますが、今の現状になることを想定して、地元の若い事業家の方が、吹上砂丘荘機能は何としても残さないといけないと、そういった思いから、1年かけて細かく調査し、ゆーぷる吹上の再開発に関する具体的な事業計画書を作成されました。

しかし、その資料も閲覧まではしていただきましたけど、改選時期等も近く、それ以上の進展はありませんでした。

こうした地元の動きがある背景には、周辺部に位置する吹上地域は、過疎、高齢化、人口減少が、4地域の中でも最も進行しています。したがって、民間投資の可能性が低いことを察しておられるからだと、私はそう認識しています。

したがって、地元の方々は、今回のこの問題について、ビジネスに対する駆け引きなしに、砂丘荘機能は何としても守らないと、そういった思いは物すごく強いです。したがって、引受手がない場合は、地元提案も受け入れる対象になるのかお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

昨年行いましたサウンディング調査、これは市外の事業者様を対象にしているものではなく、市内の事業者の方々のご提案も受け付ける窓口になっております。

今後、ゆーぷる吹上の民間の活力を活用した取組を募集する際においては、市外だけでなく市内の方々、その中にはもちろん吹上地域の方々も含まれます。様々な方々に、可能であれば、ゆーぷる吹上の今後についてのお知恵をいただき、場合によっては、そういった方々と連携して経営していくといったことも、間口としては持って進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

吹上地域の方々も、陳情書・請願書でいろいろ活動するだけじゃなくて、今、市長がお話しされた、そういったことへの認識も、今回の件で深まっていくのではないかと私自身もそう思っています。

そこで、最後の質問ですけど、地域住民の多くの方は、赤字抑制に向けた経営改革の必要性は十分認識されているはずですが、したがって、砂丘荘の閉館は仕方がないにしても、誰でも宿泊ができて、団体・グループ、そういったグループで食事ができる機能だけは何

とかして残していただきたいというのが、地域住民の率直なお気持ちだと思います。

市長は、地域住民のその思いに必ず応えていきますよと、そういった強い意思があらわれるのか。聞き方は悪いですけど、そのことを最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

まずは、今回の本会議において、砂丘荘に関連する議案の結果を受けての今後の取組になってまいります。

一方で、可決された場合には、砂丘荘が今担っている役割をゆーぷるで、まずは食事、そして宴会、さらには一般の方々の宿泊整えられるような検討をしっかりと進めてまいりたいという一方で、申し上げたように宿泊については、砂丘荘の今後の施設活用の在り方による部分がございますので、様々な環境をしっかりと踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、１１番、山口政夫君の質問を許可します。

〔１１番山口政夫君登壇〕

○１１番（山口政夫君）

私は通告に従い、次の質問をいたします。

今年１月１日１６時過ぎに発生した能登半島地震の報道に接し、消防団や自主防災組織の重要性及び初期消火の大切さを痛感しました。

このようなことから、次の質問をいたします。

質問１、自治会設置消火ホース格納庫利用の消火訓練及び消火栓の取扱い、消防団、自主防災組織について質問します。

１項目、自主防災組織の数ある活動に、災害発生時に出火防止・初期消火とある。地域では、消火ホース格納庫を消火栓付近に設置

されているが、日置市内の設置個数と、消火栓を活用した訓練は現在何回行われているか質問します。

２項目、災害発生時の初期消火活動はどこまでを指すのか。

３項目、自主防災の防災訓練で一番多い訓練内容について質問する。

４項目、火災現場の撤収作業中に、スタンドパイプが外れずに撤収にてこずり、相当時間を要したところに遭遇した。そこで、消防署による消火栓の作動点検と接続器具の脱着作業確認は行われているのか。

５項目、新人消防団員の訓練は、消防署での訓練や各団での訓練はどのような訓練と、回数は何回行っているか。

２問目、機能別消防団の設置について、昼間の原野火災の現場で、地元消防団員が到着していないことがあり、退団された前消防団長より、この地域の消防団員の勤務先は地域外が多く、昼間の出勤に課題があるとの話を聞く。

そこで、消防職員退職者や消防団を退団された希望者で組織する機能別消防団を設置すべきと提案するが、市長はどのように考えるか質問する。

３問目、ＤＸ推進事業への取組について、２項目質問いたします。

１項目、ＩＣＴ推進で、結ネットなどは自治会活動で、通常は地域の電子回覧板や情報受発信ツールとして活用し、能登半島地震のように災害時は、安否確認や避難所案内、配食・給水・入浴等の場所や時間等の案内がリアルタイムで可能である。

災害時は、能登半島北部の通信障害も、７割程度から２週間後で２割程度に回復している現状から、導入推進を進めるべきと提案するが、市長はどのように考えるか。

２項目め、現在行われている高齢者元気度アップポイント制度のように、地域活性化を

目指すデジタルアプリを活用した（仮称）日置市ポイント事業に取り組み、自治会や地域が開催する健康増進、環境保全、防災活動等の事業に参加した個人にポイントを付与し、ポイントは買物等で利用できる事業に取り組まないか提案するが、市長はどのように考えるか質問して、1回目の質問を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、自治会設置消火ホース格納庫及び消防団自主防災組織についてのその1、消火ホース格納庫設置個数、消火栓を活用した訓練につき回答します。

日置市内に設置されている消火ホース格納庫は、令和6年2月現在で46自治会に、91個設置されています。

また、過去には多くの自治会が消火ホースを使用しての訓練を実施していましたが、今年度は7つの自治会が訓練を実施しています。

その2、初期消火活動はどこまでかとのご質問につき回答します。

建物火災における初期消火の目安は、炎が天井に燃え移る前までです。地震等の大規模災害時には、消防車の現場到着が遅れることを想定すると、火災を初期段階に消し止めることが大規模火災を防ぐことにつながることから、住民によるバケツリレーやスタンドパイプを使用した消火も初期消火活動に含まれると認識しています。

その3、自主防災組織、自主防災の防災訓

練で一番多い訓練内容について回答します。

自主防災組織において、本年度、訓練など防災活動を実施した組織は54組織で、防火、消火訓練が最も多く、34組織で実施されています。

その4、消防署による消火栓の作動点検と接続機器の脱着作動確認について回答します。

消火栓の作動点検については、過去に自主防災訓練時や点検のための消火栓の開閉が原因で水が濁ったことから未実施でしたが、今年から地域を特定して作動点検を実施しています。

接続器具の脱着作動確認については、毎朝の始業点検時に地下式消火栓の確認については、年に2回の地水利調査時にそれぞれ行っています。

その5、新入消防団員の訓練について回答します。

新年度初めに新入団員に対して、ホースの取扱いや訓練礼式などの基礎訓練を実施しています。また、日置市総合防災訓練、各方面団での中継訓練、応用想定訓練、規律訓練を年に1回実施しています。

そのほか分団車庫で毎月2回行う点検時には、ポンプや資器材の取扱い訓練を適宜実施しています。

質問事項2つ目、機能別消防団についてのその1、機能別消防団を設置すべきとのご質問につき回答します。

県内でも幾つかの市町村で、消防職員退職者や消防団退団者で構成される機能別消防団が設置されています。日置市でも消防団員を確保することは喫緊の課題であり、地域防災力の低下を防ぐため、機能別消防団も一つの手段として、日置市消防団幹部会の中でご意見をいただき、設置について検討したいと考えます。

質問事項3番目、ICTを活用した地域づくりのその1、結ネットなどのツールについ

て回答します。

災害発生時の情報発信については、防災行政無線をはじめ、市ホームページ、市民安心メール、SNSなど、多様な方法で行っています。ICTの推進は重要であると考えており、システムの導入に当たっては、情報発信の内容も防災、安否確認のほか、電子回覧版、ごみ関連と多岐にわたることから、先進自治体の情報発信アプリケーションや補助制度の情報収集など、検討していきたいと考えています。

その2、ポイント事業につき回答します。

高齢者元気度アップポイント事業は、高齢者がボランティア活動等に参加するとポイントが付与され、商工会の共通商品券に交換できる事業で、現在、手帳等によりポイントを管理しておりますので、アプリ等を活用すれば業務の負担軽減が図られると考えます。

今後、商品券についてキャッシュレス決済を活用できないか、関係機関と意見交換を進めているところです。

ご提案いただきました事業については、ポイント付与に係る経費、地域事業者等との役割分担、対象事業の抽出など、様々な検討事項がありますので、事業に係る費用対効果を十分に見極めた上で、先進事例等を参考にしながら研究してまいります。

以上です。

〔11番山口政夫君登壇〕

○11番（山口政夫君）

市長にご答弁いただきましたが、2回目に移る前に、スマートフォンの使用とちょっとチラシの掲示を議長に了解いただいておりますので、よろしく願いいたします。

それとポイント事業と防災訓練、ここもちょっと関連がありますので、ちょっと前後するかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、1項目め、46自治会で91個格納

庫を設置されている。私の自治会も十数年かかって十二、三個設置した経緯があり、そのときに実際消火栓を使って訓練いたしました。そのとき、やはり二、三十名、その消火栓のところで参加して実施した経緯があります。

途中で、四、五年前ですかね、一般質問でちょっと質問したら、先ほど答弁がありましたけれども、水が濁ったという経緯でやっていないということで、非常にこれは宝の持ち腐れだよねということを実感してしまして、今回、機能別消防団の件で消防長とお話する中で、今年度から市長や副市長、執行部の皆さんの尽力で何とかできるようになりましたという話を伺いまして、今年度は7つの自治会で実施できたということは一つ前進したのかなと思っております。

やはり確かに水が濁れば飲食店さんとか、いろいろな事業者さんにはご迷惑だと思います。ですけど、やはり今度の能登のあの大火災を見ると、初期消火のいかに大事さという、消防がつけばいいんですけど、つかなかったときに地域の自主防災、消防団というのが重要だということを認識したときに、やはりこれは復活したほうがいいなと思って質問したところでございます。

ですけど、こういうふうに訓練が実施できるというようになったということですが、このことを自治会長さん、あるいは地域の地区公民館等への通知はどのようになされているのか、ご質問します。

○消防本部消防長（福山昌己君）

お答えいたします。

昨年末に、上下水道課と打ち合わせを行った結果、使用するには様々な手順があるために、消火栓の開閉を行うことができるのは消防本部だけといたしました。よって、市民への周知はいたしておりません。

以上です。

○11番（山口政夫君）

そこは大事なかなと思います。

市民が勝手に開閉して、白濁、濁る、そういうことがあってはいけませんので、ただし自治会長なんかから消火栓を使った訓練をしたいという申出があれば、もちろん消防署の立ち合いでないとできないと思います。

事前通告制とかそういうのは大丈夫なんでしょうからお聞きします。

○消防本部消防長（福山昌己君）

お答えいたします。

消火栓を使った訓練を自治会でする場合に、消防本部が上下水道課へ連絡し、周囲の自治会の方へ連絡しないといけませんので、そういう場合には使えることは可能だと思います。

以上です。

○11番（山口政夫君）

可能だということで安心しました。

実はちょうどその話をしているときに、2月の25日の南日本新聞で指宿市の仮屋地区というところが、この記事の内容を見ますと、行政が設置したんだと思われるような記事なんです。ここで初めて消火栓を使った結束をして放水訓練をしたと、ここで60人から参加があったという記事が、たまたま2月の末に出たものですから、やっぱり今後、日置市においても、このような消火栓を使った訓練というのも大事だなと感じたので、一般質問させていただいております。

それと、これはちょっとポイント制度とも絡みがあります。

今、自主防災訓練で訓練をやりますと、1回につき2万円を上限に補助金が出ているわけですね。今現在、私の自治会でも消火器を使った訓練に五、六人とか、非常に参加者が少ないのは実は心配しています。

そういうことで、これポイント制についてはまた後で詳しく説明しますが、ここらもやはり改善して市民の防災意識というのも高めていっていただきたいと思っております。

それと、防災訓練を行った組織は何か所かという、54団体と、自治会が176自治会の中で54というのはちょっと少ないかなと、本当に熊本震災、今度の能登、大きな災害があるわけですので、もうちょっと多くのところで実施できているのかなと思ったところが54か所、しかも一番多いのが、防火、消火訓練、この消火訓練がどの程度なのか。

この消火訓練の中で一番多いのは何か、お伺いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

この自主防災組織におけます初期防火訓練ですね。水消火器を使ったものが主となっております。

以上です。

○11番（山口政夫君）

分かりました。ぜひ消火訓練、多くの自治会でできるように進めていただきたい。

それと4項目ですが、スタンドパイプが外れずに、本当、撤収作業のときにちょっと苦勞されていました。2回の地水利調査時に作動するという、これで見ますと点検を行っているということですが、実際その消火栓を作動、水が出るか、そのときの脱着ということで、やっぱり水で洗い流すとか、そういうのは大事だと思いますので、そこらはやっぱりしっかりと履行してもらいたい。

それと、新人の消防団員の教育もそうですね。確かに、私も出席して訓練風景を見させていただきました。たまたま新入団された方とお会いして、その他の訓練を行政はどうしているんですかということがありまして、私もそのときに消防団とか方面団の訓練がありますよね、定期的な。そこでやっているよとは伝えているんですけど、やはり新人さんとしてはなかなか不安があるということでしたので、ここらも新人が不安が払拭できるよう

な訓練体制をとっていただきたいと申し上げておきます。

それでは2問目の機能別消防団について。

実は、これある地域で林野火災発生したときにも、先ほど読み上げたとおりです。消防団員がいらっしゃいませんで、話をしたら、そして消防長にこの話をちょっとしたら、吹上地区公民館長の上野さんが、自分の自治会で退団者が何人かいるということで、自主的なそういう活動をされていますという紹介を受けたものですから、実際、正月明けにお会いしてあの話を聞いたら、これ東市来だけの問題じゃないですよ。吹上、日吉、ひょっとすれば伊集院も人口は多いけど、実際、勤務しているのは地域以外が多い。

だから、やっぱりこれは進めてくれたほうがいいですねということでした。ぜひ、これは前向きに、今度、何か幹部会があるということですので、そこでしっかりと取り組むような方向にいただきたい。

それと、これ全国調べましたがいっぱいあります。市長が報告がありましたように、ですけれども、消防団員と同じ制服を支給するところが多かったです。ちょっと私、そこ心配になりまして、ほかのところがないかと思ったときに、例えばこういうふうに機能別消防団という、明らかに認識できるようにベストを準備したり、ジャンパーを準備したり、ほんでこの下の敬礼をしている若者は、これは大学の中の機能消防団ということ。これは神奈川県川崎市の川崎市、それから滋賀県の彦根市を一応、写真です。

それと、こういうベストもそうなんですけれども、例えばここは長野県の須坂市なんですけど、制服は一緒です。しかし、このちょっと下が分かりやすいと思うんですけど、ヘルメットで識別できるような取組をされている自治体もあるようでございます。

そういうことで、また市民だけでなく

消防団員、消防職員も目で見てすぐ認識できるというスタンスをとっていただくのが一番いいのかなと。結成、導入に当たっては、そこらも考慮していただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

○消防本部消防長（福山昌己君）

お答えいたします。

鹿児島県内でも、機能別消防団員の個人貸与につきましては、安全対策としてアポロ帽、それとヘルメット、手袋や防火用具のビブスなどを個人貸与しております。

このことも含めて、来月の日置市消防団幹部会のほうで検討させていただきます。

以上です。

○11番（山口政夫君）

ぜひ幹部会でしっかりと議論して、結成できるように希望いたします。

それでは、次の3問目の1項目の結ネットとポイント制。

これは非常に関係性がありますので、前後するかもしれませんが申し訳ありません。

これは市長にもちょっと私、呉市に同僚議員と4名で政務調査へ行かしまして、実際、自分で操作してみまして、これはなるほど、最初は高齢者は敬遠するけど、実際使ってみれば呉市がそうでした。高齢者からうちも、導入していない自治会がしてくれという要望があって、呉市さんで令和5年度800万円の予算で実施したんですが、もう予算が足りなくなって、ちょっと待ってくださいと。

ほんで、「今年度どうなんですか」と言ったら、「倍の1,600万円に増やしました」と。「何で」と言うと、「もう申込みがそんだけ増えてきています」と。そういうことで、一斉に皆さんにしてもらおうというのは、私はもう不可能と思います。ですので、実証実験ではないでしょうけれども、導入に向けて2つ、3つ、3か所でもいいでしょう。そういうところに相談して、まず取り組んでみ

ることが大事かなと。

やはり今日の朝、いろいろユーチューブやら若い方の意見を見ていまして、「若い人は、子どもは未来がある」という言葉に対して、「いや、違うんですよ。私たちは、今なんです」という言葉を言われていました。

そうだよねと。10年先に普及させるためには、今、動かないといけないよねというのを私も思いまして、これもぜひ何も情報なしでせえということじゃありません。しっかり調査を執行部のほうでもしていただいて、取り組んでいただきたい。

それと、このポイント制度です。もうこの結ネットは、もう12月にも質問させていただいて、市長にも報告書をお届けしていますので、ちょっともうこれぐらいにしておきます。

この実はポイント制度は、公民館の支援員さん、あるいは自治会長さんから物すごくお叱りというか相談を受けまして、「何事ですか」と言ったら、「もう補助金の申請がもうやぞろしか」と。そして「金額は幾らなんですか」と言えば、「五、六万円」だと。「何ですか」とお伺いすると、「ソフト事業で健康推進事業をやられていましたよね、ある程度制約が低かった」と。

今回は健康保険課の予算でやるわけですから、やっぱりある程度書式もあるでしょう。そういう話でちょっと課長のところに情報を、相談にお伺いしたときに、ここにも書きましたけれども、高齢者元気度アップポイント事業がやっていますよねと。

ほんで苦労して予算確保したのに、課長も相当直接お叱りのお電話やら苦情があったみたいで、そういう話をする中で、このポイントアップ事業が、今、やっているのであればできないかなと思って、介護保険課長に私が自治会長時代は、確か介護施設で介護ボランティアをした方にポイントを上げますよと。

ところが現在は、こういう様々なグループ活動ですね。スクールガードさんとか、いろいろなこういうボランティア活動をした、なおかつこの二、三年で、令和2年は65団体、令和5年は82団体で、896人登録されていると。

こういうことを見たら、課長とちょっと話をする中で、私も先ほど言った自主防災、あるいは建設課の市道愛護作業で高齢者が多くてうちはできませんできません。

うちの自治会もそうなんです、筋ちゃん広場、あるいは筋ちゃん体操、それといいききサロン等をして同じ人しか来ない。なかなか、そういういろいろ私も考えていたときに、課長と話をしたときに、このポイントというのが全ての事業でつながって、私の中で。その後、いろいろ実は調べてみました。

例えば、宮城県の場合、これはマイナンバーカードと連携しておりまして、マイナンバーカードをスキャンするアプリでスキャンしますと、アプリ自身が身分証明書にもなると。そしてなおかつ、マイナンバーカードで認証したわけですから、それにポイントをまず付与しますと。ほんで、それ以外の事業でも、様々なポイントがつきますと。

ちょっと、このポスターで紹介させていただきます。そして、ここは京都府精華町というところです。健康ポイント対象事業ということで、事業を17特定して決めて、こういう事業に参加されたら20ポイント、あるいは30ポイント、10ポイントと、こういうのが付与されますよと。

それとこちらは三鷹市です。東京都の三鷹市なんです、こちらでもスマートフォンアプリを活用して、ポイントを様々な事業、イベント参加とかボランティア活動とか、そういうのに参加したらポイントを付与しますよ。しかも、それをスマートフォンのアプリで実施している。

それと、この最後のポスターですが、これは枚方市の、実際、今現在実施しているポスターです。こちらボランティアで、スマートフォンアプリで、1日に5,000歩から始めましょうとか、健康推進ですよ。

こういう形で、ポイントを今までは自治会に、例えば交付していましたね。自主防災もそうですね。そして市道愛護作業も自治会にこだけありがたいありがとうございましたという謝礼です。

ですけども、どうでしょう。見方をこういうポイント制度を変えれば、参加した人に皆さんどうでしょうということで、自治会の必要性、大事さ、それから建設課の環境整備、環境保全というのにも意識が高まるのかなと。

ましてや健康保険課の場合は、特定健診、私も自治会長時代は嫌で嫌で拒んでいました。ですけど、実際受けてみて、そうかと。それで毎年、今、受けさせていただいております。

例えば、この特定健診も健康推進員さんが鑑賞をしたりして、そちらに自治会に補助を出したりしていましたが、そういうのが受けた個人の市民の皆さんにこういうポイントがつくんですよ。

それと、ちょっと先ほどのスマホを忘れましたが、実はこれもう皆さんここの執行部の方や議員さんもお存じだと思います。LINEで串木野市、LINEがポイントがつきますというようなので、実際、それで市民の方にも聞いてみると、私も入れていますと。そのポイントの通知があったら、ポイントをもらって、実際、串木野市に食事に行ったり、買い物に使っていますということを聞くんですね。

だけど、串木野市の市民にとっては、何で日置市の方が使うのというあれがあるかも知らんけど、やはり串木野市にとっては経済振興事業には役立つと思っています。

ですので、商工会のプレミアム商品券もそ

うですね。デジタルでやられております。薩摩川内市はPay Payと連携して、Pay Payを川内市の加盟店と買い物をすれば、30%ポイントを還元しますと。そういうようなやり方が、もう、今、社会の平準化というんですかね。どこもされているようです。

ぜひ、これは現に介護保険課がポイント制度をされていますよね。ですけども、カードに印鑑、届出を出してください、審査して印鑑。そうじゃなくて、もうスマホでアプリ等で、基本は一緒にしてできれば、ただ私は分かりません。それは執行部のほうで1本がいいのか、複数で行くのか、そこらは執行部のほうでちゃんと研究して進めていただければいいと思います。

先ほど、答弁でもキャッシュレスでできるように、健康アップポイント制度もやるということで進めているのであれば、こういうほかの事業でも、ポイント制度をアプリで導入できる。そして、あるいはスキャンをせずにQRコードを発行して、QRコードをスキャンすれば、そこで作業もそこまで面倒にならない。職員の負担にもならない。作業効率にもいいのかなということで、今回、提案いたしました。

もう時間がございません。最後に、市長に今後のこういう結ネットもそうですが、デジタルを使った推進ということをどの程度、それと10年後を見越して今年からとは言いません。今年末、あるいは来年度から進められるように、何とか前向きな検討をいただけないものかお伺いしまして、私の質問を終わります。

○市長（永山由高君）

今、市においては様々なアプリをその活用について、市民の皆様にご提案をしているところでございます。

例えば、これは市のつくっているものでありませんけれども、原子力防災アプリは、ぜ

ひ市民の皆様入れてくださいという願いを
させていただいておりますし、子育て支援ア
プリについても、これは令和6年度にさらに
バージョンアップをする予定でございます。

それ以外にも、例えば広報戦略係が担当し
ております市の公式LINEといったような
ものもございます。ちなみに市の公式LINE
においては、市道の修繕箇所等の申請がL
INE上でできるという改修も済ませている
ところでございますし、AIチャットボット
の活用などについても進めているところでご
ざいます。

また今後、商品券事業の、これはアプリ化
といった形になってきますと、市民の皆様に
使っていただくアプリやウェブサービスが多
岐に渡ってくるといったようなそういった問
題もあるかというふうに認識をしています。

市役所の様々な活用を進めているアプリ情
報を、部署を横断して横串を通していくた
めには、やはり市役所のDX推進チームがし
っかりと各課と連携を取りながら、どのプラ
ットフォームを使って、どういうふうに情報集
約し、その中で市民の皆様にポイント等で還
元できるものを、こういった道筋で還元して
いくのかといったことについての、まずは戦
略をしっかり大きく引くことが重要である
というふうに認識をしております。

防災に関連する情報発信などの結ネットの
ようなアプリについては、12月議会で答弁
をさせていただきましたけれども、一つ一つ
のアプリの今後だけではなく、市が今扱っ
ているもしくは市民の皆様に利用をお願いし
ている各アプリとの連結性も踏まえて、これは
やはり全体像を描く必要があるであろうとい
うふうに認識をしておりますので、まずは来
年度、そして再来年度、この2か年しっかり
戦略を描いてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、17番、坂口洋之君の質問を許可し
ます。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

私は、社民党の自治体議員として、市民の
命と暮らし、平和と雇用を守る立場で、75回
目の質問をさせていただきます。

初めに、川内原発の安全対策について質問
をいたします。

昨年12月に川内原発の1号機2号機の原
発の20年延長を県知事が許可しましたが、
30km圏内の市長としての見解を伺います。

2つ目です。能登半島地震では北陸電力、
志賀原発も被災しました。原発付近では活断
層は問題なしと言われておりましたが、実際
は隣接地に活断層があり、予測を上回る被害
となりました。

川内原発の周辺部の活断層について、再度、
国に調査を求めるべきではないか伺います。

3つ目です。本市内のモニタリングポスト
の設置状況と能登半島地震では、データの送
信トラブルが発生しました。本市の対策と考
えを伺います。

4つ目です。能登半島地震では道路が寸断
され、集落が孤立しました。その対策として、
安定ヨウ素剤の分散配布が必要ではないか、
本市の考えを伺います。

5つ目です。2月10日の鹿児島県原子力
防災訓練の評価と課題は何か、伺います。

次、6つ目です。川内原発の30km圏内の
本市の医療機関、福祉施設の設置数と定員等
の状況はどうか。また避難が必要な場合
の30km圏外の受入れの考えを伺います。

2つ目です。本市の市職員学校の教職員な
どのクレーム対策の現状と対策について伺
います。

1つ目です。市職員、学校教職員の市民や
保護者からのクレーム対応についての本市の
考えと対策を伺います。

2つ目です。市役所内での行き過ぎた市民、事業者からの要求、大声、暴言、長時間にわたる市職員への対応を求めるケース事例はないのか伺います。

3つ目です。市民と直接接することが多い若手職員などのメンタル対策の支援の状況を伺います。

4つ目です。自治会長、民生委員などの地域の公的業務を担う方から、住民からの行き過ぎた要求、クレーム等への相談は寄せられていないのか伺います。

5つ目です。学校の教職員への保護者からの過度な要求、部活動に関する顧問への過度な介入等はないのか伺います。

6つ目です。学校において、弁護士が法的な助言を行うスクールロイヤー制度の利用件数の状況と教職員への周知の状況を伺います。

3つ目の質問をいたします。ビジネスホテルの誘致について伺います。

昨年9月議会においてビジネスホテルの誘致について質問しました。誘致の可能性を探りたいとの答弁でありましたが、その後の進捗状況を伺います。

2つ目です。吹上砂丘荘が閉館した場合、本市の宿泊収容人数はどの程度減少するのか。また2023年度のスポーツ合宿補助金の利用者数に対しての吹上砂丘荘の利用割合の状況はどうか伺います。

以上、市長、教育長に質問し、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目。川内原発についてのその1、20年延長についての見解につき回答します。

原発については、2011年の東日本大震災における福島原子力発電所の事故の経験を重く受けとめ、脱原発という国民的な世論を

しっかり踏まえた姿勢を示し続ける必要があると考えています。

また川内原発の運転延長に関しては、市民に不安があることは承知しておりますので、九州電力には安全を最優先していただきたいと考えています。

その2、川内原発の周辺部の活断層について回答します。

川内原子力発電所の地震対策について、九州電力において、海域活断層の調査などを行った上で、発電所周辺の活断層で想定される地震動などを反映した評価が実施されており、その評価は原子力規制委員会において新規制基準に基づく厳確な審査を受け、確認がなされております。

今後、原子力規制委員会において、能登半島地震に関する知見を収集していくこととしており、活断層や地震に対する評価などを技術的・専門的見地から議論がなされるよう、県を通じて国に求めてまいりたいと考えています。

その3、モニタリングポストについて回答します。

本市内には、県が設置しました平常時モニタリングポスト4か所、緊急時モニタリングポスト3か所があり、機器の電源等が喪失した場合において、測定や伝送が中断しないよう、電源については商用電源と非常用電源の二重化を、通信については衛星通信等を活用した多重化が図られています。

災害発生時において、万が一モニタリング機器にトラブルが発生した場合は、県において蓄電池を装備した可搬型モニタリングポストの設置による対応がなされることとなっています。

その4、安定ヨウ素剤について回答します。

日置市では伊集院の本庁と東市来支所に分散して備蓄しております。また、県では障がいや病気などにより、緊急時に受け取りが困

難な方については、希望する方に事前配布を行っています。

緊急時の配布に備えるとともに、今後、災害により孤立する恐れがある地域の方にも、事前配布を活用できないか、県に要望してまいりたいと考えます。

その５、原子力防災訓練の評価と課題について回答します。

訓練の参加を通して、原子力防災アプリの活用がおおむね図られたことや、屋内退避など原子力防災への理解が深まったという点は評価されるものと考えています。一方で、原子力防災アプリの操作に時間を要する場面があったこと、待機時検査場での待機時間が長いなどのご意見が寄せられています。

課題等については、訓練を繰り返し実施することで、全体的に理解を深めていくことが必要だと考えています。

その６、医療機関、福祉施設について回答します。

本市内の川内原発から３０km圏内の医療機関は１０施設、福祉施設は３１施設で、定員については医療機関で５５７人、福祉施設で１,３１５人となっています。

一時移転などの防護措置が必要となった場合は、県において受入れ候補先となる医療機関、福祉施設の選定を行い、受入れに関する調整を行うこととなっています。

質問事項の２つ目、クレーム対策についてのその１、市職員のクレーム対応についての考えと対策につき回答します。

市民からの過大な要求や不当要求行為など、対応が極めて難しい事案については、顧問弁護士や警察と連携し、毅然とした対応をするように努めています。

学校教職員の対応については、教育長より回答いたします。

その２、市職員へ対応を求めるケースについて回答します。

本市においても、件数は少ないものの対応が極めて難しい事案はございます。

その３、若手職員等のメンタル対策について回答します。

対応が難しい事案については、相手の心理状態を踏まえた対応方法を学び、実践力を身につけることが重要と考えています。経験の少ない職員に対しては、周囲のフォローや相談しやすい職場環境づくりが重要であると考えており、ストレスチェックや健康福祉支援専門員の配置などを通して支援に努めてまいります。

その４、自治会長、民生委員などの地域の公的業務を担う方からの相談につき回答します。

自治会長は、住民の皆さんから様々な相談等を受ける立場にあると認識しています。自治会活動研修会等において、自治会長から悩み事を伺う機会がありますが、行き過ぎた要求等についての相談はありません。

民生委員への職務以外の要求としましては、買い物や病院へ連れて行ってほしい、自宅の草払いを頼まれるなどの事案があります。

その５、その６については、教育長より回答いたします。

質問事項３、ビジネスホテルの誘致についてのその１、進捗状況について回答します。

交流人口、関係人口の増加を図る上では、ホテルの誘致は必要な要素の一つであると考えています。詳細はお答えできませんが、日置市へのホテル立地に興味を示している事業者があり、現状は情報提供を行うとともに、市場調査に協力をしている段階です。

その２、吹上砂丘荘が閉館した場合の宿泊収容人数の減少、そしてスポーツ合宿補助金の利用者数について回答します。

民間宿泊施設を含めた宿泊収容人数は約６３０人で、吹上砂丘荘が閉館した場合、約４８５人となります。

また、令和6年1月末でのスポーツ合宿補助金の利用者数に対する吹上砂丘荘の利用割合は、約26%となっております。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項2の学校教職員のクレーム対応等についてお答えをいたします。

その1でございます。学校においては、保護者や地域の皆様からご意見をいただくことはたくさんありますが、その都度丁寧に対応しています。過剰な意見や不当な要求があった場合には、子どもの大切な学びの場を守っていくために、毅然とした組織的な対応が大切であると考えています。

続きまして、その5でございます。学校職員への過度な要求、部活動の顧問への介入等でございます。

今回、改めて学校に確認をしてみました、保護者からの過度な要求、部活動に関する顧問への過剰な介入はありませんでした。

その6、スクールロイヤー制度のことについてお答えをいたします。

管理職研修会や各学校への依頼文書等により、県のスクールロイヤー制度については周知しております。現在のところ、県のスクールロイヤー制度の利用はございません。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（坂口洋之君）

市長、教育長に1回目のご答弁をいただいたところでございます。

2011年福島原発事故から13年が経過し時間とともに風化していることを感じていますが、能登半島地震における志賀原発の状況を考えますと、想定外は許されない、地震や津波に原発事故、志賀原発も稼働されておらず今回大きな事故にはつながらなかったのは不幸中の幸いだったと考えます。

しかし、地震の震源地が少しでもずれていたら福島原発以上の被害があったと私は考えます。陸上から避難できずに取り残される、家が倒壊して助けられない、自治体職員、消防団が参集できない、大地震が発生し被害が大きい地域では重大事故が発生すれば避難できない、この実態と教訓を市長はどうお考えなのでしょうか。伺います。

○市長（永山由高君）

今回の能登半島地震においては、道路の寸断や家屋の倒壊など甚大な被害が発生をしています。志賀原発も外部からの電気を受ける際の変圧器が壊れるといった被害もございました。

原子力災害が発生した際は、まずは屋内退避が基本でありますので、市から提供する情報を確認して、その指示により行動をしていただきたいと考えておりますが、今回のような大きな地震においては家屋の倒壊といったような事態も想定をされます。その場合には、一時集合場所へ避難していただいて屋内退避を行うといったような災害の状況に応じた対応が必要であります。

今回の事案を教訓に市としてもしっかりと見直しをかけてまいりたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

今回の教訓とより実効性のある原発の避難計画、本市の原子力防災計画に早急に生かすためにも現地の実情を配慮しつつ、早い段階で川内原発30km圏内の自治体関係者とともに石川県能登原発周辺の被害の実情や課題も含めて派遣することが必要ではないかと思ひ

ますけれども、そのことについての市長の見解を伺いたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

これまでも県外で実施されております原子力防災訓練への視察、また福島県での研修などにも参加をしております。石川県への派遣につきましては、時機を捉えて派遣をしたいと考えております。

以上です。

○１７番（坂口洋之君）

昨日は志賀原発の状況についてマスコミも現地の中にも行かれていたみたいでございしますので、状況を見ながらでいいですので早めの形で職員を派遣していただければと思っていますところでございます。

川内原発の２０年延長について、再度質問いたします。

昨年１２月１２日に立地自治体の薩摩川内市長が、１２月２１日に鹿児島県知事が川内原発１、２号機の稼働から４０年を越える原発の２０年延長を認めました。

２０年延長については多くの県民が関心があり、県民投票で判断して欲しい、県民投票を求める署名数が県内で４万６、１１２筆、日置市においても２、０８５筆、署名が日置市の選挙管理委員会に提出されました。

県民投票がされることなく、今回の２０年延長が決まりました。その後の能登地震半島沖の地震を見て、いざ大きな地震があれば簡単に避難できないという実情がございします。

２０年延長を県民投票で判断してほしい声は決して少なくありません。その思いをどう受け止められるのか。現時点での市長の認識、考え方を伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

署名の数については、川内原発の２０年運転延長に対する県民投票を求める声の表れで

あるというふうに考えております。

県民投票については、県議会で審議をされたものでございますので発言は控えさせていただきます。

○１７番（坂口洋之君）

３０km圏内に２万７、０００人が生活する日置市として、原発の安全対策を所管する原子力規制庁、鹿児島県、設置事業者の九州電力に対して、日置市長として、また日置市として具体的にどのような安全対策、意見、要望を出されているのか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

川内原発の運転延長に関しましては市民に不安があることは承知しておりますので、九州電力には安全を最優先していただきたいと要望しております。

県への要望につきましては今のところ行っておりませんが、原子力防災訓練や令和４年から運用が開始されております原子力防災アプリの導入など避難に備えた対応を行っていただいていると考えております。

また今後、今回の能登半島地震を受けまして県の専門委員会において防災計画の必要な見直しについて議論もなされるとのことでありますので、今後の動向を注視し必要に応じて要望等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○１７番（坂口洋之君）

川内原発の２０年延長につきましては私自身は反対の立場でございします。しかし、安全対策を求めるのは市長の役割だと私は考えております。

令和２年１２月１１日に原子力規制庁が川内原発に係る地元自治体の意見交換会が実施されております。当時の小園副市長、漆島議長が参加され、そのときの会議録も公開

されております。国に対しての原発の安全対策、事業者任せにしない国の関与を求める意見等が出されております。

大きな地震と原発事故があれば避難できないという現実もあります。原子力規制庁、鹿児島県、30km圏内の立地自治体が入る安全対策についての意見交換をする場を立地自治体、30km圏内の市長と連携し、原子力規制庁との意見交換の場を求めていくべきではないかと思っておりますけれども、本市の考えを伺いたしたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

今後、原子力規制委員会において能登半島地震に関する知見を収集していくこととしておりますので、その経緯を注視しつつ県や関係自治体と情報交換を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

今後ともしっかりとした形で、原子力規制庁との意見交換の場を持ってもらって、立地自治体、30km圏内の市長としてしっかり意見を述べていただきたいと思います。

次に、活断層の再調査を求める質問について、再度伺いたしたいと思います。

今回の能登半島地震により原子力規制庁、北陸電力が示しました当初想定されている活断層と大きく異なる結果となりました。

そのことについて、市長はまず認識されていたのか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

志賀原発の敷地内の断層までは把握しておりますけれども、能登半島地震後に想定していた断層の動きよりも広範囲で複数の断層が連動して動いたとみられることは認

識いたしております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

当初、原子力規制庁、北陸電力は、活断層につきましては95kmという具体的な活断層の距離を示しておりますけれども、実際は今回の地震は150kmということで大幅に活断層そのものが大きくなっていたということでございます。

そういった中で、再度質問いたします。

1月1日、能登半島では大規模な地震が発生しまして、マグニチュード7.6、震度7、活断層がおよそ150kmにわたって連動したとされます。

能登半島には志賀原発がありますが、北陸電力はそのような活断層は周辺部に把握しておらず、原子力調査委員会、規制調査委員会は活断層が動く可能性が指摘されました。北陸電力の追加のデータで活断層はないことになっていました。

川内原発での活断層の調査は何年前にどのような形で調査をされているのか。また川内原発の敷地内、または周辺部に危険な活断層はないのか伺いたしたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

平成25年2月に公表されました地震調査研究推進本部による九州地域の活断層の長期評価の活断層評価によりますと、影響が大きいと考えられる30km圏内の主な活断層としては、市来断層帯、甕断層帯が挙げられております。

九州電力におきましては、その評価を反映した発電所周辺の活断層で想定される震源を特定して策定する地震動の評価と原子力規制委員会から示されております基準を基に評価する震源を特定せずに策定する地震動の評価がなされております。

いずれも原子力規制委員会におきまして新規規制基準に基づく厳格な審査を受け、原子力規制委員会により確認がなされているところでございます。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

先ほどの答弁のとおり、厳格な調査をしたにもかかわらず今回の地震は大きな形で活断層が 150 km に及びました。

そういう意味でも川内原発の 30 km 圏内の 2 万 7,000 人が生活する日置市の市長として、再度、川内原発近辺の活断層の調査を国、原子力庁に求めていくべきではないかと思いますが、その点について伺います。

○ 市長（永山由高君）

先ほども答弁いたしましたけれども、まずは今後、原子力規制委員会において能登半島地震に関する知見を収集していくことでございます。

活断層や地震に対する評価などを技術的、専門的見地から議論をいただくようにやはり国に対してしっかり、これは県を通じてになりますけれども求めてまいりたいと考えております。

○ 17 番（坂口洋之君）

もちろん、当然、県を通してなんですけれども、やっぱりこの能登半島の地震によります志賀原発の状況を見ますと、この活断層については再度じっくりしっかりとした形で検証すべきだと思いますので、これからもしっかり国や原子力規制庁に言っていただきたいと思いますと思っております。

次に、安定ヨウ素剤について、再度伺いたいと思っております。

今回の能登地震の状況を見て職員が参集できない可能性、道路が寸断され予定どおり配布できない状況がありました。

その状況を踏まえ、現在、鹿児島県では関係自治体 17 か所、鹿児島県の保健所 11 か

所に備蓄をされております。日置市では、本庁、東市来支所に備蓄され配布する方法である。

能登地震を踏まえ、備蓄場所の分散化、道路が寸断された場合、備蓄場所の見直し等が必要と考えております。

先ほどの答弁の中では、安定ヨウ素剤につきましては受け取りが困難な方については希望する方に事前配布を行っていると思いますけれども、備蓄場所の見直しについて、今後、見直しが必要と考えておりますけれども、本市の考えを再度伺いたいと思います。

○ 健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えします。

原子力規制庁発出の解説書によりますと、安定ヨウ素剤の備蓄は地方公共団体の管理下で適切に保管するとされております。

また、緊急時にはあらかじめ研修を受けた地方団体の職員が備蓄場所から速やかに搬出して配布し、指示に従い服用させるとされております。

薬剤の適正管理体制や搬出から配布まで想定した人員体制を勘案しますと、東市来支所及び本庁での備蓄が最適であると考えため、さらなる分散配置は考えておりません。

以上でございます。

○ 17 番（坂口洋之君）

では、道路が寸断されて配布が困難な地域がありますけれども、今後そういった地域の方々への事前配布について市の考えを再度伺いたいと思います。

○ 健康保険課長（宮前美紀さん）

県の事前配布の対象者要件についてまずご説明しますが、まず障がいや病気のある方、高齢者のうち災害時に配慮を要する方、妊婦、授乳婦、乳幼児、未就学児などが現在のところ対象要件となっております。

もともと孤立地域の方々が対象となっておりますので、まずは県に対して対象者に大

規模災害時の孤立想定地域の住民も加えることについて要望していくことが必要でないかと考えております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

市も前向きに県に要望されるというご答弁でございましたので、しっかりとした形で対応していただければと思います。

次に、2月10日の鹿児島県原子力防災訓練について、再度伺いたいと思っております。

まず、今回の地震による原発の避難訓練は薩摩半島西方沖が震源とする最大震度7の地震が発生し、川内原発の外部電源が喪失、放射能が外部に漏れたと想定されております。

では、日置市の震度は最大どの程度と想定されているのか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

訓練想定におきます本市の震度は震度6強となっております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

今回の想定震度が震度6強ということですので、かなり被害が日置市でも大きいことが当然想定されますし、また崖崩れや道路の陥没も当然想定されます。

そういった中で、本市内の30km圏内の自治会の方も参加されております。お話を伺いました。能登地震もあり道路が寸断された場合、崖崩れ等で山間部の道路が少なく迂回が難しい場所では避難が難しいのではないかと。大型バスもすんなり避難できるのだろうか。そんな心配を危惧するご意見も私はいただきました。

では、参加者の課題としまして、先ほどのご答弁の中で原子力防災アプリについて理解を今後どう高めていくのか。再度伺いたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

今回の訓練に参加された80名のうち66名の方が原子力防災アプリをダウンロードしていただいております。受付訓練等に参加をしていただいております。

今後、また時期を捉えてチラシ等でダウンロードの推進を図っていくようにしたいと考えております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

今回の地震も含めて能登地震の状況を見れば、より厳しい条件で訓練をすることが必要だと感じております。

防災無線は本市には各家庭に整備されておりますが、能登地震では、停電、断水、携帯電話が繋がらないという情報インフラも課題が残りました。

市としても高齢者が多い自治会、道路や崖崩れが発生した場合、避難に課題がある地域など、しっかりとした課題を参考に検証すべきではないかと思っておりますけれども、本市の考えを伺いたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

能登半島地震を受けまして、原子力規制委員会においては屋内退避の在り方など原子力災害対策指針を見直す方針が示されております。

また、県においても今後の対策を踏まえながら避難計画について改善すべき点などについて対応したいということでございますので、今後の国、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

この質問の最後に能登半島地震、原発事故

を踏まえた現実的な原発の避難計画、避難訓練を実施することについて市長の決意をお聞きいたしまして、この質問を終わります。

○市長（永山由高君）

まず原子力災害に対応するという点においては、当日の気象状況など様々広範囲な影響も鑑みながら対応する必要がありますし、原子力防災アプリなどは鹿児島県のほうで運用されているものでございますので、現場で確認できた改善要望等についてはしっかりとお伝えをしまいたいと考えております。

また、能登半島地震において、教訓としてはやはり地域も広いですから日置市内においても自治会の状況によってどのような想定があるかというのはお住まいの地域によって様々でございます。

まずは自主防災組織を含めて地域の方々にしっかりと改めてハザードマップを見直していただくなど、ご自身のお住まいの地域でどのような対策が必要かということについて機会を捉えてしっかりお考えいただく、そういった啓発も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次の本市の市職員、学校の教職員等のクレーム対策の現状と対策について、再度伺いたいと思っております。

今、あらゆる分野で行き過ぎた要求、クレームが問題視され、東京や北海道でもカスタマーハラスメントの条例化の動きもございます。

近年、自治体、学校現場では住民、保護者からのクレーム対応、トラブルの長期化が原因で体調不良、休職、退職する職員も少なくありません。

鹿児島県は2月27日に2022年度の精神疾患を理由に休職や長期休暇を取る職員が各部局で356人と公表されました。要因は

様々であります。住民対応、トラブルも1つの要因でございます。

現状について、市長、教育長はどのような認識を持たれているのか伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

現状についてということでございます。

自治会活動と社会生活に強い不満を持つ方など要因は様々あると思います。対応が極めて難しい事案につきましては、著しい精神的な疲労を感じると思いますが、これらが直接な原因として心身の不調に至らないように周囲のフォロー、そして組織的な対応をするよう努めているところでございます。

○教育長（奥 善一君）

先ほども申し上げましたけれども、保護者や地域の方々からのご意見に対して丁寧に対応していく中で、その対応に苦慮することもあり得るというふうに考えております。

したがいまして、早い段階から学校と教育委員会が組織的に対応できるように準備をしていくことが大切だと思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

市長、教育長から先ほどご答弁をいただいたところでございますけれども、1回目のご答弁の中で警察に相談する、またアドバイスをいただくというご答弁がありましたけれども、これまで警察へのアドバイスをいただく事例はあったのか差し支えなければお答えください。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

警察とは、連携ということで情報共有あるいは届出をしたケースは昨年度と今年度で1件ずつございます。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

学校の関係ではございません。

○17番（坂口洋之君）

どうしても行政などには、前は市役所の中で大声を発する方もいらっしゃいましたし、

またいろんな意味でも私たちも見えづらいですけれども、悪質まではっていないけれども行き過ぎたような要求をされる方もいらっしゃるかもしれません。

そういった中で、度を超えたクレーム対応に費やされる時間、場合によっては職員が休職する事例が全国の自治体、学校で増加しております。

職員の休職等に伴う代替職員の費用、超過勤務の費用、人件費の増加は公平公正な市民サービスから問題があると考えます。

先ほど述べました秋田県の熊駆除の悪質なクレーム、いじめが要因、自殺が発生した場合、教育委員会や学校に抗議が殺到する。行き過ぎたクレーム対応、長時間にわたる苦情の電話に悩まされる自治体は多くございます。

税金の有効活用の観点からコスト面の検証を市としてどう考えているのか伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

コスト面の検証でございますが、長時間のクレームの対応を継続していくことは時間あるいは手間などコスト面に影響があるというふうに思います。

度を超えたクレーム対応によりまして窓口が例えば電話等で長時間独占されることは事務に著しい支障をもたらしたり、あるいは対応する職員が精神的に疲弊をしてしまうといった問題が多いかというふうに思います。

行政組織としては公平に全ての住民に利用されるべきということでございます。市といたしましては毅然とした対応をしなければならないというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

では、市長も就任して3年が経過しようとしておりますけれども、これまで行き過ぎたと感じる意見、要求、長時間にわたり対応を求められ公務に支障を来すようなケースはなかったのか。差し支えなければお答え願いたいと思います。

○市長（永山由高君）

くさの根対話ミーティングを含め様々な場面で市民の皆様とやり取りをさせていただいておりますので、中には対応が極めて難しいと感じるメッセージを受け取る場面もございます。基本的には貴重なご意見として受け止めるように意識をしております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

日置市には日置市不当要求行為防止対策委員会が日置市発足から設置をされております。

まず設置の目的、不当要求行為が発生した場合の対応、どの部署が責任を持って対応しているのか。本市の考えを伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

まず設置の目的でございます。

不当要求等に対する組織的な取組を推進するということを目的に、そして不当要求が発生した場合には委員会のほうで不当要求等の実態の把握、それと対策について審議をします。あと関係機関との連絡調整を行うこととしております。

事務局につきましては総務課のほうで対応を行っているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

併せて、本市には市として顧問弁護士の方が2名おられます。法律的な問題について相談されていると考えますけれども、クレームの事例、過剰な要求、法律に基づく職員対応、相談体制等、具体的にどのように取り組まれているのか。本市の考えを伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

対応が極めて難しい事案の相談では、まずその不当要求や業務妨害が法的に該当するかどうかというのを確認しております。そしてそれらが該当する場合は対応策について弁護士等からアドバイスをいただくということに

しているところでございます。

○ 17 番（坂口洋之君）

若手職員のメンタル対策の状況について、再度伺いたいと思っております。

若い職員の方は市民の方の対応をするケースも多いですし、また個別な相談に対応する方もいらっしゃるけれども、そういった中でメンタル対策はやっぱり人の悩みを引き出すことも大事です。

市長も 30 代で若手職員と年齢が近いと思います。組織の活性化とやる気を引き出す中で特に若い職員とのコミュニケーションづくりについてどのように心がけていらっしゃるのか。市長の考えを伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

市長は 30 代でというふうにおっしゃっていただきましたけれども、昭和 58 年生まれでございまして昨年 40 歳になりましたので、そこはお伝えをさせていただきます。

それと職員とのコミュニケーションについての話で申し上げますと、これは若い職員に限ったことではなく職員一人一人の意思と申しますか、仕事をするに当たっての思いをできるだけ把握するように意識をしております。

また、様々なやり取りをする際に、その発言やその行動の背景にある気持ちをできるだけ把握するように努めているところでございます。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

メンタル面につきましては、今回は 20 代、30 代のことについて質問をしておりますけれども、本市の休職者、メンタル等の病気休暇の年代の傾向は若い職員が多いのか、年代の高い職員が多いのか、年代の傾向を伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

休職者についてでございますが、年代別の傾向については少し難しい面もありますけれども、現在、20 代、30 代、40 代それぞれ 1 人ずつ合計 3 名でございます。

ども、現在、20 代、30 代、40 代それぞれ 1 人ずつ合計 3 名でございます。

○ 17 番（坂口洋之君）

メンタル対策につきましてはこれまでも私も質問しておりますし、令和 2 年度からメンタルで休職する職員が多いということで健康福祉支援専門員を総務課付で配置をされております。

これまでの取組、メンタル面や業務をする上での悩み等の職員の相談業務に当たられてきたと思いますけれども、これまでの相談の状況と相談しやすい環境、市としてどのように評価され、どのような効果があったと思われるのか伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

健康福祉支援専門員につきましては令和 2 年度に配置をしております。職員の O B でよき理解者ということで非常に職員の信頼も厚く、業務内容につきましては職員のメンタル、そして人間関係、職場環境あるいは体調管理といった相談です。毎年 100 件を超える相談に対応をしているところでございます。

相談者につきましては、職場環境に慣れていない新人の職員とか、あるいは管理職など様々でございまして、話を聞いてあげることによって解決するケース、あるいは継続的に支援が必要なケースなど様々でございます。

これらの現状を基に職員研修のほうにも取り組んでいただいております。これはもう人間関係、職場環境、仕事への不安とか、それぞれ悩む職員に寄り添いながら対応をしていただいているところでございます。

○ 17 番（坂口洋之君）

先ほど毎年 100 件ぐらいの相談に対応しているということでございますけれども、具体的にこの 100 件というのはどういう内訳と判断していいのでしょうか。差し支えなければお答え願いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

一番やっぱり多いのがメンタルの面、それと人間関係、職場環境、この3点が毎年多い相談事項ということになっております。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの答弁でメンタル面とか人間関係の相談が多いということなんですけれども、市長はこの数字を見てどういった見解を持たれているのか伺いたと思います。

○市長（永山由高君）

これは市役所という組織に限らず人が共同して何かしらの事業に当たるに当たっては精神的な負荷や人間関係や環境において一定程度のストレスがかかる部分というものはあることだと思っております。

一方で、そういった状況になったときに相談できる先があるかどうかということが非常に大切なことであろうと認識をしています。

○17番（坂口洋之君）

日置市だけではなくていろんな社会というか企業でもこういった傾向がありますので、少なくとも100件の方からいろんな形で相談があったということで、そこについては少しでも改善できるように取り組んでいただければと思っております。

次に、自治会長、民生委員について、再度伺いたと思います。

先ほどご答弁の中では特に大きな形の苦情、クレームはないということだったんですけれども、内容におきましては自治会長についてはないけれども民生委員の方については買い物や病院に連れて行ってほしいという、自宅の草払いを頼まれる事案があるところのご答弁でございますけれども、当然、自治会長や民生委員の方でもごみ出しや自治会加入、個人情報に関するトラブル事例も自治会長、民生委員からお聞きしておりますけれども、先ほどのご答弁では大きな問題になっておりませんけれども、そのような事例、相談は寄せられていないのか。

例えばごみ出しや自治会の加入、個人情報に関するトラブル等の相談は自治会長、民生委員から寄せられていないのか伺います。

○福祉課長（坂上 誠君）

民生委員・児童委員協議会では、毎月地域ごとに定例会を行っております。その定例会の中で相談とか判断に迷うような事例については共有されまして、そこでアドバイスが行われています。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

自治会長の件です。

自治会長におきましても定例的に自治会活動研修会を行っておりまして、その中の意見としまして、やはり議員ご指摘のとおり多い案件がごみ出しの問題、それから自治会の加入問題、こういったことの相談、それから苦情等のトラブルが一定程度はあるというふうに認識をしております。

○17番（坂口洋之君）

私たちも自治体議員も多分同様な事例も多いと思っております。

そういった中で、次の学校において保護者からの要求、部活動顧問への過度な介入について、再度伺いたと思います。

学校においても保護者から過度な要求とまではいきませんが、それなりの要求が寄せられてきております。

多くの教職員が保護者との良好な関係と理解しておりますけれども、深刻なトラブル対応における教育委員会の果たす役割を伺いたしたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

学校が困っている状況が起こった場合、いち早く学校を支援することが大切だと考えております。教育委員会としましては、トラブルの対応等について相談がしやすい体制を大切にするとともに、トラブルの内容やその背景を明確にし解決に向け双方の立場に立って

サポートする役割があると考えております。

○ 17 番（坂口洋之君）

先ほどのご答弁では大きなトラブルはありませんでしたが、これまでも学校の教職員の方と保護者のトラブルの長期化とか深刻化で休職されたりとか辞められた教職員の方の話も何事例かお聞きをしております。

一概に表面的には見えづらいんですけども深刻な事例もやっぱりかなりありますので、そこについても今後ともしっかりとした対応に取り組んでいただきたいと思いますけれども、その点について教育長の見解を伺います。

○教育長（奥 善一君）

議員ご指摘のように学校教育活動を通して教職員が休んだり、場合によっては退職に追い込まれたりという事例は県内あちこちで発生をしています。

これは保護者からの過度な要求、ご意見に限らず子どもたちへの指導、あるいは場合によっては学校内の教職員の人間関係というところにもやはり要因はあるというふうに考えておまして、できるだけ早めに 1 人で抱え込むことのないように、まずは学校内の同僚職員と上司も含めて、そして教育委員会の私どももそれを支援していく体制をかねてから整えていくことがとても大事だというふうに思っております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

個人情報があつたりとか、またいろんな学校のいろんなことがあってなかなか表面化しづらいし、また相談しづらい状況もありますけれども、しっかりとした教育委員会としての対応に取り組んでいただきたいと思います。

次に、スクールロイヤー制度について、再度伺いたいと思っております。

まず私も、このスクールロイヤー制度というのは文部科学省が実施をしたんですけれど

も、12月の県議会で県議会議員の人がスクールロイヤー制度の相談状況について質問がありました。

そういった中で、学校の教職員の方とこのスクールロイヤー制度そのものについて認知されていますかと言ったら、多分多くの方がこの制度そのものを知らないのではないかと言われました。

先ほどの答弁の中では周知はしているということなんですけれども、現状は周知されていると理解していいのでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

先ほども答弁いたしましたけれども、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

ぜひよろしくお願いいたします。

まず、学校で起きたトラブルに対して曖昧な対応をすることによりトラブルは長期化します。トラブル事例、法律的なことを学び、学校としてどう対応するのか。責任の明確化が必要であります。

近年、トラブル発生時に保護者から書面での対応を求める事例も増えており法律的な知識も求められます。

最後に教育長にお考えをお聞きし質問を終わります。

○教育長（奥 善一君）

学校と保護者あるいは地域の方々との関係というのは、三者連携という言葉もございませうように、まずは信頼関係を築いていくことが大前提でございませうけれども、そのような中でもそういう厳しい対応を求められる場面というのも当然起こってまいります。

場合によっては、私どもも弁護士などの専門的な方々のアドバイスを受けながら毅然とした対応をしていくことは当然必要かと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次の3問目のビジネスホテルの誘致について、再度質問をいたします。

本市では、先ほども質問が出ましたけれども各イベント等の実施、交流人口の増加等で努力されております。伊作温泉、湯之元温泉の2つの温泉地、令和6年度予算については東市来美山地域への誘客への事業が盛り込まれております。

日置市は日帰り観光が主流で、2つの温泉がありながら宿泊施設が減少傾向で、ビジネス、観光はしても、昼食を食べても宿泊、夕食等は鹿児島市などの市外が多く、ビジネス、観光の経済的な効果が生かせていないと私は感じております。

本市の宿泊の現状と課題について、市長はどのような認識を持たれているのか伺います。

○市長（永山由高君）

議員のおっしゃるとおり日置市で日帰り観光を楽しまれる方が多いと認識をしております。宿泊はどうしても隣接する鹿児島市にというパターンが多いと思っておりますが、一方で、ここ3年ほどになりますけれども日置市内で民間のキャンプ施設、それから小規模になりますけれども民間のゲストハウス、こういったものの新規の開業も見られているというところからすると、少しずつ利用者のニーズに合わせた宿泊環境に今は移行している途上にあるのではないかというふうに認識をしております。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの市長の答弁で前向きに前進をしているというふうに私は理解しておりますが、そういった中で本市における宿泊者の状況について、再度伺います。

9月議会において令和4年度の本市の宿泊者数が4万8,500人との回答がございました。では鹿児島国体があった令和5年度の

本市の宿泊客数の状況はどうであったのか。また鹿児島国体に関係する選手、関係者等の宿泊客数の状況はどうか。経済効果も含めて本市の状況を伺います。

○商工観光課長（田代誠治君）

それではお答えいたします。

現在把握している数値として、令和5年の民間宿泊施設を含めた宿泊者数は約5万3,000人、令和4年の約4万6,000人と比較して7,000人の増でございます。

その中で、国体出場選手、監督、競技役員といった国体実行委員会が関与している日置市内の宿泊者数は約1,800人、応援者まで含めた全体的な宿泊者数は把握できませんが多くの方々が日置市に宿泊されたものと考えられます。

なお、国体開催に伴う経済効果といたしましては、県全体で806億円との試算結果が民間シンクタンクより公表されております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどビジネスホテルの誘致につきまして前向きに立地に興味を持たれている事業者があるというご答弁で非常によかったと思っておりますけれども、ビジネスホテル誘致については、これまで立地に興味を持たれた事業者、また本市内の既存の宿泊施設等、本市に施設を建設した場合に補助金制度等の問合わせはなかったのか伺います。

また、9月議会では温泉のある湯之元地区へのビジネスホテルの参入、また今回大きな問題になっております吹上地区でのビジネスホテルの参入の相談等はなかったのか伺います。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

東市来湯之元地区及び吹上地域に特化した問合せではございませんが、日置市へのビジネスホテルの参入の問合せはいただいております。

まして、市といたしましては各エリアの情報提供を行っている状況でございます。

なお、支援制度につきましては、今後、事業者のニーズを踏まえた上で検討してまいりたいというふうに考えております。

○ 17 番（坂口洋之君）

次に再度質問いたします。

特に今回、吹上砂丘荘の問題が大きくクローズアップされておりますけれども、今後、施設利用促進協会において吹上砂丘荘の閉館の方向性が示されたとは私は考えておりますけれども、利用促進協会からこの砂丘荘の閉館の方向性についてどのような影響、ご意見、要望が出されたのか伺います。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは回答いたします。

吹上地域の地域経済に対する影響への懸念と吹上砂丘荘の事業廃止後の利活用方法、それからゆーぶるの今後についてということでご意見をいただいております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

砂丘荘が来年3月末閉館ということの方向性が示されてありますけれども、一番やっばり心配するのはそれ以降への影響だと思っております。

同僚議員からもご答弁等はいただいたんですけれども、施設利用促進協会は行政と民間との連携で合宿誘致をされておりますけれども、今後のスポーツ合宿への影響、施設利用促進協会の大会誘致、合宿誘致に当たっての影響を最大限少なくする取組を今後本市としてどのように考えているのか再度伺います。

○商工観光課長（田代誠治君）

市内全体の民間宿泊施設を含めた対応、それから隣接市の協力を得ながら市外の宿泊施設の確保にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○ 17 番（坂口洋之君）

吹上砂丘荘におきましては大学生とか社会人の宿泊の方が非常に大きいと思います。今の社会の情勢の中で大人数で部屋に泊まるというよりも個室とかシングルとか多くても3人部屋を望むニーズがございます。

そういった意味でも、今後ビジネスホテルを誘致することによってそういった受皿の支援につながるとは思いますけれども、そのことについて市長の見解を伺います。

○市長（永山由高君）

観光に関してニーズが多様化しております。そのニーズの多様化に合わせて市内の宿泊環境もある程度、多様な受皿がそろいつつあるというふうに認識をしております。

一方で、議員ご指摘のようにスポーツ合宿や大会参加のような形、ある程度の量が必要な、キャパシティが必要な部分についてはしっかりと宿泊関連産業を誘致するという取組は重要なテーマになってこようかと考えております。

○ 17 番（坂口洋之君）

最後の質問になります。

施設利用促進協会につきましては、市長も九州各地に関係者の方々と一緒に営業に行かれています。

そういった中で、最後に日置市に宿泊していただく努力、一社でも一学校でも一団体でも多くスポーツ合宿を誘致していただくため、市長、来年度にはどういった取組をしたいと考えておりますか。

最後にそのことをお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○市長（永山由高君）

スポーツ合宿等の誘致に関しては、まずは今回の議会でお諮りをしている吹上砂丘荘の上程している議案の結果を踏まえての動きになりますけれども、1つはゆーぶるの今後の活用、そして砂丘荘の施設の跡地をどのような形で展開し得るかという点についての検討

と各企業への営業活動といったようなものが重要になってくると考えております。

また一方で、これは1回目の答弁でも申し上げましたが、日置市内でのビジネスホテルの設置に興味を示しておられる事業者もいらっしゃいますので、そういった方々としっかりやり取りを重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、10番、福元悟君の質問を許可します。

〔10番福元 悟君登壇〕

○10番（福元 悟君）

3日間におきます一般質問で最後の質問となりました。執行部には答弁を最後までよろしく願いをいたします。

2点の質問事項につきまして進めてまいります。

日置市からは1月18日に石川県の七尾市及び能登町へ飲料水など10tトラックで支援物資を届けたという報告がありました。

現地からは過酷な避難所の状況が報道されてきましたが、本市で大規模地震が発生した場合、食料確保など様々な対応を迫られることになるが、何よりも水の確保が重要であると痛感いたしました。

質問をしてみたいです。

水道管の本市の耐震化の現状はどうか。

応急対策における資材確保や隣接市などとの広域的な応援体制は協議されているのか。

配水池等の電源確保についてはどうか。

自主防災組織内でも地域内に存在する井戸を活用していくことなど、支援体制を確認していく必要はないか。

次の項目ですが、食料・農業・農村基本法の改正案が閣議決定されております。本市の農業にどのように影響してくるか質問をしてみたいです。

現在の担い手確保の推移はどうか。

次に、耕作農地の推移と現状はどうか。

食料の安全保障が中心となっているが国内自給率向上になるのか。

みどりの食料システム戦略における環境への負荷低減も柱になっているが、栽培指針等の見直しはどうか。

最後に、生産コストの縮減についてはどうか。

以上、答弁を求めまして、最後の質問いたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、地域防災についてのその1、水道管の耐震化の現状について回答します。

日置市の水道管は約740km布設されています。そのうち耐震管は約65km布設されており、割合は8.8%となっています。

現在、新設配管や道路改良などと併せて行う既設管の更新の際は耐震管を使用しており、今後も水道管の耐震化を進めてまいります。

その2、応急対策と広域的な応援体制について回答します。

応急対策における資材の確保については、水道管の漏水に直ちに対応するため随時補給しています。

また、大規模な災害時には日本水道協会鹿児島県支部を通じて相互の応援を行うこととしています。

その3、配水池等の電源確保について回答します。

日置市で管理している配水池などの水道施設は164施設あり、そのうち停電時に発電が必要な施設が105施設あります。

発電機は主要な水源地など43施設に常設しており、そのほかに7台の移動式発電機を常備しています。

その４、井戸の活用について回答します。

今回の能登半島地震においても断水により生活用水の不足が深刻化しました。自主防災組織や自治会など地域において所有者の了解を得て災害発生時に生活用水として活用できる井戸の確認を行うことは有用であると考えます。

質問事項の２つ目、食料・農業・農村基本法の改正についてのその１、担い手確保の推移について回答します。

本市の担い手農家である認定農業者は、令和元年度の１４６経営体に対し令和５年度は１６２経営体で１６経営体の増加となっています。

また、将来の担い手候補となる認定新規就農者は、令和元年度から令和５年度までの５年間で延べ２１人を認定しています。

その２、耕作農地の推移と現状について回答します。

管内の耕地面積の推移については、令和２年度末で２，８６０haであったものが令和４年度末で２，６５０haとこの２年間で２１０ha減少しています。

その３、国内自給率について回答します。

基本法においては食料の安全保障の一環として輸入依存度の高い作物などの国内増産を図ることとしており、その支援施策が有効なものであれば食料自給率の向上が図られると考えます。

その４、みどりの食料システム戦略について回答します。

農業部門での環境負荷低減の取組は、環境保全型農業直接支払交付金事業などを含め本市においても拡充してくると思っています。

推進を図っていく上での栽培指針の見直しなどについては、県、市、ＪＡなどの関係機関で連携の上、作物ごとに担当チームを編成し検討を重ねています。

その５、生産コストの縮減について回答し

ます。

みどりの食料システム戦略における環境負荷低減の取組として、堆肥や有機質肥料の使用や農薬散布回数の低減により生産コストの縮減と所得向上に寄与していくと考えます。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を２時１５分とします。

午後２時０３分休憩

午後２時１５分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○１０番（福元 悟君）

それでは２問目につきまして、質問をしてみたいです。

先ほどの質問で、耐震化については６５kg、８．８％ということで報告を頂きました。なかなかその数字がどういうものを構成するのか分かりませんが、県の平均が分かりますか。分かれば自治体の平均なりお答えください。

○上下水道課長（田村長保君）

お答えいたします。

今ちょっと手元に資料がございませんので、正確な数字はお答えできませんけれども、２％程度であったというふうに記憶しているところでございます。２％でございます。

以上です。

○１０番（福元 悟君）

それからしますと８．８％というのは、２％の平均からしますといいのかなというふうにも思うんですが、しかし１００％を目指すにはとんでもなく低い数字だろうと思っております。全ての水道管を耐震化していくことは時間的な面、予算的にも不可能です。せめて病院、介護施設や学校などの避難所になる施設、防災拠点などを優先して耐震化はできな

いんですか。質問いたします。

○上下水道課長（田村長保君）

お答えいたします。

防災拠点など重要な施設への排水管につきまして、こちらのほうでも多額な費用を要するものでございますので、耐震管への改良は完了しておりません。今後も道路改良及び老朽化の更新と併せて計画的に耐震化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○10番（福元 悟君）

非常に苦しい胸の内だろうと思います。耐震化を図ろうにも予算面がなかなか厳しいわけですが、求めましたのは能登半島地震でもやはり避難所での状況を見ると、水、水というふうに避難者の方が叫びが非常に多かったように思います。だからその辺の拠点になるところについては何とか、急ぐ必要はないのかということも常々感じている、私だけじゃないだろうと思っているんですが、その対策はその対策として、この水道事業自体が水の使用量で会計が組み立てられているため、急激に耐震化を進めることは利用者の負担に転嫁していくしか方法がないと、手立てがないというふうにも承知はいたしております。

現在、水道事業は国のほうでも所管が厚生労働省から国土交通省に移管されると聞いております。今度の4月からだったですか。国土交通省に移管されると道路などと一体的な整備を図り、社会資本整備としてこれはそこまで当て込んだ機構改革ではないのかもしれませんが、国土交通省が得意としますインフラ整備、国の補助事業等で措置されていければなというふうにも非常に今回の機構改革は期待はしているところであります。これは国のことですので答弁は結構でございます。

続きまして、2番目のほうに移りますが、この震災における被災の状況次第では県内の応援体制はどのように協議されているのか伺いいたします。

○上下水道課長（田村長保君）

お答えいたします。

県内の応援体制につきましては日本水道協会鹿児島県支部規則のほうで、被災した会員の災害時の相互の応援協力をする事となっております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

ただいま相互の応援協力で対応していくということで、最初の市長の1問目の答弁と同じ答弁でありまして、そういう水道協会のほうが旗を振ってくれて体制が整うということは大変、歓迎はすべきものだろうと思うところです。しかしながら、資材確保、それから資材の規格基準、こういうものが各自治体を超えていくときに合致するのか、本当に資材が確保できているのか、この辺の対応についてどのように対処しておられますか。

○上下水道課長（田村長保君）

お答えいたします。

資材の確保につきましては、災害が発生し大規模な断水が生じた場合は、日本水道協会鹿児島県支部を通じて資材の供給を県内外に要請してまいります。また規格につきましては、日本水道協会の標準規格に則った資材を活用しておりますので、問題はないということで認識をしております。

以上でございます。

○10番（福元 悟君）

そういう面では、自治体を越えた対応でも、また都道府県を越えるという言い方は大きいかもしれませんが、その規格は合致していくということで応援体制も整うということで理解してよろしいですか。

○上下水道課長（田村長保君）

おっしゃるとおりであるというふうに認識しております。能登半島のほうでも、全国から能登のほうへ協会を通じて応援に参加している状況でございます。

以上です。

○10番（福元 悟君）

次に、今度も能登半島で、協会なのか全国にわたるわけですが、技術委員を確保していくという体制になっているだろうと思うんですが、これも先ほど来から日本水道協会ですか、当たりからの調整なんですか。それとも県が旗を振ってこういう被災地の支援体制について要請はなされていく、その過程は県が行うのか、やっぱり協会なんですか、お伺いします。

○上下水道課長（田村長保君）

派遣につきましては、地元の水道事業体のほうから県の各県の支部のほうへ要請いたしまして、県支部のほうから各地域の地方支部、そしてその次に日本水道協会のほうへ要請をいたしまして、また協会のほうから今度はまた違う自治体のほうへまたそれぞれ通じて要請が来るという流れでございます。

以上でございます。

○10番（福元 悟君）

ずっと答弁をいただいてまいりましたが、日本水道協会、それから鹿児島県支部を通じたいろいろ突発的な災害については、被災地の立場に立って支援体制が協会の指揮統一されて、確保されているというふうに受け止めました。ということで、ひとたび起こったときには対応方よろしくお願いしたいと思えます。

次に、電源の断線のことですが、1回目の答弁の中で164施設ある中で105が設置されていないということでしたが、そういったときにこの体制でリストについては確保しておかなければならないんじゃないんですか。そういう対策は協定などはとられていないんですか、質問いたします。

○上下水道課長（田村長保君）

お答えいたします。

105というのは発電機が必要な施設が

105でございます。そのうちに常設の発電機、あと移動できる発電機というのを市のほうで備えているわけなんですけれども、まだ不足はしております。その際にリースにつきましては市のほうから依頼をかけていただくことになります。準備していただきたいということで要請はいたしますけれども、大災害になりますと、規模が大きい分だけ他方面からの要請があるのではないかと予想されます。ですので即時の対応は難しいのかなということが考えられます。

以上でございます。

○10番（福元 悟君）

ということで万全じゃない、それは震災の規模でも変わってまいりますので、これをもって万全だというのなかなか難しい判断だろーと思えますので、だからこそ事前に協定できるものは会社と協定していくという方向が取ればという視点から、質問したところであります。それで、答弁としては協会のバックアップもありますし何とか、規模によっても柔軟な対応が必要ですので連携していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

地域内に存在する井戸を活用していくなど、支援体制を確認していく必要はないかということで答弁をいただいております。井戸の確認を行うことは有用であるとお答えをいただきました。それぞれの自治会では自主防災組織活動として防災訓練が実施されております。市でも活動を助成しております。先ほどの議員の質問でも2万円の活動助成ということの報告というか、話もありましたけれども、今現在では消防署員によります防火訓練や緊急通報、AED等の救命活動が訓練されて、自治会ではこの活動は定着しているものと受け止めております。大変ありがたく、毎回活動には参加しております。

先般の同僚議員の質問でも、この訓練を実

施しているという組織、自主防災組織が9組織ということで報告があったんでしょうか、少し少ないのかなとは思いますが、その件についてはそれとして。地域活動として自主防災組織内で共助の精神を浸透させていくため、困ったときには井戸水が供給できる話し合いを行っておく必要はないか。まだ利用されている井戸、休眠状態の井戸でも生活に欠かすことができない水は災害時の最重要課題であります。今回の能登半島震災で痛感したところであります。地域の話合いを活発化させるためにも、地域で地図に落とし込むなど地域資源の活用を認識させる必要があると思います。地域の自主防災でみんなで意識し、話し合っておくことが何よりも防災活動であり、自治会が活発化するのではないかと考えております。

また、この井戸のマップについては南日本新聞でも掲載されましたいちき串木野市でも地域づくり協議会が主導して、マップの掲載に取り掛かっているようです。自治会長会でも、研修会の機会に積極的な働きかけが必要ではないかというふうに感じております。市長の答弁を求めたいと思います。

○市長（永山由高君）

災害時の井戸の利用ということになりますけれども、この井戸が基本的にはその各ご家庭個人の所有であるというふうな性質のものであるとするならば、やはり地域の自主防災組織や自治会等での地域コミュニティの中でのやり取りにおいて、有事の際の使用などを確認いただくといったようなことが必要になってくようかと考えます。これを市がじゃあやりましょうというような性質のものであるかと言われると、少しこれは積極的に関与するのは難しいかなというふうに感じますけれども、そういった可能性がある、対話の可能性があるということについては、時期を見てしっかり市民の皆様にお伝えをできるテーマ

ではないかなと感じるところです。

以上です。

○10番（福元 悟君）

行政とは離れて地域の自主防災、地域で話し合えることは大切なんだということで受け止めておりますが、先月の2月の20日に南日本新聞の朝刊で掲載された分なんですけれども、災害の8市町未整備、長期断水地域活用できず、これ石川県の問題なんですけど。災害時に井戸水を使う計画が事前に整備されていなかったことが、19日取材で分かったというような、非常に県外のことなんですけど、また石川県のこの災害に当たってのことなんですけど、この石川県ではこの災害井戸といえますか、井戸の確認というのはやはり積極的にもう既にほかの都道府県も含め、自治体では始まっているんじゃないかというふうにも思っているところなんですけど、この辺について自主防災組織の範囲なのかもしれませんが、本市にとってまた本県にとって、この辺の整備計画が求められていたんじゃないんですか、いかがですか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

災害井戸につきまして、何かしら求めがあったということはないと認識しております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

それはもうそれで了解でございますが、伊集院地区館では過去地域の取組として、七、八年前ということでしたが、構成自治会でこの存在する井戸を調査したことがあるというふうにも聞いております。地区間がやはり共助の精神を育っている場所でもありますし、地域にある資源の活用という意味でもう既に、その結果がどうなったというところまでは抑えてありませんが、調査はしたことがあったということで、ぜひ災害の普及といえますか、

避難者の生活にかかわることでもありますので大いに研究していただければありがたいと思っております。どこで発生するか予想できませんので、住居や公共インフラが一瞬に失うことになりますから、救えた命をつないでいくためにも食料確保と特に水の確保、水源の活用をどうしていくか、改めて検証を求めて次の質問に移りたいと思います。

食料・農業・農村基本法は、農政への基本理念や政策の方向性を示すものでありまして、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的な機能の発揮、農業の維持存続、維持的な発展、農村の振興と理念を掲げて国民生活の安定と経済の健全な発展を図ることを目的に制度化、法律になっているところであります。昭和36年農業基本法の制定に始まり、平成11年に食料・農業・農村基本法として改正されてきております。その後、現在までこの法律で政策が組み立てられてきました。かなりの年数二十数年かけて新しい改正法でございますが、現在では気候変動が言われ、世界的な食料生産の不安定やウクライナの情勢によりまして食料需給の逼迫、それから食料の調達も大変厳しくなっており、輸入する食料品の原材料や生産資材の価格高騰を招いております。

産出国が偏り、食料以上に調達切り替えが難しい化学肥料の輸出規制や、コロナ禍における国際物流の混乱などによる供給の不安定化も経験するなど、食料の安全保障の強化が現在の重要課題となっていると言われております。

そこで続けてまいります、1回目は現在の担い手のところで答弁をいただきましたけれども、資材等がかなりやっぱり依然として高止まりで続いております。様々な経営体がある中、総じて担い手の現在の経営環境はどうだったか、まずお尋ねいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本市の農業全般的なものとしましては、議員ご指摘のとおり資材等の高騰により厳しい経営環境であると認識してございますが、作物によって状況の差が生じております。近年、販売市況の好調なイチゴ、ソリダゴ、甘藷等につきましては良好な経営環境である一方、お茶や畜産は市況低迷で厳しい状況ですが、燃料や飼料費などの補填制度、牛マルキン収入保険制度などにより何とか支えられているというような状況であると認識しております。

○10番（福元 悟君）

当初予算の先日の総括質疑のほうで、同僚議員のほうから質問が出されましたけれども、共済組合が窓口となっている収入保険適用が2,700万円だったというふうに、部長のほうから報告があったところですが、今ありましたとおり、お茶、畜産関係が非常にまだ厳しいんだという、ただいまの答弁です。その保険適用とは別に収入減少影響緩和交付金、これ農林水産省ですか、窓口となっている。この辺についての交付状況はどんなものですか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

収入減少影響緩和交付金、いわゆるならしと言われるもので、主食用米に対する交付金でございます。市内で5名の生産者が加入しておりまして、直近では令和4年産の主食用米に対して発動がございました。合計で115万円の交付がありました。

それから今、議員からお話がありましたように、収入保険制度につきましては52経営体が加入いたしております。令和4年の農家の決算に対しまして16戸の農家が対象となり、総額約2,700万円の収入補填が交付されております。

○10番（福元 悟君）

詳しく報告を頂きました。あとから出てくるところなんです、農業のこういう難しい農業の時代で、この保険制度のところは非常

に重要になってくるというふうにも思っております。これは取りあえずは置きます。

それでは、次は農地のところでいきますが、先ほど210ha、2年間で減少したということで大きな減少面積になっているんですが、この減少している面積210haどのように整理されていくんですか、答弁を求めます。

○農業委員会事務局長（吉富良一君）

お答えいたします。

2年間で210ha減少しておりますが、基盤整備等がなされておまして、そこでのかかりのよい農地については耕作が継続される形になるんですけれども、それ以外のいわゆる中山間地の迫と言われるような場所については減少しているような、遊休農地のほうが増加しているような状況になっております。

○10番（福元 悟君）

そうですね。なかなか遊休地化する、耕作放棄地になっていくと、原野になっていくということで非常にもったいないことだと思っておりますが、条件不利地域の解決を図るため、市でも30万円の当初予算で計上されているようです。先のこの申請状況ってどのような動きですか。

○農業委員会事務局長（吉富良一君）

お答えいたします。

遊休農地解消事業費補助金として平成30年度から予算を計上し実施しておりますが、直近の3年間では令和2年度が4件の16筆、9,484m²、令和3年度が3件の7筆、5,443m²、令和4年度が4件の15筆、7,170m²の申請があり、遊休農地の解消のほうを図られております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

先ほど、農林水産課長の答弁で新規就農は増えているという、21名でしたか、というような報告もありましたので、ぜひこの放棄される農地はぜひとも有効に、そういうもの

の新規就農者というか、条件が不利だからこういうことで放棄地になっていくわけでしょうけれども、なるだけ貸し借り、それから新規就農が増えているということであれば、農地も大事な資源ですので活用をお願いしたいなと思っております。

次に移りますが、3番目の食料の安全保障が中心となっておって、国内自給率が向上するかということで、答弁では向上していくんだというふうな答弁だったと思います。なかなか自給率の向上については難しい捉え方もあって、これまではカロリーベースじゃなくて生産ベースで見ると十分にその体制はとれているというのが、これまでの農林水産課長の答弁であったようにも記憶しております。これについては全国の問題ですので置きまして、申し上げたいのは、非常に先ほど来担い手も増えてきつつあるということであれば、今後今度の法改正でもって、非常に食料の安全保障からも国内生産を誘導するような政策が上がってくるんだらうなと思っております。国がこの方向性については、麦、大豆というふうな誘導を掲げておまして、またここについては品種改良も視野にというような表現に大綱がなっているようなんですけれども、この経営も同時に成り立つような支援策というか、それにつきまして、ここの部分では質問をしたいと思います。答弁をお願いします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

国会の食料・農業・農村基本法の改正の中で今、議員おっしゃるとおり海外依存度の高い麦であったり大豆などを、水田転作とかではなくて本作化ということで集中的に国が推進するということが示されてございます。ただし、まだ具体的な施策が示されておられませんので、今後注視してまいりたいというふうに考えております。

○10番（福元 悟君）

この適地適作、非常に地産地消に並びなが

ら本当に難しい、面積を広げなさいと簡単に言うても、非常に品目的に合わないと逆にコストになっていくという気がしますので、慎重になってひとつここは進めていただきたいなと思っております。

次に、みどりの食料システム戦略におけるというところで、茶農家が先導して事業を展開して、既に実績も出ているというふうに思いますが、実際のところ販売対象化として所得の確保につながったのか、お茶農家の実績について再度答弁を求めます。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

日置市内のお茶農家の方々が、国内でのリーフ茶の消費減退によりまして、海外向けを含め有機茶の取組を拡大してきております。有機茶は慣行栽培と比較しますと収量がやや落ちるものの、販売単価が高く流通するという事で、10a当たりの収入金額を比較してみますと6割ほど増益になる、収入額として増益になるということで聞いております。

○10番（福元 悟君）

所得、収益の確保が非常に難しい農業の中にあって、こういう、みどりの食料システムを活用した有機室の製法によって単価が取れて収益が上がっている現状が今、理解できますが、であればぜひこの有機室を非常にこの機会活用していくということで、ぜひとも畜産農家との連携をさらに強化して、畜産農家もまた支援をして、このみどりシステム、国が求めている環境負荷低減、それとコストの縮減というんですか、化学肥料の低減になりますので、もっと積極的に取り組むべきだろうと考えますが、部長いかがですか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

議員ご指摘のとおり、環境負荷低減の取組を進める上では堆肥の施用など耕畜連携が必要になってまいります。畜産農家においては、今後も子牛農家が求める高品質な堆肥を製造していく必要があります。本市といたしまし

ては、高品質な堆肥製造のための堆肥舎整備などに対して畜産クラスター事業等により支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○10番（福元 悟君）

今後の基本法の改正にもかかわらず、既にみどりのシステムとか畜産農家との連携、既にもう前もって果たされているから、それはそれとして続けて農家の所得向上につなげていただければなというふうに思っております。

だんだん時間がなくなってまいりますので、下水道でのこともちょっと聞いてみたかったところですが、これも今度の基本法の見直しの中に、その汚泥の活用というのは非常に前面に出て表記されております。これにつきましては、今回は省きます。

こういう有機栽培について、農家のために栽培指針はつくらないんですか。質問いたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほど市長の答弁にもございました、有機者数を目指す品目部会、それから5割、化学肥料5割、化学農薬5割で目標に定めて進む品目の部会、それぞれの作物ごとに目指す環境負荷低減の取組があらうかと思えます。その目標に応じた形で各作物ごとに栽培指針を関係機関一体となって作り込んでいくという作業になろうかと思えます。

○10番（福元 悟君）

今、答弁がありました、農薬5割低減でしたか、それと化学肥料5割低減でしたね、有機肥料の堆肥の活用ということで、このことを徹底していけば非常に農業の価格というのは、非常に価格転化が難しい産物でありまして、非常にこの辺が第1産業の苦しいところでございます。

今経済界では賃上げで大きなうねり、動きがあつて、ますます農業の価格とすると開き

がさらに出てくるような気がしてなりません。高賃金は経済を回していいことかもしれませんが、今後農業を引き継ぐ担い手はこの賃金格差にどうすることもできなくなって、県外流出に拍車がかかるというようなことはどうしても避けなければならないと考えております。ですので、この価格を維持するためにもコストの縮減は欠かせないと。できればこの価格にいろいろな経費が転嫁できれば一番農家も望むところであるわけですが、この価格転嫁についてどのように考えておられますか、答弁を求めます。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今回の当該基本法の新たなものとしまして、今回のような肥料、資材等の高騰によるコストの上昇において、その上昇分を農産物の価格に転嫁できるシステムの構築を目指すというようなことも示されております。ただ、現段階でまだ具体的な施策が示されておられないので、先ほど申しましたように、今後の具体的な施策に注視してまいりたいと思いますが、ただ一方で現状で取り組めることとしまして、事前取引先との価格と数量を決めての契約販売や、予約相対取引などという流通手法が既にございますので、こういう流通手法を推進することで農家の経営安定が図られると考えております。

○10番（福元 悟君）

ぜひこの機会に、この改正の機会に、今ありました価格を取るために相対的な取引の誘導、事前の契約的な価格保障というのは非常に大切な要素でもありますので、今市場性が高い農産物ですけれども、契約栽培ができればなというふうにもうかねがね思っているところです。契約栽培の最も具体的な例としては、この安心・安全な食料をぜひ学校給食のほうにも活用できないかと思うところです。これ同僚議員も昨年からの有機野菜での学校給食については安全性が非常に求められて

いる関係もあって、移住者も多く、まちづくりになっているというような報告もありましたので、ぜひ今後この辺については教育委員会と連携していただければなというふうにも考えるところです、価格を取るために。いかがですか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

有機野菜等の学校給食へのということで、既に先進地全国、それから近隣市のほうでも取組が図られているところでございます。有機で栽培したものについてはそれだけの手間がかかっておりますので、先ほどのお茶ではありませんが高単価でやはり販売されることを農家さんは願っておられます。そうすると学校給食のほうで決められているコストに対して賄いきれない部分を何かしらで補填する必要があるのかなというふうに思います。期待するのは国のほうで、小中学校の給食の無料化が国のほうが動いていただければ、思い切って有機野菜等を給食に導入できるのではないかなというふうに期待しているところでございます。

○10番（福元 悟君）

ぜひこれも研究していただければ、もう通告を教育委員会にしておりましたので、市長部局のほうで答えていただきました。また今後、質問してみたいと思っております。

今回の改正は、食料の安全保障と環境負荷低減を図り、農業農村の継続的な発展に寄与できていくか、これからの国、県の制度や本市における政策にかかわってくるものだと思います。紛争や災害にとどまらず、平時の状態でも食料の量的確保や安全性、先に述べました水の確保は農業農村の営みの中で自然や環境維持活動から生み出されたものであります。経済活動から産出する所得とは一味違うため、今回の改正とこの役割は重要な出発点です。先の見通せる政策につながりますよう期待を申し上げて、質問を終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

27日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時58分散会

第 6 号 (3 月 2 7 日)

議事日程（第6号）

日 程	事 件 名
日程第 1 議案第 5 号	日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の制定について
日程第 2 議案第 7 号	日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 3 議案第 9 号	日置市高齢者介護手当支給条例の一部改正について
日程第 4 議案第 3 4 号	日置市介護保険条例の一部改正について
日程第 5 議案第 2 5 号	令和 6 年度日置市一般会計予算
日程第 6 議案第 2 6 号	令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第 7 議案第 2 7 号	令和 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
日程第 8 議案第 2 8 号	令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第 9 議案第 2 9 号	令和 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
日程第 1 0 議案第 3 0 号	令和 6 年度日置市介護保険特別会計予算
日程第 1 1 議案第 3 1 号	令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 2 議案第 3 2 号	令和 6 年度日置市水道事業会計予算
日程第 1 3 議案第 3 3 号	令和 6 年度日置市下水道事業会計予算
日程第 1 4 議案第 3 6 号	日置市税条例の一部改正について
日程第 1 5 議案第 3 7 号	日置市給水条例及び日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 6 発議第 1 号	日置市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第 1 7 発議第 2 号	日置市議会委員会条例の一部改正について
日程第 1 8 発議第 3 号	日置市議会会議規則の一部改正について
日程第 1 9	閉会中の継続審査の申し出について
日程第 2 0	閉会中の継続調査の申し出について

本会議（３月２７日）（水曜）

出席議員 １９名

１番 中 村 清 栄 君
３番 福 田 晋 拓 君
５番 下 園 和 己 君
７番 是 枝 みゆきさん
９番 重 留 健 朗 君
１１番 山 口 政 夫 君
１３番 留 盛 浩一郎 君
１５番 下御領 昭 博 君
１７番 坂 口 洋 之 君
１９番 池 満 渉 君

２番 欠 員
４番 長 倉 浩 二 君
６番 佐 多 申 至 君
８番 富 迫 克 彦 君
１０番 福 元 悟 君
１２番 中 村 尉 司 君
１４番 黒 田 澄 子さん
１６番 山 口 初 美さん
１８番 漆 島 政 人 君
２０番 並 松 安 文 君

欠席議員 ０名

事務局職員出席者

事 務 局 長 内 山 良 弘 君
議 事 調 査 係 上田橋 裕 生 君

次長兼議事調査係長 神 余 徹 君

地方自治法第１２１条による出席者

市 長 永 山 由 高 君
教 育 長 奥 善 一 君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口 亮 君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 久木崎 勇 君
東市来支所長 横 枕 広 幸 君
吹上支所長 有 村 弘 貴 君
財政管財課長 東 正 和 君
地域づくり課長 濱 崎 慎一郎 君
商工観光課長 田 代 誠 治 君
健康保険課長 宮 前 美 紀さん
介護保険課長 入 佐 好 彦 君
農地整備課長 上 勇 人 君
学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君

副 市 長 井多原 章 一 君
総務企画部長兼総務課長 上 秀 人 君
産業建設部長兼農林水産課長 城ヶ崎 正 吾 君
消防本部消防長 福 山 昌 己 君
日吉支所長 船 倉 利 幸 君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東 純 一 君
企 画 課 長 上 村 裕 文 君
税 務 課 長 有 島 春 己 君
福 祉 課 長 坂 上 誠 君
こども未来課長 馬場口 美宗香さん
建 設 課 長 田 口 悦 次 君
上下水道課長 田 村 長 保 君
社会教育課長 松 岡 政 仁 君

会計管理者兼会計課長

奥 田 美 穂さん

監査委員事務局長

内 山 良 弘 君

農業委員会事務局長

吉 富 良 一 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、下園和己議員から発言の申出がありますので、これを許可します。

○５番（下園和己君）

皆様、おはようございます。

さて、私は、３月５日の請願の討論と３月６日の一般質問の中で、不適切な発言等がありましたので謝罪いたします。

まず、３月５日の請願第１号の賛成討論の中で、閉館方針発表の部分と委員会の審議結果発表の部分につきまして、新聞やテレビが報道したと発言すべきところを、事実確認をせず、市側が情報を流したかのような発言となつてしまいまして、誤解を招き、関係者の方々にご迷惑をおかけしまして、誠に申し訳ございませんでした。

次に、３月６日の一般質問の中で、一部威圧的な口調となった部分と、人手不足に関しまして人事に深入りし過ぎた部分がありましたので反省している次第です。

具体的に、一部威圧的な口調となった部分というのは、温泉旅館組合との協議につきまして、「すぐにでもできると思うんですが、これはいつ協議をするつもりでしょうか。」の部分と、「近いうちにとというのは私的には１週間以内かなと思います。」の部分です。

また、人手不足に関しまして、人事に深入りし過ぎた部分というのは、「ゆーぷると砂丘荘に３名ないし２名程度、職員の人事異動を考えたかどうかと思います。」の部分と、「国民宿舎経験者のうち４人は管理職になっておられます。その方々とも相談をしたら聞いてくれるんじゃないかと私は期待しているところでございます。」の部分です。

以上、今回の一般質問につきまして、一部威圧的な口調となつたり、人事に深入りし過

ぎた部分がありまして、皆様方に違和感や不快感を与える事態となつてしまいました。誠に申し訳ございませんでした。

なお、今後は、このようなことがないように十分気をつける所存であります。

△日程第１ 議案第５号日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の制定について

△日程第２ 議案第７号日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（並松安文君）

日程第１、議案第５号日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の制定について及び日程第２、議案第７号日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定についての２件を一括議題とします。

２件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長重留健朗君登壇〕

○総務企画常任委員長（重留健朗君）

ただいま議案となっております、議案第５号日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の制定について及び議案第７号日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

議案第５号については、２月２１日の本会議におきまして、本委員会に付託され、２月２２日、２６日に委員全員出席の下、委員会を開催し、総務企画部長、企画課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

議案第７号については、２月２１日の本会

議におきまして、本委員会に付託され、3月13日、14日に委員全員出席の下、委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

初めに、議案第5号日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の制定について、ご報告いたします。

この条例は、目的、定義、基本理念、市の責務、市民の責務、市内事業者の責務、土地所有者等の責務、発電事業者の責務、再生可能エネルギー発電事業者の計画の届出、発電設備の設置の届出、再生可能エネルギー発電事業の開始、承継、廃止の届出、報告徴収及び立入調査、勧告、公表、委任の各条文で構成されており、地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関し、基本理念を定め、市、市民、発電事業者等がそれぞれの責務を果たすことにより、持続可能な脱炭素社会を実現するための条例制定であります。

質疑の主なものを申し上げますと、委員より、条例の第4条から8条に責務という表現で記載、市民の責務というのは、市民が責任を持って果たさなければならない仕事ということになるので、努力目標という表現にはできなかったのかとの問いに、地球温暖化に関する法律の中においても、見出しに国の責務と、地方公共団体の責務、事業者の責務、国民の責務ということで、責務として表現している。そのようなものも総合的に判断して責務としているとの答弁。

ほかにも質疑があったが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論にしましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例については、全会一致で原案のとおり可決するべきものとしたしました。

次に、議案第7号日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の

制定についてご報告いたします。

この条例は、日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備であり、制定内容については、目的に沿って関係条例をまとめ、3本の条例を整備するものであります。

第1条で、日置市国民宿舎事業基金条例及び日置市国民宿舎条例の廃止で、国民宿舎事業を、令和7年3月31日で廃止するための条例。第2条は、日置市特別会計条例において、国民宿舎事業特別会計の規定を削除する一部改正について、第3条は、日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてである。附則に第3項を追加する改正であります。

現行の会計年度任用職員の現給補償に関して、令和6年3月31日限りで廃止となっていたが、国民宿舎において同一の職務に従事する会計年度任用職員に限り、1年間、令和7年3月31日までは現給を補償する旨の規定を附則に追加する一部改正であります。

なお、現在は、現給補償の対象は6名ということでありました。

質疑の主なものを申し上げますと、委員より、職員の年齢構成と勤続年数はとの問いに、現在、砂丘荘に29名職員がいるが、市内の方は20名、市外の方が9名いらっしゃる。年齢構成については、65歳以上が11名、40歳から64歳までの方が14名、39歳以下の方が4名である。勤続年数については、長い方で30年以上勤務されている方もいると聞いているとの答弁。

また、ほかの委員より、この条例が可決された場合、今後、砂丘荘、あるいは従業員に対するスケジュールやロードマップはとの問いに、スケジュールについては審議結果を待ちたいと考えているが、議会としての方向性が決定した上で、ゆーぶるの改修、砂丘荘の施設利用については、具体的に検討を開始したいと考えているとの答弁。

ほかにも質疑があったが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、自由討議を行ったところ、委員より、やはり今回の住民説明会から廃止条例の上程までの期間が短く、砂丘荘の職員の負荷を考えたときに致し方ないという執行部の答弁であったが、今回の住民の動きを考えれば、もう少し丁寧な説明も必要だったのではないかという意見や、来年度、砂丘荘職員の方々がモチベーションを保ち、かつ安心して業務に取り組んでもらえるような手段、手法を執行部でも検討してもらいたいという意見がありました。

その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の制定については、

委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第7号について討論を行います。

発言通告がありますので、まず山口初美議員の反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第7号日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について反対討論を行います。

吹上地域の11団体で構成する吹上砂丘荘の今後を考える会は、3月4日に2,720人分の署名を提出しました。市長と市議会議長宛てに提出されました。2025年3月末で砂丘荘を閉館するという方針に驚き、国民宿舎吹上砂丘荘を存続してほしいという署名が短期間で多く寄せられました。

砂丘荘は、耐震工事をしてから、まだ10年もたっていません。あの工事は一体何だったのでしょか。新しいサッカー場もつくって、これからますますスポーツによる交流人口を増やすということに期待が高まっています。コロナもちょっと収まり、合宿などが増えて、これからというときではないでしょうか。

砂丘荘が閉鎖され、なくなってしまうと、地域がますます寂れてしまうということをみんな心配しておられるのです。「住民を無視した一方的な行政のやり方は、到底納得ができず、今後の市政の在り方に不安を感じる」、また、「吹上砂丘荘の存続と今後について住民もいろいろな知恵を出し、話し合う時間が必要」と署名の中で訴えておられます。

そして、これまで53年間、市民の貴重な働く場としても大切な役割を果たしてきました。現在は、全員が非正規の会計年度任用職員という、何の身分の保障もない、退職金なども全くない雇用契約とされてしまいました。「募集しても人が来ない」、「人材不足」と簡単に言いますが、このような雇用の在り方では、募集しても人が集まらないのは当然で

す。来年３月末の最後まで頑張って働く覚悟だと話してくださる職員の方々には、本当に頭が下がります。

このように、私は、吹上砂丘荘を来年３月末で廃止することに住民は納得していないというふうに考えますので、この条例には反対させていただきます。

以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、長倉浩二議員の賛成討論の発言を許可します。

○４番（長倉浩二君）

ただいま議題となっています議案第７号日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

国民宿舎吹上砂丘荘は、昭和４４年、高度経済成長期の後半、旧吹上町時代に整備され、以来、半世紀以上にわたり、保養拠点施設として市内外のお客様に親しまれてきました。あの松林の中に建つ砂丘荘は、吹上地域の観光のシンボルであり、住民にとってはアイデンティティの一つでもあったのではないかと思います。

しかし、施設の老朽化をはじめ、人材不足、医療の制限などの問題、加えて、コロナ禍により収入が落ち込み、近年、赤字経営が続いてきました。今後、ツーリズムに対する意識の変化や旅行の形態への対応のための施設設備の改修に、これまでのように税金を投入していくことは限界感があります。

今、社会は人口減少社会に入り、生産性は下がり、税収の増加には期待は持てません。ならば、民間の投資に未来を委ねていくことが、地域の発展に寄与できるものと考えます。

よって、議案第７号日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定には賛成であります。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第７号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を決定します。賛成多数。したがって、議案第７号日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第３ 議案第９号日置市高齢者介護手当支給条例の一部改正について

△日程第４ 議案第３４号日置市介護保険条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第３、議案第９号日置市高齢者介護手当支給条例の一部改正について及び日程第４、議案第３４号日置市介護保険条例の一部改正についての２件を一括議題とします。

２件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長富迫克彦君登壇〕

○文教厚生常任委員長（富迫克彦君）

ただいま一括議題となっております議案第９号日置市高齢者介護手当支給条例の一部改正及び議案第３４号日置市介護保険条例の一

部改正につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第9号は、2月21日の本会議において本委員会に付託され、2月22日に委員全員出席の下、委員会を開催し、市民福祉部長、福祉課長など当局の出席と説明を求め、質疑を行い、2月26日に討論、採決を行いました。

当議案は、寝たきり高齢者と生計を一にしているという要件を、寝たきり高齢者と同居またはこれに準ずる状態にある親族に拡大することを目的に改正するものであり、附則として、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

主な質疑を申し上げますと、委員より、現在の介護手当の対象者数と改正に伴う増加見込数はどのくらいかとの問いに、現在47名が支給対象である。対象者の増加見込みについては、改正に伴う対象者数を把握していないため、今後、市のお知らせ版等で周知を図りながら、また、民生委員に協力をいただき、広く周知を図っていききたいとの答弁。

また、今回の改正で、同居に準ずる状態とあるが、具体的にどのような状態のことを指しているのかとの問いに、日置市内在住の方で、同居ではないが、日々対象者の介護を行っている親族と捉えているとの答弁。

また、その状況をどのように確認するのかとの問いに、改正に伴う申請があった場合は、介護サービス事業所等からの聞き取りや実態調査を行い、判断していくことになるとの答弁。

そのほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第9号日置市高齢者介護手当支給条例の一部改正につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号は、3月5日の本会議において、本委員会に付託され、3月13日に委員全員出席の下、委員会を開催し、市民福祉部長、介護保健課長など当局の出席と説明を求め、質疑を行い、3月14日に討論、採決を行いました。

当議案は、介護保険法施行令の一部改正に伴う介護保険料の乗率の変更及び所得区分を現行の9段階から13段階に変更するもので、令和6年度から令和8年度における第9期介護保険事業計画の策定に伴う第10段階以降の保険料率を市独自に変更するものであります。

また、第9期計画の介護保険料基準月額、介護給付費準備基金を一部取り崩し、第8期計画と同額の6,100円とし、これに基づき各段階の保険料を算定するものであります。

なお、この改正は附則として、令和6年4月1日から施行しようとして提案されたものであります。

主な質疑を申し上げますと、委員より、第9期介護保険事業計画の保険料は、できるだけ被保険者の負担を抑制することを目的に、準備基金を一部取り崩して充当するとのことだが、第9期以降も同様な政策を考えているのかとの問いに、現在の準備基金は、約6.6億円、うち今回の取り崩し分が約1.6億円であり、策定委員会では第10期以降を見据えた形で準備基金の財源を配分したほうがよいとの見解が示されているため、次期以降も保険料の急激な負担増につながらないような政策になると考えているとの答弁。

また、委員より、10段階から13段階の対象者は、それぞれ何人程度いるのかとの問いに、10段階が100人、11段階が48人、12段階が31人、13段階が110人であるとの答弁。

そのほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、討論に

付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第34号日置市介護保険条例の一部改正につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号日置市高齢者介護手当支給条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

34号日置市介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第5 議案第25号令和6年度日置市一般会計予算

△日程第6 議案第26号令和6年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第7 議案第27号令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第8 議案第28号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計予算

△日程第9 議案第29号令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第10 議案第30号令和6年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第11 議案第31号令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第12 議案第32号令和6年度日置市水道事業会計予算

△日程第13 議案第33号令和6年度日置市下水道事業会計予算

○議長（並松安文君）

日程第5、議案第25号令和6年度日置市一般会計予算から日程第13、議案第33号令和6年度日置市下水道事業会計予算までの9件を一括議題とします。

9件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長中村尉司君登壇〕

○予算審査特別委員長（中村尉司君）

皆様、おはようございます。ただいま議題となっておりまして議案第25号令和6年度日

置市一般会計予算についてから、議案第33号令和6年度日置市下水道事業会計予算についてまでの9件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月5日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、3月11日、13日、14日に、それぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果を受けて、3月19日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議いたしました。

初めに、議案第25号令和6年度日置市一般会計予算についてご報告いたします。

今回の当初予算は、財政規律の維持を念頭に、引き続き人口減少の克服と、地方創生の取組である「日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「第2次日置市総合計画後期基本計画」の重点施策として一体的に位置づけ、人口減少に対応する実効性の高い施策とし、総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた取組を着実に進める予算編成であります。

歳入におきましては、一般財源の確保が厳しい状況が続くと見込まれる中、引き続き市税などの収納率の向上、利用可能な補助金などの確保、未利用財産の活用、ふるさと納税制度の推進による財源確保に努め、一方、歳出におきましては、脱炭素先行地域づくり事業や子育て支援に要する経費など、国や県の有利な補助事業の増加のほか、賃金上昇・少子高齢化による人件費、社会保障費の増加、物価高騰による物件費の増加などが見込まれています。

今後も徹底した行財政改革を推進し、将来にわたって弾力的で足腰の強い持続可能な財政構造を構築するため、限られた財源内で最大限の効果が得られるよう歳出削減と歳入確保を図っている中で、令和6年度一般会計当初予算の総額は、前年度と比べ10億

3,900万円増の、歳入歳出総額それぞれ308億2,000万円で、過去最大の当初予算編成となっております。

また、予算を使わないゼロ予算事業については、30事業が挙げられております。

質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、災害対策費の電源供給EV車の購入であるが、災害時は避難所の電力供給に充てられると思うが、普段はどのように活用されるのかとの問いに、普段は出前講座などで、停電時に活用できることなど啓発していきたいとの答弁。

財政管財課所管では、伊集院エリアコンサルティング業務の委託内容はとの問いに、昨年、伊集院エリアのサウンディング型市場調査を行ったところであるが、一般質問を受けたり、市民の動きなどもあったため、民間提案を受けた形での新たなエリアの活用策の方針を取るとしても、施設を改修し、存続を図るという方針を取るとしても、エリアのパス図をある程度示さなければ、市民の皆様も判断が付きにくいのではないかとということで、それを作成するための委託料であるとの答弁。

企画課所管では、2050脱炭素ビジョン推進及び脱炭素先行地域づくり事業等支援業務委託で、今年度まで企画課にいる戦略監より今後の支援を受けるための経費であるとは認識しているが、今後の業務内容はとの問いに、日置市2050脱炭素ビジョンの推進や、エネルギー構造高度化転換理解促進事業及び脱炭素先行地域づくり事業を進めていくに当たり、引き続きその専門知識とノウハウを基にした指導助言、進捗管理の支援を、オンライン、または実地などで行っていただくことを想定しているとの答弁。

地域づくり課所管では、湯之元駅のバリアフリー基本構想策定業務委託の委託料が計上されているが、現在、JR九州との協議の進捗状況はとの問いに、JR九州とは、令和

7 年に向けて、鉄道駅総合改善事業の採択に向けて J R の本社に要望しているとの答弁。

税務課所管では、悪質な滞納者が行方不明になるケースもあり、把握が困難であると思うが、現状はどのような方法で把握しているのかとの問いに、県外の方も戸籍調査を行い、相続人調査を行っている。令和 6 年 3 月から戸籍の調査も日置市の窓口で行えるようになったので迅速に事務が進むのではないかと考えているとの答弁。

商工観光課所管では、地域おこし協力隊設置事業の中で、スポーツツーリズム推進に係る地域協力活動支援事業委託費ということであるが、どのような仕事を想定しているのかとの問いに、日置市施設利用促進協会内でスポーツツーリズムとしての取組の可能性を探る役割を担う予定である。大会や合宿で来たチームと本市のチームとの交流であったり、スポーツと観光を絡めた取組をしていただける方を募集する予定であるとの答弁。

消防本部所管では、高規格救急車の購入の件であるが、更新の状況については何年サイクルで更新していく予定なのかとの問いに、救急車は 10 年、走行距離 20 万 km で更新するという計画であるが、現在年間 4 万 km 程度走行しているので 10 年という更新の期間が短くなるのではないかという認識を持っているとの答弁。

市民生活課所管では、南薩地区衛生処理組合新クリーンセンターについて、今年の 9 月から本稼働するが、ごみの出し方、粗大ごみの持ち込みなど、市民への周知はどうなっているのかとの問いに、ごみ収集についてはこれまでどおりであり、粗大ごみの持ち込みについても、現在の日置市クリーンリサイクルセンターへ持ち込んでいただくが、来年 10 月からは新たなリサイクルプラザへ搬入してもらうことになるので、市民へ十分な周知を図っていきたいとの答弁。

福祉課所管では、重度心身障害者医療費助成事業について、今年の 7 月から自動償還払いに変更されるが、業務の流れと変更に伴う費用について伺うとの問いに、これまでは、対象者からの申請に基づき助成していたが、今後は医療機関からの情報を国保連合会が取りまとめ、市のほうへデータが送られてくる形になる。この一連の流れの中で、手数料が国保連合会と医療機関に対し、新たに発生することになるとの答弁。

こども未来課所管では、こども家庭センターが新設されるが、その内容と人員体制について伺うとの問いに、児童福祉法の改正により、子育て世代包括支援センターチャイマると、子ども家庭総合支援拠点が統合され、こども家庭センターとなる。現状と変わらず、専門職の会計年度任用職員として社会福祉士 2 名、家庭相談員 2 名、健康保険課に助産師 1 名、こども未来課職員で社会福祉士 2 名、保健師 1 名の体制となっている。これまでと同様に、学校、教育委員会、健康保険課、関係機関と連携して、切れ目のない支援を行っていく。また、今回からの新たに個々の実情に応じたサポートプランを作成することになるとの答弁。

健康保険課所管では、低出生体重児や乳幼児の虫歯予防対策などを目的として、妊婦・パートナー歯科検診委託料を新規計上しているが、この内容を伺うとの問いに、統計データによると歯周病は新生児に影響が出るとの結果を踏まえ、妊婦だけでなく、パートナーにも歯科検診を受診していただき、生まれてくる子どもの歯を守るという内容であるとの答弁。

介護保険課所管では、介護給付費適正化評価分析業務委託料について、この業務の目的と内容を伺うとの問いに、介護給付費の適正化の評価・分析を行い、今後の事業につなげることを目的とする。内容としては、要支援

の１年後の状態の変化や重度化した方の原因疾患及びその他要因、新規認定者の地区別発生状況の分析などを行い、今後の介護予防への取組の充実・改善に努めていくとの答弁。

教育総務課・学校教育課所管では、部活動地域移行モデル事業について、対象は野球とサッカーとの説明であったが、その詳細について伺うとの問いに、野球は、これまで合同チームで活動している東市来中学校、吹上中学校、日吉学園を対象とし、指導者３人分７２回の５８万３,２００円を予算計上した。サッカーは、単独で活動している東市来中学校で、指導者２人分３８万８,８００円を計上した。いずれも土日での活動を計画しており、時間単価は９００円の３時間であるとの答弁。

社会教育課所管では、伊集院文化会館の石綿含有建材事前調査と改修計画等調査報告書策定業務について、その目的と内容を伺うとの問いに、伊集院文化会館に使われている建材のアスベスト含有を調査するもので、今後、協議、検討していく中で、施設の建て替えや大規模改修などを行う場合の基礎資料となる調査を行い、報告書を策定するものであるとの答弁。

農林水産課所管では、鳥獣被害対策実践事業費のジビエ施設ＩＣＴ導入経費と、ジビエ販売拡大支援の物品とは、具体的に何かとの問いに、ＩＣＴ導入経費については、トレーサビリティの導入経費である。また、販売拡大支援の物品については、扇尾の加工場で使うスライサーなどの機械類のことであるとの答弁。

農業委員会所管では、農業委員・推進委員県外研修の具体的な行き先と目的はとの問いに、令和４年度に研修視察をする予定であった豊後大野市と宮崎市を計画している。豊後大野市は、農地保全や農業法人の設立など地域の活性化に取り組んでいる点を視察する予

定である。また、宮崎市は、農地中間管理機構が農地を一時管理する段階で新規就農者へ貸し出す事業について視察する予定であるとの答弁。

農地整備課所管では、農道等施設整備事業費に集落道未登記解消に係る委託料が計上されているが、このような集落道の未登記分というのは、土地所有者から指摘がないことには見つからないものなのかとの問いに、平成２２年頃に未登記地の洗い出しが行われ、それ以降、住環境整備事業などを活用して解消を図ってきているが、経緯まで把握できない土地もあるので、地権者などからの申出があった場合に再度調査し、対応しているという状況であるとの答弁。

建設課所管では、城山公園展望塔改修工事について、高額である理由は何か、また、改修期間の予定はとの問いに、建物の高さが高いため足場をつくるための費用や、雨風に強い部材を使用するための費用などを計上している。また、改修期間については、令和６年度中に終了する予定であるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、質疑を終了。討論に付したところ、委員より、個人番号カードについて、自衛官募集事務について、就学援助制度、市役所内の非正規職員の雇用などについて問題があるので反対するという反対討論があり、また、ほかの委員より、マイナンバーカードについては、住民サービスの向上につながっているので賛成という賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第２５号令和６年度日置市一般会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、文教厚生分科会より、自由討議の中で、社会教育総務費の報償費の中で、日吉大

学の講師謝金が計上されており、令和５年度の実績では、ゲートボールやカラオケ、健康づくり事業などを実施し、９８名が参加されているようであるが、事業内容を精査した上で、公民館費の報償費の公民館学級・講座活動事業と整合性を図るべきではないかという意見と、市内で、廃棄物の不適切処理の事案が発生しているが、周辺の井戸や水源地に影響を及ぼさないよう、日頃から県や警察と連携し、市民の安心・安全な生活を確保するために指導を強化すべきではないかとの意見があったことを付け加えます。

次に、議案第２６号令和６年度日置市国民健康保険特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５９億４,５８７万９,０００円とし、前年度より１億２,１６７万２,０００円の増額計上となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

特定健康診査等事業について、令和６年２月末で４４.３７％の受診率で、年々減少傾向にあるとの説明であったが、受診率の向上につながるよう、問診票の内容を工夫できないのかとの問いに、問診票には様々なチェック項目があるが、国で定めた様式であるため内容の変更などはできないが、受診率向上につながるよう、周知啓発などを工夫していきたいとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会への報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ、委員より、滞納者について資格証明書が発行されているが、通常の保険証を交付し、全員が医療を受ける権利を保障される制度にしていくべきであると思うので反対との反対討論があり、また、ほかの委員より、国民健康保険制度は様々な事業も行われており、今後もしっかり維持さ

れていくべきだと考えるので賛成との賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第２６号令和６年度日置市国民健康保険特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２７号令和６年度日置市国民宿舎事業特別会計予算について報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億９,７７６万１,０００円とし、前年度より３７４万６,０００円の増額計上となっております。うち繰入金については６,２６６万７,０００円と、前年度より３,２０８万５,０００円の増額計上となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

人材派遣の委託料を３４４万円計上しているが、現在の職員の状況はとの問いに、現在、ハローワークなどで募集を引き続き行っており、また、現在の職員については、来年度も働いてもらえるのか確認を行っているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第２７号令和６年度日置市国民宿舎事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２８号令和６年度日置市健康交流館事業特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９,５３８万円とし、前年度より４３８万１,０００円の減額計上となっております。うち繰入金については５,７２０万円と、前年度より６３４万円の増額計上となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

ゆーぷるの歳入における食料は、前年度より減額になったにもかかわらず、歳出の賄い材料は前年度より増額になっているが、その理由はとの問いに、令和５年度当初の食事は、おにぎりなどの軽食を予定していたが、そば、うどんに変更して原材料費が上がったため、令和５年６月補正で見直したところであるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第２８号令和６年度日置市健康交流館事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２９号令和６年度日置市温泉給湯事業特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４８７万円とし、前年度より１７万円の減額計上となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

今後の温泉審議会では、どのような協議内容になると考えているのかとの問いに、昭和４４年に交わした覚書について、当時と今では、経営母体も一部変わり、状況も変化している。また湯量も不安定であり、配湯管の老朽化も懸念されることなど、今後の課題について協議を重ねていくことになるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、委員より、砂丘荘の廃止条例が上程されて審議中であるが、砂丘荘の今後についての執行部の説明や質疑はなかったかとの問いに、そのような説明も質疑もなかったとの答弁。

ほかにも質疑はなく、質疑を終了。討論に付

したところ討論はなく、採決の結果、議案第２９号令和６年度日置市温泉給湯事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３０号令和６年度日置市介護保険特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５７億２,３１７万３,０００円とし、前年度より４,３２０万２,０００円の増額計上となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

介護施設入所者の待機状況を伺うとの問いに、昨年の１０月１日現在で介護老人福祉施設１２１名、介護老人保健施設１８名、グループホーム４９名、地域密着型介護老人福祉施設３４名となっているが、重複待機者も多く含まれているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を受け質疑を行ったところ、質疑はなく、討論に付したところ、委員より、当局の独自の介護予防の事業に取り組んでいることは評価するが、毎年、制度そのものの見直しがなされ、小さな事業者にとっても利用者にとっても厳しい面があるので反対との反対討論がありました。

ほかにも討論はなく、採決の結果、議案第３０号令和６年度日置市介護保険特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３１号令和６年度日置市後期高齢者医療特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９億４,４６８万３,０００円とし、前年度より１億７６５万９,０００円の増額計上となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

短期保険者証を何人に発行しているのか、

また、滞納になる傾向はとの問いに、短期保険者証は6人に発行している。また、特別徴収の方は、ほとんど滞納になることはないが、普通徴収の場合、滞納になることがあるとの答弁。

ほかに質疑はなく、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ、委員より、保険料や医療費の負担が重いという声がある。また、75歳以上の高齢者に別枠の医療制度をつくることも差別であると考えてるので反対との反対討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第31号令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号令和6年度日置市水道事業会計予算についてご報告いたします。

令和6年度に係る水道事業の業務の予定量では、給水戸数は2万3,150戸で、前年度比50戸減、年間総給水量は490万5,000 m^3 で、前年度比6,000 m^3 減、1日平均給水量は1万3,437 m^3 で、前年度比17 m^3 減と定め、収益的收入及び支出では、収入総額10億6,122万9,000円、支出総額10億1,322万8,000円を予定額と定め、資本金的收入及び支出では、収入総額を1億335万円、支出総額6億629万5,000円を予定額として定めたものであります。

なお、一般会計から水道事業会計へ補助を受ける予定額は、前年度より481万3,000円減の5,276万1,000円であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

官民連携可能性基礎調査業務委託について、具体的な内容はとの問いに、この調査は今後、水道事業の中のどのような業務を民間に委託し得るのか、また、その可能性があるのかを調べるための現状分析や情報収集、方針案の

検討などを行うものであるとの答弁。

ほかに質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、質疑を終了。討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第32号令和6年度日置市水道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第33号令和6年度日置市下水道事業会計予算についてご報告いたします。

令和6年度に係る下水道事業の業務の予定量では、両事業で接続戸数は8,699戸で前年度より187戸増、年間排水量は213万9,994 m^3 で、前年度より1万円5,792 m^3 増、1日平均排水量は5,862 m^3 で、前年度より42 m^3 増と予定量を定め、収益的收入及び支出では、収入総額8億2,728万円、支出総額6億742万4,000円を予定額として定め、資本金的收入及び支出では、総収入額1億3,050万円、支出総額3億5,012万7,000円を予定額として定めたものであります。

なお、一般会計から下水道事業会計へ補助を受ける予定額は、前年度と同額の3億429万8,000円であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

終末処理場汚泥脱水機更新工事委託について、具体的な内容はとの問いに、令和5年度から令和7年度までの3年間をかけて汚泥の脱水機を更新するものである。伊集院終末処理場に汚泥脱水機は現在2機あるが、そのうちの1機が老朽化していることから更新するものであるとの答弁。

ほかに質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第33号令和6年度日置市下水

道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、産業建設分科会の自由討議の中で、施設の老朽化や漏水対応などにより業務量が増加している現状に鑑み、技師の人材確保、並びに職員の資格取得や研修の促進に努めるべきではないかなどの意見があったことを付け加えます。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時20分とします。

午前11時07分休憩

午前11時20分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、9件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第25号から議案第33号までの9件について、一括して討論を行います。

発言通告がありますので、まず、山口初美議員の反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第25号令和6年度日置市一般会計予算に対する反対討論を行います。

令和6年度の日置市の予算について、平和なこのまちで安心して暮らしたいと願う市民の願いをかなえる予算となっていると言えるのか、私なりに見て、考えて、税金の使い道として問題と思う点など申し上げて反対討論とさせていただきますと思います。

今回の委員会の審査の中では、市民の生活が本当に今、物価高騰などで厳しくなってい

る点が、生ごみが減っているというような報告があって、それほど生ごみが減るほど生活が厳しい実態が明らかになっています。

308億円の市の総額予算ですが、まず問題だと思うのが、このマイナンバーカードの問題です。日置市では、マイナンバーカードの普及が進んで、あと15%を残すのみになっているという報告がございました。マイナンバーカードをめぐるひも付けの誤りや、大量の個人情報流出などの問題を通じて、一体、誰のためのデジタル化なのかという疑問が突きつけられています。高齢者や障がいを持つ人にとっては、マイナンバーカードの取得が極めて厳しい実態もあり、本当に問題だと思っています。一つの番号で、あらゆる情報がつながり、情報漏えいのリスクが高い点から、これは問題だと私は考えています。

次に、市民生活課の人権事業費35万2,000円が昨年と同額計上されております。これは、特定の団体への補助金で、税金の使い道としてはふさわしくないと私は考えます。

次に、自衛官募集事務、総務課の中に計上されておりますが、これは予算としては本来にわずかなんですが、この若者の個人情報、本人の同意や保護者の同意なく、全く知られない中で個人情報が自衛隊へ提供されております。住所、氏名、生年月日、男女の別、こういう情報が名簿をつくって提供されております。個人情報を守るのが自治体の仕事だと私は考えますので、本人も知らないうちに、こういう情報が提供されているのは問題だと考えます。除外申請が昨年よりできるようになっていますが、それを知らせる努力も、まだできていないと考えます。

次に、市役所の中で働く人たちの雇用の在り方の問題、非正規の会計年度任用職員のほうが正規職員よりも多くなっているのは、あるべき姿ではないと思います。非正規のほと

んどが女性であり、またジェンダー不平等の象徴となっております。女性労働者に対する差別とも言えると思います。ジェンダー平等の視点からも、私はこのことを認めるわけにはいきません。

最後に、教育費の問題です。小中学校の就学援助制度について申し上げます。子どもの貧困対策として就学援助制度があり、これを広げていくことは、とても大切です。しかし一方、申請が必要なため、全ての困窮家庭に行き届いていない実態があります。申請された方は、何らかの理由で理由があって申請されたわけですので、申請されたことを十分尊重する必要があります。

日本国憲法には、義務教育はこれを無償とするとうたわれております。本市では、就学援助を申請しても受けられない人がおります。これを納得できません。所得基準の見直しも必要と考えますし、一律に所得基準などで判断するのではなく、申請されたそれぞれの家庭の事情などもお聞きして丁寧に相談に応じるなど、温かい対応に心がけていただき、子どもたちが、どの子もお金の心配なく安心して学校に通えるような就学援助にするべきだと考えます。その努力が足りないとしり上げておきます。

さて、令和6年度の国の予算は、暮らしと平和、そして政治と金の問題が明るみになる中で、政治の在り方そのものが問われるような、激動する内外情勢の下で編成されました。国会審議が行われました。

1月1日に発生した能登半島地震対策として、被災者の救済、被災地の復興のため十分な予算になっているかが問われています。今回の地震では、水道が回復しないために避難生活も困難さが増しています。迅速な対策のため、予備費などの活用などが必要ですが、極めて不十分な状態になっています。

また、減税するなら消費税をという声が高

まっています。物価高騰の中で消費税の負担は重くなっています。物価高騰から暮らしと営業を守る上で、消費税の減税は効果的です。コロナ危機以降、世界中で100か国を超える国や地域で消費税、すなわち付加価値税の減税をしています。日本でも消費税の減税を実施すべきです。

また、岸田内閣の異次元の少子化対策は問題を抱えています。一点に絞って、ここでは申し上げますが、少子化対策と言いながら子育てを困難にしている最大の問題である非人間的な働き方のは正に目を向けていないことです。この間、低賃金の非正規労働者が多数生み出され、低収入で結婚すらできない若者が増加する一方、子育ての責任を女性に押しつけて、夫である男性には長時間過密労働を強いてきました。こうした働き方が子育てを困難にしてきたことへの反省が全く欠けています。

また、新型コロナウイルスの対策予算は5類に移行したことを受けて、縮小されていますが、検査や治療……

○議長（並松安文君）

山口議員、簡潔に討論してください。

○16番（山口初美さん）

はい。でも、せっかく準備してきたので、全部言わせていただきたいと思います。いかがでしょうか。でも、国政の問題があるから日置市も……

○議長（並松安文君）

ただ、簡潔に討論してください。

○16番（山口初美さん）

私は関係あると思うんですけど。じゃあ、そこは省いて。

この社会保障の削減など暮らしの予算を圧縮する一方で、大企業への減税や補助金などのばらまき、大軍拡を進めた結果、財政危機が、国の財政危機が、さらに悪化しています。

1つには、国民の暮らしと営業を守ること。

財政の本来の目的は、国民の暮らしと営業を守ること。2つ目には、負担能力に応じた税制と、社会保障制度による所得の再分配で格差の是正を図ることにあります。庶民は、物価高騰の影響を受け、またインボイスの導入などを初め、様々な負担増を強いられています。国民には1円の単位で領収書を求めながら、裏金議員が収支報告書のいい加減な訂正で済まされていいはずがありません。国税庁は、こういうことこそ厳正に調査すべきです。国民には増税、重税を押しつけながら巨額のお金を好き放題、今政治への信頼が失われています。

先ほど申し上げました。私が市の予算の問題点などの理由により、この予算をこのまま認めることはできません。以上申し上げて、反対討論とさせていただきます。

次は、議案第26号令和6年度日置市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論をさせていただきます。

この高過ぎる国保税が本当に今、市民を苦しめています。国保税を払うと病院に行くお金がなくなるほどの高い国保税です。

払えない市民の実態をお聞きしました。国保税世帯数は6,325、被保険者数は9,264です。短期保険証、これは税金がスムーズに払えていない人たちが市の窓口にして納税相談をされた、その結果、短期保険証が発行されている世帯が80世帯、短期証を交付されている被保険者数は138人です。短期保険証のうち、高校生以下の子どもがいる世帯31世帯、高校生以下の人数は57人です。そして、病院の窓口に行くと10割の医療費を負担しなければいけない資格証明書の発行世帯は14世帯。資格証明書を交付されている被保険者数は19人です。

私は、まずは医療を受ける権利を、まず保障するべきだと考えます。このような保険証の発行は、医療から遠ざけ、医療を受ける権

利がしっかり守られていないというふうに考えます。この国民健康保険税の負担が重い問題を本当に解決するには、国がきちんと財政支援を市町村にするべきです。

以前、1億円、市が一般会計からこの国保会計に支援をしておりましたが、これが県で統一された制度となったために、なくされております。こういう本当に市民を苦しめるような高い国保税が、私は認めることはできませんのでこの会計にも、一応、反対討論とさせていただきます。

次に、議案第30号令和6年度日置市介護保険特別会計予算に反対討論をいたします。続けて討論していいですよ、はい。介護保険制度を守ることは世帯分離や独居が当たり前になった今、どんな立場であれ、誰でも安心して暮らせるようにするために大切と考えます。住み慣れた地域で介護が必要になっても安心して暮らし続けていけるようにすべきです。

日置市では、6年度の予算編成に向けて、準備基金を取り崩し、介護保険料などを値上げにならないように努力された点や本市独自で介護予防の取組などしておられますが、これは高く評価を、まずいたします。

しかし、先ほど報告でもありましたように、介護施設への入所を希望しても申し込んでも、すぐに入れない、待機者がたくさんおられる状況、これは問題です。訪問介護の事業所にとっては、介護報酬が今回引き下げられ、事業所の経営は、ますます厳しくなります。そして人手不足も本当にますます深刻になると予想されます。介護保険利用者にとっては、この制度が見直されるたびに、制度は、サービスは利用しにくくなり、負担が重くなっています。安心して介護を受けられないと考えますので、この予算にも反対をさせていただきます。

次に、議案第31号令和6年度日置市後期

高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

まず、75歳という年齢で区切って、別枠の医療保険制度をつくった、制度そのものが差別であり問題と考えます。また、日置市でも、短期保険証が後期高齢者に6人に発行されているということが分かりました。短期保険証では高齢者の命は守れません。保険料は年金からの天引きですが、物価高の影響で高齢者の暮らしは、ますます厳しくなり、普通徴収の方たちは、払いたくても払えない実態が進んでいます。現在、高齢者の医療費の窓口負担は、1割、2割、3割となっており、高齢者の限られた収入の中から医療費の負担が重くのしかかっています。お金の心配なく必要な医療が受けられる制度とすべきです。元の老人保険制度に戻せば、保険料の際限ない値上げや別枠の診療報酬による差別医療がなくなります。高齢者医療の在り方について、抜本的な見直しを国に求め、反対討論いたします。

○議長（並松安文君）

次に、議案第25号に対する福田晋拓議員の賛成討論の発言を許可します。

○3番（福田晋拓君）

私は、議案第25号令和6年度日置市一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

まず、マイナンバーカードについてですが、市民の皆さんのご理解も深まり、医療機関で使用したり、コンビニ交付事業では、窓口よりも安い金額で夜間や土日でも住民票や印鑑証明、戸籍謄本などの取得ができるなど、マイナンバーカードの利便性は住民サービスの向上につながっていると考えます。私も先日、印鑑証明を夜間コンビニで取れて、非常に助かりました。

また、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指すための人権啓発事業補助金につ

いても、問題はないと考えます。

日本の平和と安全を守る自衛官募集についても、自衛隊法や自衛隊法施行令と日置市個人情報保護条例に基づく適正な情報提供であり、また、日置市では除外申請書を提出すれば情報提供されないなどの考慮もあり、何ら問題はないと認識いたします。

ちなみに、私の息子も、ついに来週4月1日より国分駐屯地に自衛隊入隊が決まりました。

次に、日置市では、会計年度任用職員の皆さんが、様々な部署で活躍をされています。このことは、人件費の大幅削減などのメリットがあると考えます。小中学校の就学援助制度についても適切な審査が行われていると認識いたします。

このように、適正かつ効率的で評価できるものであり、議案第25号令和6年度日置市一般会計予算について、可決すべきものと申し上げ、賛成討論いたします。

○議長（並松安文君）

次に、議案第26号に対する黒田澄子議員の賛成討論の発言を許可します。

○14番（黒田澄子さん）

私は、議案第26号国民健康保険特別会計について、賛成の立場で討論させていただきます。

そもそも保険制度は、加入者が支払った保険税を基に制度が回っていくものであると、まずは申し上げておきます。まず、日本の皆保険制度は、世界に誇れるすばらしい保険制度であります。

1956年の厚生白書によると、この頃までは国民のおよそ3分の1に当たる約3,000万人が公的医療保険に未加入であり、国民皆保険の達成は、日本の社会保障の大きな課題となっていました。その後、1958年に新しい国民健康保険法が制定され、1961年に現在の国民皆保険が完成、現在63年目にな

りますが、国民皆保険の成立により、新生児、乳幼児、高齢者の医療受診も増えて、安心して暮らせる社会の構築が進みました。

病院に保険証を持っていくと、3割負担の医療費で医療行為が受けられ、70歳から74歳の方は2割負担となり、さらに低い料金で医療が受けられます。個人事業主や退職後の市民の保険でもあり、加入者の65%が、この保険料の2割、5割、7割の軽減を受けています。非課税世帯だと7割軽減がほとんどで、世帯人数が1人の場合、年額2万2,100円、日置市は10回払いをしておりますので、1回の支払額は2,210円となります。保険料を支払うのが困難な場合は、税務課で相談対応をしておりますし、分納等にも対応してくれます。

また、今年度分での未納がある場合は、必ずお知らせが届き、このままであると次の年度には短期保険証しか持てなくなることも伝えられます。市民は、それを見て、それならどうかして未納分を支払う方もあり、未納のまま短期保険証になってしまう場合もありますが、それらを選択するための考える時間、選ぶ時間はあるわけです。短期保険証でも18歳未満の子どもたちには6か月使用できる保険証を使える制度もあり、子どもたちには若干の優遇があります。退職世代等では、ほとんどが年金生活に入っていますので、生活が楽ではない方も多くいらっしゃると思いますが、医療費の10割負担を考えると、まずは頑張って国保税を納める考えの市民が多いのではないかと考えます。

そして、本当に困窮している場合は、さらなるセーフティーネットの仕組みもあり、そちらに移行する方もいることでしょう。

また、国保税を支払い、国民健康保険証を持っていると、入院治療などで高額な医療費の支払いになった場合に、限度額適用認定証を提示することで医療費の軽減が行われます。

所得区分の段階によって、非課税世代で月額3回まで3万5,400円、4回目以降は2万4,500円の限度額分以上の医療費は支払わなくてよくなるといった制度も利用できるメリットも魅力だと思います。

医療だけでなく、特定検診やがん検診も、年齢によっては一部無料となっていますし、個別に無料で保健指導も受けられ、市民に寄り添った事業に取り組んでいます。

最後に、国民健康保険特別会計が議会で否決されますと、多くの市民に令和6年度において大きな混乱を招くことになると思います。私の賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、議案第30号に対する下御領昭博議員の賛成討論の発言を許可します。

○15番（下御領昭博君）

ただいま議題となっております議案第30号令和6年度日置市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、急速に高齢社会が進み、これらに対応するために創設されてから今回で25年目となります。第1号被保険者数は、令和5年9月末現在で1万6,708人で、前年と比較すると後期高齢者75歳以上が多少伸びています。これは団塊の世代が高齢化を迎えたものと考えられます。

保険料は、令和6年度より9段階から13段階に変更されており、月額は最小で1,730円、最大で1万3,420円で、基準月額は6,100円であります。介護保険特別会計歳入歳出の総額は、令和6年度で57億2,317万3,000円で、令和5年度と比較して4,320万2,000円の増額となっています。

提供する様々な介護サービスは、施設介護、居宅介護などきめ細かな配慮がなされています。また、介護状態にならないための介護予防事業として、「筋ちゃん広場」の推進、い

きいきサロンの活動など、市民総ぐるみの取組へと広がっています。切れ目のない支援に努めてこられたこれまでの結果を裏づける予算だと評価できます。

今後も引き続き努力されることを要望いたしまして、令和6年度介護保険特別会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、議案第31号に対する池満渉議員の賛成討論の発言を許可します。

○19番（池満 渉君）

議案第31号令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計予算に賛成をする討論を、なるだけ簡潔に行いたいと思います。

予算の総額は、歳入歳出それぞれおよそ9億4,400万円、まず歳入では保険料収入が、およそ6億5,000万円、また県からの保険基盤安定拠出金1億9,400万円を含めて、一般会計繰入金約2億7,800万円、一方で、歳入の96.5%、これは県の広域連合への納付金9億1,100万円となり、残りの3.5%で長寿健診、人間ドックなどの事業を実施することになります。

当然、高齢になれば、様々な疾患は免れず、医療費が大きく膨れます。本市の被保険者、およそ9,000人に対する令和6年度の医療費総額は、今年度の予算総額の10倍を超える96億4,700万円が見込まれます。ご承知のように県からの保険基盤安定拠出金は保険料の負担能力の低い世帯への7割、5割、2割の軽減支援が主であります。厚労省も医療を受けられない状態があってはならないとして、資格証明書の発行は制限をしていますし、当然、日置市でも、それはありません。

また、滞納など様々な理由から、家計の苦しい世帯には国保の会計でもありましたけれども、それぞれの相談に応じながらも、医療は受ける権利、普通に保障されている短期の

被保険者証を発行をしております。

一方で、やりくりをしながら保険料を納付する被保険者もあり、全体の平等性ということ、そして、後期高齢者医療制度の趣旨を考えれば、本予算に反対を唱える理由は一つも見当たりません。

これからのさらなる少子高齢化は介護保険事業と併せて、ますます厳しい運営になることは目に見えております。加入者をはじめ市民一人一人に自らの健康を守る心構えを訴えて、賛成の討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号から議案第33号までの9件を採決します。この採決は、議案等採決区分表の採決順位により行います。

それでは、まず採決順位第1の議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第32号及び議案第33号までの5件を採決いたします。

お諮りします。5件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、採決順位第1の議案第27号から議案第33号までの5件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、採決順位第2の議案第25号、議案第26号、議案第30号及び議案第31号までの4件を採決いたします。

まず初めに、議案第25号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の

方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、議案第25号令和6年度日置市一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、議案第26号令和6年度日置市国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、議案第30号令和6年度日置市介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第31号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、議案第31号令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第14 議案第36号日置市税条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第14、議案第36号日置市税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第36号は、日置市税条例の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第36号日置市税条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が令和6年2月21日に公布され、同日施行されたことに伴い、日置市税条例の一部を改正するもの

でございます。

別紙をお願いします。

改正内容につきましては、令和6年1月1日に発生した能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例について規定するもので、附則第5条の次に、第5条の2の条文を追加するものでございます。

第5条の2第1項で所得割の納税義務者の選択により、令和6年能登半島地震災害により自己の所有する資産について受けた損失の金額がある場合は、令和5年において生じた損失の金額として、この条例の規定を適用することができることとしたものでございます。

通常、前年中の災害により損失を受けた金額につきましては、雑損控除とするものでございますが、令和6年1月1日発生分は、翌年度の令和7年度以降の年度分の市民税申告において適用されるところを、1年前倒しにして雑損控除として適用することができることとしたものでございます。

第1項の後段の規定で、雑損控除の特例を受ける場合は、令和7年度以降の年度分の市民税申告においては、令和6年において損失金額が生じなかったとみなすものでございます。

第2項の規定につきましては、損失の金額に、生計を一にする配偶者その他の親族の有する資産について受けた損失の金額があるときは、当該親族の令和7年度以降の年度分の市民税申告においては、令和6年において損失金額が生じなかったものとみなすことを規定したものでございます。

次に、第3項の規定は、雑損控除の特例を受けようとする場合は、申告書にその旨の記載が必要になることを規定したものでございます。

なお、雑損控除は、適用年の翌年度以降3年間繰越しができますが、今回、特定非常災害に指定されたことにより適用年の翌年度

以降5年間の繰越しが可能となります。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第36号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第36号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号日置市税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第37号日置市給水
条例及び日置市布設工事
監督者の配置基準及び資
格基準並びに水道技術管
理者の資格基準を定める
条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第15、議案第37号日置市給水条例及び日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第37号は、日置市給水条例及び日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正についてであります。

水道法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第37号日置市給水条例及び日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、生活衛生等関係行政への機能強化のための関係法律の整備に伴い、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることとなったため、関係条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、これまで厚生労働大臣が所管していた水道整備や管理行政に関する事務については、国土交通大臣に移管され、水道に関する水質基準の策定や公衆衛生に関する事務については、環境大臣に移管されることになります。

それでは、別紙をご覧ください。

第1条日置市給水条例の一部を次のとおり改正いたします。

第4条、第6号第1項及び第39条第1号

中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

第2条日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を次のように改正いたします。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第37号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号日置市給水条例及び日置市布設工事監

督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第 16 発議第 1 号日置市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

△日程第 17 発議第 2 号日置市議会委員会条例の一部改正について

△日程第 18 発議第 3 号日置市議会会議規則の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第 16、発議第 1 号日置市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてから日程第 18、発議第 3 号日置市議会会議規則の一部改正についてまでの 3 件を一括議題とします。

3 件について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長山口政夫君登壇〕

○議会運営委員長（山口政夫君）

ただいま議題となっております発議第 1 号から発議第 3 号までを一括してご説明申し上げます。

まず、発議第 1 号日置市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

発議第 1 号日置市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定につきましては、地方自治法の改正により、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、日置市議会議員の請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行適正を図るため条例を制定しようとするものであります。

それでは、条例の内容について概要を簡潔に説明させていただきます。

別紙をご覧ください。

第 1 条は、本条例の目的について、第 2 条は、議員が議長へ行う報告について、第 3 条は、議長が行う一覧の作成及び公表について、第 4 条は、報告等の保存及び閲覧について、第 5 条で、委任について定めるものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年度における請負から適用するものであります。

次に、発議第 2 号日置市議会委員会条例の一部改正について、提案理由を説明を申し上げます。

別紙をご覧ください。

今回の改正は、地方自治法の一部改正により改正するもので、別紙の中ほどの第 15 条の 2 では委員会の開会方法の特例について規定していますが、第 1 項中「重大な感染のまん延、災害の発生時により委員が委員会の開会場所に参集することが困難」を「委員会が次のいずれかに該当する」に、「開く」を「開会する」に改め、同項に次の各号を加え、第 1 号で「大規模な災害の発生、感染症のまん延及びその他の委員個人の責めに帰することができない理由により委員会を招集しようとする場合に参集することが困難である場合」、第 2 号で「育児、介護その他のやむを得ない理由により委員会を招集しようとする場合に参集することが困難である場合」と細分化して規定するもの。また、第 15 条の 2 第 3 項及び第 18 条第 2 項の改正や第 24 条の新設などでは、オンラインの方法による委員会の開催に関する規定を追記しています。なお、併せて、字句や条文の整理を行うものです。

附則としまして、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、発議第3号日置市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

別紙をご覧ください。

今回の改正は、地方自治法の一部改正により改正するもので、議会に係る手続のオンライン化に関するもののほか、常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運用上の支障となりそうな条文の整理、また、携帯品を「外とう、襟巻、つえ」から「コート、マフラー」など、現在の社会情勢等に照らし改正が適正と判断された事項など、議会会議規則の関係部分を改正するものであります。

附則としまして、この規則は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上3件、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、発議第1号から発議第3号までの3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号から発議第3号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号から発議第3号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号日置市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、発議第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号日置市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、発議第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号日置市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第19 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（並松安文君）

日程第19、閉会中の継続審査の申し出に

ついてを議題とします。

総務企画常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいと申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第20 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（並松安文君）

日程第20、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画委員長、文教厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、2月21日の招集から本日の最終本会議まで36日間にわたり、令和6年度一般会計予算をはじめ、令和5年度一般会計補正予算、補正予算の専決処分の承認、市有財産の減額譲渡、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための関係条例の整備に関する条例の制定、日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例の制定、日置市国民宿舎事業を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定、日置市施設整備基金条例の一部改正、日置市手数料徴収条例の一部改正、日置市高齢者介護手当支給条例の一部改正、日置市営住宅条例及び日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正、日置市税条例の一部改正など、各種重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜りました。

施政方針及び予算説明で申し上げましたとおり、行政が関係する皆様と連携し、マニフェストに掲げました8つの柱につきまして取組を実行してまいります。

議員各位におかれましては、十分健康に留意され、今後の市政運営に一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（並松安文君）

これで、令和6年第1回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後0時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日 置 市 議 会 議 長 並 松 安 文

日 置 市 議 会 議 員 是 枝 みゆき

日 置 市 議 会 議 員 富 迫 克 彦